

博士論文

秦・前漢期における労役制度の類型と変遷

氏名 石原 遼平

目次

序章 秦漢労役制度研究と諸問題	1
第一節 秦漢労役制度研究の概略	3
第二節 秦漢労役制度研究の論点	4
第三節 秦漢労役制度研究の課題	1 6
第四節 本論文の構成.....	1 8
第一部 中国古代労役関連簡牘史料の集成と校釈.....	2 1
第一章 里耶秦簡労役関連簡の校訂.....	2 2
はじめに.....	2 2
第一節 8-717+8-1327+8-1161+8-780 の綴合.....	2 3
第二節 8-1719+8-2003 および 9-1624 の釈読	2 4
第三節 8-2134 簡と 8-2102 簡の綴合および校訂.....	3 0
第四節 9-2298+9-1781 簡と 8-1861 簡の綴合	3 3
第五節 8-1586 簡の校訂	3 4
第六節 9-1078 簡と 8-2429 簡の綴合	3 5
第七節 8-1707 簡の釈読	3 8

第八節 中央への貢納と献官	3 9
第一章付録 里耶秦簡作徒簿の集成.....	4 5
第二章 里耶秦簡作徒簿の史料的性格.....	7 9
はじめに.....	7 9
第一節 作徒簿の作成から廃棄まで.....	7 9
第二節 作徒簿の書式.....	8 2
第三節 「付」「受」「助」	8 4
小結	8 7
第二部 中国古代労働制度の類型	8 8
第三章 里耶秦簡にみる秦の強制労働.....	8 9
はじめに.....	8 9
第一節 秦の遷陵県で労役に就く人々	9 0
第二節 各官における人数	9 2
第三節 年齢・性別	9 3
第四節 徒隸の各官での労働内容	9 5
第五節 刑徒労役の特徴	1 1 0

第六節 労役刑徒の増加と管理不全.....	1 1 2
小結.....	1 1 7
第四章 秦漢時代の更卒の役.....	1 2 0
はじめに.....	1 2 0
第一節 更は徭の一形態か.....	1 2 1
第二節 更卒戍卒説の検討.....	1 2 7
第三節 兵役の労役への転化.....	1 3 3
第四節 伝世文献に見られる更卒の役.....	1 3 8
小結.....	1 4 4
第五章 秦漢時代の「徭」.....	1 4 5
はじめに.....	1 4 5
第一節 徭の運用範囲.....	1 4 7
第二節 徭の義務日数.....	1 5 6
補論 徭役義務日数に関する新史料.....	1 6 2
第三節 徭の徴発方法.....	1 6 4
補論 徭券の「厚」について.....	1 7 3

小結	175
第三部 秦漢期の労役編成の変遷	177
第六章 収の原理と淵源	178
はじめに	178
第一節 「二年律令」収律	180
第二節 様々な収	185
第三節 免除規定に見られる収の原理	188
第四節 里耶秦簡にみる秦の城旦舂	193
小結	196
第七章 漢代更卒輪番労役の各県における不均一と均一化	199
はじめに	199
第一節 松柏漢簡卒更簿の史料的性格	200
第二節 更の不均等と調整	203
第三節 更卒の徴用	206
第四節 更の均一化	210
小結	213

終章 秦・前漢期の労役制度の類型と変遷.....	2 1 5
第一節 秦・前漢期の労役制度の類型.....	2 1 5
第二節 秦・前漢期の労役体系の変遷とその意義.....	2 2 0
第三節 後世の制度への影響と中国労役の基本構造.....	2 2 4
研究業績.....	227
参考文献.....	228

序章 秦漢労役制度研究と諸問題

はじめに

秦漢史研究は長らくの間、発展段階の解明などを動機として、強力な統一国家・専制国家の成立基盤・成立過程の解明が中心的課題であった。すでに優れた研究史整理が多数あるので詳しくは延べないが、社会秩序の原理から国家原理を解明しようとする方法を中心として盛んに議論された¹。近年では、これらの研究の問題点として秦漢の国家・社会秩序のありようが基本的に変化しないことを前提とする点、秦漢統一国家内部の支配が基本的に均一であることを前提とする点が指摘されている²。このような問題意識から戦国から秦漢にかけての変化とその意義を探る研究および秦漢帝国の支配構造を地域の視点から見直す研究が盛んになっている³。

秦漢時代の財政研究でも、中央集権体制の成立基盤として、国家財政と帝室財政の分離が中心的なテーマであったが、1980年代以降には地方へ視点が広がり、財政的物流の解明が進みつつある⁴。中でも本論文との関連で重要なのは渡邊信一郎による財政的物流と社会的

¹ 高祖と功臣の関係および豪族の土地所有に家父長制的家内奴隷制度をみる西嶋定生、社会史の方法を取り入れた増淵龍夫による支配集団の任侠的な人的結合に注目した研究、および増淵氏の批判に答えた西嶋氏の長幼の序を迫認する爵制秩序を媒介とする「個別人身支配」によって万民を一元的、個別人身的に支配する構造の指摘などが議論された。また、爵制秩序と任侠的な人的結合の二重構造の緊張関係を特徴とするとした、好並隆司 1971 や水利施設の占有から「斉民制」の支配を説明した木村正雄 1965 などもある。秦漢帝国形成の場としての都市研究では宇都宮清吉 1955(第三章「西漢時代の都市」)など経済的秩序を重視する立場と宮崎市定 1976(「戦国時代の都市」)のような、政治的軍事的要因を重視する立場がある。中央集権的な専制支配という前提のもと、自律的な社会集団を専制国家に対置させる研究が主であったが、最近では異なる視点からの研究もある。柿沼陽平 2011 は中央集権的専制国家の支配の原理あるいは都市発達の要因として研究されてきた「爵制原理」「家族的原理」「任侠原理」「市場原理」について、いずれも複数の異類の「価値あるもの」であり、広義の「交換」を軸に見直すべきだとする。情報処理技術が制度や支配構造に与えた影響の大きさも近年急速に研究が進んでいる部分である。代表的な研究に藤田勝久 2016・富谷至 2010 などがある。これらの研究によれば、貨幣・情報処理技術といった技術こそが秦漢帝国の成立基盤であったとみることも出来る。

² 阿部幸信 2019 などを参照。

³ 幾つかの例をあげれば、紙屋正和 2009 は前漢前半期には県・道が管轄内の民政全般を捨嘗しており、郡・国の任務もまた前漢後半期と同じように広範囲であるものの、実際には行政上の機能は限定的であり、武帝期以降に郡・国の機能が強化されることを明らかにしている。大櫛敦弘 1992・2014・2015 は秦の中央官と地方官という二重性が、景帝後元年までに起きた「治粟内史の分離・分置」、景帝二年の「官制」上の内史の分置、建元元年の「行政区分」上の分置、中尉から左右内史への二輔都尉の移管などいくつもの段階を経て次第に解消され、太初元年に三輔が成立して一元的な体制に移行し、「真なる統一国家」が成立することを明らかにする。阿部幸信 2009、2019 は変化・地域性両面に目を配った論考である。秦漢帝国の行政面では地域性に立脚した戦国期以来の国家が、秦による一時的成功と挫折を経て、漢代になって地域性を超越した新しい「世界帝国」が成立することが指摘されている。鶴間和幸 2013 は秦帝国の統一の実体を地域から明らかにし、統一の虚構性に迫る研究である。

⁴ 山田勝芳 1981、1983、1984・影山剛 1970、1982、1984・越智重明 1983 などの均輸・平準を

労働編成に関する指摘である。渡邊 1989 は「地方郡県において収奪された農民的余剰が第一に各郡県において備蓄され、委積として貯蓄され」、これが委輸によって中央もしくは他地方の財政的需要に応じて転送されたことを指摘したうえで⁵、渡邊 2001 で「郡県を基軸にする社会的労働の集積・編成とそれを基礎にする全国的編成や広領域編成のあり方は、租税の収取・蓄積や中央財政の編成のありかたと全く同じである。」と指摘している⁶。この渡邊氏の指摘は本論文の検討を通じて再確認され、一部修正が必要な点も明らかになるだろう。

本論文で労役制度を問題にする理由は、支配の根拠や国家の原理の一端は、国家が支配民に強制する負担という支配の実体、すなわち西嶋氏が個别人身的支配の存在の表れとする徭役や人头税そのものの中に組み込まれていると考えるためである⁷。すでに重近啓樹によって同様の関心のもと专著が刊行されているが、再びこれを論じる必要がある理由は主に二つある。一つは近年増加した出土史料により従来の労役制度の理解を大幅に改める必要が生じているためである。もう一つは、秦漢期の徭役制度の変化には国家と民の関係の変化が如実に表出しているように思われるが、これまでの労役制度研究では、近年秦漢史研究で重視されている変化の視点が欠如しているためである。

本論文で問題にする労役制度は従来の研究で力役・徭役制度として研究されてきた範囲と重なる部分もあるが、力役・徭役の語を用いず、労役としたのは、一般民から徴発される労働だけでなく、卒や小吏など役目を与えられて行われる労働や労役刑徒身分などによる労働も含めて検討するためである⁸。これらを含めて検討した結果、役目労働の一部は次第に性質が変化し、ほとんど一般民の徭役と同様に扱われるようになるものもあり、また労役刑徒身分による労働の供給の変化が役目労働や徭役の変化の要因となったことも明らかになってきたため、これらを含めて検討した意義は極めて大きかったと考える。この他、従来の研究では秦漢帝国を一つの時代としてとらえ、国家と民を対置させる視点が一般的であったが、本研究では地方行政や秦漢時代内部における制度の変化といった点を焦点とすることで、秦・漢初の制度から漢への大きな制度的変化を合理的に説明することが可能となる

中心とした研究や藤田勝久 2005、大櫛敦弘 1988 など財物輸送を中心とした研究がある。

⁵ 渡邊信一郎 2010 では 64 頁。

⁶ 渡邊信一郎 2010 では 158 頁。

⁷ 国家は過去においても現在においても構成員あるいは支配民から余剰生産物を徴収することで運営されている。国家の様々な機能のうち、余剰生産物の徴収とこれを用いた再分配は国家の根本的な機能の一つであるといえるだろう。現代では金銭が主要な徴収方法であり、労働力の直接徴収は徴兵制および各種の強制労働に残るが、収入全体に占める割合は前近代よりも大幅に少ない。しかし、前近代では労働力の直接徴収は現物・金銭と並ぶ国家の主要な収入であった。本論文で検討する労役制度は帝国の維持・拡大のために軍事・行政への安定した労働力の供給を行うのに不可欠なものである。

⁸ 徭役・力役・労役は必ずしも統一された使い分けが確立しているわけではなく、徭役を力役・兵役の包摂概念として用いる場合もあるが、力役を徭役・兵役の包摂概念として用いる場合もある。徭役・力役は史料上でも用いられる語であるが、史料上の語義と現代語における語義は必ずしも一致していない。本章では、兵役以外の国家的労働力徴発を兵役と区別するために、包摂概念として用いられる場合がある徭役・力役の語を避け「労役」を用いる。

だろう。

労働力の直接徴収は有史以前から行われていたと考えられる。中国古代では『史記』に殷代の傳説が胥靡という隷属身分で労役に就いていたことなどが記載されている⁹。戦国期以前にも隷属身分による強制労働があったことが知られている。また、秦に受け継がれた城旦・舂・隸臣妾など労役身分が軍事的役職を模した二十等爵制の下位に連なるものであることからすると、秦の労働力徴発の前身となる制度は軍事集団内の隷属身分であることが推測される。しかし、史料が乏しく秦以前の労役制度の詳細を検討することは困難である。

同時代史料から労役制度を詳細に検討できるのは秦以降である。ただし、多くの出土史料は公開されて日が浅い。そのため、急激な史料の増加に考証研究が十分に追いついておらず、出土史料から幾つかの重要な指摘があるにもかかわらず、文献の極めて限られた記述から構築された労役制度体系が根強く支持されている。この状況は出土史料を全面的に用い、出土史料から労役体系を復元することで克服できると考える。本論文では、秦から前漢期の労役制度を検討し、その構造を明らかにすることによって、秦漢帝国の成立を可能足らしめる技術にどのような特徴があるのかを明らかにする。

第一節 秦漢労役制度研究の概略

本節ではこれまでの秦漢労役研究の概要を確認し、次節で個別の論点を具体的に紹介する。これまでの秦漢時代の労役制度の研究史を概観すれば、民の負担からの観点に議論が集中していることがわかる。これは文献史料の記述の偏りが最も大きな要因であるが、先駆的研究を行った濱口重國の関心の影響によるところもあるだろう。濱口重國の研究は唐の兵制など兵役負担の研究から始まり、同じく民の負担である徭役研究へと展開したため、主眼は負担にあり、負担日数等の解明が漢代徭役研究の中心課題となっている。

出土史料によって秦漢時代の労役制度に関連する史料が増加する以前から秦漢労役制度への関心は高かったが、研究者の関心の強さと裏腹に伝世文献には労役制度に関連する史料は乏しく、如淳注など後世の注釈を除けば、『漢書』食貨志の董仲舒の上言、如淳注所引の『律説』や衛宏『漢旧儀』などの断片的な記載しかなかった。そのため、1930年代から1970年代の研究は自ずとこれらの史料の解釈を行う考証研究が中心であった。現在でもこれらの史料の解釈について、研究者の間で多くの異論があるが、1970年代までに概ね共通の理解となったのは、如淳の注釈に誤りがあることである。その他の点については多くの異論があるので、第2節で詳しく述べたい。

伝世文献の解釈が中心であった秦漢労役制度研究の状況は、1975年出土の睡虎地秦簡の秦律の内容が1978年に公表されたことで大きな変化が起きる。睡虎地秦簡によって明らか

⁹ 『史記』殷本紀「是時説為胥靡，筑於傳險。」

になったことは、徭役として算入されない強制労働があること、秦では労役の開始年齢が23歳ではない可能性が高いことの二点である。中でも制度外の労役の存在が判明したことのインパクトは大きく、徭役制度外の労役を重視する立場からは、制度上では日数が定められているが、実際にはこれを超えて統治者が必要ならいくらかでも徴発できたのだとする見解もある。しかし、労役制度そのものについては、開始年齢について秦から漢にかけて変遷があったことが明らかになったことを除き、基本的にはそれまでの文献史料から構築された従来の理解から大きく外れるような議論は起こらなかった。

張家山漢簡の二年律令が公開されると、労役制度自体についても、それまでの秦漢労役制度の理解とは大きく異なる見解が発表されるようになった。従来、「更」とは労役負担の名称だと考えられており、年間1ヶ月の更卒の役と同義だと考えられてきたが、二年律令等の研究によって更とは上番の就労形態であり、更による労役は更卒の役に限られるものでないことおよび更の負担が年1ヶ月でない可能性が指摘されている。さらに、文献から知られていた「更」の役の枠外に「徭」という別の労役体系があったことも指摘されている。その他、更について様々な見解が出されているが、これについては次節で詳しく紹介する。

その後、松柏1号墓より出土した松柏漢簡には「卒更簿」という、卒の更を記録した簿が含まれていたことで、更の負担日数についてより詳細な議論がなされた。これには三更から九更までの更数が記録されており、X更とはXヶ月に一度上番することであり、基準となるのは三更だったという指摘がなされた。詳しくは次節で述べるが、このような見解は従来の一年一更という通説と齟齬するものであるため、これを全面的に否定する反論も発表されている。

2007年から2008年に岳麓書院が骨董市場から購入した岳麓書院蔵秦簡の秦律には「二年律令」と一部内容が類似する「徭律」が含まれており、これによって「二年律令」の解釈が再検討された。これによって「二年律令」などから導き出された「徭」が「更」とは別体系の労役であるという見解は、出土史料の誤読による誤解だという指摘がなされている。

以上のように、労役に関連する出土史料が公開されるたびに、新たな見解が出されるが、如淳注、服虔注、董仲舒上言、衛宏『漢旧儀』等の文献の記述を総合して導き出された見解は現在でも根強く支持されており、これと整合的でない見解にはいずれも文献から導き出された体系と整合的させるよう解釈を改める反論があり、共通の認識とはなっていない。

本節では秦漢労役研究の概要を述べたが、次節では個別の問題に関する議論を紹介する。

第二節 秦漢労役制度研究の論点

中国秦漢期の労役は非常に多くの研究の蓄積があるため、これまでどのような研究が行われてきたのかを確認しておきたい。本論文は出土史料と文献史料の考証により秦漢時代の労役制度を復元することを第一の目的としているため、論点は多岐にわたる。今日の研究で特に問題となっているいくつかの主な論点について論点ごとに分けて確認していきたい。

1. 如淳「更有三品」に関する議論

漢代の制度を記述した伝世文献では、「更」あるいは「更卒」という労役が民の負担として言及されている。しかし、秦・前漢期の民の労役負担について後漢～三国時代の諸家による注釈は相互に理解が大きく異なる。これは秦・前漢期の労役制度は後漢までに大幅に変化していたことが背景にあるためだと考えられる。宋の銭文子『補漢兵志』や馬端臨『文献通考』、徐天麟『西漢会要』など秦漢労役制度の古典的な研究では比較的まとまった記述である如淳の注釈が重視されてきた。如淳は以下のように説明している。

「更」には三類型がある。「卒更」「踐更」「過更」である。古の正卒には常勤する者はおらず、みな交代でこれに従事していた。1月で1更し、これを「卒更」という。貧しい者が更の雇い賃を得たい場合は、順番が回ってきた者が銭を出し、月に2000銭で雇う。これを「踐更」という。天下の人はみな3日間の辺境守備の当番があり、これもまた「更」と呼ばれている。律に言うところの繇戍である。たとえ丞相の子であっても辺境守備の徵発の対象となる。ただし、各人がみな自ら3日の守備に行くことはできず、自ら3日の守備に就こうとしても簡単に行ったり帰ったりすることはできない。利便性のために、1年間に一度交代する。行かない者は300銭を官に納入し、官はこれを守備する者に支給する。これを「過更」という。『律説』には、「卒更、踐更する者は県内で就労する。5ヶ月経って上番する。」とある。後に尉律に従い、卒は1ヶ月踐更し、11ヶ月非番となる。

更有三品、有卒更、有踐更、有過更。古有正卒無常人、皆當迭爲之、一月一更、是爲卒更也。貧者欲得顧更錢者、次直者出錢顧之、月二千、是爲踐更也。天下人皆直戍邊三日、亦名爲更、律所謂繇戍也。雖丞相子亦在戍邊之調。不可人人自行三日戍、又行者當自戍三日、不可往便還、因便住一歲一更。諸不行者、出錢三百入官、官以給戍者、是謂過更也。律説卒更踐更者、居縣中五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月休十一月也。

(『史記』郭解伝集解所引如淳)

なお『漢書』昭帝紀顔注所引の如淳説では「律説」の文言がやや異なり、「卒で踐更する者は居する。県中で居更し、5ヶ月経って上番する。(卒踐更者、居也。居更縣中、五月乃更也。)」となっている。『史記』郭解列伝の集解所引の如淳注に従う研究が多いが、于琨奇 1888、渡邊信一郎 1992によれば、『漢書』昭帝紀顔注所引の如淳説のテキストが正しい可能性が高い。

これに対して、後漢の服虔は、呉王が「卒踐更、輒豫平賈。」という政策を行ったことの解説として、

更卒となるべき時に、300銭を出すことを過更と言い、自ら卒となること踐更という。

呉王は民心を得るために、卒となる者を賃労働者として雇い、その賃金を従事期間と標準賃金に準拠させた。

服虔曰、以當爲更卒、出錢三百、謂之過更。自行爲卒、謂之踐更。呉王欲得民心、爲卒者顧其庸、隨時月予平賈也。¹⁰（『漢書』呉王濞伝所引服虔）

と述べ、「踐更」を雇用による代役ではなく、自ら更卒の役に就くことと解する。

濱口 1934 は如淳と服虔の説を比較し、「更有三品」という如淳説のほとんどが『律説』を読み違えたことに由来する誤謬である考え、服虔説に従って「踐更」とは更卒が当番に服する義であり、過更とは三百銭を払い免番する義だと指摘した。この見解は多くの研究者に支持されている。同じ問題を検討した韓連琪 1956 も晋灼・如淳の踐更の理解が『漢書』游侠伝や『塩鉄論』禁耕篇の記述と合わないことから濱口氏と同じく服虔説が正しいという結論に至っている。

濱口 1934 によって如淳の更有三品説が否定されて以降、これに何らかの誤りがあることについては概ね共通の理解となった。その後の研究では如淳説がどの点がどのように誤っており、どの点で正しいのかという部分についても様々な見解がある。論考が相互に参照されていない可能性があり、特に 1980 年代までの中国の研究では諸説が乱立するが、立場は概ね 5 種に大別できる。

第一の立場は服虔説を重視する立場からの如淳説の再解釈である。謝宗陶 1956 は勞幹 1948 が明らかにした正卒・戍卒・徭役という三類の徭役体系と整合性がとれるように如淳の更三品説の誤っている部分を改め、再解釈することで、卒更とは一年正卒・一年戍卒・一ヶ月徭役という期間に応じて服役することであり、踐更とはこれに本人が自ら服役すること、過更とは月三百銭で人を雇い代わりに服役させることだとする。これに対して、臧知非 1987 は「卒更」に関する解釈がやや異なり、「更有三品」のうち「踐更」が自分で服役すること「過更」が銭で代役することであるので、二品は服役方式であるが、「卒更」は「月為更卒」の制度自体のことであるとする。

第二の立場は服虔説を重視せずに、如淳説の三つの更に対する説明は基本的に正しものとして解釈を試みる立場である。例えば、李劍農 1962 は如淳説をそのまま採用する。平中 1967 は漢代では更(番役)の履行形態に三種の様態があり、「第一には自らそれらに服する場合の「卒更」があり、第二には他人を雇ってそれをはたす場合の「踐更」があり、第三には代償金を収めて、それを免除される場合の「過更」があった」とする。高敏 1985 は「更有三品」について、如淳は「三品」と言いながら更役の三種の類型を示しておらず、「卒更」「過更」「踐更」は類型ではなく、更役に服する三種の方式であるとする。それぞれの意味

¹⁰ 『史記』「卒踐更、輒與平賈。」に注した『集解』の引く韋昭『漢書音義』にも、「以當爲更卒、出錢三百文、謂之過更。自行爲卒、謂之踐更。呉王欲得民心、爲卒者顧其庸、隨時月與平賈、如漢桓、靈時有所興作、以少府錢借民比也。」とこれと概ね同じ記述がみられる。

については、卒更とは自ら服役すること、踐更とは 2000 銭で人を雇い、1 ヶ月の役を代役させることとする。過更は 300 銭で人を雇い、毎年 3 日間の辺戍の役を代役させることだとして、類型からいえば「一月一更」の更役と戍辺三日の「徭戍」の役の二種類の更しかなく、戍辺三日の役もすでに賦税に変化した「更賦」であるので、実際は 1 類型があるのみだとする。

第三の立場は『漢書』昭帝紀顔注所引の如淳の引く「律説」、司馬貞『史記索隱』の引く「漢律」、『論衡』射短編にみられる「居更」という語を重視する立場である。于琨奇 1888 は「更三品」の「卒更」「過更」「踐更」の「卒更」は「居更」の誤りであり、正しくは「居更」「踐更」「過更」であると指摘し、「居更」は本人が本県で服役すること、「踐更」は本県を離れて服役すること、「過更」は代役銭を納入することだとする。渡邊信一郎 1992 も「更三品」について再解釈し、「更三品」に本来「居更」が含まれたと考える点では于琨奇と同様の結論に至っている。ただし、「居更」「踐更」の解釈は于氏とは異なる。渡邊氏は「卒更」の義務遂行期間に入ることが「踐更」であり、この期間中に実役に就いて義務を果たすのが「居更」、この義務期間が経過し、その対価を納付して義務を果たすのが「過更」であったとする。

第四の立場は出土史料を用いて、独自の解釈を行うものである。李成桂 2009-2 は松柏漢簡から如淳の更有三品説の再解釈を試みている。李氏は松柏漢簡から更卒は隔年で当番に組み込まれているのではないかという推測を導き出し、如淳の言う「卒更」とは当年に徴発される者、「踐更」とは現在服役している者、「過更」とは当年は休息しており次年に徴発される者なのではないかとする。

第五の立場は濱口と同じく、如淳説に採るべき点が無いと考え、全面的に否定する立場である。耿虎・楊際平 2007 は、如淳の「更三品」を改めて全面的に否定している。如淳の解釈では「卒更」という属の概念を「踐更」「過更」という種類の概念を対等に並列してしまっているが、実際には「卒更」という属の中に「踐更」「過更」の二種があるのみであると指摘する。また、如淳の主張する「戍辺三日」の制度は成立しえず、天下の人が皆三日間の辺戍の義務があり、丞相の子にも辺戍があったという如淳の説についても復除の制度と矛盾し、成立しえないとする。

以上のように、如淳説に何らかの誤りがあるという点では、ほとんどの論者の見解が一致している。どのような誤りであるのかについては論者によって解釈は分かれている。

2. 更賦・過更銭の理解

如淳の述べる 300 銭の過更銭や 2000 銭の代役銭が、史料に散見する「更賦」という賦税と同一のものであるのかについても議論がある。濱口重國 1932 は過更銭と更賦を同一のものと考え、遅くとも後漢の順帝頃には、更卒の役には概ね更賦—実役代償金—を徴して実役を強制しなくなったと指摘している。韓連琪 1956 は過更と更賦はそれぞれ異なる税収であり、過更が更卒の免役銭、更賦が正卒の免役銭であるとする。これに対して、平中 1967 や

田沢浜 1984 は更賦と過更錢は同一のものであると考えており、両者はいずれも戍辺三日の更の免役錢であり、金額は 300 錢だったとする。ただし、平中氏は「更賦」が免役錢を言う場合と、全般的な「更(徭役)」と「賦(賦錢)」の両方を指す場合があったとする。黄今言 1983 も更賦と過更は同一のものであり、金額は 300 錢だったと考えているが、戍辺三日ではなく毎年 1 ヶ月間の労役の代役錢と考える点では見解が異なる。臧知非 1987 は黄氏と同じく 1 ヶ月の代役錢だと考え、金額については時代によって変化があり、前漢では 300 錢であったが、後漢では 2000 錢になったと指摘する。楠山修作 1968 はこれらの見解とは大きく異なり、「更賦」は更錢と賦錢という二種の徴収の併称であり「更賦」という税目は存在しなかったとする。越智重明 1976 も独自の見解があり、(少なくとも漢書食貨志に見える)更賦は本来三種類の役(更卒の役、辺戍の役、正の役)に就役することで、それは田租とならんで税役を代表するものであったと指摘し、代役錢や賦税のことではなく就役自体のことと考える。

この他、黄今言 1979 は更賦の意味が時代によって変化すると主張している。黄氏は秦代においては錢で代役することが更賦であり、役に従事すべき者が錢を出して人を雇い代役させていたが、後漢時代になると更賦は本来の代役の意味を失い、丁に課される固定的な賦になったと指摘している。胡大貴 1995 は当初は代役錢であったという見解自体に疑問を呈し、3 日の辺戍が実現不可能な制度であることから、更賦は当初から代役錢ではなく封建国家が 3 日の辺戍の名目で徴収した固定的な賦税であり、文帝 13 年に徴収が開始されたとする。

これらは主に如淳の述べる 3 日の辺戍が存在することを前提に議論されたものだが、この 3 日の辺戍の役は後世の注釈にしか確認できないため、存在自体に疑問が提起されている。于豪亮 1982 は居延漢簡や睡虎地秦簡を用いて如淳や楚林の注釈に言う「戍辺三日」の妥当性を検討している。于氏は居延簡中の代理の戍辺を記録した簡で 1 人に対して 1 人が交代していること、雇用の代金が非常に高額であることから「戍辺三日」は誤りであると考え、高后五年から武帝期までは戍辺一年間と規定されており、昭帝・宣帝以降に半年に改められたとする。耿虎・楊際平 2007 も如淳の諸説を全面的に否定する立場から「戍辺三日」の制度自体が文献や出土史料から検討すれば成立しえないものであり、如淳が「過更」と戍辺三日の代役錢を同一視にしてしまった誤りによって大きな混乱が引き起こされたと指摘する。

3. 董仲舒上言の解釈

出土史料が増加する以前には、上述の後漢以降の注釈を除けば、比較的まとまった記述の同時代史料である『漢書』食貨志の董仲舒の上言の解釈は秦漢労役研究で最も重要な課題の一つであった。董仲舒の上言について多くの研究で様々な解釈が出され、これが現在まで完全には解決されていない問題となっている。これらの研究では主に次の二つの史料を相互に対照させながら解釈する方法で行われる。

・董仲舒上言

又加月爲更卒已復爲正一歲屯戍一歲力役三十倍於古(『漢書』卷二四上、食貨志上)

・衛宏『漢旧儀』¹¹

民年二十三爲正一歲以爲衛一歲以爲騎士材官習射御馳戰陣

(孫星衍輯『漢官七種』所収、衛宏『漢旧儀』)

濱口重國 1934 は、それまで「又加月爲更卒、已復爲正。一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古。」と断句されてきた董仲舒上言を「又加月爲更卒、已復爲正一歲、屯戍一歲、力役三十倍於古。」と断句することで「力役」という総称が個別の役目と並列される問題を解消しようとした。1940年代には居延漢簡が一部参照されるようになったことで辺戍や『漢旧儀』にみえる材官・騎士に関する議論などが喚起され、食貨志の董仲舒上言を『漢旧儀』と対照させ、労役と兵役を区分して再解釈が試みられた。勞榦 1948 は「加月爲更卒」が毎年一ヶ月の徭役であり、「爲正一歲」が正卒(騎士・車士・材官・楼船など)の義務に一年服役すること、「屯戍一歲」(都で一年衛士、或は辺境で一年屯戍)が戍卒の義務であるとする。

一方、西田太一郎 1950 は『漢旧儀』に従って「正」を正丁と考え、その年限中に重役に服するものが正卒だと考える。西田氏はさらに『漢旧儀』の「民年二十三爲正一歲、以爲衛一歲、以爲騎士材官習射御馳戰陣」と董仲舒上言を対比させ「屯戍一歲」が『漢旧儀』の「衛一歲」にあたるため、屯戍とは衛士のことであり、董仲舒上言の「力役」が『漢旧儀』の「騎士材官」のことであるとする。しかし、これに対して大庭脩 1953 は材官騎士が専門の兵士であることを論証し、西田太一郎 1950 が『漢書』食貨志と『漢旧儀』を安易に対照させた誤解を解いている。

西村元佑 1953 は文帝期を境に漢の役制が大きく変革されたことを指摘しており、結論としては、秦から漢初までは民は戍卒・力役を合わせて二カ年の官役に服し、その後は数年ごとに五ヶ月の更卒の役に服したのが、文帝期以降は一年に一ヶ月の力役のみとなったとする。西村氏の研究はそれまで十分に意識されていなかった制度の変化という視点を導入して検討したことに大きな意義があるが、史料解釈の面では「三十倍於古」とある部分を版本の根拠なく「二十倍於古」と読み替えたり、「一歲屯戍、一歲力役」を正卒としての素質を有しない民の場合に限定したりするなど、やや恣意的な解釈が目立つ。

韓連琪 1956 も西田太一郎 1950 と同じく『漢書』食貨志と『漢旧儀』を直接対照させ、屯戍とは衛士および辺境の戍卒を含む概念であるとし、力役と騎士材官については、力役は汎称であり、騎士材官は力役の中の具体的項目であるとする。また、韓氏は濱口重國および勞榦 1948 が董仲舒の上言を「又加月爲更卒、已復爲正一歲、屯戍一歲、力役三十倍於古。」と断句し、『漢旧儀』をこれに合わせて「民年二十三爲正一歲、以爲衛士一歲、以爲騎士材官、

¹¹ 『史記』卷七、項羽本紀の集解所引如淳注の引く『漢儀注』にもほぼ同じ文がみられる。濱口重國 1943 は両書を同一書と考えている。

習射御馳戰陣。」と断句したことについて、正卒は衛士であり、衛士には京師の衛士と辺境の屯戍が含まれるのに、正卒に一年間、衛士に一年間の後にさらに騎士材官なると言うのは文の意味が通らない、しかもこの断句では騎士材官のみが習射御馳戰陣を行い、衛士はこれを行わないことになってしまうと批判している。

米田賢次郎 1957 は漢代の徭役日数は儒家の思想にもとづいており、それは最大で冬季の農閑期 90 日間であり、その内訳は地方力役 30 日・兵役 30 日・辺境力役 30 日であると指摘する。

伊藤 1959 はそれまでの諸説を再検討し、それまでの読み方にいくつかの重要な修正を行っている。それまで「又加月」の部分を「はたまた」あるいは「又加うるに」等と読まれてきたが、伊藤氏は「月を加えて」と読み、更卒の日数は年 2-3 カ月であったとする。「為正」の「正」は「征」と読み、壮丁自身を税として取り立てる意味と解する。『漢旧儀』については董仲舒上言の「為正一歳、屯戍一歳」と整合させるため、「民年二十三にして正せられること一歳。以て衛士となる。一歳、以て騎士材官となる。」と読んでいる。

張金光 2004 は「正」と「正卒」の違いは意味の重点の置き方の違いであり、同じもの指すと考えている。「正」とは律によって軍戍の役に従事すべき者を指し、在役の年齢に重点を置いた言い方であり、「正卒」とは軍戍に現在従事している者を指すとする。

王彦輝 2015 は秦漢時代の「正卒」とはすなわち「丁男」のことであり、後世の「正丁」のことであるとする。材官騎士については、丁男の中から選抜された郡国の兵であるとし、材官騎士は二年間の現役のうち一年間は地方で「常兵」「郡国兵」として服役し、一年間は「衛士」として京師で服役すると指摘する。これに対して、一般の丁男は一年間の「辺戍」にのみ服するのだとする。

以上の先行研究は董仲舒上言および『漢旧儀』の句読の方法、あるいは正と正卒と正丁が同義であるのか否か、力役の中に更卒・正・屯戍といった概念が包摂されるのか否か、『漢旧儀』にみられる正・衛・材官騎士が董仲舒上言の正・屯戍とどのように関係するのかなどそれぞれの役目の解釈といった問題が論点となっている。

4. 労役の開始年齢・免除年齢と女性徭役

韓連琪 1956 は男女を問わず「始傅」の年齢になると「一月一更」の義務があったとし、『漢書』惠帝紀「三年春、発長安六百里内男女四十万六千人城長安、三十日罷。」をその根拠とする。傅の年齢については昭帝以前には 20 歳であり、昭帝以後 23 歳に改められたとする。

越智重明 1976 の結論もこれと近く、一般庶民は壮丁になると正卒となって三種類の役(更卒の役、辺戍の役、正の役)に就役したとし、正卒となる年齢は景帝のとき二十歳となった(それ以前は不明)が、その後二十三歳とされた。正卒が終る年齢は(少なくともその二十三歳に対しては)五十六歳であった、とする。

黄今言 1978 は徭役の範囲・期間・対照・開始年齢等について検討している。開始年齢に

については戦国期には『周礼』地官の記述から15歳とし、秦代については従来23歳で開始されるとされてきたが、睡虎地秦簡「大事記」「内史雜律」および『史記』白起列伝から15歳であると指摘している。ただし、兵役に就くのは20歳であり15歳では「小役」にのみ就くとする。また、事例を集めて、戍(兵士として防衛)、漕(水運)、転(陸運)、作(土建)、事(事務)の徭役が頻繁に起こされたことを示している。「法外之徭」があったため「一月」「一歳」云々の期間は空文に等しいと指摘している。「力役三十倍於古。」と読む立場から、古には20から50歳までの30年間に年間3日服役し、生涯で90日なのに対して、秦以降では15歳から60歳までの45年間に毎年1ヶ月の更卒の役と生涯で1年間の屯戍と1年間の正卒を加えて2070日、また正卒が『漢旧儀』の述べるように1年間の衛士と1年間の材官騎士であれば2430日であり、90:2430は1:27となる。これに法外の役を加えて30倍という概数を述べたと考えている。

また、韓連琪1956が夙に女子の徭役があったことを指摘しているが、女子の徭役の有無についても睡虎地秦簡を用いて議論されるようになった。山田勝芳1986は女子にも徭役の義務があったと指摘し、女子に徭役の義務がなかったとする重近啓樹1986・楠山修作1996の説との間に新たな議論が生まれた。これは女性の労役義務があったことを示す史料がある一方で、女性の労役義務が無かったことを示すともとれる史料があるためである。この他に具体的な徭役労働の内容を検討した藤田勝久1984もある。

5. 出土史料を用いた「更」の研究の深化

「更」については如淳説を離れ、出土史料を中心に据えた検討も進んでいる。「更」と「更卒」について、張金光2004は単に「更」という場合と「更卒」という場合いずれも同じく月更の役の卒を指しており、一年に一度の月更の役を「更」役と称し、更役に従事する者を慣習的に「更卒」と称すると指摘する。鷲尾祐子2005はこのような見解に対して、更、踐更は徭役就労者・戍卒・官吏などが様々な人員が交代で従事する仕事に従事する際に用いられる表現であり、決して更卒のそれのみではないことを論証している。さらに、更卒の起源について、更卒は本来戍卒であり、『塩鉄論』に見えるようなその他の労役への就労は便宜的な転用が常態化したものではないかと推測している。廣瀬薫雄2005も同様に更、踐更が更卒に限らないことを指摘している。一般庶民の場合は徭役に従事し、踐更小吏と呼ばれる下級官吏は上番方式で吏の仕事に従事するとする。この点について楊振紅2006にも「冗」と「更」の適用範囲は官吏の各種散職から官府で供役する丁、夫、色役、隸臣妾等までを包括するという指摘がある。

石岡浩2005は「冗」と「更」が対立する概念であり、「冗」が常駐であり、「更」が輪番であることを明らかにしている。楊振紅2006もこれと同様に、しばしば同時に出現する「冗」と「更」労役に従事する方式に関する一組のタームであり、唐代の「長上」と「番上」にあたり、「冗」は長期の供役であり、「更」は輪番の供役であると指摘する。宮宅潔2006は「更」は輪番を意味し、「冗」は勤務時間を固定されず、必要に応じて役務に就くこととする。

5-1. 「更」の服役期間について

出土史料により更の服役期間の研究も進んでいる。張金光 1983 は董仲舒の簡単な記述からは更の詳細は分からなかったが、出土秦律から確かに1ヶ月を単位としており、また毎年1ヶ月服役することがわかると指摘する。高敏 1985 は卒更とは自ら服役することであり、踐更とは銭を受け取り代役することだと考える立場から、自ら服役するのが1ヶ月であり、これに加えて5人の更を踐更で代行し、5カ月まで服役できたと指摘し、成帝河平三年になると、代役できるのが1ヶ月に制限されたとする。一更を1ヶ月とするこれらの見解に対しては全く異なる見解も出されている。曹旅寧 2002 は張家山漢簡「史律」にみえる「更」から「踐更」とは昇格降格（「遷擢昇降」）であり「更」は卜・祝の等級であるとする。また、臧知非 2004 は「月為更卒」とは年間1ヶ月の服役ではなく、毎月1度、つまり年間12回服役する制度であり、1回の服役日数は等しかったと指摘する。しかし、その後の諸研究の方向性としては基本的に張金光 1983 の見解が受け継がれている。鷺尾祐子 2005 は更卒とは、秦から漢律説の示す時期まで一貫して一定期間の役を指し、少なくとも昭帝期までに毎年1ヶ月定期的に就役するものとなっており、在籍の県ないし郡中の某県に配属されたことを指摘する。廣瀬薫雄 2005 は「二年律令」史律から踐更が輪番制であることを指摘する。二年律令等にみられる数字+更の意味について、例えば六更であれば6ヶ月に一度というように上番の頻度を表しており、最大の更数は十二更であること、一度の更の期間は1ヶ月間であることを指摘している。2009年に一部の内容が公開された松柏漢簡には「卒更簿」という帳簿が含まれており、これを用いた更卒の研究も行われるようになった。松柏漢簡を用いた研究により廣瀬薫雄 2009、陳偉 2010 は更が一ヶ月交代の輪番であることを再確認し、3ヶ月に一度上番する三更が基準となっていたと指摘する。張金光 2011 はこれらの見解を否定し、数字+更の意味は某組に分けるといった意味しかなく、上番頻度ではないと考え、年間の服役日数は1ヶ月のみであったと指摘する。孫聞博 2015-3 は張氏の見解に基づいて補足し、「某更」とは当年の徭役を某組に分けて服役することだとする。

5-2. 「徭」の範疇について

廣瀬薫雄 2009 は「徭」と「更」が異なる徭役体系であると指摘する。楊振紅 2010 も同じく「二年律令」や里耶秦簡から「徭」と「更」が異なる徭役体系であると指摘する。

万榮 2014 は張家山漢簡「奏讞書」の蛮夷の屯戍に関する案例から前漢初の「徭」は兵役である屯戍を含まない狭義の徭役であり、労役のみを指す語であるとする。

廣瀬薫雄 2009・楊振紅 2010 は二年律令等を用いて「更」と「徭」が異なる労役体系であると指摘したが、期間従来考えられてきた労役の負担期間とは大きく異なるものであったことから、これに対して全面的な批判が王彦輝 2014 から提出されている。王彦輝・陳大志 2015 も負担が年間一ヶ月を超えるはずがないとして、廣瀬薫雄・楊氏の更の解釈が誤りだと指摘し、徭とは民の負担全般を表す語であるとする。また、宮宅潔 2019 も岳麓秦簡を用いて二年律令等を再解釈することで、「更」「徭」の区別は出土史料の誤読に基づいて導き出されたものだと指摘し、「徭」とは広く民の労役全般を指す語であり、就労形式の一種であ

る「更」もこれに含まれると指摘する。

このように研究者の間で意見の相違がある理由は、「徭」という範疇に「更」や屯戍が含まれないと読み取れるような史料がある一方で、「徭」が民の労役全般を指していると読み取れる史料が存在するためである。

6. 徭役制度外の労役と地方労役の性質

1980年代になると、秦律が出土したことにより、個別の制度を徹底的に検討することが可能になった。秦律が出土する以前は、正史等の断片的な記述や後世の注釈が主な史料であり、制度の詳細を復元するのは限界があったが、1980年代に睡虎地秦簡が出土したことで史料状況は劇的に改善された。睡虎地秦簡が公開されるとこれに含まれる秦の徭律等をもとに、多数の研究が発表された。

熊鉄基 1978 は睡虎地秦簡秦律に「勿計為徭」「不得為徭」とある徭役として算入されない強制労働があることに注目し、董仲舒の上言は制度を表しているに過ぎず、実際はこれよりも重い徭役が課せられていたのだから、この上言の考証に労力を費やすよりも実際に明らかにすべきだとして、規定の日数を大きく超えても統治者が必要ならいくらかでも徴発できたのだとする。

高恒 1980 もまた、一年間の保証期間に壊れてしまった場合の労役が徭役日数に参入しない制度があること指摘し、これが地方の官吏に対して思うままに徭役を徴発する口実を与え人民の服役期間が大幅に増加したと述べる。戍役については、戸籍によって秦の民の普遍的義務であること、尉によって徴発されることなどが指摘されている。

この徭役制度外の労役の性質の検討から、生産様式とかかわる中国古代国家の徭役の性質についても論じられるようになった。

楊振紅 2010 は徭役制度外の労役であるとも読み取れる「二年律令」の「補繕邑院、除道橋」を里・邑等の集落共同体内部の労役であると考え、これが「徭」から除外されることを「徭」が国家の正式な労役である根拠の一つとしている。

一方、「補繕邑院、除道橋」の性質については楊振紅 2010 とは逆の見解もある。小嶋茂稔 2014 は「補繕邑院、除道橋」を共同利害とは直接的に関係しない労役と考える立場から、秦漢時代の徭役は共同体の再生産に必要な共同労働の性質を持っており、在地の共同利害とは直接的に関係しない労働はたとえ国家機構による政治的強制であっても、制度内の労役と見做されなかったとする。また、小嶋茂稔 2014 に先立つ渡邊信一郎 2010 も更卒の役を共同体の再生産に必要な共同労働だと位置づけている。

岳麓書院藏秦簡の律令が公開されると、楊・小嶋両氏が依拠した「補繕邑院、除道橋」が徭役制度外の労役であるという前提自体について宮宅潔 2019 から疑問が提示されている。

7. 秦漢労役体系の研究

上述のような個別の役目を総合して、秦漢労役制度の全体的な構造を把握しようとする

研究もある。

文献史料を用いて、民の負担の観点から秦漢の労役体系を整理したものとしては、勞榦 1948 があげられる。勞氏は①正卒—一生の間に1年間騎士・車士・材官・楼船として服役する。②戍卒—一生の間に1年間衛士あるいは戍卒となる(毎月300銭で代役可能)。③徭役—毎年1ヶ月間郡県で労役に就く(300銭で代役可能)。という三種に分類する。

越智重明 1976 もこれに近い見解であり、漢代の壮丁の従事すべき三種の役として更卒の役、辺戍の役、正の役に大別して整理している。更卒の役は1年に1ヶ月間、原則として本貫の郡県で土木工事などに従事するもので、臨時的に将作大匠のもとで土木工事や辺郡への軍需物資の輸送もあったとする。戍辺の役は(狭義の)軍役で、現実には1年1交代であるが、この役に出ないときは錢三百を出したので、「上言」のようにこの役を1年に1箇月の役として計算することがあり、高官の戸の構成員であっても、この役と(軍用にあてられる)算賦(武帝のとき以後の口錢としての三錢)とを免かれることはできず、錢三百を出して戍辺の役を免ぜられるのを過更というとする。正の役については、下級職業軍人が引続き(一般庶民の就役年齢の間)騎士、衛士などとして服役するものと、一般庶民が騎卒、衛卒などとして一年に一箇月服役するものとあるが、京師に衛士、衛卒として勤めるものは1年1交代であったとまとめている。また、壮丁の年齢が終り、その就役がなくなると羨卒となった。羨卒ははじめ輓輸などの軽い徭役に就役するが、のち年齢が高くなるとそれを復除された。主に董仲舒の上言および『漢旧儀』の記述から構築されたこのような理解は、近年の研究にも大きな影響を与えている。

秦漢律令が出土すると力役の中に更卒の役の範疇に収まらないものがあることが判明し、民の負担する労役体系を見直す必要が生じた。高恒 1980 は秦律十八種徭律から徭役と戍役を検討し、徭役には中央の徴発する「御中發徵」の他に県の通常の土木工事を行う「為恒事」という類の労働と、上級の認可が必要な公舎・官府・廷の建造などの「瀦有為」という類の労働で徭役を興すことができることを指摘している。

張金光 1983 は秦の徭役は「更役」と「戍役(兵役)」の二大類に分けられると指摘する。非軍事的な各種の役に従事する者は「徭徒」と呼ばれ、この種の徭役を徴発することが「興徭」と呼ばれ、更役に含まれる。これが董仲舒のいう「月為更卒」である。宮殿に宿営する「徒卒」「衛卒」と呼ばれ、地方には「材士」「県卒」があり、辺県を戍守する者は「戍者」と呼ばれ、これらは軍事編成であり、軍事的性質があるとする。秦漢時代の徭役を非軍事的徭役と軍事的徭役の二種に大別する見解は有力な見解となり、これ以降の研究では、主に非軍事的徭役を対象を絞った体系が検討されるようになる。

重近啓樹 1986 は秦律をもとに吏民の負担する非軍事的な徭役の類別を行い、再整理した研究である。重近氏は吏民の負担する労役に関して、秦律にみえる「勿計為徭」「不得為徭」とされる労役を更徭の枠外の雑役と定義し、徭役の諸形態を1. 中央的徭役(臨時的) 2. 民の基本的負担義務としての更徭 3. 更徭の枠外とされる雑役(臨時的) 4. 大徭役(県により賦課される臨時の大規模徭役)と分類した。重近氏の類型は文献史料から導き出された

「更徭」の理解を基礎としつつも、この他にさらに各種の臨時徴発があったとする点で画期的である。

渡邊信一郎 2010 の見解は、正の役の範囲をそれまでの通説的よりも広く解したものである。渡邊氏は漢代の農民男子は 23 歳になって傅籍手続を行うと正と呼ばれ、更徭の役のほか、1 年間首都にのぼって宮殿・官府などの警備を行う衛士、1 年間の辺境警備にあたる戍卒(徭戍)、材官・輕車・樓船などの地方郡県における軍事勤務(甲卒)などを負担したと整理したうえで、正の役は軍役を主体とするが、それにとどまらず、中央・地方の諸官府の最下層吏員をも担当したとする。

漢律等を用いた研究では、重近氏の論を発展させることで、それまでの民の労役負担体系の理解を大幅に改め得る指摘がなされている。重近氏は定期的に就労する更卒の役を「更徭」と呼んだが、廣瀬薫雄 2005 や楊振紅 2010-1 はこれを「更」と「徭」の併称と考え、定期的に就労する労役が「更」であり、臨時的な徴発はこれとは別系統の「徭」という負担だと指摘している。非軍事的な労役に「更」と「徭」という二系統の体系があるという両者の指摘は、重近氏の分類における中央的徭役と大徭役を「徭」という別系統の徭役負担義務であったとするものといえる。文献史料を用いた研究では非軍事的な労役は年間 1 ヶ月の更卒の役の負担のみと考えられてきたが、楊氏はこの他に年間 1 ヶ月間の「徭」が義務付けられていたと考えている。

更・徭二系統の負担という意見には王彦輝 2014 および宮宅潔 2019-1 から全面的な反論が発表されている。両氏の主な論拠としているのは「徭」は民の強制労働全般の汎称であり、個別の役目の名称としてふさわしくないという点である。王・宮宅両氏は「徭」とは労役全体を指す概念であり、「更」は「徭」に従事する方式に過ぎず「徭」の中に包摂される概念だと考えており、更卒の役もこの中の一部であると考えている。期間については、王氏は年間 1 ヶ月であるとする。宮宅氏の見解もこれと近く、服役方式に関係なく年間 1 ヶ月程度であったと考え、1 ヶ月を超える徭役があることについては、繰り越しや先取りが可能であることによって説明する。王・宮宅両氏の指摘に従えば、文献史料から導き出された労役体系を修正する必要はなくなる。

践更形式で行われる労役以外の臨時的労役のみを「徭」と呼ぶか、労役全体を「徭」と呼ぶかという語の概念の見解の違いではあるが、この見解の違いは労役体系の全体にかかわる問題であり、またどちらの立場をとるかで民の負担する日数が大きく変わってくる。

ここまでに確認してきた研究はいずれも基本的に民の負担として労役を研究している。渡邊信一郎 2001 はこれとは異なる社会的労働編成という視点からも労役制度を検討している。国家の社会的労働編成全体に目を配り、社会的労働は財政と同じく第一に地方郡県で集積・編成されたことを指摘し、行政の根幹が地方官府に掌握されていたとする。また、中央的需要にもとづく労働編成は、官奴婢と中都官徒を中核として比較的強固な制度化が達成されていたのに対して、中央次元と地方郡県次元の間にある様々な広領域にわたる需要は制度化が未成熟で、十分な組織性を持たなかったと指摘する。

渡邊氏は漢代の社会的労働編成を「漢代の国家による社会的労働編成は、通年約 150 万人にのぼる編戸百姓からの徭役労働、全国 2000 箇所の監獄に集積された数十万人の刑徒労役、主として中央諸官府に集積・配属された数万人の刑徒と十数万人の官奴婢からなる強制労働をその基本的構成要素とするものであった。このほか国家は、地方郡国の軍役・吏役として年間数十万人の甲卒(正)、辺境・中央諸官府の警備を担当する年間数十万の戍卒、あわせて七、八十万人にのぼる軍役を「徭役」として編成した。」と指摘する。

渡邊氏の提示した社会的労働編成は労働力徴発に様々な方法を網羅的に把握できるものであり、軍役・吏役・刑徒労役などの重要性を再認識させるものである。労役制度を財政の一部とみる視点を発展させることで、秦漢時代の労役体系をより正確に把握することができるようになると考えられる。

本節で個別の論点についての諸説を確認した結果、文献史料の記述が断片的であることが諸説が乱立する最も大きな要因であると言えるだろう。また、出土史料から導き出された論が文献史料と矛盾することもあり、さらなる論争を引き起こしている。このような状況のもと、本論文では一旦文献史料の断片的な記述およびそこから導き出された結論を離れ、s 全面的に出土史料から制度を検討しなおし、その後文献史料と整合的な解釈を試みる方法で検討を進めていきたい。

第三節 秦漢労役制度研究の課題

第一節で述べたように、秦漢労役制度研究の史料状況が改善したのは、この四半世紀ほどの間に秦漢律および行政文書が次々と出土したためである。そのため、様々な見解は出てきているが、十分に議論が尽くされておらず、どのような労役にどのような人々がどのように徴発され、負担の量はどのくらいであったのかといった基本的な事項でさえ、論者によって見解が大きく異なるのが現状である。これら個別の問題で意見が分かれているため、制度全体の体系やその変遷の研究も進んでおらず、秦漢時代の労役の構造的特徴や労役制度の変化など、より発展的な議論への足かせになっている。

文献から構築された従来の枠組みで説明が困難な記述が出土史料の中に発見されるたび、従来の理解を改めるべきことが個別に指摘されてきた。これらのうち、律令に明記されている徭役の日数として算入されない労役があったこと、開始年齢が一貫して 23 歳であったわけではないことなどは広く受け入れられている。しかし、「徭」と「更」が別の系統の労役であるという見解や更の義務日数が年間 1 年間よりも多いという見解、女子にも徭役義務があるという見解などに対しては、主に出土史料の解釈を改めることで、従来の理解と整合させる反論があり、共通の理解とはなっていない。これらの反論の中には文献から構築された従来の通説と合わせるための無理な解釈や新説の部分的な問題点を指摘し、すべてを否定するような論じ方もあるように思われるが、正当で重要な指摘もあるため、出土史料の解釈に問題がないかどうかをもう一度しっかりと吟味する必要があるだろう。

出土史料を用いた研究の多くは個別の役目について論じたものであり、様々な服役形態があったことは指摘されている。しかし、労役制度の全体的な体系に関する考察は十分ではないため、労働力徴発制度の全体像を体系的に把握するに至っておらず、制度設計はなかなか見えにくい。このことも出土史料から導き出された見解が広く受け入れられていない原因の一つだろう。なぜなら、個別の労役制度の理解を改めることで労役制度の体系全体の理解が破綻することになり、従来の秦漢労役制度の体系を全面的に見直さない限り様々な矛盾が生じてくるからである。

越智重明 1976 は文献から様々な役目が明らかになってきた 1970 年代当時の研究状況について「個々の役目(徭役の名称)やその具体的な内容が次第に明らかになってきているが、当時の徭役の体系がどのようなしくみになっていたかという点はそれが前漢王朝の基本的なありかたにもかかわる重要なことであり、それだけにさまざまな形で追求がなされてきたにもかかわらず、それに関する多種多様な学説を産んだままで容易につまった形をとりえない実情である」という問題を指摘するが、簡牘史料によって新たな役目が明らかになるにつれ、再び同じ問題が起き始めたと言える。個別の労役制度の理解だけでなく、労役制度全体の構造を見直す必要があるだろう。

文献の記述から整理された労役体系は、簡牘史料から明らかになった制度と整合しない部分がある。例えば、越智重明 1976 は文献の記述から民の労役負担を「更卒の役」「辺戍の役」「正の役」の三種に分類したが、二年律令等で存在が明らかになる臨時的徴発や徭役外の労役の存在を説明できない。その後、重近啓樹 1990 はこれらを簡牘から明らかになった労役を含めて中央的徭役、民の基本的負担義務としての更徭、更徭の枠外とされる雑役、大徭役(県により賦課される臨時の大規模徭役)に分類したが、従来の労役体系の理解を基礎に「雑役」、「大徭役」を追加したものであるため、それぞれの労役の関係や義務日数などが明らかにならない。出土史料の記述とも整合的に解釈できるよう労役体系を復元する必要がある。

もう一つの問題は、制度の変化が十分に説明できていないことである。秦漢期に制度の変化があったことはほとんど疑いなく、従来の研究でも秦漢期における制度の変化に言及したものがあつた。しかし、上述のように各種労役の性質が十分に整理されていないため、秦漢を通じて労役制度がどのように変遷したかが一面的にしか論ずることができておらず、その変化の意義も説明できていない。

さらに、それぞれの制度の徴発方法・対象者など個別の役目の詳細についてもまだ詰めるべき点が多い。個別の役目の詳細を明らかにすることは、労役の類型を明確にすることにも繋がるため、この点も疎かにはできない。

これらを行う上で、本論文では文献史料から構築された従来の労役体系の通説的見解をいったん離れて簡牘史料から労役体系を復元し、その後、出土史料から得られた知見をもとに改めて文献史料を解釈するという方法をとりたい。まず、出土史料の中で合理的な解釈を行い、然る後に文献史料と対照させ相互に解釈を深めるべきだと考える。なぜならば、編纂

を経た文献に残っている文章と出土史料に多く含まれる律令・地方行政文書は史料性格が大きく異なるためである。

董仲舒上言は確かに民の労役負担を俯瞰的に述べた重要な史料であるが、この上言の背後には様々な負担を列挙することで民の負担が重すぎることを主張する目的があることには注意が必要である。上奏文は当時の基本的制度をある程度知っている前提で、レトリックを交えて主張を叙述したものであり、そもそも制度の正確な描写を目指したものではない。この史料を文脈から切り離し、秦漢期の労役体系の全体像を示すものと考えたことには問題がある。

また、後漢～三国期に書かれた注釈については、一部秦漢の制度が受け継がれている時代の学者の見解であり、現在見ることでできない史料を参照できた可能性もあるため、貴重であることは疑いない。しかし、後漢までには秦・前漢期の制度が大きく変化していた可能性が高く、過度に重視することはできない。伝世文献や後漢時代の注釈から得た知見を直ちに出土史料の解釈に用いるのは慎むべきであろう。

史料の面では簡牘の出土で史料状況が大幅に改善されたが、これまでの簡牘を用いた労役研究の多くは、整理者の作成した釈文が十分に校訂されずに用いられている問題や簡の形状や書式や筆跡にもほとんど注意が払われていない問題、集成や復元が不十分である問題がある。簡牘研究の方法は20世紀に入ってから急速に進展しており、出土史料の文字だけを扱うのではなく、考古遺物として扱うことの重要性が指摘されている¹²。これらの方法を活かし、出土簡牘の律令、簿籍史料および文献史料に必要な考証を加えた上で総合的に活用することで、多くの問題が解決できるものと考えられる。また、律令のみでなく出土簿籍史料を全面的に活用すれば、より具体的に制度の詳細が明らかになるはずである。

本論文の目的はこれらの史料を用いて秦漢労役制度の全体像を復元し、秦漢を通じた制度の変遷を明らかにすることである。

第四節 本論文の構成

第一章では、里耶秦簡の労役関連史料の校訂と集成を行った。秦の辺境の県城遺跡から出土した里耶秦簡には、労役刑徒による労役や徭に関する史料が多数含まれるが、釈読の正確さや簡の復元は不十分であるため、内容の検討に入る前にこれらの作業が必要であった。主に図版から再検討することで、より正確な情報を引き出すことに成功している。また、労役刑徒の労働内容を記録された「作徒簿」校訂・集成を行い第一章末尾に付した。

第二章では里耶秦簡作徒簿の作成から廃棄までの経緯、作徒簿の書式などを検討し、この

¹² 初山明・佐藤信 2014 はこのような考え方に基いて編まれた代表的な論文集である。各論考では木簡に記された文字情報だけでなく、モノとしての形状・出土位置等に注目し、作成から廃棄まで簡牘のライフサイクル（どのように作られ、使用され、再加工され、廃棄されたか）を明らかにすることでより多くの情報を引き出すことができることが示されている。

史料を用いる際の留意点を探った。その結果、これらの簡が少なくとも1年程度保管された後に保存期間を満了して廃棄されたものであること、労役刑徒を使役するすべての官で毎日「作徒簿」が作成されたこと、一般民の労役と労役刑徒の簿は別に作成されたこと、県廷に近い官では毎日県廷に届ける必要があったが、距離のある官では1ヶ月まとめて送られたこと等が明らかになった。

第三章では、里耶秦簡「作徒簿」を用いて労役刑徒の労役について検討した。その結果、秦の県行政は労役刑徒の労働力に大きく依存していることが明らかになった。労役内容は県行政の維持・中央への貢納・軍需に大別できる。また、比較的軽い犯罪に対する身分である隸臣妾の男女比が極めて不均衡であることが明らかになったが、これは重大犯罪者の家族が没官されたことによると考えられる。さらに、秦末には労役刑徒の人数の肥大化による管理不全が起きていたことも明らかになった。

第四章では、更卒による労役について検討した。従来、更卒は一般民の代表的な労役だと考えられてきたが、本論文ではこれが制度上は県に属する兵士と位置付けられていたことを指摘した。更卒の労役が「徭」という一般民の徴発に含まれるか否かについて議論があるが、検討の結果「徭」の範疇には含まれないことを確認した。これは、更卒をはじめとする上番労役従事者が、県に属する下級の役職として扱われたためであると考えられる。これらの知見をもとに、出土史料増加以前に最も重要な史料であった「董仲舒上言」について再検討すると、「董仲舒上言」はこれまで労役体系全体を述べたものとして扱われてきたが、ここに述べられているのは、労役体系ではなく、「更卒」と「正衛」という地方と中央での軍役が成年男子の二大負担であること、および年間に徴発される辺境守備の人員数と諸々の力役の人員数が古よりも大幅に増加していることの2点のみであることを明らかにした。

第五章では「徭」と呼ばれる労役について検討した。「徭」の運用範囲、義務日数、徴発方法などを明らかにすることで、「徭」が更卒の役をはじめとする「更」とは異なる負担であることが、より明確になった。「徭」は女性を含む一般民の臨時徴発であり、様々な労役に従事させることができたが、原則的には急激な労働力需要に対応するための補助的な位置づけにあり、県に属する下級官吏・労役刑徒・兵士などを動員して足りない場合にのみ、実施が許可されたことを指摘した。「徭」の義務日数については爵位によって異なり、不更12日、簪褭24日、上造36日、公士48日、無爵者72日である可能性が高いことを指摘した。徴発方法は自動的に義務期間に入る「更」とは異なり、県から郷に必要人数を割り当て、郷は里に必要人数を割り当て、里で戸(世帯)や算(人頭税基準値)などによって、各人に割り振られたことを指摘した。

第六章では秦・漢初の刑徒身分の肥大化の主要な要因である「収」の原理と淵源について検討した。秦および漢初には重大な罪を犯した男性の妻子及び財産を没官する「収」という制度があった。これは従来、祭祀の継承を断つことの威嚇効果による犯罪抑止を目的とした制度だと考えられてきたが、犯罪以外による「収」の事例や「収」の免除規定を検討することで、戸主が恒常的な重い労役を伴う身分に転落し、農業生産に寄与しない戸を解体し、再

分配する目的があったことを明らかにした。また、この制度は漢文帝によって廃止されるが、その目的は第三章で検討したような刑徒数の肥大化による財政の圧迫および女性・未成年の比率の増加といった問題を解決するためのものであったことを指摘した。

第七章では、松柏漢簡「卒更簿」を用いて、更卒の負担日数の県ごとの不均衡および更卒制度の変遷について検討した。文帝改革により民の主要な労役負担となった更卒は、県に所属する兵士であるという制度の特質上、各県の労働力需要と成年男子の人口によって上番頻度の変動し、各県で負担が均一にならなかったことを明らかにした。このような不均衡は銭納の普及により解消され、負担が一律となり、更数が減っていったことが明らかになった。

終章の第一節では、第一部と第二部で詳細を検討した個々の労役制度の特徴をもとにこれらを体系的に整理した。第二節では、第三部の各論で明らかになった諸事実を総合することで秦・前漢期の労役制度の変遷について検討した。第三節では、後世の制度と本論文で明らかにした秦・前漢期の制度の比較を行い、中国徭役制度の基本構造を探った。

第一部 中国古代劳役関連簡牘史料の集成と校釈

第一部では本論文第二部以降で用いる主要な出土史料の整理・校釈および史料批判を行う。簡牘史料を用いるにあたって史料自体の研究は欠かせない。以下では徭役と関連する簡牘史料の集成・校釈および史料の性質を検討していきたい。第一章では積文の校訂と関連史料集成を行い、第二章では集成した里耶秦簡作徒簿がどのような性質の史料であるのかを検討する。

積文で用いる諸記号はそれぞれ以下の事を示す。

□：釈読できない文字。

☐：簡が途切れており、文字の有無が不明である。

☐_字：簡に文字がほとんど残っていないが、文脈からほぼ確定できる文字。

(?)：直前の文字の釈読に疑問が残る。

【字】：簡に文字は残っていないが、文脈から補うことができる文字。

L：簡に記された区切り記号。

■：簡の塗りつぶし。

●：簡に記された墨点。

第一章 里耶秦簡労役関連簡の校訂

はじめに

里耶秦簡は2003年に湖南省湘西土家族苗族自治州里耶鎮の秦遷陵县城遺跡から出土している。紀年は始皇帝25年から二世皇帝元年までのものが出土しており、簡牘の内容や同時に出土した遺物などから秦末に楚から秦に組み込まれた地域に位置する遷陵県の県廷で使用された行政文書群だとみられる。

里耶秦簡は全部で五冊の図版本が刊行される予定のところ、現在は参考文献の史料・発掘報告にあげた湖南省文物考古研究所編2012(以下では『里耶秦簡(壹)』とする。)湖南省文物考古研究所編2017(以下では『里耶秦簡(貳)』とする。)の二冊が刊行済みである。これらにはそれぞれ武漢大学のチームによる、陳偉主編2012(以下では『校釈(一)』とする。)、陳偉主編2018(以下では『校釈(二)』とする。)という積文校訂の成果が刊行されている。この他に、里耶秦簡博物館に展示されている簡について解像度の高い図版と優れた校訂の積文を収録した里耶秦簡博物館2016(以下では『博物館蔵』とする。)が刊行されている。これには『里耶秦簡(壹)』『里耶秦簡(貳)』に収録されていない簡も含まれる。

里耶秦簡には、「作徒簿」あるいは「徒簿」「徒作簿」「薄作居(?)貲責」(9-1078+8-2429)という表題を持つ簿籍が複数含まれている¹。毎日の記録と一か月の集計を区別して、一日

¹ 李勉・俞方洁2017は表題から作徒簿を「作徒簿」「徒作簿」「徒簿最」3種に分類している。「徒簿最」については指摘の通り集計簡に分類できるが、倉・司空のものが「徒作簿」であり、それ以外のものが「作徒簿」であるという分類については「【司空】守囚吾作徒簿」(8-

単位のものが「作徒日簿」(8-1520+8-1434+8-1069)、集計が「徒簿最」(J1⑩1170)と呼称されることもある。最とは合計という意味である。

渡邊信一郎 2001 は漢の刑徒が「徒隸簿」(『水経注』卷 16 穀水条引『文士伝』) などと呼ばれる簿籍に編籍された。中央政府は、郡国から年末に上計される集簿によって、どの地方にどれだけの刑徒が集積されているのか、十分に把握していたはずである。」と指摘している。この「徒隸簿」はおそらく宮中の徒隸の名簿のようなものであるが、里耶秦簡「作徒簿」には個々の労役刑徒が日々従事する労働を毎日記録するものである。

出土した簿籍は伝世文献史料のように長い年月の考証研究の蓄積があるわけではないので、他の行政文書に混ざって散乱していること、ほとんどが折れていること、初期に発表された釈文には誤釈があることなどが問題となるため、すぐに内容の分析に入ることはできない。そのため、なるべく多くの作徒簿の簡を集めて分類し、可能な限り断片をとの形を復元し、さらに図版と釈文を見比べて、釈文の精度を上げる必要がある²。

第一章では個別の簡の釈読・綴合を再検討した後に、これらの検討をもとにしながら章末で里耶秦簡作徒簿を分類し、集成を行う³。

第一節 8-717+8-1327+8-1161+8-780 の綴合

出土簡牘の中にはいくつかの断片に割れているものがある。これらの断片を復元することができれば、引き出しうる情報量は増え、内容もより正確に理解することができる。里耶秦簡に関しては、何有祖らが精力的に WEB 上で簡の綴合関係を指摘している。

8-787 簡と 8-1327 簡が綴合可能であることは、すでに何有祖 2012-2 によって指摘されている。この 8-787+8-1327 簡にはさらに 8-780 簡および 8-1161 簡と綴合可能である。

図のように 8-787+8-1327 簡と 8-780 を並べると「人」、「芻」、「一人徒」の諸字が復元され、もともと同一の簡であったことが判明する。

681+1641)などの例外があるため、疑問がある。

² 現時点で公開されている作徒簿は、一例を除きすべてが断簡である。このような復元作業は『里耶秦簡(壺)』・『里耶秦簡(弍)』でも一部行われているが、本格的な復元作業は『校釈(一)』・『校釈(二)』が行っている。さらに、その後も何人かの研究者が復元作業を続けている。

³ なお、里耶秦簡の校訂および解釈については、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「中国古代簡牘の横断領域的研究」(研究代表者：陶安あんど)の研究会において、共同で検討した成果を含んでおり、研究会の参加者から多くの助言を受けた。本章に収録したものは筆者が中心となって釈読・綴合を行ったものである。研究会の詳細については、「秦代地方県庁の日常に肉薄する—中国古代簡牘の横断領域的研究(4)」(<http://www.aa.tufs.ac.jp/ja/projects/jrp/jrp264>)、簡牘学から日本東洋学の復活の道を探る—中国古代簡牘の横断領域的研究(3) (<http://www.aa.tufs.ac.jp/ja/projects/jrp/jrp237>)、「中国古代簡牘の横断領域的研究」HP(<http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/index.html>)を参照。

8-1161 簡はやや複雑な折れ方をしているためか、折れ目の形状は完全には一致しないが、8-787+8-1327+8-1161 簡と上下に並べると「鬼」字が復元され、簡の大きさ、書風、文脈なども一致する。そのため、もともと同一簡であった可能性が高い。綴合後の積文は次のようになる。



図 1-1

卅年十月癸卯貳春郷守綽作徒薄受司空居責城旦鬼薪六人春⁴□
 其一人治土疇 一人徒養⁵□□
 三人負土軫□乾人□央芻 □
 二人取城□⁶柱爲甄廡賀□何 □
 三人病骨□駟□成 □

これらの簡が綴合されることにより、作成時期が不明であった 8-780 簡が三十年十月癸卯の式春郷の作徒簿であることがわかり、式春郷における労役の内容や式春郷で労役に就く刑徒の変動状況を把握する上で重要な史料である。

第二節 8-1719+8-2003 および 9-1624 の積読

『里耶秦簡(壺)』で公開され、謝坤 2017⁷によって綴合が可能であることが指摘された 8-1719+8-2003 は『里耶秦簡(弍)』所収の 9-1624 と内容に類似する部分があり、対照させながら積文を校訂することができる。両簡はいずれも徒隸を使役している官畜夫・郷畜夫が、県廷から下された指示をうけて、徒隸の従事する労役の内容について報告したものと考えられる。

校訂に先立って現行で最も校訂の進んでいる積文を示しておきたい。8-1719+8-2003 は謝坤 2017 によって次のように積読されている⁸。

……陵郷歎□
 □□□徒□……□□□□宜令爲□□
 □□□徒隸徒……従及它従事□

⁴ 「春」は『里耶秦簡(壺)』・『校積(一)』ともに未積読であるが、残画から「春」字であると判断できる。
⁵ 「養」は『里耶秦簡(壺)』・『校積(一)』ともに未積読であるが、文脈と残画から「養」であると判断できる。
⁶ 『里耶秦簡(壺)』では「櫛」と積読するが、『校積(一)』は積読不能とする。
⁷ 8-1719 と 8-2003 は謝坤 2017 によって綴合可能であることが指摘されている。
⁸ 謝坤 2017 は綴合および積文の校訂を行っている。これが現在最も精度の高い積文である。

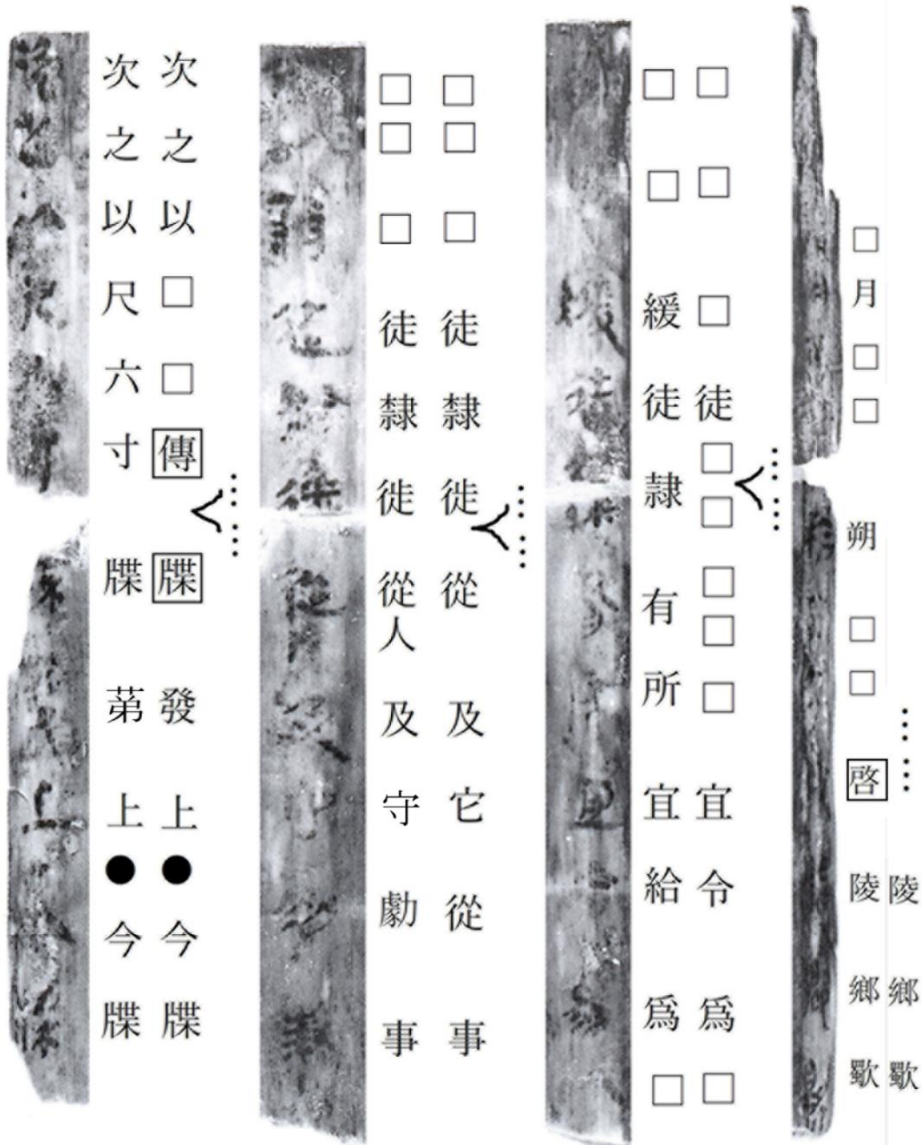
次之以□□【傳】……【牒】發上。●今牒□ (8-1719+8-2003)

9-1624 は『校積(二)』で次のように積読されている。

- 【朔】□□少内守□敢言之：廷下□□
- 【給】徒隸有所宜給以徒爲【官徒僕養】□
- 不決、各以【尺六寸牒】第(第)當令者□ (9-1624)

次に現行積文を改めた部分が変わりやすいように、図版と新積文と現行積文を並べた図を示す。

〔図1-2〕8-1719+8-2003 積読対照図（右から現行積文、新積文、図版の順）



〔図 1-3〕 9-1624 釈読対照図（右から現行釈文、新釈文、図版の順）



8-1719+8-2003 の釈読に関して最も大きな変更点は、謝坤が 8-1719 と 8-2003 を遥綴（同一簡の破片ではあるが簡が直接綴合されず間に別の破片が欠けている）だと考え、すべての行の中頃付近に文字数不明だが文字があったことを示す「……」を入れたのに対して、本復元案では直接綴合できると考え、「……」を除いたことである。謝坤は遥綴とする理由について「二者の切り口部分を観察すると、直接は吻合しないようである。」と述べている。断面の形状はそれほど大きく異なるわけではないので、具体的にはおそらく、ちょうど断面に

位置する 8-2003 二行目の冒頭の文字の上部が 8-1719 末尾にみえないこと、および三行目 8-1719 末尾の「徒」字の下部が 8-2003 冒頭にみえないことを指していると思われる。しかし、8-1719 の二行目末尾と 8-2003 三行目冒頭はいずれも簡の表面が傷んで剥がれたような形跡が見られ、8-2003 の上端部分を仔細に観察すると三行目「徒」字の左上方にわずかに右払いの末筆とみられる墨跡が残っており、残存した「徒」字の右払いの一部だとも考えられる。よって、直接綴合できる可能性を完全に否定するような形態上の特徴は無いと言える。

本復元案で直接綴合可能とした理由は、断面の形状が概ね一致することおよび「徒」字上方の墨跡が「徒」字の右払いと矛盾しないことにもよるが、釈読を進めていく中で両簡の間に入るべき文字がないことが確認されたことが主な理由である。この点については以下で釈読の検討を行う中で確認したい。

8-1719+8-2003 の 1 行目については、現行釈文では「陵」字以降しか釈読していない。図に示したように残画から「月」と「朔」を釈読することができる。また、墨跡および文脈から未釈字の文字数を□で示した。

8-1719+8-2003 の 2 行目については、9-1624 の 2 行目を見比べるとほぼ同じ文であることがわかる。

3 文字目は図版から「緩」と釈読した。糸偏は規範的な書き方ではないものの、9-1624 で内容の類似する部分を確認すると、こちらでは旁はかすれているが、糸偏ははっきりと確認できるため、8-1719+8-2003 の当該字はやや崩して書いた糸偏の「緩」字と考えて問題ないだろう。

「徒」字の次の断絶部分に位置する 5 文字目の文字は 9-1624 との対照から「隸」であることが予想されるが、当該文字の下部 (8-2003 冒頭部分) は「隸」字の下部と字形が合うため「隸」字と考えられる。

次の 6 文字目 (8-2003 の二文字目) も図版および 9-1624 との対照から「有」と釈読することができる。

「有」の次の 7 文字目の文字は 9-1624 と対照させれば「所」であることが予想される。図版を確認すれば「戸」の左上と「斤」の右下は消えてしまっているが、左下の「戸」の左払いと中頃に「斤」の一部が確認でき、「所」として問題ない字形であることがわかる。

「宜」の次の 9 文字目の文字は「令」と読まれているが、9-1624 と対照させれば「給」である可能性が高い。図版を確認すると、「人」の部分の形状ははっきり見えるが、やや右側に寄っている。また、仮に「令」であれば「月」にあたる部分は一般的な「令」字の「月」部分のように縦画が下に伸びておらず、「口」のような形状になっている。以上のことから、この文字は 9-1624 の内容が類似する部分と同様に「給」と釈読すべきであろう。

3 行目については 7 文字目の「徒」字と「及」字の間に縦に近い左払いと右側にかすんだ墨跡のあることから「人」を補った。

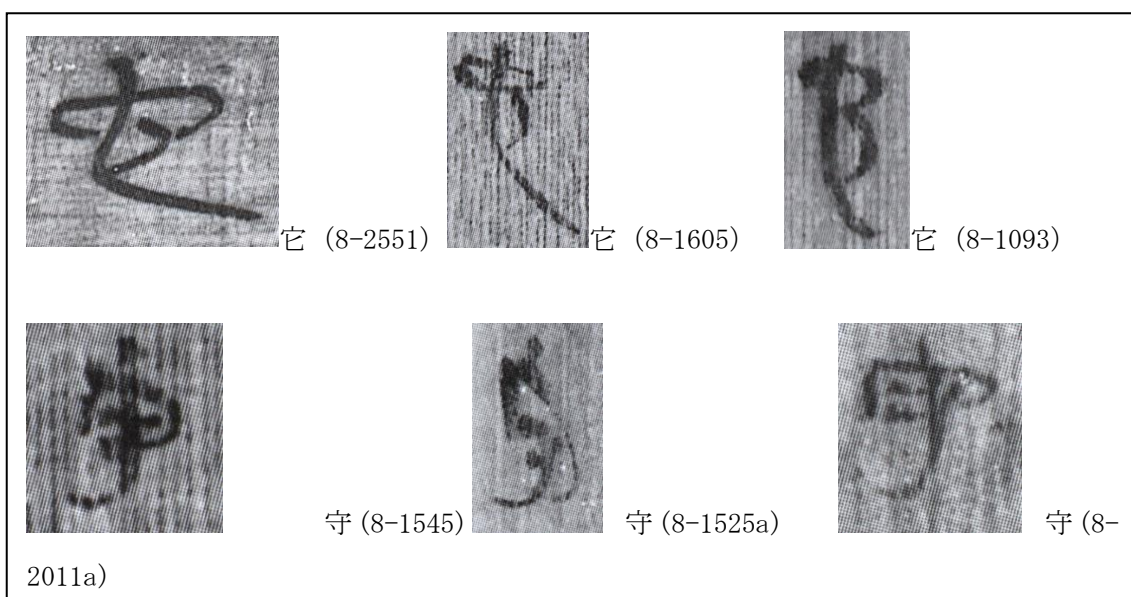
3 行目 10 文字目のこれまで「它」とされてきた文字 [図 3] は、消えてしまっている部分

があるため「守」であるのか「它」であるのか判断がつきにくい。

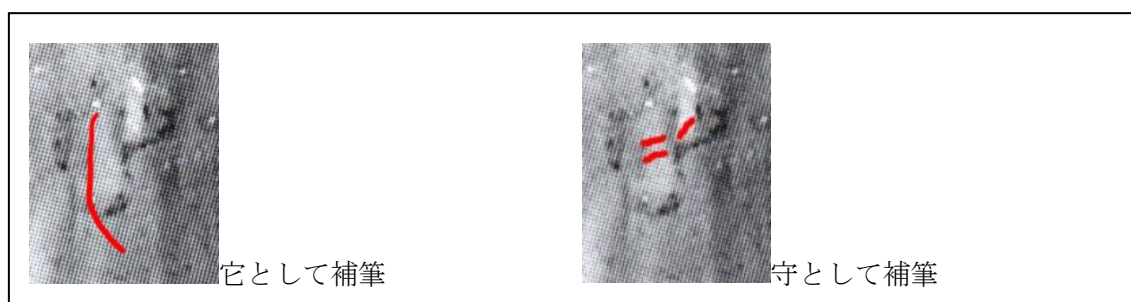


〔図3〕

以下に里耶秦簡の「它」と「守」の例をいくつか例示する。



次に〔図3〕が「它」と仮定して補筆した図と「守」と仮定して補筆した図を示す。



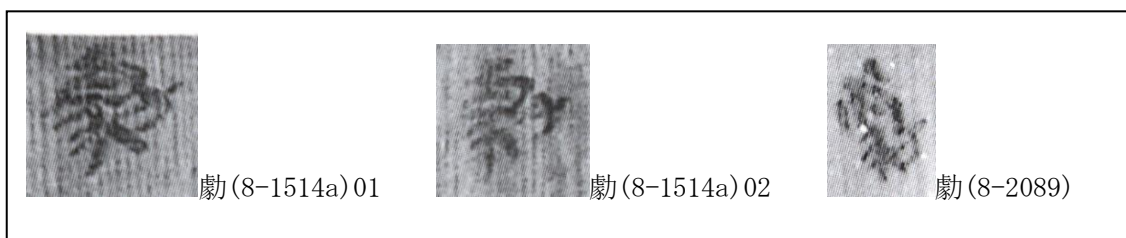
いずれの文字も成立しうるが、「守」とした場合に加筆した部分はいずれも簡の色が薄くなっている部分と重なるため、この部分が消えてしまった蓋然性は高いと言える。また、右側に加筆した二つの点の起筆部分に薄く二つの影が残っているように見える。さらに、ウ冠の形状は「守」としたほうが適合する。左側の縦画を直線的あるいは左払いに書くのが「守」

の特徴であるが、「它」は基本的に内側に向けて丸めて書く。これらの点から〔図3〕の文字は「它」ではなく「守」である可能性が高いと言えるだろう。

謝氏が「従」と読んだ「事」字の前の下端から数えて2文字目の文字〔図4〕は図版で確認すると「従」とは字形がまったく合わない。旁には比較的是っきりと「力」の形が確認でき、偏はかなりの部分がかすれて見えなくなってしまうが、いくつかの左払いが確認できる。



〔図4〕



以下の「劇」字の例と比較すると「劇」である可能性が高いと言える。

「劇」は伝世文献などでは「劇」に作り、『史記』田叔列伝・褚少孫論に「邑中の人民、俱に出でて獵するに、任安、常に人が為に麋・鹿・雉・兔を分ち、老小・当壯を劇易処に部署し、衆人、皆な喜ぶ。」とあるように、業務等の軽重を易劇で表すことがある。よって「劇事」とは劇しい業務という意味であり、文脈からも「劇」字で不自然はない。

4行目についても9-1629と対照させると同じ文字がいくつか確認できる。「次之以」以下の4文字目以降の4文字はいずれも現行の釈文では未釈字あるいは有疑字となっているが9-1629の図版と対照させれば9-1629の6文字目の「尺」字以降の4文字と同じ文字であることが明らかであり、「尺六寸牒」と釈読できる。『岳麓秦簡(伍)』には「官の券・牒は尺六寸」⁹という規定が見えており、「尺六寸の牒」という本簡の記載と矛盾しない。

これに続く8文字目の文字は、謝氏が「発」と釈読したが、図版および9-1629との対照から「第」と改めることができる。

9-1629簡については、『里耶秦簡(弐)』所収の図版が黒ずんでおり、整理小組が釈読した文字さえも図版で確認するのが不可能な部分が多いが、字形が確認できる部分についてはいくつか文字を校訂することができる。

まず、1行目「朔」に続く2文字目と3文字目は『里耶秦簡(壹)』では「日田」と読まれていたが、『校釈(二)』はいずれも未釈字に改め、「□□」として、「甲申」である可能性を

⁹ 『岳麓(伍)』112～122簡「卒令丙四」参照。

注記している。図版を確認すれば、2文字目については上部に「田」形が確認でき、十干で合う字形は「甲」しかない。3文字目については一見すると「申」あるいは「寅」字に似るが、子細に見れば下部には「寅」字と合わない筆画がある。また、右側の1本目の横画以外の「申」字の構成要素は全て確認できるため「申」字で間違いないことがわかる。3文字目上部にやや離れてある墨点は3文字目の一部ではなく、2文字目の「甲」の下方向に長く伸びた筆画であるとみられる。以上のように図版から文字が確定できるため、『校釈(二)』の注記を積文に反映させ、「□□」を「甲申」と改める。

一行目について末尾の文字は図版から行人偏と「土」形が確認できる。「徒」あるいは「御」であると考えられるが、行人偏と「土」の位置が1行目の左寄りに書かれていること、および「土」形の右側にも墨跡のような縦の線が確認できることから、「御」であると考えられる。この部分には県廷から下された文書の名称が入るはずであるが、「徒」では他に例がなく、「御」であれば「御史書」という例があるため、文脈からも「御」である蓋然性が高いといえる。

2行目冒頭の文字はほとんど糸偏しか見えていないが、現行積文では「【給】」とされている。これは同じ行の7文字目の「給」から推測したものと考えられるが、傍の部分は「給」字よりも画数が多いように見える。8-1719+8-2003と対照させると「緩」である可能性が高い。

3行目については3文字目が「決」と読まれていたが、図版を確認すると右下部分に「決」字には無い縦画があり、「牒」字である可能性が高い。またこの文字の右下には「L」型の区切り記号が確認できる。校訂後の積文は以下ようになる。

□□月□□朔□□、啓陵郷歌□

□□緩徒隸有所宜給爲□□

□□□¹⁰徒隸徒従人及守勳事□

次之、以尺六寸牒第上。●今牒□ 8-1719+8-2003

□朔甲申、少内守□敢言之：廷下御□

□緩徒隸、有所宜給以徒爲官徒僕養□

□□不牒。┘各以尺六寸牒第(第)當令者□ 9-1624

第三節 8-2134 簡と 8-2102 簡の綴合および校訂

『里耶秦簡(壺)』で公開された 8-2134 簡および 8-2102 簡はいずれも労役を記録した「作徒簿」である。私見ではこの 2 簡は綴合可能である。8-2134 は『校釈(一)』の積文の一部

¹⁰ 3文字目は「籍」字である可能性がある。

を趙岩 2013 が修正し、以下のように釈読されている。

卅一年五月壬子【朔】
其一人以卅一年二月
二人行書咸陽¹¹
一人□□ (8-2134)

8-2102 は『校釈(一)』で次のように釈読されている。

朔乙丑、司
□□午有□□
□□ (8-2102)

綴合後の形状は〔図①〕のようになる。8-2134 と 8-2102 は、断面の形状、木目の位置が一致し、「朔」「丙」の文字が復元できるため、綴合可能であると考えられる。

8-2102 三行目末尾の「□□」と釈読されていた部分は「慶し 適」と釈読を改めた。

8-2111+8-2136 簡は本簡 (8-2134+8-2102) の三十一年五月乙丑(十四日)と時期に近い三十一年七月丙寅(十六日)の作徒簿であるが、ここには同じく「行書咸陽」という労働に従事する、慶および適という二人の人物が確認できる。8-2111+8-2136 の「適」は次のような字形であり、本簡で「僮」と釈読された文字〔図②〕とほぼ同じ字形であるため、同一人物とみられる。



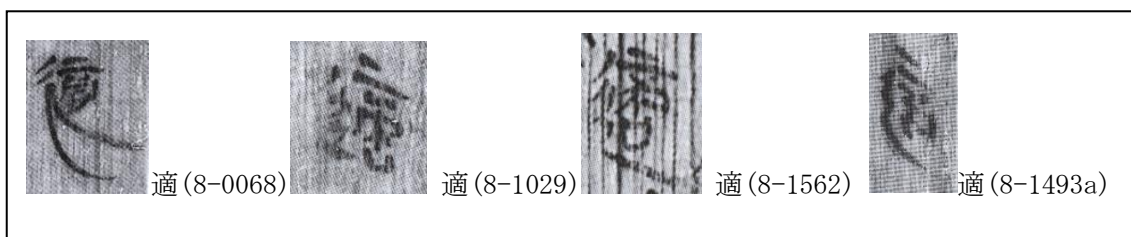
図②



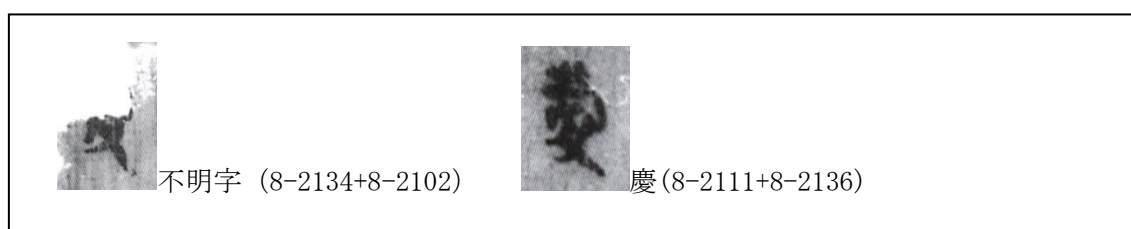
適(8-2111+8-2136)

¹¹ 「咸陽」は『里耶秦簡(壹)』および『校釈(一)』では「□□」とする。趙岩 2013 は残画から「咸陽」と釈読する。

8-2111+8-2136 の「適」と積読された文字の字形は「僮」と大きく異なるため、本簡（8-2134+8-2102）の〔図②〕の文字の「僮」という積読はおそらく誤りであろう。拡大しなければわかりにくいですが、本簡の〔図②〕の文字は下部は「土」形ではなく「乙」形になっている。よって、これは之繞の一部であり、積読を「適」と改めるべきであろう。本簡（8-2134+8-2102）および8-2111+8-2136の「適」字はいずれも規範的な「適」の字形とはやや異なるが、以下のように、里耶秦簡にはこの字形とやや近い「適」字の例がある。



もう一人の人物については、本簡（8-2134+8-2102）では未積読であったが、残存部分を8-2111+8-2136の「慶」と比較すると一致する



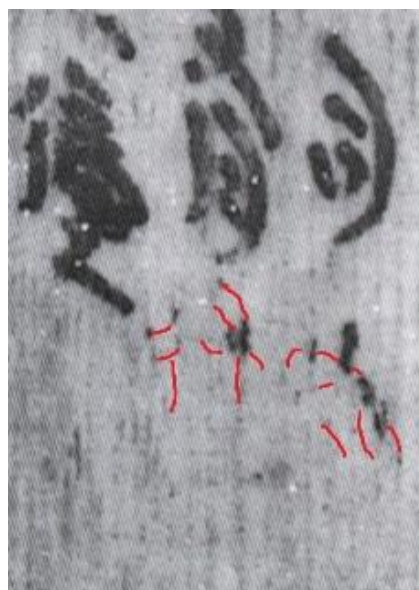
よって、8-2111+8-2136と同じく本簡でも慶と適という人物が「行書咸陽」に従事していたと考えてよいだろう。

8-2102 一行目末尾の部分日付の後には作徒の労役を主管した官名が入るはずである。一文字目が「司」であることから司空である可能性が高い。残った筆画にはウ冠が確認できるため、一行目末尾の残画は「空」であろう。

以上から綴合後の積文は以下ようになる。

卅一年五月壬子朔乙丑、司空…□
 其一人以卅一年二月丙午有□…□
 二人行書咸陽、慶L 適。
 一人□□□□ (8-2134+8-2102)

二行目末尾の「有」に続く文字は残存する墨跡が乏しいため、釈読できない。本簡と時期の近い三十一年七月のJ1⑩519¹²には「其一人以卅一年二月丙午□」とこれと同じ内容と考えられる記録が残るが、残念ながら「午」の下で断絶している。ただし、その他の作徒簿で「有」を含むものは「有逮」(9-1078 正、8-2111+2136、9-1803+8-2144+8-2146、8-2191、9-2289、8-697、8-2515)あるいは「有獄訊」(8-2002)しか確認できない。8-2102 簡の残画をこれらの文字と見比べると「逮」とは合うが、「獄」の場合、残っている筆画をどの部分に合わせても極めてバランスが悪くなってしまう。そのため、「逮」字である可能性が高い。また、同じ意味で用いられる「逡」字である可能性も否定できない。



綴合後の釈文は以下のように読み下すことができる。

卅一(三十一)年五月壬子朔乙丑(十四日)、司空【(守)の某が作徒簿。某身分、若干人】。
その一人は卅一(三十一)年二月丙午(二十四日)を以って【逮/逡】有り。
二人は書を咸陽に行る。慶、適。
一人は□□□……。 (8-2134+8-2102)

第四節 9-2298+9-1781 簡と 8-1861 簡の綴合

里耶秦簡 9-2298 簡と 9-1781 簡は綴合が可能であることが『校釈(二)』によって既に指摘されている。私見では、この2簡には、さらに 8-1861 が綴合可能である。これら3簡はいずれも労役を記録した「作徒簿」である。9-2298+9-1781 は『校釈(二)』で次のように釈読されている。

□己丑、將田郷守敬作徒簿	其一人病	其一□
……		穀城旦一人上稟 小□
□人上稟	春二人：	
□蓐芋	其一人上稟、	(9-2298+9-1781)

¹² この簡は張春龍 2010 に釈文のみ収録されている簡である。

8-1861 は『校釈(一)』では次のように釈読されている。

- ☑【徒】養。☑
☑妾一人、蓐芋。☑ (8-1861)

綴合後の形状は〔図①〕のようになる。9-2298+9-1781 と 8-1861 は断面の形状は異なるものの、簡の幅、木目の特徴、文字の位置などから綴合が可能であることがわかる。綴合後の釈文は以下のようになる。

- ☑己丑、將田郷守敬作徒薄。 其一人病。 其一☑ ☑徒養。
☑ 毘城旦一人上稟。 小隸妾一人蓐芋。
☑人上稟。 春二人。
☑蓐芋。 其一人上稟。(9-2298+9-1781+8-1861)

二行目三段目のちょうど割れ目に位置する「小」と「妾」間の文字は秦漢簡牘に常見される「小隸妾」という用例および右上にわずかに残った残画から「隸」字であると考えてほぼ間違いない。綴合の結果、文脈から以下のように文字を補って読み下すことができる。

【某年某月某某朔】己丑、將田郷守の敬が作徒薄。【某身分、若干人。その若干】人は稟を上す。【その若干人】は芋を蓐す。その一人は病む。毘城旦一人は稟を上す。春二人。その一人は稟を上す。その一【人】は徒養。小隸妾一人は芋を蓐す。(9-2298+9-1781+8-1861)



復元後の内容は十分に連続性を持っているため、記載内容から見ても綴合の蓋然性が高まると言える。例えば、作徒簿において個別の労役は一般的に成年男子→成年女子→未成年男子→未成年女子の順で記されるが¹³、この簡でも成年男子の毘城旦、成年女子の春に続いて未成年女子の小隸妾が記されていることが確認できる。また小隸妾の従事している蓐芋という作業は 9-2298+9-1781 にも見えており、將田郷守の主管する作業として不自然が無い。

第五節 8-1586 簡の校訂

¹³ 9-2289 簡などを参照。

一段目の記述から 8-1586 簡は黔首居貲責の簿であるとわかる。一段目は身分の内訳を書いた部分だと考えられるが、ここには「…貲責」「大男子五人」とある。「大男子」という身分呼称は徒隸には使われないため、黔首(一般民)であると判断でき、一行目から彼らが債務労働についていることが読み取れる。

<input type="checkbox"/> 貲責	一人、與吏上事泰守府
<input type="checkbox"/> 大男子五人	一人、癩
	二人、 <input type="checkbox"/> 庫 8-1586

この簡で問題になっているのが二段目二行目「二人庫」の三文字目の積読である。『里耶秦簡(壹)』はこの文字を「乍」と積読していたが、『校積(一)』はこれを未積読に改めている。趙岩 2013 は「仁」と積して「仞」と読み、庫を満たす意味だとする。方勇 2015 は「仁」と読んで「付」の誤りとする。現在ではこの字形を「仁」と積するのが最も有力な見解であると言える。図版を見れば「仁」に比較的近い字形ではあるが、一部「作」に近い部分もあり、「仁」と「作」の間のような字形であると言える。文例から考えると「付」あるいは「作」である可能性が高く、8-2089 の二つの「作」字とは比較的形狀が近い。従って「作」と書くつもりで「仁」に近い字形を書いてしまった可能性が考えられる。

<input type="checkbox"/> 貲責	一人、與吏上事泰守府
<input type="checkbox"/> 大男子五人	一人、癩
	二人、仁(?)庫 8-1586

第六節 9-1078 簡と 8-2429 簡の綴合

『里耶秦簡(壹)』および『里耶秦簡(貳)』で公開された 8-2429 簡および 9-1078 簡はいずれも労役を記録した「作徒簿」である。8-2429 簡については『校積(一)』を何有祖 2015-3 が修正し、以下のように積読されている。

<input type="checkbox"/> 言之 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 【隸妾】 <input type="checkbox"/>	(8-2429 正)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 貲責七 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人爲蒲席 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人與令史上【計】 <input type="checkbox"/>	¹⁴
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 人捕爰 <input type="checkbox"/>	(8-2429 背)

¹⁴ 「上」字は『里耶秦簡(壹)』および『校積(一)』では未積読。何有祖 2015-3 は小さく二文字書かれていると考え「上【計】」と積読する。

9-1078 簡については『校釈(二)』の釈文を示す。なお、『校釈(二)』は「原釈文と図版は正背が逆である」と指摘し、正背を『里耶秦簡(貳)』および図版とは逆にしているが、ここでは主に図版を問題にするため、混乱を避けるため正背は図版に準拠する。

卅年七月丁巳朔丙子、司空守茲敢□
 七月丙子水十一刻刻下二□ (9-1078 正)
 卅年七月丁巳朔丙子、司空守茲、薄作□□
 二人有逮：裏、敬。□
 一人捕鳥。□
 一人與上攻者偕：諸。□ (9-1078 背)

8-2429 簡および9-1078 簡は右図に示すように、断面の形状、簡の幅が合い、内容も表面、裏面ともによく合う。

9-1078 背+8-2429 背の1行目16文字目は綴合によって復元されるが、簡の欠けた部分の状態が悪く図版のみから釈読するは困難である。ただし、前後の文脈から「居」であることが推測される。



左図版：9-1078 背+8-2429 背
 右図版：9-1078 正+8-2429 正



1行目16文字目



居(8-1327+0787)



居(8-1831)

「居」字の例と比較すれば、下部の「口」形および全体の輪郭は一致する。上部の筆画はかすれてははっきりしないが、縦に直線的に墨が残っている部分は木目に沿って滲んだものだと考えれば「居」と釈読することに大きな問題はないだろう。

9-1078 背+8-2429 背の1行目末尾は「七」の下には僅かに次の文字の墨跡が残っている。本簡は一日の記録であり、70人あるいは700人である可能性はないため、「人」の一部である可能性が極めて高い。

9-1078 背+8-2429 背の2段目の人数はいずれも未積読とされている。これは文字の途中で簡が切れている可能性を考慮したためだと考えられるが、綴合によっていずれも横画の上にそれ以上の筆画が無いことが確認されたため、いずれも「一」と積読できる。

9-1078 背+8-2429 背2段目2行目を何有祖は「**□□**人与令史上【計】**□**」と積読する。何氏が「史上【計】」と読んだ部分は以下のような字形になっている。



「史上【計】」

仮に「上計」であるとするれば、史の半分程度の大きさに「上」と「計」の間隔をほとんど開けずに書いたことになる。簡の末尾に近い部分は詰めて小さい文字を書く場合もあるが、前後の行からこの部分は簡の末尾にあたらないことがわかる。何氏が「上【計】」と読んだ部分は2文字ではなく1文字であろう。また、類例から考えると、官職を特定せず「与吏」と書く場合には直後に労役内容が記されるが、「与令史」のように職位を明記した場合、現時点で公開されている例では例外なく人名が入る。そのため、この文字も令史の人名である可能性が高いだろう。令史の名としてみられる文字のうち、これに比較的近いのは「言」である。8-1560 正に「令史言」として名があげられており、「言手」として同文書の手者にもなっている。8-921 でも同じく「言手」として名がみられる。



言(8-135a)



言(8-274+2138)



言(8-424)



言(8-970)

上にいくつかの「言」字の例を並べたが、三本の横画の斜めの筆画が見える点で一致する。しかし、縦画の長さにはやや問題がある。本簡のような三本目の横画重なるように斜めの筆画が伸びているような字形は見られず、「言」であるとするやや異例の字形である。「言」とするにはもう一点問題がある。8-1560 簡には「卅(三十)一年後九月庚辰朔辛巳、遷陵丞昌謂倉嗇夫：令史言以辛巳視事、以律令仮養(後略)」とあり、「言」が令史として業務を開始したのは三十一年後九月の辛巳(2日)であるとも読める。本簡はこれよりも早い三十年七月に作成された簿であるので、言はまだ令史ではなかった可能性がある。これらの疑問があることから、字形は比較的「言」に近いが未積字としておく。

9-1078 正+8-2429 正の2行目末尾の文字を『里耶秦簡(壹)』および『校釈(一)』は「【隸妾】」として疑問が残ることを示すが、図版の字形を確認すれば「隸妾」以外の可能性は無いと考えられる。

綴合と釈文校訂によって以下のように釈文を修正できる。

卅(三十)年七月丁巳朔丙子、司空守茲薄：作居貲責七人□

二人有逮：褒L敬 一人爲蒲席：□

一人捕鳥。 一人與令史□□

一人與上攻(功)者偕：諸。 一人捕爰：□ (9-1078 背+8-2429 背)

卅(三十)年七月丁巳朔丙子、司空守茲敢言之。□

七月丙子水十一刻=下二、隸妾□ (9-1078 正+8-2429 正)

また類例から以下のように内容を補って読み下すことができる。

三十年七月丁巳朔丙子(二十日)、司空守の茲が薄。居貲責を作せしむること七人。

二人は逮有り。褒、敬。

一人は鳥を捕う。

一人は上功者と偕す。諸。

一人は蒲の席を爲す。

一人は令史□と……。

一人は爰を捕う。 (9-1078 背+8-2429 背)

三十年七月丁巳朔丙子(二十日)、司空守の茲、敢えて之れを言う。【寫して上す。敢えて之れを言う。】

七月丙子(二十日)、水十一刻、刻下ること二、隸妾【の某、以て來る】 (9-1078 正+8-2429 正)

第七節 8-1707 簡の釈読

8-1707 簡は人名や労働内容から式春郷の作徒簿だと考えられる。この簡の釈文は図版から校訂が可能である。現行の釈文は以下のようになっている。

□□□□□□□□

二人、枯傳甄廡□賀L何 8-1707

『校釈(一)』は一行目下から三番目、二番目の文字は車偏が確認でき、おそらく 8-780 簡に

みえる「軫、乾人」であろうと指摘している。この見解はおそらく妥当であろう。

2行目7文字目の文字は『里耶秦簡(壹)』でも『校釈(一)』でも未釈字にしているが、筆跡は概ねはっきりと残っている。胡平生2012は「𣎵」という字形であるとする。偏は胡平生2012の指摘するように木偏であるか¹⁵、あるいは木偏と見分けのつきにくい手偏である。旁の上部も胡氏の指摘する通り、「受」の上部に用いられる「爪(𠂇)」と形状が一致する。



受(8-1320)。下部は「古」形にも似るが、「爪」の下に「古」を書く文字が無い。「缶」



形は𣎵(8-2488)のように下部は「古」と似た形状に書くことが多いため、旁は「缶」だと考えられる。形状からは「揺」あるいは「櫛」ではほぼ間違いないと思われるが、前者はゆすぶる、後者は大木を意味する文字であり、文脈と合わない。これは、穴冠を木偏あるいは手偏に置き換えて「窰」の意味で書いた可能性がある。「揺」「櫛」「窰」はいずれも『広韻』で「宵」の韻目となっており、同音である可能性が高いため、書換は可能だろう。

以上を踏まえると釈文は下記のように改めることができる。

□□□□軫?、乾?人?

二人、枯傳甄廡搖(窰)：賀し何 8-1707

第八節 中央への貢納と献官

遷陵県が中央への貢納に迫られていたことは里耶秦簡の文書の記録等から読み取れる。第一章において明らかにしたように、県の「献」(貢納物)には「程」(ノルマ)が定められていた。「程」は献官という都官¹⁶によって定められていたと考えられる。

1. 献官の所在地

里耶秦簡には「献官」という語がみられ、『校釈(二)』は「疑是主持献的官署」と説明している。これについては、李蘭芳2019がより詳しく検討している。

李氏は9-165+9-473、9-1162によって、遷陵と臨沅の両県にいずれも献官があり、その下

¹⁵ 胡平生2012-2は「この“賀”の前の一字は“𣎵”と書かれている。木偏だが、字は不明であり、意味がとれない。ただし、木偏であれば、「甄廡」建造するための材料である可能性があるだろう。」とする。

¹⁶ 中央に所属する官であり、地方に中央の出先機関として置かれることもある。代表的なものに鉄官などがある。詳しくは于振波2006などを参照。

に吏徒が関連の業務に従事していたことを指摘している。また、献官が置かれたのはこの二県のみではないだろうと推測している。その上で、この秦の献官の制度が『漢書』巻59張延寿伝にみえる太官の「献丞」や後漢靈帝中平五年（188）立碑の巴郡太守張納碑および東牌楼東漢簡牘 90 簡や走馬楼吳簡 7-2964 簡などにみえる「献曹」に継承されたのではないかとする。

優れた見解であるが、疑問の残る部分もある。李氏が遷陵と臨沅の両県に置かれていたとする根拠は9-1162 および9-473+9-165 の二簡である。臨沅献官は9-1162 簡にみえる。

□子、臨沅献官受遷陵少内【壬】□ 9-1162

「臨沅献官」とあることから、臨沅に献官の置かれていたことは間違いなく確認できる。李氏が遷陵に献官が置かれていた根拠とするのは9-473+9-165 である。

卅（三十）四年五月乙丑朔己丑、貳春郷茲敢言之。廷下献官丑書
曰、献官吏徒莫智（知）惹口。問、有智（知）者言。今問之、莫
智（知）。敢言之。 倉 9-473 正+9-165
……以來。／…… 9-473 背

9-473+9-165 から確認できるのは遷陵県廷から貳春郷に「献官丑の書¹⁷」が下されたことである。県廷から県下の各嗇夫に下されるのは「御史書」（8-152）、「丞相書」（9-1204）、「令書」（8-769）、「秭帰獄史旗書」（9-2200）、「畜官無書」（9-103）、「倉守慶書」（8-1525）、「平春君居段舍人南昌平智夫夫加護書」（9-2315）など、県内外からの文書が含まれる。県内であれば「倉守慶書」のように県名は記されず、県外であれば「秭帰獄史旗書」のように県名が記される。これに従えば、9-473+9-165 では県名を記さず献官丑とのみ記されているので、県内の官であると理解するのが穏当な判断である。

しかし、遷陵に献官があるとすると不可解な点がいくつかある。まず、里耶秦簡の既発表簡の中に遷陵献官で作成された文書あるいは遷陵献官に送付された文書が一つも確認できない点が疑問である。既発表の簡にたまたま含まれないと考えればそれまでだが、献に関する内容に言及した簡がいくつもあるにも関わらず、遷陵献官が文書の発信元にも送付先にもなっていないのはやはり不自然といえる。

また、9-0633（J1⑦067+J1⑨0631）簡の「遷陵吏志」には遷陵県の官嗇夫の定員が十人とあるが、遷陵県内に存在したことが確実な倉・庫・少内・司空・田官・畜官・廩嗇夫および都郷・貳春郷・啓陵郷嗇夫で定員が埋まってしまい、献官嗇夫の入る余地がない点も問題と

¹⁷ 丑は人名だと考えられる。丑という人名は9-2305 に巴郡假卒史丑として見られる。同一人物でないとも言い切れないが、おそらくは同名の別の人物であろう。

なる¹⁸。

もし遷陵県内の献官が存在せず、献官と言えはる特定の県下の献官を指すことが自明であれば、県外の献官からの文書であっても、単に献官とのみ記すことは十分にあり得るだろう。9-1162 簡では臨沅献官が遷陵の少内から何らかの領収をしているが、遷陵に献官があるならば、遷陵の献官がこれに介在したはずである。遷陵の献を臨沅の献官が管轄していたためこのようなやり取りが発生したのではないだろうか。

2. 枳枸の献のノルマ

以上のように臨沅の献官が遷陵の献を管轄していたとすれば、これまで十分に内容が理解できなかった 8-855、8-883、8-997、9-718 簡に記された枳枸のノルマに関するやり取りも理解しやすくなるであろう。これらの検討に先立って、すでによく知られている「弍春郷枳枸志」を確認しておきたい。8-455 簡には「弍春郷枳枸志」という簿籍があり、すでに胡平生 2012-1 が詳しく論じている。枳枸は枳椇と同じであり、胡氏の研究などで指摘されている通り、ケンポナシ（玄圃梨）である。

弍春郷枳枸志： 格廣半畝¹、高丈二尺。
枳枸三木。 去郷七里。
☐下廣一畝。 卅（三十）四（213）年不實。 8-455

これによれば、弍春郷から七里のところケンポナシが三本植えられており、柵で囲われており、始皇 34 年には実らなかったようである。弍春郷のケンポナシが実らなかったことは文書でも報告されている。

卅（三十）四年八月癸巳朔丙申、弍春郷守平敢言之：
弍春郷樹枝（枳）枸卅（三十）四年不實。敢言之。 8-1527 正
平手。 8-1527 背

このケンポナシは恐らく献のために栽培されているもので、献として送るべき果実や種子の程（ノルマ）が定められていたはずである。しかし、枳枸の程（ノルマ）に関してはいささかトラブルがあったようである。以下にあげる四簡はいずれも関連する文書の控えの一部だったと考えられる。9-718 簡の表題簡は書風が異なるが、8-855、8-883、8-997 簡は

¹⁸ 郷嗇夫が官嗇夫に含まれないとすると、これ以外に嗇夫がいた可能性も残るが、官嗇夫以外の項目は令史、校長、官佐、牢監、長吏のみであり、いずれも郷嗇夫が含まれる可能性は極めて低い。そのため「官嗇夫十人」の中には郷嗇夫の三人が含まれたと考えなければならぬだろう。

書風や文字の間隔や配置が類似しており、簡の大きさも同じであるため、一つの冊書だったと考えられる。

下臨沅請定獻枳枸程= (程程) 巳 (巳) 8-855

亦盡然、各以程令曰爲 8-883

春曰：不審獻(獻)此程令、疑它郡縣 8-997

■獻枳枸毋程令書 9-718

8-883 簡については、何有祖 2013 は「令」と「為」の間に「曰」の文字があることを指摘している。確かにうっすらと「曰」に似た字形があるようにも見えるが、前後の文字と比べて明らかに薄くなっており、赤外線を確認できるかできないか程度のものである。全体の字配りから考えても「曰」と「為」の間が詰まりすぎており、不自然である。この「曰」のような文字の痕跡は恐らく削り取られて削除された文字だろう。「為」字が簡の下端ぎりぎりに小さく記されているのは、誤った文字を削り取り取った後に削り取りにより簡の表面が乱れた部分を避けその下に書いたことが原因とも考えられる。

8-997 簡と 8-883 簡が関連することはすでに何有祖 2013 の指摘がある。これらが関連することは何氏の指摘のとおりだと考えられるが、何氏がこの二簡の文が 8-997、8-883 の順に直接連続し、「它の郡県も亦た尽く然り」という文になると考える点はやや疑問がある。8-883 簡は上部に 4cm 程度簡の表面が剥がれた部分があり、剥がれる以前にはこの部分にも文字があったと考えられる。そのため、「它郡県」と「亦尽然」という文が直接繋がる可能性は極めて低い。

いずれの簡も直接連続させて読むことは困難であり、これ以外にも複数の簡で構成された文章だったと考えられる。そこで、ひとまず配列の検討は保留し、それぞれの簡に記された内容の意味を検討したい。

8-855 は概ね以下のように読み下すことができるだろう。

【……】臨沅の請定せられたる、枳枸を獻ずる程を下【さず?】。程は巳に【定められたらば、……せよ】 (8-855)

「下臨沅」とあることから、臨沅より上級の機関、おそらくは洞庭太守府に対して送られた文書の内容の一部であると考えられる。太守府に対して、太守府から何らかの文書を臨沅に送り、枳枸の献を定めさせるよう請求したものと考えられる。

8-883 簡は具体的内容に乏しく、解釈が困難であるが概ね以下のように読み下せるであろう。

【……】亦た盡く然り、各おの程令を以て、【……】を爲せ (8-883)

つまり、いずれかの上級機関から、「～でも同様のノルマが課せられるので、それぞれノルマの令に従って～を行え」と指示されたものと解される。

次に 8-997 簡冒頭の二文字は『里耶秦簡(壹)』では「春日」と釈読され、『校釈(一)』が「売曰」と改めた。その後、何有祖 2013 は冒頭の文字を『里耶秦簡(壹)』に従い「春」とし、二文字目を校釈に従い「曰」とした。また四文字目を『里耶秦簡(壹)』は「盧+犬」とし、『校釈(一)』は「猷」と改めたが、何有祖は『里耶秦簡(壹)』に従い「盧+犬」とすべきだと指摘し、「猷」の形近訛字だとする。いずれも何氏の指摘が正確であり、従うことができる。

8-997 簡は式春郷の主張の引用部分だと考えられる。冒頭の春を何氏は人名と考えるが、おそらく別の簡から文章が続くもので、式春であったと考えられる。次のように読み下すことができるだろう。

【貳】春曰く、此を獻ずるの程令を審(つまび)らかにせず、疑うらくは它郡が縣【……】
(8-997)

9-718 簡は冒頭が黒く塗りつぶされた表題簡であり、内容に関連はあるが、筆跡は他の三簡と異なるため、後で附されたものだろう。

■枳枸を獻ずるに程令なき書 (9-718)

これは、枳枸の献についてノルマの上級指示の文書が無いという意味になる。

以上から各簡の順序を考えると、まず 8-997 簡で式春郷から遷陵県廷に対して、手元にある枳枸のノルマが遷陵県のものではなく、他県のものではないかという問い合わせが行われたと考えられる。次に 8-855 簡で遷陵から洞庭郡に対してこれに基づいて問い合わせが行われ、遷陵県の献を管轄する献官のある臨沅県に文書を下して、枳枸の献についてノルマを定めさせるよう依頼したとみられる。末尾の「程已」は恐らく程が既に定められていればこれを通知せよといった内容が続くと推測される。これに対する守府からの回答の一部が 8-883 簡に記された内容だと考えられる。遷陵でも同じノルマが適用されるからこれに従えということであろう。これら一連のやりとりに対して 9-718 簡の「枳枸を獻ずるに程令書なし」という表題が付けられ、保存されたと考えられる。

8-455 簡の「式春郷枝枸志」のケンボナシはこのようなやり取りを経て栽培が始められた

ものと考えられるが、実を付けていないという記録からは、これが遷陵県で自生しているものではなかったことはもとより、以前より栽培されていたものでもなかったことを読み取れる。地元の産物に対する正確な知識が十分でない上からの指示により、献物のノルマを押し付けられた地方の県の様子が垣間見える史料と言えらる。

献について次のような史料もある。

是即乏献□□ 9-1001

□□乏献罪不軽□子軽 □ 9-2350

「乏～」とはノルマを達成できないことである。「これは即ち献のノルマ未達である……」「ノルマ未達の罪は重い……」といった断片的な記述ではあるが、献のノルマ未達により遷陵県が苦しんでいた様子うかがえる。

ノルマが課されている特産物は多岐にわたる。遷陵県で頻繁に行われている鳥捕り・羽捕りや猿捕り・キノコ探しはおそらくいずれも毎年の献上品(歳賦)あるいは臨時的な献上品と関連する者だろう。9-31 簡正からは少なくとも黄猿二匹、白翰二羽、黒翰二羽、明渠鳥二羽、鷺鳥四羽が「歳賦」として毎年の献上が義務づけられていたことがわかる。いずれも偶数であり、8-1562 簡正には「明渠の雌を得る」と性別まで記されていることから、これらは雌雄をそろえる必要があった可能性が高いだろう。

廿(二十)八年二月辛未朔庚寅、貳春郷守行敢言之：廿(二十)八年歳賦献黄二、^レ白翰二、^レ黒翰二、明渠鳥二、鷺鳥四。令=(令令)郷求捕毋出三月。^レ郷毋(無)吏徒、行獨居、莫求捕=(捕。捕)爰用吏徒多、謁令官有吏徒者、將求捕如廿(二十)七年捕爰、乃可以得爰。敢言之。 9-31 正

キノコについては用途を明確に示す記述は見られないが、「求菌段倉」という引率の吏が置かれたことが8-2371、8-0459、9-0777、9-0971、9-1603 簡からわかる。また「吏各一人徒廿人以求菌□」(9-0587)とあるように一人の吏が20人もの人員を率いて探す場合があったことがわかる。食用のありふれたキノコの採集のために、わざわざ吏が置かれ、多数の労働力が投入されたとは考え難いため、発見が困難な薬用のキノコの探索だと考えられる。これもおそらくは中央への献上のためのものである。

第一章付録 里耶秦簡作徒簿の集成

里耶秦簡作徒簿の集成を行った研究はすでに三本発表されている。最も早いものは里耶秦簡の整理者である張春竜が出土した里耶秦簡全体から刑徒に関連する語句を含む簡を集めた張春竜「里耶秦簡中遷陵県刑徒」（『古文字与古代史』第三輯、台北、2012年）である。これは図版の公開以前に発表されたものである。『里耶(老)』『里耶(弍)』『博物館藏』が刊行されると、収録された簡の写真が確認できるようになったが、張氏の研究にはこの研究でしか公開されていない第七層・第十く十二層の「作徒簿」の積文を収録されている。初期の研究であるため復元や積読が不十分であるが、図版がごく一部を除き収録されていないため、図版が公開されていないものについては積読・綴合を検討することができない。本論文ではこのような積文のみ公開された簡も使用するが、図版公開後に積読や簡の復元を検討する必要がある。次に徒簿の集成を行ったのが梁煒傑²⁰¹³である。梁氏は作徒簿を集め、毎日の記録と集計簡に分類している。次に Maxim Korolkov²⁰¹⁵がある。作徒簿の集成を全面的に行った貴重な成果であるが、当時は刊行されていない史料が多かったこともあり、コロロコフ(M. Korolkov)氏が集めたのは33例のみである。現在公開されている里耶秦簡作徒簿を集めて、折れたものを復元すると108枚(復元前は136枚)になる。

作徒簿をはじめとする労役記録は表題および發送記録に管理者の官職および名前が入るため、多くはここから作成された官を特定することができる。労役の内容や人員は各官で連続性が確認できるため、まず官ごとに分類する必要がある。管理者が確認できるものを分類し、その後年月日が確認できるものについて時系列に配列し、続いて主管者あるいは年月日が不明な簡を内容の類似から配列した。年月日のわからないものは各官の末尾に配列し、主管の官が不明なものについては文末に配列した。司空・司空守作徒簿については黔首居貲の簿と徒隸の簿がある。両者は記入される人員が異なり、双方に直接の連続性はないため、項目を分けた。

未積読字は四角形「□」で示し、積読に疑問がある場合は疑問符「(?)」を付し、文字の一部の残画しか残っておらず、主に文意から補った場合は囲い文字「字」で示し、文意から補った場合【】墨括弧で示す。

¹年月日については始皇帝二十七年(前二二〇)年の十一月(8-1065)から三十五年(前二二二)年七月(8-1087, 8-991)の間の年月日が確認できる。紀年の内訳は二十七年2件、二十八年2件、二十九年3件、三十年10件、三十一年15件、三十二年3件、三十三年3件、三十四年1件、三十五年2件というように三十年と三十一年に集中している。

司空・司空守の簿のうち、黔首居貲責の労役

二十七年十一月八日（黔首居貲責）

廿七年十一月乙卯、司空昌薄□

黔首貲大男子、四人□³

其二人、載粟□⁴ 8-1665

二十七年前後（黔首居貲責）

□貲責 一人、與吏上事泰守府

□大男子五人 一人、瘡

二人、仁(仁)⁵庫 8-1586

二十九年後九月丙寅（黔首居貲責）。

一人、□「」朝？ 一人、治船…疵⁶

一人、有獄訊…目 一人、為作務…且

² 司空の作徒簿は全体がほぼ復元できる三十二年十月乙亥の簿（8-145+J1⑨2294+2305）を除き、小さな断片しか残されていない。

³ 「黔首」の次の文字は『校釈(一)』および『里耶秦簡(壹)』では未釈読。何有祖 2015-1 は「貲」と釈読する。

⁴ 「其」の次の文字は『校釈(一)』および『里耶秦簡(壹)』では未釈読。何有祖 2015-1 は「二」と釈読する。

⁵ 『里耶秦簡(壹)』は「乍」とするが、『校釈(一)』は未釈字にしている。趙岩 2013 は「仁」と釈読して「仞」と読み、満たすと解釈する。方勇 2015 は「仁」と読んで「付」の誤りとする。

⁶ 里耶秦簡にみられる年の範囲内で、後九月に丙寅があるのは二十九年および、三十四年のため、このどちらかのものである。司空は三十四年には色から唐に交代しているようなので、二十九年であろう。

⁷ 何有祖 2015 は「刊」と釈読する。しかし、文字の右半分はほとんど見えていないため、他の文字である可能性は十分にある。類例もなく、確定しがたいため未釈字としておくのが妥当であろう。

⁸ 『校釈(一)』および『里耶秦簡(壹)』は「疵」と釈読するが、字形に合わない部分があり、疑問が残る。

一人、捕鳥：城(成) 一人、輪備弓：具?⁹ 8-2008 (正)

後九月丙寅、司空色¹⁰敢言¹¹ 8-2008 (背)

三十年七月(黔首居貲責?)

卅年七月丁巳朔丙子、司空守茲、薄作居(?)貲責、七¹²

二人、有逮：襲、敬 一人、爲蒲席¹³

一人、捕鳥 一人、與令史言?¹⁴

一人、與上攻者偕：諸 一人、捕爰¹⁵ 9-1078 正 +8-2429 背

卅年七月丁巳朔丙子、司空守茲敢言之¹⁶

七月丙子、水十一刻¹⁷下二、隸妾¹⁸ 9-1078 背 +8-2429 正

三十一年五月司空(黔首居貲責?)

卅一年五月壬子朔乙丑、司空……¹⁹

其一人、以卅一年二月丙午有【逮】……²⁰

二人、行書咸陽：慶²¹適

一人、□□□□ 8-2134+2102

三十一年七月(黔首居貲責?)

⁹ 『校釈(一)』および『里耶秦簡(壹)』は「具」と釈読するが、下部の形状が「具」とは合わない「早」など別の文字である可能性が高い。

¹⁰ 司空番夫の人名は『校釈(一)』および『里耶秦簡(壹)』では未釈読。図版から「色」と釈読した。

¹¹ 何有祖 2015-3 は「上計」と読むが図版をみるとそのように読むことは困難である。この部分には 8-1472 の令史上の例と同じように令史の名前が入るはずである。残っている筆画から「言」である可能性が高い。令史言は三十一年後九月の文書(8-1560)に見えており、本簡の三十年七月から令史であつても不自然では無い。

卅一年七月辛亥朔□□

其一人、以卅一年二月丙午【有逮】□ J1⑤519

□□、行書咸陽…□□¹²

内容が近いもの（黔首居貲責）¹³

□□司空守扁¹⁴薄作…責十七人 一人□革

□有逮…成 一人、與吏上事守府…仄 一人、伐牘□

□… 一人、作務…哀 9-1803+8-2144+8-2146¹⁵

三十一年七月丙寅（黔首居貲責？）

卅一年七月辛亥朔丙寅、司空□

其一人、為田鼂養…成□

二人、行書咸陽…慶…適

一人、有逮…富 8-2111+2136¹⁶

三十一年（黔首居貲責？）

卅…□

¹² 図版が公開されていないため確認できないが文例から「二人行書咸陽慶」適だと考えられる。

¹³ J1⑤519と綴合の可能性が考えられる。扁あるいは偏は三十年から三十一年の間に令史として多くの簡に名前がみられる人物である。番夫を守っていた例はそれほど多くないが、三十年九月に少内守として（8-1783+8-185）、三十一年四月に司空守として（8-2151+8-2169）名がみえる。本簡では扁が司空守であるため、三十一年頃の記録である可能性が高いだろう。

¹⁴ 偏が司空守なのが31年4月

¹⁵ 『校釈（二）』によって綴合が指摘されている。

¹⁶ 何有祖 2012-1によって綴合が指摘されている。

其一人、 為 …………… <input type="checkbox"/>	
二人、行書 咸 【陽】……………	二 <input type="checkbox"/>
一人、有逮…富	一 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ……………	一 <input type="checkbox"/> 8-209 ¹⁷

(黔首居貨責)

目

【二人作】務…得「哀

【□人、與吏】上事守府 8-2125

(黔首居貨責)

作務…得「哀 ¹⁸

吏上事守 ¹⁹ 9-1807

(黔首居貨責)

咸陽…童

綽

【四人、爲吏】養…敬「言」應

目 (c.) 8-2099

¹⁷ 8-211+2136と近い内容であり、近い時期のものだと考えられる。

¹⁸ 凶版からは確認できないが、類例からおそらく作務。

¹⁹ 凶版からは確認できないが、類例からおそらく【□人、與吏】上事守府。

(黔首居貲責)

- ☐ …… ☐ 四人、爲吏養…敬レ言レ應 ☐
- ☐ …… ☐ 一人、取緒…目 ☐
- ☐ …… ☐ 一人、與吏上事守府 ☐
- ☐ ……童²⁰ 二人、作務 ☐
- ☐ ☐ 一人、捕 ☐ 9-2297

三十三年三月四日 (黔首居貲責)

【三】月乙亥、司空簿作 ☐

其一人、有逮

一人、送(?)兵(?)²¹

一人、吏養…應(應)²² 8-697 (正)

卅三年三月辛 【未朔乙亥】 ☐

三月乙亥旦、隸 8-697 (背)

(司空・司空守作徒簿、(徒隸)

二十八年四月乙未 (作徒簿ではない)

廿八年四月庚午朔乙未、☐ ☐

牘北上。副已移。

²⁰ 図版から「童」と釈読できる。

²¹ 送兵、徙兵、乾井などの可能性があるが、薄くてわからない。

²² 「應」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「☐」とする。謝坤 2015 によって改めた。

J1①124 正

城旦、十一人

居貲

舂、人 J1①124 背²³

三十一年三月十日司空²⁴

年三月癸丑朔壬戌、司空守

城旦司寇、一人

鬼薪、十九人 8-2156

三十一年四月司空

卅一年四月癸未朔己丑、司空守偏

城旦司寇、一人

鬼薪、廿人

【城】旦、八十四人 8-2151+2169²⁵

三十一年九月司空

卅一年九月庚戌朔癸亥、司空色徒作簿

城旦司寇、一人 一人、作園…平

鬼薪、廿人 一人、付畜官…質 二人、捕羽…操

²³ 本簡は城旦が多数いることなどから司空の簿である可能性が高いが、図版は公開されていない。

²⁴ 遷陵縣か置かれていた期間中に三月癸丑朔は三十一年のみであるため三十一年だと考えられる。

²⁵ 綴合可能なことは、何有祖 2012-3 に指摘がある。

…… 六人、作□：□□□□□□²⁶ 一人、為席：別

□人、□□□

□人、□□²⁷：□□春□□□

一人、為□²⁸：劇

一人、買牛：朱

□人、司空□ J1②249 (正)

九月癸亥、水十一刻(刻)下二、佐座以来 J1②249 (背)

☐色徒作簿²⁹

一人、□□□³⁰

六人、治邸³¹：□□春□☐

☐ 一人、付畜官：瑣

一人、為炭³²：劇³³

☐ 六人、作務³⁴：驚、亥、何、勢、庭、田³⁵ 一人賣牛³⁶：未³⁷

²⁶ 図版が公開されていないため確認できないが、類例からおそらく務：驚、亥、何、惣勢、庭、田

²⁷ 内容の近い8-2089と対照させると「六人治邸」の可能性が高い。

²⁸ 図版が公開されていないため確認できないが、類例からおそらく為炭。

²⁹ 「徒」、「作」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』いずれも「□」とする。何有祖 2015-2 によって改めた。

³⁰ 内容の近い J1②249 と対照させると「作園平」の可能性はあるが、

³¹ 「邸」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「□」とする。何有祖 2015-2 によって改めた。

³² 「炭」は『里耶秦簡(壹)』では未釋。『校釈(一)』は「𠂔」とする。何有祖 2014 によって改めた。

³³ 「勳」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「劇」とする。施謝捷《里耶秦簡釋文稿》によって改めた。

³⁴ 「作」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「□」とする。施謝捷《里耶秦簡釋文稿》によって改めた。「務」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』では「□」とする。何有祖 2015-2 によって改めた。

³⁵ 「驚」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「□」とする。何有祖 2015-2 は「𠂔」とする。「亥」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』では「□」とする。何有祖 2015-2 によって改めた。

³⁶ 「一」、「人」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』では積読されていない。「賣」、「牛」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』はいずれも「□」とする。

³⁷ 「未」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』では「□」とする。何有祖 2015-6 によって改めた。

□ 五人、除道・澤、勝、取、央、臧³⁸
□ 三人、作廟³⁹
□ □

8-2089⁴⁰

□ **【司空】**守囚吾作徒薄 九人、與吏上事守府□
□ 五人⁴¹、除道、澤、勝、取、央、臧⁴² 二人、付都郷…它、章 隸妾居貲、十(?)□□
□ 三人、作廟⁴³ 一人、治觀⁴⁴…陽⁴⁵ 二人、付庫…□緩 受倉隸妾、七(?)□⁴⁶
● 凡八十五人
□ **【一人、廷】**守府…替⁴⁷ 其二人、付畜官□

8-681+8-1641 (H) 47

³⁸ 「澤」、「勝」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』いずれも「□」とする。施謝捷《里耶秦簡釋文稿》によって改めた。「取」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「取」とする。施謝捷《里耶秦簡釋文稿》によって改めた。「央」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』いずれも「□」とする。何有祖 2015-2 によって改めた。「央」の下の一字は何氏は僅残存少許筆劃、從文例看應是，臧，8-1641 有，央、臧、可證」とする。

³⁹ 「廟」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「□」とする。『校积(一)』は「作」の下の一字が「廟」のようであるとす。施謝捷《里耶秦簡釋文稿》によって「廟」とした。

⁴⁰ 文字が非常に細かく 8-2289 と似た文字割である。8-2289 と同程度の大きな簡の破片である可能性がある。

⁴¹ 「五」は『里耶秦簡(壹)』は「一」とし、『校积(一)』は「一」あるいは「二」とする。何有祖《讀里耶秦簡札記(三)》(簡帛網，2015年7月1日)、同《里耶秦簡釋札記(二則)(修訂稿)》(簡帛網，2015年11月13日)に従って「五」とした。

⁴² 「勝」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「務」とする。施謝捷《里耶秦簡釋文稿》によって改めた。「取」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「□」とする。施謝捷《里耶秦簡釋文稿》によって改めた。

⁴³ 「七」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「□」とする。殘筆と文意によって改めた。

⁴⁴ 「作」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「行」とする。高一致 2013 によって改めた。「廟」字の下には簡を削った形跡があり、もとは文字があつたものとみられる。

⁴⁵ 「觀」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「□」とする。謝坤《里耶秦簡(壹)》(《簡帛》第十二輯，2016年)によって改めた。

⁴⁶ 「一」、「廷」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』ともに「□」とする。文意によって改めた。「守」、「府」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』がともに「□」とする。図版から補った。

⁴⁷ 本簡の綴合は何有祖 2015-2、謝坤 2015 による。(囚吾は校長として名前が出てくるが、「付」があることと、倉から隸妾を受けていることと司空だとわかる) 文字が非常に細かく 8-2289 と似た文字割である。8-2289 と同程度の大きな簡の破片である可能性がある。

【水十一刻(刻)】下口、佐居以來ノ 8-681+1641 (背)

三十二年十月司空

卅二年十月巳酉朔乙亥、司空守國徒作簿

城旦司寇、一人 二人、作務・驚、亥

鬼薪、廿人 四人、與吏上事守府

城旦、八十七人 五人、除道沅陵

仗城旦、九人 三人、作廟

隸臣數城旦、三人 廿三人、付田官

隸臣居貲、五人 三人、削廷・央、閒、赫

・凡百廿五人 一人、學車西陽 八人、捕羽・操・寬・未・衷・丁・國・辰・卻

其五人、付貳春 五人、繕官・宵、金、瘳(尸+𠂔)、棹、鯉 七人、市工用

一人、付少内 二人、付倉 一人、為炭・劇

四人、有逮 三人、付段倉信 八人、與吏上計

二人、付庫 六人、治邸 九人、上省

二人、作園・平、口 一人、取筮・廢 二人、病・復、卯

二人、付畜官 二人、伐槩・強、童 一人、傳送西陽

二人、徒養・臣、益 9-2289 (正) 第一欄、第三欄

【……】 二人、取芒・阮、道

二人、傳送西陽

・小城旦九人

48 9-44には「司空薄曰城旦聚等二人」とあり、関連がこれと関連する可能性がある。

- 【……】 一人、守船…遏
- 【白粲】八人 三人、司寇…莪、類、款
- 【春五】十三人 二人、付都郷
- 隸妾般春八人
- 隸妾居貲十一人 三人、付尉
- 受隸妾七人 一人、付田(?)
- 凡八十七人 二人、付少内
- 其二人、付畜官 七人、取筮(?)…□、林、嬈、粲、鮮、夜、吳
- 四人、付貳春 六人、捕羽…刻、嬈、卑、鬻、娃、變
- 廿四人、付田官 二人、付啓陵
- 二人、除道沅陵 三人、付倉
- 四人、徙養某座蔡復 二人、付庫

9-2289 (正) 第四欄～第七欄

□□國敢言之寫上敢言之丁座手 9-2289 (背)⁴⁹

三十一年～三十二年司空簿と内容が近いもの

- 央(?)、間、赫、成 □
- 陽、臺 □ 9-1989⁵⁰

⁴⁹ 9-2289 は J1②2294+ J1②2305+8-145 の三枚を綴合したものである。
⁵⁰ 央、間、赫の三人は 9-2289 で削廷に従事していたことが確認できる。

本簡でも同じメンバーで労役が行われており、近い時期の作徒簿である可

- ☑ …… ☐。 二人、付少内
- ☑ …… 【司】寇 一人、取角
- ☑ …… ☐ 六人、作廟
- ☑ …… ☐ 二人、伐材(?) 小城旦十人
- ☑ …… ☐人、守☐ 七人、☐☐ 其八人、付田官
- ☑ …… 作園 二人、爲庫取灌(藿) 二人、載粟輸
- ☑ …… 畜官 一【人】、取☐
- ☑ …… ☐☐令 一人、☐筭
- ☑ …… ☐載粟輸 8-162⁵¹

- ☑ ☐ ☐☐
- ☑ 春 一人、守船☑
- 一人、作☐☑

一人、付☐☑ J1⑦395⁵²

- ☑ ☐ ☐☐☐
- ☑ ☐竄 十人、付倉☑
- 一人、守船☐☐☐⁵³ J1⑦1544

⁵¹ 簡が大きく文字が小さいため8-2289とほぼ同じの大きさであった可能性が高い。内容も8-2289と類似性がある。

⁵² 労役内容に「付」があることから倉か司空であることがわかる。身分内訳に「春」があることから司空である可能性が高い。「一人守船」は9-2289にも見られる。

⁵³ 「付倉」とあることから司空の簿であることがわかる。「一人守船」は9-2289にも見られる。「竄」という人物はJ1⑧1520+J1⑧1434+J1⑧1069

☑ 四人、取芒・挟、阮、道、祭 一人 ☐ ☑
☑ 三人、病・茲、箴、女已 J1②944⁵⁴

☑ 【隸妾】居貲 ☑
☑ 【受】倉隸妾四 ☑
● 凡八十三人
☐ ☐ ☐ 其三人、付畜官 ☑ 8-2097

☑ 三人、除道沅陵 四人、繕官
☑ 一人、門 二人、為匱
☑ 一人、乾荆 一人、徒養 8-244

☑ 人、繕官府・羅 ☑
☑ 人、為司寇・愛 ☑ 8-567

三人、☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☑
二人、繕官府・羅、梲 ☑
…… ☑ 8-569

の三十二年五月の庫の簿にも見られ、同一人物である可能性がある。
⁵⁴ 9-2289に最も内容が近い。9-2289には「二人取芒阮道」とある。

人、作務

卅一人、繕官府 J1⑩1539

三十三年十月八日司空

卅三年十月庚子朔丁未、徒薄

……

……

J1⑫-1499

錢 一人、徒養…渭

一人、載粟…畜

●小春五人

其三人、付田 8-239⁵⁵

年月日不明の司空作徒簿

……

字休道

司寇…

助穫

⁵⁵ 8-2289の最後の欄と類似性がある。

☐角⁵⁶：青☐

☐箭⁵⁷：齊☐ J1⑦139⁵⁸

☐敢言之。寫上、敢言之。

☐者者有手封印 J1⑩244 (正)

☐☐☐☐ 一人、為弓☐：移

春五十一人☐

二人、伐竹：昭、辰

隸妾毆春【☐人】☐

一人、傳徒：喜

隸妾居賞【☐人】☐

J1⑩244 (背)

☐☐司空☐敢言之。上、敢言之。☐(正)

☐治園 ☐十三人、運食

☐求菌 ☐五人、付庫 9-1731 (背)

春五十九人

8-59⁵⁹

二人、治徒園

8-1636⁶⁰

☐一人、與佐帶上虜課新武陵

8-1677⁶¹

⁵⁶ 取角だと推測される。8-162には取角がある。

⁵⁷ 爲箭だと推測される。9-2289に「一人、爲箭：齊」がある。

⁵⁸ 9-2289に「一人、爲箭：齊」がある。

⁵⁹ 三十二年司空簿と春の人数が近い。大量の春がいるため司空の人数である可能性が高いが、大月の延べ人数であれば、春二人であるため、必ずしも司空に限定できない。簡の形態から作徒簿ではない可能性もある。

⁶⁰ 簡の形態からみて作徒簿でない可能性がある。

⁶¹ 帯という人物は貳春郷守 (9-2286、8-1259) 啓陵郷守 (8-1550) としてあらわれるが、現時点で公開されている簡の範囲では佐の例はここにしかみられない。

倉の作徒簿

倉三十一年四月十二日

卅一年四月癸未朔甲午、倉是□□

大隸臣廿六人□

其四人、吏養：唯、冰、州、□□ 8-736 (正)

甲午旦、隸妾□□【来】□ 8-736 (背)

□□□

□唯、冰、州、臺、赤□

□守囚：文、同、羅。 □

□醋 □ 8-2137

8-663 (倉是の在任期間で五月に甲寅があるのは何年か) 三十一年五月

二人、付庫：□□ 其廿六人、付田官 □

一人、付田官 一人、守園：壹孫 □

一人、付司空：牧 二人、司寇守囚：「婢、【負中】 □

一人、作務：臣 二人、付庫：快、擾 □

一人、求白翰羽：章 二人、市工用：饌、亥 □

一人、廷守府：快 二人、付尉：□、□⁸² □ 8-663 正

五月甲寅倉是敢言之寫上敢言之□ 8-663 背

⁸² 「尉」の下の二番目の文字は姚磊 2015 は「是」と釈読する。

- ☐☐十人
- ☐【其】廿☐【人】、付田官
- ☐【一】人、守園…壹孫 六人、付司空…環☐
- ☐【二】人、牢司寇守囚⁶³…婢、負中 七人、付少内…革、莖、☐☐
- ☐二人、付庫…快、擾 五人、作務…文、宵、☐☐
- ☐人、市工用…領、亥 四人、付畜官…疵☐
- ☐☐☐☐☐ 三人、行書☐☐☐☐
- 8-2101

八人、毬春

- ☐ 二人、織…歐、婁
- ☐☐宛 四人、級…不耆、宜、欬、它人⁶⁴
- ☐魚☐追 二人、與上功吏…皆、狼
- ☐☐☐☐ 二人、求菌…受⁶⁵、款 8-1531 正⁶⁶
- ☐☐上。敢言之。／☐手。 8-1531 背

- ☐⁶⁷ 八人毬（繫）春
- ☐ 二人織…歐、婁。

⁶³ 『校釈(一)』「人牢司寇守…囚、婢、負中」と断句するが、水間大輔 2013、何有祖 2015-4 によって改めた。

⁶⁴ 「欬」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「劾」とする。何有祖 2015-1 によって改めた。

⁶⁵ 何有祖 2015-6

⁶⁶ 毬春が労役の欄に記されていることから倉とわかる。

⁶⁷ 本簡上部に墨跡は無いが、上端は折れており、本簡に記載された簿籍の書式から考えて上部には二行の文字があったはずである。『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』、『博物館蔵』はいずれもこの兩行の部分に断簡記号を入れていないが、図版と書式により補った。

□□清、宛⁶⁸ 四人級：不耆、宜、欵、它人⁶⁹。
 □魚□追⁷⁰ 二人與上功吏⁷¹：皆、狼。
 □□□□⁷² 二人求菌(菌)⁷³：溫、欵⁷⁴。 8-1531 正
 □□上⁷⁵ 敢言之。／□手⁷⁶。 8-1531 背

三十四年十二月

卅四年十二月、倉徒薄最	男七十二人、牢司寇	男百五十人、居貲司空	男卅人、付司空
大隸臣積九百九十人	男卅人、輸鐵官未報	男九十人、穀城旦	男卅人、與史謝具獄
小隸臣積五百一十人	男十六人、與吏上計	男卅人、為除道通食	●女五百一十人、付田官
大隸妾積二千八百七十六人	男四人、守囚	男十八人、行書守府	女六百六十人、助門淺
凡積四千三百七十六人	男十人、養牛	男卅四人、庫工	女卅四人、助田官糴
其男四百廿人、吏養	男卅人、廷守府	・小男三百卅人、吏走	女百卅五人、穀春
男廿六人、與庫武上省	男卅人、會逮它縣	男卅人廷走	女三百六十人、付司空
	男卅人、與吏男具獄	男九十人、亡	女二百七十人、居貲司空

J1⑩1170 第一〜第四欄

⁶⁸ 「清」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「□」とする『博物館藏』により補った。「清」の上には筆画が確認できるため図版から補った。
⁶⁹ 「欵」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』では「効」。何有祖 2015-1 により改めた。
⁷⁰ 「魚」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「□」とする『博物館藏』によって改めた。
⁷¹ 「吏」は『博物館藏』は「事」と改めるが、「吏」だとみられる。
⁷² 『博物館藏』は「俛春春」ではないかとする。
⁷³ 「菌(菌)」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』「菌」とする。『博物館藏』によって改めた。
⁷⁴ 「溫」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』は「受」とする。『博物館藏』によって改めた。
⁷⁵ 「上」の前の一字について『博物館藏』は「牒」ではないかとする。
⁷⁶ 「手」の前の一字を『里耶秦簡(壹)』は「貝止」とする。『校积(一)』は「□」とし、『博物館藏』「賦」ではないかとする。

女六十人、行書廷	女卅四人、付貳春	女卅人、牧鴈
女九十人、求菌	女六人、取薪	女卅人、為除道通食
女六十人、會逮它縣	女廿九人、與少内段賣徒衣 ⁷⁵	女卅人、居賞無陽
女六十人、□人它縣	女卅人、與庫佐午取黍	女廿三人、與吏上計
女九十人、居賞臨沅	女卅六人、付畜官	女七人、行書酉陽
女十六人、輸服(箠)弓	女卅九人、與史武輸鳥	女卅人、守邸
女卅四人、市工用	女六十人、付啓陵	女卅人、付庫
女卅三人、作務		

J1⑩1170 第五〜第七欄

時期不明

□ 使⁷⁸小隸妾八人
 □ 之。 六人、付田官
 □ 一人、牧鴈：豫 8-444⁷⁹
 □ 一人、牧鴈 □ J1⑩1028⁸⁰

⁷⁷ □□律令レ處上計殷爲徒買衣□, 9-873
⁷⁸ 『里耶秦簡(壹)』は「付」だが、様式および残った筆画から「使」と改めた。
⁷⁹ 小隸妾を書く位置および田官に付していることから倉の簿とわかる。
⁸⁰ 隸妾被牧雁 □ J1⑩1062

☑ 寫上、敢言之。 ☑ 8-724 正
☑ 一人、病 ☑ 8-724 背

☑ 之⁸¹。寫上、敢言之。／忠手。 ☑

☑ 發 ☑ 8-72 正

☑ 作(?)徒簿 ☑

☑ 一人、病 ☑ 8-72 背

☑ 亭⁸²作徒簿取 ☑ 9-246

貳春郷作徒簿

二十八年九月二十九日

廿八年九月丙寅、貳春郷守崎徒簿

積卅九人

十三人、病

廿六人、徹城

8-1280 (【13.5cm】×2.3cm)

☑ ☑ ☑ ☑

二十九年九月二十七日

廿九年九月戊午、貳春郷 ☑

⁸¹ 「之」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「□」とする。墨跡と用例から改めた。

⁸² 劉自穩²⁰¹⁹は倉とするが、字形はあまり合わない。『里耶秦簡(貳)』は「亭」とし、『校釈(一)』は「亭」とする。

其一人、學甄・賀

四人、負土・臧「成」聊「骨

8-1146 (【11.7cm】×2.5cm)

三十年十月十三日

卅年十月癸卯、貳春郷守綽作徒薄(簿)・受司空居責城且鬼薪六人、**春**。

其一人、治土・勝 一人徒養**【臧】**⁸⁴

三人負土・軫「乾人」央芻

二人取城□柱爲甄廡⁸⁵・賀「何

三人病・骨「聊」成

8-1327+8-787+8-1161+8-780

この時期前後の貳春郷のものと考えられる徒簿には他にも以下のような断片が存在する。

其一人、為甄運土 8-31

□臧「骨

□賀「何、成」軫「乾人」 8-822

三十年十一月二十四日

卅年十一月癸未、貳春郷徹作徒薄・受司空城**旦**【鬼薪五人、春白粲二人、凡七人】

⁸³ 「春」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』では未积読。図版によって改めた。

⁸⁴ 「養」は『里耶秦簡(壹)』、『校积(一)』では「□」とする。

⁸⁵ 「□」は『里耶秦簡(壹)』は「櫛」とし、胡平生 2012²は「桷」とする。いずれも字形が合わないようである。

其五人、為甄廡取茅…賀「何」成「臧」跨☐

一人、病…央芻

一人、徒養…骨

9-564+ 9-516⁸⁶

卅年十一月丁亥、貳春郷守朝作徒簿…受司空城旦鬼薪五人、舂白粳二人、凡七人

其五人、為甄廡取茅…賀「何」成「臧」跨 一人、徒養…骨

一人、病…央芻

9-18 正

田手⁸⁷

9-18 背

次のJ1⑬S54も同時期の貳春郷の徒簿であると考えられる。

五人、為甄廡☐☐☐☐

一人、病…央芻☐

一人、徒養…姁☐

J1⑬954

☐☐☐☐☐☐軫、乾人

二人、枯傳甄廡搖(窰)…賀「何」 8-1707

其二人、負土…跨、☐

☐☐☐☐☐☐☐☐ J1⑭966

⁸⁶ 『校釈(1)』は+8-1370の可能性を指摘するが誤り

⁸⁷ 8-1515に司空佐の田がある。

三十年八月十八日

卅年八月丙戌朔癸丑

城旦鬼薪三人

仗城旦一人

舂白粲二人

隸妾三人

□ □ □ □
8-1279

三十年八月集計

卅年八月、貳春郷作徒薄

●凡積二百九十二人

城旦鬼薪積九十人

卅人、甄

仗城旦積卅人

六人、佐甄

舂白粲積六十人

廿二人、負土

隸妾積百一十二人

二人、装⁸⁸瓦

8-1631+1143

□ □ □ □ □

三十年九月二十五日

卅年九月丙辰朔庚申、貳春郷守帶作徒薄

凡九人

受司空城旦鬼薪三人

一人、甄・跨

仗城旦一人

9-2286+9-1210 H⁸⁹

⁸⁸ 瓦の前の「装」字は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(二)』等では未釈読であるが、字形は將、衣に従うため、**装**であると考えられる。**装**は『佛教難字字典』衣部 P296 に装の異体字として収録されている。ただし、同時代では例を見いだせない。⁸⁹ 簡にはこれと類似する「装(妝)甄」という語が見られるが、習字簡であり連読してよいものか不明である。
⁸⁹ 『校釈(二)』によって綴合された。

延 9-2286+9-1210 背(再利用)

三十年と近い時期のもの

- 一人、稟人・廉
- 一人、求翰羽・強
- 二人、病・賀「滑
- 一人、徒養・央芻 8-1259 (正)
- 帶手 8-1259 (背) ⁹⁰

城旦鬼薪百 8-2423

一人

隸妾三人 8-2171

三十三年五月二十日

卅三年五月⁹¹庚午朔己丑、貳郷守吾作徒薄。受司空白粲一人、病

8-1255+1323+1207⁹²

⁹⁰ 8-1677には佐帯がみえる。

⁹¹ 『校釈(一)』等は「正月」と釈読するが、図版を見ると五月であり、朔日も三十三年五月と一致する。蔡万進が図版および朔日から五月に改め
つゝる。

⁹² 趙世 2013による。

三十三年五月と近い時期のもの

☐子、貳郷守吾作徒簿。受司空白粲一人、病 8-1742+1956⁹³

☐郷守吾作徒簿。受司空白粲一人、病 ☐ 8-1340

三十五年七月

卅五年七月戊子朔癸巳、貳 ☐

受倉隸妾一人 ☐ 8-962⁹⁴

卅五年七月戊 ☐

受倉隸 ☐ 8-991

貳春郷の時期不明の簿

☐☐作(?)徒簿。受倉隸妾一人 ☐ 9-1959

☐春郷茲徒簿 ●凡一人 羨小畜 ☐ ☐ 8-1087⁹⁵

啓陵郷作徒簿

啓陵郷の作徒簿は数も多く时期的にも連続したものがあ、比較的詳細に状況がわかる。しかし、釈文の未公開され、図版が未公開の簡が多

⁹³ 綴合は『校積(一)』の指摘による。

⁹⁴ 『校積(一)』は本簡と8-1087簡を綴合するが、残念ながら形状等が一致しない。

⁹⁵ 羨小畜は小型家畜の飼育。貳春郷には豚、犬、鶏などが飼育されていた。「貳春郷畜員、牝彘一、獾一、□一【第一欄】、牝犬一、牡犬一、雌鶏五、雄鶏一【第二欄】」(博物館J1④4)

く含まれており、綴合や釈文の検討は、図版本の刊行を待たなければならない。

卅年十月辛亥、啓陵郷守高作⁹⁶ □

受司空仗城旦二人

□

二人、治傳舎…它、骨

□

8-801

四月十三日

卅一年四月癸未朔乙未、啓陵郷守元作徒薄。受司空城 □

受倉大隸妾三人

仗城旦一人 □

内容から考えてこの簡には次の簡が接続する可能性がある。

□凡五 □

一人、行書

一人、**捕羽**

□其一人、稟人

一人、治官府

一人、帰司空

J1⑩19⁹⁷

復元後の釈文は次のようになる。(一人治官府は仗城旦)

卅一年四月癸未朔乙未、啓陵郷守元作徒薄

受司空城【旦一人】

凡五人

一人、行書

一人、捕羽

受倉大隸妾三人

仗城旦一人

其一人、稟人

一人、治官府

一人、帰司空

四月二十日

⁹⁶ 「作」は『校釈(一)』では未釋、『里耶秦簡(壹)』は「□」とする図版から「作」字の輪郭の一部を確認することができる。

⁹⁷ 図版が公開されていないため検証はできないが、J1⑩19は労役内容の大部分が他の啓陵郷の簡と一致するため、8-1759との綴合可否に関わらず、啓陵郷のものであることはほぼ間違いないであろう。

☐月癸未朔壬寅啓陵郷守☐

☐大隸妾三人☐ J1⑩996

内容から考えてこの簡には次の二簡が接続する可能性がある。

☐受司空仗城旦☐

☐凡四人☐ J1⑩538

☐一人 一人、行書 一人、捕羽

其一人、稟人 一人、治官府 J1⑩76

復元後の釈文は次のようになる。

【卅一年四】月癸未朔壬寅、啓陵郷守☐【作徒簿】 受司空仗城旦一人 其一人、稟人 一人、治官府

【受倉】大隸妾三人 凡四人 一人、行書 一人、捕羽

J1⑩996+J1⑩538+J1⑩76

四月二十一日

卅一年四月癸未朔癸卯啓陵郷守逐作徒簿 受司空仗城旦一人 其一人、稟☐

受倉大隸妾三人 凡四人 一人、行☐

8-1278+8-1757⁹⁸

四月二十四日

卅二年四月癸未朔丙午、啓陵郷守逐作徒簿 其一人、稟【人】 一人、捕羽

受倉大隸妾三人 一人、行書 9-2341正

取手⁹⁹ 9-2341背¹⁰⁰

⁹⁸ 綴合は『校釈(1)』による。

⁹⁹ 8-1241と8-1550に啓陵郷佐の取

¹⁰⁰ この簡について張春龍氏は「この朔日は二十六年端月、卅一年二月、四月と合う、暫らく卅一年四月として排列する。」と説明を付している。

刑徒の人数や労役内容が四月二十五日のものと一致することからみても、張氏の指摘する通り、三十一年四月二十四日のものと考えるのが妥当

四月二十五日

卅一年四月癸未朔丁未、啓陵郷守逐作徒簿

其一人、稟人

一【人、捕羽】

受倉大隸妾三人

一人、行書

9-38

四月二十七日

卅一年四月癸未朔己酉、啓陵郷守逐作口簿

其一人、稟人

一人、捕羽

受倉大隸妾三人

一人、行書

J1⑩J22+J1⑩8

一人、捕羽(正)

取手(背)

9-2453¹⁰¹

都郷作徒簿

三十一年五月六日

卅一年五月壬子朔丁巳、都郷守

受司空城旦一人、倉隸妾二人(正)

五月丁巳旦、佐初以来／欣發 (背)

8-196+8-1521¹⁰²

であらう。

¹⁰¹取は啓郷簿の書き手で、労働内容も合うため啓郷の可能性が高い。

¹⁰²綴合は『校釈(一)』の指摘による。

三十一年五月十一日

卅一年五月壬子朔壬戌、都郷守是徒薄

受司空城旦一人、倉隸妾二人

一人、捕獻

二人、病 8-2011 (正)

五月壬戌、都郷守是敢【言之。】

五月壬戌旦、佐初以來／氣發

8-2011 (背)

8-2011

三十二年十一月？

【卅二年十一月己卯】朔丁未、都郷守

城旦積五十八人 隸妾積五十八人

隸妾居貲五十八人 凡百七十四人

8-1095

「敢」は『校釈(一)』等では未読字であるが、書式から以下には「敢言之寫上敢言之」などの文言が入ると考えられ、残った筆画も「敢」と矛盾しないため「敢」である可能性が高い。

8-1095簡は上端が黒く塗りつぶされていることおよび集計されている人数から見ても、明らかに月の簿である。ほとんどの月簿には日にちが記されていないが、「廿八年九月丙寅貳春郷守崎徒薄」(8-1280)も明らかに延べ人数でありながら、日にちが記されている。二十八年九月丙寅は九月末日であるので、一〇九五簡に書かれた日付も月の末日である可能性はある。作成日が月末であると仮定すれば二十七年十月、三十二年十一月、三十七年四月の末日が丁未にあたる。ただし、このうち二十七年十月は大月であり、本簡は28の倍数の延べ人数であるので可能性が低い。

三十年頃¹⁰⁶

二月辛未、都郷守舎徒簿□

受倉隸妾三人、司空城【旦三人】□

凡六人、捕羽宜「委」□□(正)

二月辛未旦、佐初【以】「来／□發」□(背)

畜官の作徒簿

8-142

8-688+8-199+8-1017+9-1895(正)¹⁰⁶

卅年十二月乙卯、畜……作徒簿

小隸臣一人

一人牧牛…敬

一人病…燕

受司空居貲【二人】

凡六人

一人牧羊…□

一人取菅…宛

受倉隸妾三人

【一人】牧馬武陵…獲

一人爲連武陵簿…沮

8-688+8-199+8-1017+9-1895(背)

十二月乙卯、畜官守丙敢言之。上。敢言之。／□手

十二月乙卯水十一刻刻下一、佐貳以來。尚半

9-1732

□畜官徒□簿□

□【三人、】繕廡…謝レ□レ媛□

¹⁰⁶受け取り記録に佐初とあることから、8-196+1521、8-2011簡と同じ人物が運んだと考えられる。佐初は三十一年から三十二年の簡で都郷の文書の書き手や運び手として名がみられる。そのため三十一年〜三十二年から大きく離れた年ではないと考えられる。仮に三十年とすると二月八日であり、三十二年とすると二月二十五日である。三十二年六月には「都郷守武」(8-1455)という人物が見られ本簡の「都郷守舎」と一致しないが年の途中で郷守が交代した可能性も排除できない。

¹⁰⁶綴合は『校釈(二)』の指摘による。

□敢言之。上。敢言□

庫の作徒簿

廿(二十) 九年八月乙酉、庫守悍作徒簿…受司空城旦四人、丈城旦一人、春五人。受倉隸臣一人。●凡十一人。

城旦二人、繕甲…□、□ 丈城旦一人、約車…缶

城旦一人、治輪…慶(?)忌(?)¹⁰⁷ 隸臣一人、門…負解 廿廿年上之□

城旦一人、約車…登 春三人、級…□□娃。

8-686+8-973 正¹⁰⁸

八月乙酉、庫守悍敢言之。疏書作徒薄牒北上。敢言之。／逐手。

8-686+8-973 背

乙酉旦、隸臣負解行廷。

卅二年五月丙子朔庚子、庫武作徒簿…受司空城旦九人、鬼薪一人、春三人。受倉隸臣二人。●凡十五人。

其十二人爲興…獎〕慶忌、魃〕魃〕船〕何〕敢〕交〕頡〕徐〕娃、聚¹⁰⁹。

一人紕…竄。

二人捕羽…亥、羅。 8-1520+8-1434+8-1069 正¹¹⁰

卅二年五月丙子朔庚子、庫武敢言之。疏書作徒日薄(簿)一牒。敢言之。／横手

五月庚子日中時、佐横以來。／圖發。 8-1520+8-1434+8-1069 背

¹⁰⁷ 「忌」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』は「□」とする。何有祖 2015-2 によって改めた。

¹⁰⁸ 何有祖 2015-2 に綴合が指摘されている。

¹⁰⁹ 「魃」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』では「敢」。「敢」は『里耶秦簡(壹)』、『校釈(一)』では「取」。施謝捷「里耶秦簡釋文稿」によって改めた。

¹¹⁰ 何有祖 2015-6 に綴合の指摘がある。

- ☐ ☐ ☐ ☐
- ☐ 十二人、爲 ☐
- ☐ ☐ ☐ ☐ 8-2108

少内の作徒簿

卅一年後九月庚辰朔壬寅、少内守敏作徒簿…受司空鬼薪 ☐
 其五人求羽…吉 ☐ 温 ☐ 哀 ☐ 瘵 ☐ 嬪 ☐ 一人作務…宛。 ☐
 後九月庚辰朔壬寅、少内守敏敢言之…上。敢言之。 ☐ 8-2034 正
 後九月壬寅旦、佐 ☐ 以來。 / 尚發。 ☐ 8-2034 背¹¹¹

二月乙丑、少内作徒簿
 受司空城旦二人、鬼薪一人、倉隸妾二人。 ●凡五人 二【人】 ☐
 其三人、求羽…吉、胃、温 卅 ☐ 9-1099 正
 二月乙丑旦佐【章+佳】以来 / 函發 9-1099 背

將田郷守

☐ 己丑、將田郷守敬作徒簿 其一人、病 其一【人】徒養 ☐
 ☐ 毬城旦一人、上稟 春二人 ☐ 小【隸】妾一人、蓐芋
 ☐ 人上稟 其一人上稟
 ☐ 蓐芋

三 背面は「壬寅」だけ後から書き足したようだ。

☐買摩芋 ☐ 8-0395

田の作徒簿

三月丙寅，田鼂敢言之：☐

…… 8-179 正

……

受倉隸妾二人 ☐ 8-179 背

不明

受倉小隸臣一人 8-1713¹¹²

☐人、取菅：和_し十_と ☐ 8-2148

☐ 卅五人、病 ☐

☐ 五人、☐ ☐ 8-1812

☐☐一人 ☐ 8-2534

¹¹² J1⑩1170では小隸臣は全員「吏走」に従事している。8-688+8-199+8-1017+9-1895の畜官にもみられる。

人、□□ 8-2535

□隸臣二人、有速¹¹⁴□ 8-2515

□一人、倉敬(？)□□□□□ 8-2458

卅二人徒養

八十四人邦司空公白羽 8-0773 正

廷 8-0773 背

三人病 8-0471

二十六〜二十八年頃¹¹³ (黔首居貲責か倉か畜官？付畜官疵)

□新？武陵…疵¹¹⁴ 一人、取菅…乙 □

□□ 一人、與令史上¹¹⁵計：□¹¹⁵ 8-1472 正

□敢言之。上 □ 8-1472 背

¹¹³ 上計は縣廷の業務だと考えられるため、司空あるいは倉から付き添いの者が出されたと考えられる。「與吏上計」という業務は9-2289と

114 ⑩1150に二例ずつみられるが、いずれも司空のものである。また、8-2008の司空の簿に疵という本簡にみられる人物と同名の人物が見えることから司空の簿である可能性が高い。作成時期については令史上が二十六年から二十八年の文書に出現することから、二十六年から二十八年頃だと考えられる。

¹¹⁵ 游逸飛 2015は武陵を疵の籍貫の縣と考えるが、作徒簿の人名の記述形式には籍貫を記したものが他に見られないため、「武陵」を労役内容の一部と考えるのが妥当である。類例に「一人與佐帶上虜課新武陵」8-1571などがある。

¹¹⁶ 『校釈(一)』等では未積字を二文字とるが、一文字のようである。

第二章 里耶秦簡作徒簿の史料性格

はじめに

第一章では里耶秦簡、中でも作徒簿を史料として用いることができるようにするため、集成と校訂を行った。第二章では作徒簿を労役制度の研究に用いるうえで、留意すべき点を確認するため、作徒簿がどのような性質をもつ史料であるのかを検討したい。里耶秦漢作徒簿は早くから注目が集まっており、研究が多い。しかし、簿籍研究の基礎となる史料の集成と分類はおろそかなまま結論を急いでいる部分があるように思われたためである。本章では特に、どのように制作され、どのように保管され、どのように廃棄されたかといった経緯と書式を中心に検討する。

第一節 作徒簿の作成から廃棄まで

1. 作成・送達

作徒簿の作成と送達については、すでに比較的多くの研究があり¹、劉自穩 2018 が先行研究を踏まえて妥当な解釈を示している。これまでに明らかにされている作徒簿の作成から送達までの流れは、司空、倉、庫、畜官、少内、都郷、弑春郷、啓陵郷といった各官²・郷および将田郷守、将捕爰段倉³など特定の目的で臨時に置かれる官において佐などによって書写され、隸臣妾や佐などによって運搬され、県廷に送られるというものである。現在確認できる作徒簿のうち一日単位のものについては、表題に記された年月日は背面に記された送り状文書の年月日とすべて一致する。また別筆で受け取り日時が記されている例が 9 例あるが、受け取り日はいずれも作成日と同日である。受け取り時間についてはばらつきがあり、「旦」が四例（司空 8-697、倉 8-736、庫 8-686+8-973、少内 8-2034）、「日中時」が一例（庫 8-1520+8-1434+8-1069）、「刻下一」が一例（畜官 8-688+8-199+8-1017+9-1895）、「刻下二」が二例（司空 9-1078 +8-2429、司空 J1⑩-249）、「【刻】下口」が一例（司空 8-681+1641）確認できる。当日中に届ける必要はあったようだが、時刻については特に規定は無かったものとみられる。旦に届くことが比較的多いことから一日の労働予定が朝作成され、すぐに県廷に発送されることが多かったようである。また、劉自穩は上行文書と受け取り記録が記されていない官があることから官によってはひと月分がまとめて送られる場合もあることを指摘している⁴。県廷と隣接していたと考えられる司空、倉、庫、小内、都郷、畜官では簿の背

¹ 高震寰 2013、賈麗英 2014、沈剛 2015 など。

² 県廷下の部局が官と呼ばれる。青木俊介 2005、土口史記 2012 などに詳しい研究がある。青木氏は県廷と官との行政上の距離を強調し、土口氏は県廷の官に対する優位性を強調する。

³ 将捕爰段倉の作徒簿については、文書の記述から存在が確認できるが、簿そのものは出ていない。

⁴ 劉自穩 2018 参照。上行文書と受け取り記録の有無から送達の方法に違いがあったのではない

面に上行文書と受け取り記録が記されているため、毎日送達されたことがわかるが、弑春郷、啓陵郷、将田郷守など県廷から離れている場合には上行文書と受け取り記録が書かれない、これらの官では作成は毎日行われるが、県廷には一か月分がまとめて送られたことが指摘されている⁵。劉氏の推測が正しかったことはほぼ同時期に公開された岳麓秦簡の秦令からも明らかになっている。

●令には「県官……官において、徒隸、および元徒隸の赦免され再び県官に属して徒隸【と同様に】労役する者に労役させ、期間が1【日】以上になる場合、および隠除者(刑余の免罪者)による労役・一般民による……労役、および諸々の官府での労役はいずれも1日ごとに簡条書き形式で簿に記録し、所属する廷に上せ。廷は毎日照合して確認し、順番に編綴し、月締めで集計を作成し、確実に保管して、確認できるようにしておくべし。この令に従わない場合、丞・令・令史・官嗇夫・吏の主管者は各々罰金一甲⁶。稗官(小官)で県廷からの距離が20里から100里までの者は、簿を毎日作成し、月に一度県廷に上せ。提出期日は毎月1日とする。100里以上離れている者は、(所属する廷ではなく)所在地の県廷に上せ。県廷はこれを検査せよ。簿に偽りがあるのに発見できなかった場合は、稗官(小官)の令と同じように処罰する。」とある。●内史・倉曹令、甲-30

●令曰：縣官□□官(?)作徒隸及徒隸免復屬官作□□徒隸者自一以上及居隠除者、黔首居□及諸作官府者、皆日簿(簿)之、上其廷、廷日校案次編、月盡為最(最)、固臧(藏)、令可案毆(也)。不從令、丞・令・令史・官嗇夫・吏主者、貲各一甲。稗官去其廷過廿里到百里者、日簿(簿)之、而月壹上廷、恒會朔日。過百里者、上居所縣廷、縣廷案之、簿(簿)有不以實者而弗得、坐如其稗官令。 内史倉曹令甲卅
(『岳麓(伍)』251~254)

この令文についてはすでに謝坤 2018 の考察があるので、詳しい解釈は省略するが、1日でも何らかの労役を行った場合、作徒簿を毎日作成し県廷などの所属する廷に送るべきこ

かと最初に指摘したのは、高震寰 2013 であるが、分析には誤りがあり、劉氏の指摘が正しい。⁵ 上行文書に関して少し付け加えると、司空、倉、庫、畜官、小内、都郷の諸官で、文書の形式がそれぞれ異なる。司空と倉は「敢言之寫上敢言之」、畜官と小内は「敢言之上敢言之」、庫は「敢言之疏書作徒簿牒北上敢言之」「敢言之疏書作徒日簿一牒敢言之」が確認できる。都郷は例が少なく不明である。畜官と小内が最も簡潔で「上す」のみである。司空と倉は「写して上す」と原本を複写したものであることを明示し、庫では「作徒簿を牒北に疏書して上す」「作徒日簿一牒を疏書す」というように背面に簡条書きしていることや部数を記している。原本を複写し、背面に簡条書きして上すことはいずれの官でも同じなので、単に各官で形式が統一されていないだけだと考えられる。書式にばらつきがあるが、同じ官では概ね統一されているのは、各官に保管されている前任者の原本を参照して作成したためであろう。

⁶ 貲一甲が 1344 銭、貲一盾が 384 銭に相当する。于振波 2010 参照。

と、距離が離れている小官であれば、月に一度送ることなど、劉氏らが作徒簿から推定したことがすべて規定されている。これは翻って、遷陵県の作徒簿は令の規定に正確に則って運用されていたことを示すだろう。

2. 作徒簿の保管

送達についての研究は多いが、保管と廃棄についてはあまり検討されていないので、簡単に検討しておきたい。「作徒簿」が県廷に届いた後は一定期間保存されたようである。作徒簿を収蔵した箱に付けて内容物を表示した札がいくつか見つかり、保管の様子がわかる。これには官名と期間が記されており、官ごとに分けて筥⁷という竹の箱に入れられたことがわかる。容器が明記されていないものについては出入券や課などが保管されていた筥という竹を編んだ方形の箱に保管する場合もあったかもしれない。一つの官に一つの筥の場合が多いが、8-285 簡「畜官田官及貳春作徒簿」のように複数の官を一つの筥に入れる場合もあった。

期間については、28年10月～2月の5か月（8-1428）、31年12月～3月の4か月（8-284）というようにそれぞれ異なるため、一筥に収納する期間に明確な決まりは無かったようである。表示札の書き方で注目されるのは8-1428の「尽二月」のようにの書写位置が不自然な文字列が散見されることである。

■廿八年十月

■司空曹

■ 巳

■徒簿（簿）。盡二（？）月（8-1428）

期間を示す場合は通常「某年某月尽某月」と続けて書かれるが、ここでは「尽某月」が開始月と離れた場所に書かれている。また「尽二月」と「巳」のみ文字が小さく、筆跡も異なる。前掲の8-285についても張今2016が指摘するように「及貳春」は別筆で後から書き足されたものである。

「尽某月」が別に書き足されるのは筥に入れ始めた年と月のみを先に書いておき、いっぱいになったところで月を書き足したためであろう。→「月だけでなく、官名も後から書き足される場合がある。例えば、8-285では「及貳春」と別の筆跡で書き加えられている。官名が後で書き足された理由は、当初収納していた官を詰め終えた後にまだ筥に余裕があったため、別の官の簿も入れたためと考えられる。また、「巳」という注記はすでに処理済みであることを示すものである。年度の統計の作成など何らかの処理後に書き足されたものであろう。

⁷ 竹を編んだ円筒形の箱である。「筥」については 謝坤 2017-2 を参照。

3. 作徒簿の再利用、廃棄

作徒簿の廃棄を規定した律令は発見されていないため、どの時点で廃棄されたのか不明であるが、出土状況から保存期間をある程度絞り込めるであろう。発掘報告によれば、里耶秦簡が出土した一号井は第5層～第16層が秦の井戸廃棄時の堆積である。現時点で公開されている作徒簿はこのうち8層から16層で確認されている。第4層以上は後世の堆積で、17層は戦国から秦の井戸使用時の地層である。現在公開されている簡の範囲で各層から出土した簡牘の紀年をみると、5層6層には最新の紀年がやや集中しているが、7層から16層は幅広い紀年がみられ、深い層に紀年の古い簡があるという傾向はみられず、多くの逆転がみられる。また、関連する簡や同一簡の破片が離れた位置から出土している。これらのことから、7層から16層の各層は年々堆積されたのではなく、ある時に大容量が一気に充填されたものとみられる。再加工された簡や割れた土器や瓦などと混じって出土していることとあわせると、すでに別の場所にごみとして廃棄されていたものを、ある時に一度に井戸に充填したことが推測される。

作徒簿には別の用途に再利用した形跡のある簡がいくつかある。例えば9-2286+9-1210簡は配達先を記して荷に挿すための簡に再加工されている。8-386+8-973簡のように習字簡として使われているものもある。また、作徒簿には先端を丸めてささくれを焼いて滑らかにした形跡のある簡が非常に多い。この用途としてはやや大きいが、おそらくは籬木（くそべら）として加工されたものと考えられる。最終的に廃棄された形状は保存期間と無関係ではない。故意に加工された形跡は、非常事態によって保存期間満了前に廃棄されたのではなく、通常の保存期間が満了して、不要となった反故簡が再利用された後に廃棄されたことを示す。よって、これら再利用の形跡の有る作徒簿は通常の手続きで廃棄されたものと考えてよいだろう。

人為的に再加工された形跡の有る作徒簿は33年5月のものが下限であるが、井戸に一度に充填されたことを考慮すると、これと混じって廃棄されている作徒簿も通常の廃棄だと考えて差し支えないだろう。作徒簿の下限は35年であり、簡牘等が井戸に充填されたのは二世元年だと考えられる。つまり、35年度の記録を二世元年までのいずれかの時期に保存期間が満了して廃棄されたと考えられるため、保存期間の上限は3年であるといえる。当年度内は年度の計作成のため当然保管されたであろうから1年度以上、3年以内に破棄されたであろう。

第二節 作徒簿の書式

1. 作徒簿の規格と書式

蕭何が秦の図籍を真つ先に保護した故事を引くまでもなく、中国古代において情報が重視されていたことは出土した膨大な簿籍と文書を見れば明らかであろう。近年の研究で中

国古代の巨大な帝国は発達した情報技術無しには決して成立し得なかったことがわかってきている。富谷至 2010 は徹底した文書行政が巨大な漢帝国を支えたことを多角的に明らかにしており、藤田勝久 2016 は簡牘を用いた記録・伝達を情報技術(IT)として研究している。膨大な情報を利用可能な状態で記録するのは容易なことではない。簿籍上の処理方法や書式・用語はまさしく情報技術であり、作徒簿にも様々な情報技術が使われている。情報処理の技術がすでにかなり洗練されて合理的であることから、比較的長い期間行われ、実際の運用の中で改良が重ねられていることが推測される。

例えば、藤田氏の提起する文書システムの共通規格(フォーマット)については、作徒簿にも定められた書式があり、その規定に従って作成されていたことがわかる。作徒簿の簡の形態については角谷常子 2013 が検討している。角谷氏は作徒簿の長さが概ね二尺であり⁸、背面に「疏書作徒簿牒北上敢言之」(8-973)と記されている例のあることから、これが二年律令田律 256 簡にみえる「二尺牒、疏書(二尺の簡札に簡条書き)」の形式の簡であることを指摘している。顔師古によれば、疏とは条を分けて、簡条書きにする形式を指す⁹。作徒簿はいずれも追い込みで書かず、右から左に一項目ごとに改行し、内容が多い場合は上下に欄を区切って、次の欄に書かれている。これが疏書であると考えられ、追い込みで書く場合よりも集計の際に見逃しが少なくなる。

一日の作徒簿と集計簡それぞれにもいくつか定まった書式がある。一日単位の作徒簿すべてに共通するのは何月日と責任者の官名と名前が記されることである。また、一日単位の簿では労役内容を記した部分にその労役に従事した刑徒の個人名が記される場合がある。ただし、労役従事者の個人名がまったく記されないものもあり、同一の簿内でも労役従事者の個人名が記される労役と記されない労役があることもある。

月末の集計である作徒簿最の書式については、木牘の上部が黒く塗りつぶされていることがまず目を引く。これは日簿とともに保管する際に、月ごとの小計簡を区別しやすいようにしたためと考えられる。表題には月のみが記され、記録した日は記されない。また、責任者の名前は記されず官名のみ記される。労役内容と人数を記録した部分では同じ官の日簿と比較して人数が多く、大月の場合 30 小月の場合 29 の倍数が多くみられる。これは一か月分の日簿の人数を加算した数字になっているためである。総計や身分ごとの内訳を記した部分には延べ人数であることを示すため「積~人」と記されることがある。ただ

⁸ 『里耶(壺)』・『里耶(弍)』の図版は、大部分は原寸大で印刷されている。誤差が比較的大きいため、あくまで目安ではあるがこれによって簡の大きさを知ることができる。一般的な文書簡は一尺であるので、大型の簡である。記載内容の少ない細い簡でも残存部分のみで 30cm をこえるものがあり、記録内容が非常に多い簿でも長さは変えずに幅の広い簡を用いて小さな文字で一枚に収まるように記録されている。そのため、内容の多寡にかかわらず基本的には当時の 2 尺程度の長さの簡が用いられていたと考えられる。簡の幅については 2.25cm (約一寸) 前後のものおよび 1cm (約五分) 前後のものが多いが 5.7 cm のものもある。幅は記載内容の多寡によって変えられている。

⁹ 『漢書』匈奴列伝に「於是説教軍于左右疏記、以計課其人衆畜物。」とあり、顔師古注に「疏、分條之也」とある。

し、中には延べ人数が 30 もしくは 29 の倍数と合わない場合もある。例えば 8-1280 は集計簡の特徴を備えているが 13 の倍数である。使役期間がひと月に満たない場合でも、月の末日の時点で使役した日数の集計が作成された。この他に、最は日簿とは異なり刑徒の人名が記されることはない。これは複数の人物が延べ人数の中に含まれるためであろう。

作徒簿とその集計簡は、基本的に以上のような規格に従って作成されており、定められた記載内容や記載順序がよく共有されていたことがわかる。ただし、いくつかの書式の揺れもある。例えば、明らかに集計簡でありながら作成された日および責任者の人名を記すものがある 8-1095 簡や 8-1280 簡がこのような例である。いずれもこの点以外は月簿の特徴をすべて備えている。前述のように集計簡の作成は県廷で行うように規定されているため、このようなミスは起こりにくいと考えられるが、遷陵県では使役する官で集計簡を作成し、県廷に送る場合もあったようである。

31 年 5 月 30 日、猿狩りをひきいる仮倉(将捕爰段倉)の茲が申し上げる。5 月の作徒簿と集計(最)を計 30 枚を提出する。以上申し上げる。(8-1559 正)

卅(三十)一年五月壬子朔辛巳、將捕爰段倉茲敢言之。上五月作徒簿(簿)及最(最)卅(三十)牒。敢言之。(8-1559 正)

前掲の令の規定通り、県廷と距離が離れているため 1 ヶ月分が纏めて送られているが、送付前にすでに集計が作成され、簿ともに送られている。8-1280 簡や 8-1095 簡のような作成日や主管者の名前が記された集計簡は各官で作成され作成日と作成者の名前を入れてしまったのではないかと考えられる。

第三節 「付」「受」「助」

作徒簿の情報処理で注目すべき用語が「付」と「受」である。「付」は司空および倉の労役内容の項目に見られ、「受」はそれ以外の官の身分ごとに人数の小計の項目に見られる。「受」については、例えば「受司空城旦四人、丈城旦一人、舂五人。受倉隸臣一人。・凡十一人」(8-686+8-973)のように「受」+【司空 or 倉】+【労役刑徒身分】+【人数】と書かれる。「受司空城旦四人」であれば、司空から四人の城旦を移管されたことを、「受倉隸臣一人」であれば、倉から一人の隸臣を移管されたことを示している。「付」については、例えば「其二人付畜官」(8-2289)のように「付」+【官名】と書かれる。「三人付畜官」であれば、三人が畜官に移管されたことを示す。段倉のような特定の目的のために臨時に置かれ官署のない官についても「付」と表現される。このように労役刑徒が司空・倉から移管される場合、所属する官と派遣された官の両方で記録されていた。このように派遣元と受け入れ先で二重に記録することで、責任の所在をはっきりさせることができる。この「付」と「受」

という語は秦漢簡牘の簿籍によく使われるもので、物品や金銭あるいは人員が移管されたことを示す。人員の移管だけでなく、金銭や物品の場合も同様に「付」「受」によって処理される。

倉・司空が直接使役していない場合でも、「付」「受」とされない場合がある。「秦律十八種」の金布律などに規定されているように一定以上の地位にある官吏や佐史には身の回りの世話をする僕・養・走という付き人が配備された¹⁰。この僕・養・走には隸臣が従事していたことが作徒簿からわかるが、作徒簿では「付」「受」によって移管されるのではなく、倉の主管のもと吏養の労役を行っているという形式になっている。

31年閏9月5日……却下する。諸々の徒隸で吏僕・吏養とすべき者は、みな倉に属している。……倉および卒長の駐の駐在地……、倉は知らないはずがない。蓋……なぜ近隣の官に書を送らなかつたのか。直ちに「原本を提出する。」と述べたのは、
どういふわけか……(背面略) (8-190+8-130+8-193)

卅(三十)一年後九月庚辰朔甲☐ ☐卻之。諸徒隸當爲
吏僕、養者、皆屬倉。☐¹¹☐ ☐倉及卒長駐所
署、倉非弗智(知)毆(也)。蓋☐ ☐何故不騰書近所官¹²。
直曰¹³、上眞書。狀何如¹⁴ ☐ ☐ 8-190 正+8-130+8-193 正
後九月甲申旦食 時☐ ☐ 尚手。 8-190 背+8-193 背

読めない部分が多く全体の文意は取りづらいが、これらの隸臣妾は僕・養として吏のもとで働きながらもすべて倉に所属していたことがわかる。また「作園」、「作廟」のように別の施設で労役に就いている場合も「付」とはされない。これは廟や園には官が置かれていないためであろう。このように、事実上は倉の管轄下から離れる場合でも「付」とされず、倉の労役として扱われる場合がある。「付」「受」は簿籍上の出入を表すための語であるため¹⁵、計や課を作成する主体である官に対しては帳簿上の支出として処理されるが、官以外に派遣される場合には「付」とは表現されない。しかし、例外的に「仁庫」(8-158 6)「助田官糴」(J1⑩1170)「助門淺」(J1⑩1170)のように官あるいは他県に派遣される場合でも「付」とされない場合がいくつかある。前章で述べたように、「仁庫」については

¹⁰ 吏僕・吏養の特徴については、沈剛 2006 がまとめている。

¹¹ 図版から未積読字を1字補った。

¹² 下半簡の1文字目「何」と読むことについては陳劍の助言があった。

¹³ 「直」は『里耶秦簡(壺)』、『校釈(一)』では「亘」である。施謝捷『里耶秦簡釋文稿』によって改めた。

¹⁴ 「如」は図版及び文脈から補った。

¹⁵ 王偉 2015、陶安あんど 2016 を参照。

「作庫」の誤記、あるいは方勇 2015 の推測するように「付庫」の誤記である可能性もあるが、「助田官獲」についてははっきりと「助」と書かれているだけでなく、同一簡内に別に「付田官」がある。「付」とは区別された運用であったとみられる。田官に移管せずに、倉が労役刑徒を率いて行った労役であろう。

司空および倉から移管された労役刑徒の人員は必要な労役が終われば、司空および倉に戻された。8-1515 簡には郷から司空に労役刑徒を返還した記録がある。

三十年十月八日に式春郷守の綽が司空担当者様に申し上げます。担当者様は鬼薪の軫と小城旦の乾人に命じて、式春郷のために鳥および羽を捕らえさせました。すでに必要な羽がそろいました。現在、十月五日に司空佐の田に引き渡し終えましたので、簿を確定させてください。以上、担当者様に申し上げます。

(背面略) (8-1515)

卅(三十)年十月辛卯朔乙未、貳春郷守綽敢告司空主=令鬼薪軫、小城旦乾人爲貳春郷捕鳥及羽=皆已(已)備。今已(已)以甲午屬司空佐田、可定簿(簿)。敢告主。(背面略) (8-1515)

この文書は 30 年 10 月 5 日に式春郷守が鬼薪の軫という人物と小城旦の乾人という人物を司空に戻したことを 10 月 8 日に司空に報告したものである。鳥と羽の捕獲・採集がすでに終わったために返還されており、郷のような部署では労働力の必要に応じて司空や倉から労役刑徒を借りて、その労役が終わればすぐに返還されたことがわかる。J1⑩19 には「司空に帰る」という労働内容があることから、派遣先での労役が終了後の司空への移動も付された官の主管する労役として扱われたことがわかる。一方、使役する刑徒が不足した場合上級機関に奏上された。

35 年 7 月 5 日、式春…羽を書……羽を割り当てる書が有るのですが、収集する徒がないので、官に速やかに……羽を捕らせ、割り当てを充足させるよう依頼します。以上を申し上げます。(後略) (8-2002+8-673 正)

卅(三十)五年七月戊子朔壬辰、貳春□ □言之。賦羽有書、毋徒捕羽。謁令官亟□ □捕羽給賦。敢言之。(後略) (8-2002+8-673 正)

ところどころ釈読不能な部分があるが、式春郷で捕羽に使役する刑徒が不足し、遷陵守丞に徒の派遣を依頼したことがわかる。司空や倉に直接依頼するのではなく、県を通して依頼されているようであり、県令・丞が労役刑徒の分配に関わった様子がうかがえる。

小結

里耶秦簡作徒簿の史料的性格を検討した結果、以下のような点が明らかになった。第三章で作徒簿を用いて秦における刑徒労役の分析を行う前提として、これらの点に留意する必要がある。

まず、作徒簿の作成主体と作成頻度については労役刑徒を使役するすべての官で毎日作成されたことがわかる。提出頻度は、劉自穩 2018 の指摘する通り、県廷に近い官では毎日県廷に届ける必要があったが、距離のある官では1ヶ月まとめて送った可能性が高い。「最」と呼ばれる集計簡は通常は月ごとに作成され、「積」としてそれぞれの労役に従事した延べ人数が記録された。

里耶秦簡作徒簿が廃棄された経緯については、再利用されたと考えられる簡が多数あるため、保存期間を満了し、通常の手続きで廃棄されたものと考えられる。保管の状況については、里耶秦簡作徒簿は「筥」と呼ばれる竹の箱に少なくとも1年程度保管された後廃棄されたと考えられる。

第一章で述べた通り、作徒簿という表題のものには労役刑徒しか見られず、黔首居貲責（一般民の債務労働者）の労役は別の簿で記録されたようである。

労役が記録された各種の簿の残存状況については、居貲責簿は二十七年十一月八日から三十三年三月四日までの約5年半の期間の14件が残っている。司空作徒簿は三十一年三月十日から三十三年十月八日までの約1年半の期間に含まれると考えられる簿が18件残っている。この他に時期が不明な簿の断片が7件ある。倉作徒簿は三十一年四月十二日から三十四年十二月末までの約二年半の期間に6件が残っている。この他に時期が不明な簿の断片が5件ある。全体的に残存している量は少ないが、比較的時期の近い簡がまとまって残っている場合もあり、日ごとの変化を追えるものもある。

作徒簿の書式については、刑徒の管轄の異動は「付」と「受」で表現される。「付」は移管元で労働内容の欄に記録され、「受」は移管先で身分内訳人数の欄に記される。移管元と移管先で重複して記録される。「助」という形式で他県や他官で労役に就く場合があるが、これは管轄を移管しないまま、臨時に補助を行うものだと考えられる。

第二部 中国古代労働制度の類型

第二部では秦漢時代の労役制度の類型について検討する。秦漢期の中央および地方の労働力需要は主に吏や卒を始めとする何らかの役目につけて行わせる労働と労役刑徒や債務者への強制労働によって供給されており、これらを動員しても不足する場合に一般民に臨時に労働を課したと考えられる。そこで、強制労働・役目労働・一般民の徭役の三類型について各章でその性質や具体的な徴発方法・就労方法・義務日数などについて検討する。

第三章では強制労働について秦の労役刑徒を中心に論じ、第四章では役目労働について更卒の役を中心に論じ、第四章では秦漢時代の一般民の徭役である「徭」について論じる。

第三章 里耶秦簡にみる秦の強制労働

はじめに

本章の目的は里耶秦漢作徒簿を用いて秦末の県における労役の状況を明らかにすることである。これまでも類似の試みはあったが、従来の研究では大きく二つの問題点がある。一つは簡牘史料の集成と校訂が不十分であるということ。もう一つは分析角度が一面的であり、情報を引き出し切れていないことである。集成・校訂については第一章で集成と校訂を行った里耶秦漢作徒簿を用いることで、これまでよりも正確な分析が可能になると考える。そこで、本章では第一章付録として示した作徒簿の集成に依拠して秦の県における労役刑徒を中心とした各種強制労働を検討する。分析に際しては、どのくらいの人数のどのような人々が何をしていたのか、どのような問題が起きていたのかという点を中心に多角的に検討することで、秦の労役刑徒の強制労働の状況を明らかにしたい。これらの点を明らかにすることは、中国刑法史上の重要な転換点として広く知られる漢の文帝の刑制改革の目的をより正確に理解するためにも欠かせないものであると思われる。

秦の刑徒労役の制度は漢に受け継がれ、文帝によって改革される¹。この文帝の刑制改革の目的について、これまでも様々な検討がなされている²。

従来の見解に転換を促した宮宅潔 2006 は、文帝期に行われた没収制や肉刑の廃止、労役

¹ 中国刑法史上極めて名高い文帝の刑制改革も、簡牘史料出土以前にはどのような刑制がどのように変わったかという事からして、大きく誤解されていた。文献史料の記述からは身体刑から労役刑への転換だと考えられていたが、秦漢律の出土により、身体刑・労役刑の二体系を労役刑に一本化し、無期刑(不定期刑)であった労役刑に刑期を導入した改革であったことが明らかになっている。また、これに先立って行われた収・縁坐の廃止も一連の刑制改革として同じ組上で論じるべきだと考えられるようになってきている。

² 漢文帝の刑制改革の目的、特に肉刑の廃止の目的について、正史に記されている公式の理由は文帝が淳于緹縈の親孝行に感動したというものである。理由付けとしてこのような言説が出現すること自体が歴史的に重要なことではあるが、文帝の徳を誇示するための劇場型の演出と考えるべきものである。近年は改革の現実的な目的についても議論されるようになってきた。刑罰制度は民と国家の利害と直接的に関係するものであるため、制度自体に何らかの重大な行き詰まりが生じなければ、労働力構成を大きく転換するような改革に踏み切ることが難しかったのではないだろうか。

刑の有期化、官奴婢解放や辺境防備の見直しといった諸改革を相互に関連したものと捉え、それらが共通してもたらす現実的な効果としては、官が抱える労働人員を削減し、彼らに自活させ、官が追うべき支出を軽減したであろうことが挙げられると指摘し、こうした労働力編成の改革が労役刑制改革の背後にあったとする。

文帝の諸改革に共通してもたらされる効果から目的を推測した宮宅氏の見解は説得力のあるものだが、宮宅氏自身も述べるように労役刑徒を維持するための経費が国家財政を圧迫するほどのものだったのか、それを削減することは労働力減少という不利益を補って余りあるものだったのかという点を十分に説明できない。

改革前の状況がわからなければ、改革によって何がどのように変化するのかという事さえ知りようがない。改革前の刑徒労役がどれほどの規模で、どのような役割があり、どのような問題が起きていたかを知ることで、はじめて改革の意義を検討する条件が整うだろう。改革以前の制度でどのような問題が起きていたかを検討することで、この疑問は解消されるものと思われる。

第一節 秦の遷陵県で労役に就く人々

1. 遷陵県における労役刑徒の人数

秦の県行政は嗇夫・令史・佐・史・校長などで構成される吏が担い、民が任命される郵人・里正・求盗などの役職がそれぞれ行政を補助する専門の労役を担い、戍卒・乗城卒・県卒などの兵士が守備・警備を担うが、県で必要とされる労働力はこれにとどまらない。公的建造物の建築・官用品の製造・穀物や兵器の輸送・官吏の身の回りの世話など様々な業務を行う労働力が必要であった。このような雑多な業務は民から徴発される徭役や労役刑徒の労役によって行われることが知られていたが、里耶秦簡によって秦では労役刑徒や債務労働者の果たす役割が非常に大きかったことが明らかになってきた。

労役刑徒は徒隸と総称されており、徒隸の中には城旦・小城旦・仗城旦・舂・小舂・鬼薪・白粲・大隸臣・大隸妾・小隸臣・小隸妾・司寇など様々な身分を含む。また、徒隸ではないが債務によって徒隸と同様の労役に就く黔首の居貨贖責がある³。

里耶秦簡の簿籍から県の運営に携わる人員の人数を検討すると、人員全体のうち労役刑徒と債務労働者の人数が際立って多いことがわかる。遷陵県の労役刑徒の総数と身分ごとの人数については、これまでのいくつかの研究で試算されており⁴、比較的正確な数字は宮宅潔 2016 が 9-2289 簡、J1⑩1170、J1⑦304 から算出したものである。ただし、宮宅氏の算出した人数には司空と倉のどちらでも記録される隸臣毇城旦、隸妾毇舂や隸臣妾居貨などを司空と倉で重複して加算されているので、この部分を改める必要がある。これを考慮し、

³ その他に、肉刑に処されたものが身分回復すると陰官という身分になり、労役に従事する場合があることが律令から確認できるが、里耶秦簡では確認されていない。

⁴ 鷹取祐司 2013、小林文治 2014、高村武幸 2015 などを参照。

人数を示せば、9-2289 簡から 32 年 10 月の司空では総数 226 人(倉との重複を除くと 192 人)、J1⑩1170 によると 34 年 12 月の倉では総数が 146 人、J1⑦304 から算出される 27 年末の徒隸の総数が 116 人、28 年初が 151 人、28 年末が 123 人であり、このほかに一般民の債務労働者(黔首居貲)が 38 人いる。9-2289 簡に記載された司空所属の男性の内訳は城旦 87 人、鬼薪 20 人、隸臣毆城旦 3 人・隸臣居貲 5 人、城旦司寇 1 人、司空所属の 83 人の女性の内訳は春 59 人、白粲 13 人、隸妾毆春 8 人程度であったと考えられる。司空の未成年者の内訳は小城旦 9 人、小春 5 人である。倉に所属する 50 人の男性の内訳は大隸臣 33 人、倉に所属する 96 人の女性の内訳は大隸妾が 96 人、未成年者の内訳は小隸臣 17 人となっている。つまり、遷陵県全体で 300 から 350 人の労役刑徒と 40 人程度の一般民の債務労働者が居たことになる。

これがいかに多いかは吏の人数や遷陵県の民の人数と比較すれば明らかであろう。吏の定員は 9-633 簡から知ることができる。

遷陵(県)の吏のリスト。吏の定員は 103 人。令史は 28 人、このうち 10 人が出張中、見在は 18 人。官畜夫は 10 人、このうち 2 人が欠員、3 人が出張中、見在は 5 人。校長は 6 人、このうち 4 人は欠員、見在は 2 人。官佐は 53 人、このうち七人は欠員、22 人は出張中、見在は 24 人。牢監は 1 人。長吏は 3 人、このうち 2 人は欠員、見在は 1 人。合計の見在の吏は 51 人。

遷陵吏志。吏員百三人、令史廿八人、其十人繇(徭)使、【今見】十八人、官畜夫十人、其二人缺、三人繇(徭)使、今見五人、校長六人、其四人缺、今見二人、官佐五十三人、其七人缺、廿(二十)二人繇(徭)使、今見廿(二十)四人、牢監一人、長吏三人、其二人缺、今見一人、凡見吏五十一人。

これによれば吏の定員は 103 人である。しかし、欠員や出張中のものが多く、実際には 51 人で業務を行っていたことがわかる。遷陵県の戸数についても記された簡がある。

(始皇)34 年 8 月癸巳朔癸卯(11 日)、戸曹令史の韃が(始皇)28 年から(始皇)33 年までの見在の戸数を牘の背面に簡条書きし、獄曹に送る。史への請願書に記されていた通り、つぶさに集めて上すように。／韃が書写した。(8-2004 正+8-0487)⁵

(始皇)28 年、197 戸が見在。(始皇)32 年、161 戸が見在。

(始皇)29 年、166 戸が見在。(始皇)33 年、163 戸が見在。

(始皇)30 年、155 戸が見在。

(始皇)31 年、159 戸が見在。(8-2004 背)

⁵ 本簡も綴合は『校釈(一)』による。

卅（三十）四年八月癸巳朔癸卯、戸曹令史雜疏書廿（二十）八年以
尽卅（三十）三年見戸数牘北（背）、移獄。具集、上、如請史書。／雜手。

(8-2004 正+8-0487)

廿（二十）八年見百九十口戸。 卅（三十）二年見百六十一戸。

廿（二十）九年見百六十六戸。 卅（三十）三年見百六十三戸。

卅（三十）年見百五十五戸。

卅（三十）一年見百五十九戸。 (8-2004 背)

8-2004 簡によれば始皇 28 年に 197 戸、29 年に 166 戸、30 年に 155 戸、31 年に 159 戸、
32 年に 161 戸、33 年に 163 戸とあり、28 年から 29 年に大幅に戸数が減少した後は 160 戸
前後で推移している⁶。つまり、160 戸程度の小県に 300 人から 350 人もの労役刑徒が労役
に就いていたことになる。

これら労役刑徒となった人々は県の各官に配備され、様々な労役に就いていた。次に県の
各官に配備された労役刑徒の人数と労役内容を見ていきたい。

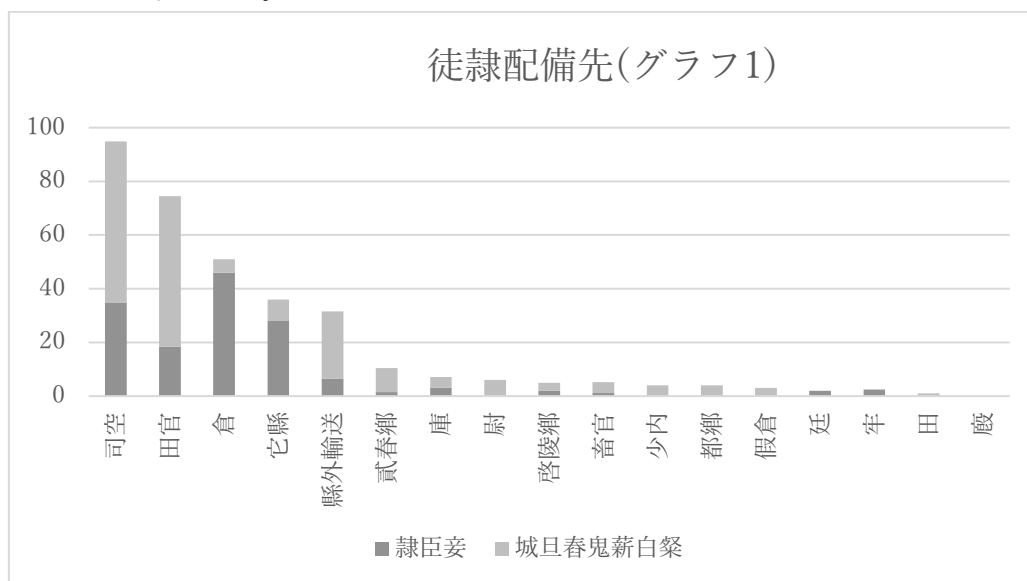
第二節 各官における人数

これまでの里耶秦簡作徒簿研究で最も関心が集中しているのが、労役刑徒の管理方法で
ある。この方面に関する大きな進展は、各身分の徒隸の属する機関が明らかになったことだ
である。作徒簿には「付」、「受」という管轄を移管する記録があるので、ここからそれぞれの
労役刑徒を管轄する官を知ることができる。すでに鷹取祐司 2013、賈麗英 2014、コロルコ
フ(M. Korolkov)2015、沈剛 2015 などによって指摘されているように、ここから身分ごとに
所属先を確認すると城旦・丈城旦・舂・鬼薪・白粲・繫城旦舂・隸臣妾居貲贖債はすべて「司
空より～を受く。(受司空～)」という項目に記載されており、司空に所属することがわかる。
一方で隸臣妾はすべて「倉より～を受く。(受倉～)」という項目に記載されており、倉に所
属していたことがわかる⁷。また、司空・倉の作徒簿には他の官に労役刑徒を移管する場合、
移管先が記されている。これを利用し、司空と倉の簡を分析すれば、その他の各官にどれだ
けの人数が配備されているのかも把握できる。司空の簿で全体が概ねわかるのは、32 年 10
月 17 日の 9-2289 簡である。倉の簿で全体が概ねわかるのは、34 年 12 月の J1⑩1170 の集
計簡である。時期や集計期間はズれるが、この二簡から各官に配備された徒隸の大まかな人

⁶ 遷陵県には郷が 3 郷置かれている。各郷の戸数の内訳は都郷 70 戸前後、式春郷 60 戸前後、
啓陵郷 30 戸前後であると考えられる。

⁷ 倉で労役につく刑徒がいることは里耶秦簡の公開以前から睡虎地秦簡の律文によって推測さ
れていた。例えば、石岡浩 2012 は「県畜夫が管轄する「官府」にはとくに「倉」が付設されて
おり、そこで刑徒が職工労働を中心とする労役に従事していることになる。」と指摘している。

数を知ることができるだろう。二簡を合算し、各官および他県に配備された人数を示すとグラフ1のようになる。



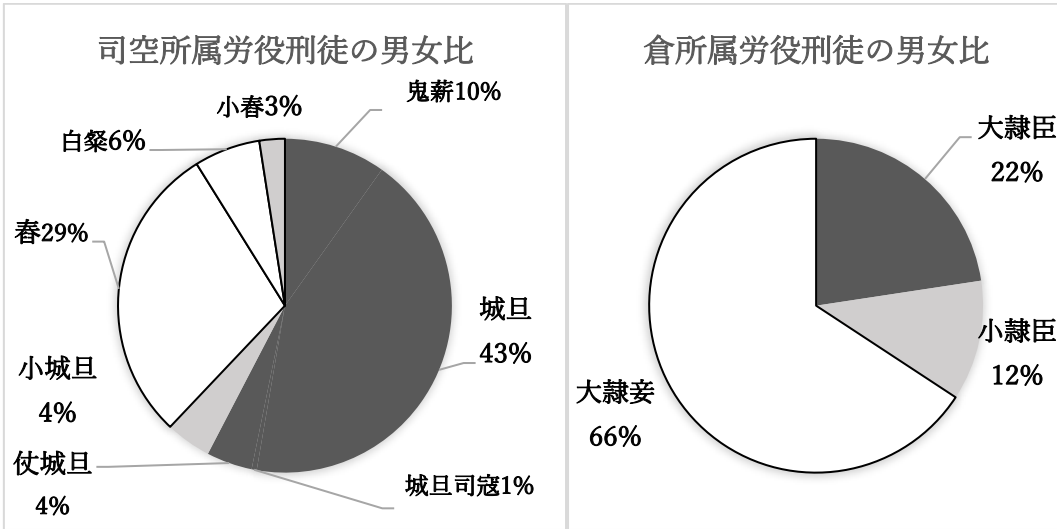
司空に最も多くの人員が配置され、次いで田官と倉に多くの労働力が配備されていることがわかる⁸。対して、この三者以外の官が主管する労役に従事する労役刑徒の人数は極めて少ない。司空管理下で常時百人近い労役刑徒が労役に従事しており、同じく田官では80人近く、倉では60人近くが従事しているが、その他の官では基本的に10人以下である。

第三節 年齢・性別

第二節で述べた倉・司空に所属する身分ごとの人数をもとに県で労役に就く各身分を成年男子、成年女子、未成年男子、未成年女子に分けて示すとグラフ2のようになる。なお、司空所属の男女比は9-2289簡から、倉所属の男女比はJ1⑩1170から計算した。男性を濃いグレー、女性を白、未成年を薄い灰色で示す。隸臣妾居貲や隸臣妾毆城旦春は司空と倉両方の簿に重複して記録されるため、本来の所属である倉にのみ算入し、司空からは省いた。

⁸ 「付」とは別に「助」として田官に派遣されている労役刑徒がいる。J1⑩1170は大月(30日の月)の集計簡であるが、一か月の延べ人数が30で割り切れない44人となっている。これは、複数人が30日に満たない短期間だけこの労役を行ったことを示す。農業は短期間のみ大量の人員を要する場合があるため、「付」として移管させずに、臨時に補助を派遣することがあったようである本節冒頭のグラフでは「助田官獲」の人数を倉の主管する労役として計算したが、これを田官のものとする、田官は1%増え22%となる。

グラフ 2



倉および司空の作徒簿から各身分の人数を確認すると、一見して司空所属の労役刑徒と倉所属の労役刑徒では性別および成年と未成年の比率が大きく異なることがわかる。司空では城旦 87 人、鬼薪 20 人、城旦司寇 1 人の 108 人が男性、春 59 人、白粲 13 人の 72 人が女性、未成年者が小城旦 9 人、小春 5 人の 14 人と成年男性が過半数を占める。一方、倉では成年男性 33 人、成年女性 96 人、未成年 17 人であり、成年男性の比率は 22%程度しかなく、隸妾（女性）や未成年の比率が際立って高い。上述のように、司空には重犯罪者の身分である城旦春・鬼薪白粲の労役刑徒が所属し、倉にはこれよりも軽い犯罪者の身分である隸臣妾が所属する。そのため、重犯罪に対する罰である城旦春・鬼薪白粲では男女比が男 108:女 72 であるのに対して軽犯罪に対する罰である大隸臣・大隸妾では男女比は男 33:女 96 ということになる。重犯罪による労役刑徒では男性のほうが多いが、比較的軽い犯罪の労役刑徒では女性や子供が圧倒的に多い。女性や子供の比率が重犯罪よりも軽犯罪でやや高くなる程度であれば理解できるが、これほどかけ離れた不均衡が生じるとは考えにくい。

このような不均衡が生じた原因はおそらく城旦春・鬼薪白粲以上の重犯罪者が収および縁坐という制度によって没官されたためであると考えられる。収は妻子のいる男性が城旦以上の重罪を犯すと妻子が没官され、収人とされ、隸臣妾として扱われる制度である⁹。やや乱暴ではあるが、城旦春・鬼薪白粲の比率が概ね本人の犯罪による男女比率を表していると仮定すれば、成年男性の 108:33 の比率を女性に当てはめれば 72:22 となり、未成年に当てはめれば 14:4 となる。成人女性 96 人のうち 22 人が本人の犯罪であり、74 人程度は収・縁坐による可能性がある。また、未成年 17 人のうち 4 人程度が本人の犯罪であり、13 人程度は収・縁坐による可能性がある。倉所属の労役刑徒 146 人の労役刑徒のうち、本人の犯罪は 59 人程度に過ぎず、87 人程度は収・縁坐の可能性があるとと言える。

また、全体的に男女ともに成年の人数が多い。しかし、司空に所属する未成年の城旦春の

⁹ 収・縁坐については第六章で詳しく論じる。

人数に比べて、倉に所属する隸臣の人数が多いことがわかる。倉に未成年の隸妾が1人もいない、あるいは人数が極めて少ない理由は不明だが¹⁰、未成年の隸臣の比率が未成年の城旦の比率よりも極めて高いことは隸妾の数が多いことと同様の理由で説明できるだろう。遷陵県で労役に就く労役刑徒は辺境に選択的に送り込まれた人員であるため、一般化には一定の留意が必要だが¹¹、倉に所属する隸妾・小隸臣には収・縁坐による没官者が多数の含まれている可能性が高い。

また、大部分を占める「大」(成人)に区分される徒隸の中には様々な年齢の者がいたようである。9-3297 簡には「【遷】陵の徒隸の女性は45歳から15歳までが九十【口人】……者」とある。下一桁はわからないが90~99人であることがわかる。これは最も労役に適した青壮年の人数を記録したものであると考えられるが、前述のように成人に区分される春白粲隸妾の総数は176人程度だと考えられるため、15から45歳の人数が90~99人であるということは45歳以上の女性の徒隸が80人前後いた可能性が高い。男性については年齢のわかる記載がないが、女性と同じく幅広い年齢層の人々が労役に従事していたと推測される。子供が多いだけでなく高齢の労役刑徒も多かった可能性が高く、労役刑徒全体に占める青壮年の割合は高くなかったであろう。

第四節 徒隸の各官での労働内容

本章では各官における具体的な労役内容を検討したい¹²。県では雑多な労役が行われるが、

¹⁰ J1⑩1170 簡の時点では未成年の隸妾(小隸妾)がいないが、倉の作徒簿だと考えられる年月日不詳の8-444 簡では使小隸妾が8人いたことがわかる。8-444 簡の釈文は『里耶秦簡(壹)』は「付小隸妾」だが、「付」と釈読された文字の図版を見ると右半分が欠けており、「付」とは確定できない。「付」では意味が通らないため、おそらく「使」である。未成年の隸妾がもともと遷陵県に送り込まれなかったとしても、遷陵県で生まれる小隸妾がいたはずである。8-0495+8-0150には「徒隸産子課」という課(行政成績の評価に関係する報告)がみられることから、隸妾が子を産むことがあったことがわかる。8-1540、8-0521、9-1574には「隸妾嬰兒」という隸妾身分の赤子が確認できることはこのことを裏付ける。隸妾の産んだ子供は親の身分が継承され隸臣妾となる。売却等何らかの方法で小隸妾の人数が減らされていたものと考えられる。

¹¹ 遷陵県の労役刑徒の内訳は一般的な労役刑徒の状況を示すわけではなく、選択的に辺境に送り込まれた人員の人数だと考えなければならない。前述のように司空に所属する労役刑徒が192人程度であり、倉に所属する労役刑徒は123~151人程度である。一般的に重犯罪者よりも軽犯罪者の人数が多いはずであるが、城旦春・鬼薪白粲の人数に対して隸臣妾の人数が少ない。これは土木工事など重労働に従事させることのできる城旦春・鬼薪白粲を選択的に辺境に送り込んだためであると考えられる。しかし、女性を多く送る必要があったとは考えにくい。男女比は概ね一般的な労役刑徒の人数比と近いのではないだろうか。

¹² 上述のように高震寰2013はすでに各身分の労役の傾向を検討し、適切な評価を下している。また、金炯吾(김동오)2016は遷陵県で行われた労役の全体的傾向および各身分の労役の傾向を検討している。高氏、金氏の主要な目的が城旦・春・鬼薪・白粲・隸臣・隸妾各身分の労働内容の傾向を明らかにすることであるため、その目的は達せられているが、本章の目的は制度によって引き起こされた秦末の強制労働の状況を把握することであるため、より詳細に全体像を把握したい。また、両氏の研究は作徒簿の集成が不十分であり、簡の復元や釈読について

便宜的にいくつかの内容に分類する。農林系としては①農耕②採集・狩猟③がある。農林系のうち①農耕については田官という専門の部署があり、③飼育・牧畜については畜官という専門の部署があるため、それ以外の官では稀にしか行われていない。製造系としては①製造・加工・修繕②土木建築がある。非製造系としては①輸送・文書伝達②吏の補助(吏の付き人・購入・販売・史料作成)③警備・監視④炊事がある。

1. 司空における労役

管轄する人数の最も多いのは司空である。個々の労役には以下のようなものがある。これは集成した司空の徒簿全体からも集めている。

司空の農林系としては②採集・狩猟のみ行われている。具体的内容としては鳥捕り・羽捕り¹³、猿狩り¹⁴、獣の角狩り¹⁵、苧麻の採集¹⁶、ススキの採集¹⁷、庫のために荻の採集¹⁸、小枝集め¹⁹、キノコ採し²⁰、オトコヨモギの採集²¹、何らかの採集²²、何らかの狩り²³が行われている。

製造系としては①製造・加工②土木建築が行われている。①製造・加工類では手仕事²⁴、

も修正すべき点が少なからずある。そのため、重複する部分もあるが再び検討してみたい。

¹³ 「捕鳥」に従事した者が8-2008に1人、9-1078 +8-2429簡に1人記録されており、「捕羽」がJ1⑩249で2人あるいは1人、9-2289で8人記録されている。捕鳥と捕羽の違いは、飼育用に生きた鳥を捕獲する場合と捕獲し素材用に羽を取る場合の違いだと考えられる。

¹⁴ 1人が「捕爰」に従事したことが9-1078 +8-2429簡に記録されている。

¹⁵ 「取角」に1人従事したことが8-162簡に記録されている。J1⑦139にも「□角」と釈読されている部分がある。図版が公開されていないため、角の前の未釈読字は確認できないが、8-162簡と同じく「取角」である可能性は高いと思われる。

¹⁶ 「取緒」に1人従事したことが9-2297簡に記されている。

¹⁷ 「取芒」に2人従事したことが9-2289簡に、4人従事したことがJ1⑩944簡にそれぞれ記録されている。

¹⁸ 「為庫取灌」に2人が従事したことが8-162簡に記録されている。「灌」はおそらく「藿」の意味で用いられている。『墨子』旗幟に「藿葦有積」とあるように、藿の意味で用いられることがある。

¹⁹ 「取筮」が9-2289簡に見られる。この字を「筮」と読むべきことについては、陳劍の報告「里耶秦簡釈読の諸問題」(アジアアフリカ言語文化研究所共同研究課題「簡牘学から日本東洋学の復活の道を探る——中国古代簡牘の横断領域的研究(3)」2017年度第5回研究会)で指摘があった。

²⁰ 原文は「求菌」(9-1731)であり、人数は不明。

²¹ 原文は「取蔚(?)」であり、9-2289簡正で7人が従事している。

²² 原文では「取」に続く文字が釈読できない。何を採集したかは不明だが何らかの採集だと考えられる。8-162で1人が従事している。「穀」あるいは「穀」に似た字形が確認される。

²³ 原文は「捕…」(9-2297)。…は文字数不明の釈読できない文字。

²⁴ 原文は「作務」であり、8-2008簡で1人、8-2144+8-2146+9-1803簡で1人、8-2125で2人、9-2297簡で2人、8-2089簡で6人、9-2289簡で男性2人・女性1人が従事している。人数は不明だがJ1⑩1539にもみられる。また、J1⑩249の2段目で3行目「六人、作□□□□□□□□」も作務である可能性が高い。

ガマの蓆編み²⁵、蓆編み²⁶、木牘作り²⁷、木の加工²⁸、竹の加工²⁹、行李作り³⁰、匱作り³¹、船作り³²、麻糸作り³³、炭焼き³⁴、県廷関連の何らかの木工³⁵、弓関連の何らかの製造³⁶がある。②土木建築類では官府の修繕³⁷、邸の建造³⁸、楼の建造³⁹、道の補修⁴⁰、沅陵県で道の補修⁴¹、園の整備⁴²井戸枠作り⁴³がある。

司空は次にあげる簡からわかるように他の官の需要に応じて製造し、完成した物品を各官にあてがうこともあった。

(始皇)27年11月戊申朔甲戌(27日)、庫守衷が申し上げます。以前のご指示では、組紐

²⁵ 原文は「爲蒲席」であり、9-1078 +8-2429 簡にみられる。人数は釈読が困難である。

²⁶ J1①249 に「爲席」として1人、9-2289 簡に「席」として1人従事している。

²⁷ 「伐牘」が8-2144+8-2146+9-1803 簡で1人、「伐槩」が9-2289 簡で2人従事していることが確認できる。

²⁸ 原文は「伐材」であり、9-2289 簡で2人が従事していることが確認できる。

²⁹ 原文は「伐竹」であり、J1①244 簡および8-162 簡で2人が従事していることが確認できる。

³⁰ 「爲筥」9-2289 簡で2人・8-162 簡で1人従事していることが確認できる。また、J1⑦139 では「筥」の前が未釈読であるが、従事している人物の名前が9-2289 簡で「爲筥」に従事している人物と同名であり、ここでも「爲筥」である可能性が高い。

³¹ 原文は「爲匱」であり、8-244 簡で2人が従事していることが確認できる。匱は竹製のもっこ(箕)を指す場合と、木製の物入(櫃)を指す場合があり、ここではどちらであるか不明である。

³² 原文は「治船」であり、8-2008 簡正で1人が従事していることがわかる。

³³ 原文は「治枲」であり、9-2289 簡正で3人が従事していることがわかる。

³⁴ 原文は「爲炭」であり、8-2089 簡正および9-2289 簡で1人が従事していることがわかる。J1①249 では2段目6行目「爲」の次の文字が釈読されていないが、従事している人名が「爲炭」の例と共通しており、前後の行が8-2089 と類似しているため、これも「爲炭」である可能性が高い。三例はいずれも同じ「劇」という人物が従事している。

³⁵ 原文は「削廷」であり、9-2289 簡で3人が従事していることが確認できる。

³⁶ 原文は「爲弓□」、□は未釈読の文字である。J1①244 簡で1人が従事していることがわかる。

³⁷ 原文が「繕官」のものと「繕官府」のものがあるが、いずれも同じ業務を指していると考えられる。原文が「繕官」のものは8-244 簡で4人・9-2289 簡で5人従事していることが確認できる。原文が「繕官府」のものは8-567 簡、8-569 簡、J1①1539 簡で確認できる。8-567 は断簡のため人数が不明であり、8-569 簡は2人が従事している。J1①1539 簡は31人であり、一ヶ月の延べ人数である可能性が高い。

³⁸ 原文は「治邸」であり、8-2089 簡および9-2289 簡正でいずれも6人が従事している。

³⁹ 原文は「治観」であり、8-681+8-1641 簡および9-2289 簡正でいずれも1人が従事している。

⁴⁰ 原文は「除道」であり、8-2089 簡および8-681+8-1641 簡でいずれも男性5人が従事している。

⁴¹ 原文は「除道沅陵」であり、9-2289 簡で男性5人・女性2人が従事し、8-244 簡で3人が従事している。

⁴² 原文は「治園」であり、9-1731 簡に見られる。8-1636 簡には「治徒園」に2人が従事している。治園と治徒園は同じ労役である可能性がある。

⁴³ 原文は「乾荆」であり8-244 簡で1人が従事している。『校釈(一)』は『莊子』秋水に「井幹」の語がみえることから、「乾荆」を「幹井」と読み井戸の欄を作ることと解する。

を作るために用いる織機を司空に作らせるようにとのことでした。司空が言うには徒に組紐織機を作れる者がいないとのことです。現在、年の暮れとなりましたが、織機が完成していません。倉に……徒……させるようお願いいたします。尉に転送してください。返信をお願いします。以上、申し上げます。(9-1408+9-2288 正)

11月乙亥(28日)、遷陵守丞の敦狐が倉に申し付ける。律令に従って処理せよ。返信せよ。／莫邪が書写した。／日入の時、走の【竹+涂】が送達に行きました。

甲戌(27日)漏刻で五刻、佐の朱が持って来た。／莫邪が開封した。朱が書写した。(9-1408+9-2288 背)

廿七年十一月戊申朔甲戌、庫守衷敢言之：前言組用幾(機)令司空爲。司空言徒母能爲組幾(機)者。今歲莫(暮)幾(機)不成謁令倉爲□□徒。騰尉。謁報。敢言之。(9-1408+9-2288 正)

十一月乙亥、遷陵守丞敦狐告倉：以律令從事。報之。／莫邪手。／日入、走【竹+涂】行

甲戌水下五亥(刻)佐朱以來／莫邪半 朱手 (9-1408+9-2288 背)

司空では採集・狩猟に次いで製造・加工に従事する者が多い。製造されているものは「為弓□」が兵器関連である可能性が高いのを除き、いずれも県行政で使用する日用品である。県の施設の建築・補修と日用品の製造・採集に半数以上の人員が割かれており、これらが城旦舂、鬼薪白粲の主な労役であったと言える。

非製造系としては①輸送・文書伝達類に吏とともに太守府へ上申⁴⁴、咸陽へ文書伝達⁴⁵、功を上申する吏の付き添い⁴⁶、吏とともに年次報告⁴⁷、品質検査の報告⁴⁸、酉陽県への輸送⁴⁹、

⁴⁴ 原文は8-1586簡のみ「一人與吏上事泰守府」で1人が従事し、その他では原文が「與吏上事守府」となっており、9-1803+8-2144+8-2146簡で1人、9-2297簡で1人、8-681+8-1641簡で9人、9-2289簡で男性4人が従事する。8-2125簡は「上事守府」の上部が欠けている。

⁴⁵ 原文は「行書咸陽」となっており、8-2134+2102簡で2人、J1⑩519簡は人数が不明、8-2111+2136簡で2人、8-2091簡は「行書」以下文字が削られて見えないが、前後の内容が8-2111+2136簡と同じことから、「行書咸陽」であったかのう性が高く、1人が従事している。

⁴⁶ 原文は「與上攻者偕」であり、9-1078+8-2429簡に1人が従事しているのが確認できる。

⁴⁷ 原文は「與吏上計」であり、9-2289簡に成年男性8人と未成年男性1人が従事していることが確認される。

⁴⁸ 原文は「上省」であり9-2289簡に男性9人が従事していることが確認できる。また同じ簡に同義と考えられる「上管」に女性2人が従事している。

⁴⁹ 原文は「傳送酉陽」であり、9-2289簡で男性1人と女性2人が従事していることが確認できる。

何らかの輸送⁵⁰、備弓の輸送⁵¹、兵器の輸送⁵²、穀物輸送⁵³、食料輸送⁵⁴があり、②吏の付き人類に田官畜夫の暈付きの炊事係⁵⁵、吏の炊事係⁵⁶がある。③警備・監視類には徒隸の監視・監督⁵⁷、船の警備⁵⁸、門番兼使い走り⁵⁹、県廷の警備兼使い走り⁶⁰がある。⑤購入・販売には、牛の購入⁶¹、製造関連の材料購入⁶²⑥炊事労役従事者のための炊事⁶³がある。その他、具体的な作業内容は不明であるが、施設での作業に園での作業⁶⁴、廟での作業⁶⁵もある。

非製造系で最も多いのが輸送や文書伝達といった物を運ぶ業務である。その他は主に警備や吏・徒の世話といった行政機構の維持に関する業務である。

この他、司空所属の労役刑徒が欠勤した理由には、訊問⁶⁶、召喚⁶⁷、疾病⁶⁸・負傷⁶⁹、拘留

⁵⁰ 原文は「傳徒」であり、J1①244 簡で 1 人が従事している。

⁵¹ 原文は「輸備弓」であり、8-2008 簡で 1 人が従事している。

⁵² 原文は「送(?)兵(?)」であり、8-697 簡正で 1 人が従事している。

⁵³ 原文は「載粟輸」であり、8-162 簡で未成年男子が 2 人および身分人数不明の当該労役がある。8-239 でもおそらく未成年男子が 1 人従事している。8-1655 簡では「載粟」以降が欠けているが、同じ労役だと考えられ、男性 2 人が従事している。

⁵⁴ 原文は「運食」であり、9-1731 簡で 13 人が従事している。

⁵⁵ 原文は「爲田暈養」であり、8-2111+2136 で簡 1 人従事している。

⁵⁶ 原文は「吏養」であり、8-2099 簡で 4 人、8-229 簡 7 で 4 人、8-697 簡で 1 人が従事している。

⁵⁷ 原文が「司寇」のものが 9-2289 簡で 3 人が従事する。同じく「司寇」の 8-162 簡および J1⑦139 は人数不明、原文が「爲司寇」のものが 8-567 で人数は不明、原文が「司寇守囚」のものは 8-663 簡正および 8-2101 簡であり、いずれも 2 人が従事している。

⁵⁸ 原文は「守船」であり、9-2289、J1⑦395、J1②1544 簡でいずれも 1 人が従事している。

⁵⁹ 原文は「門」であり、8-244 簡で 1 人が従事している。

⁶⁰ 原文は「廷守府」であり、8-681+8-1641 簡で 1 人が従事している。

⁶¹ 原文は「買牛」であり、J1④249 簡と 8-2089 簡でいずれも同じ人物が 1 人従事している

⁶² 原文は「市工用」であり、9-2289 簡で男性 7 人が従事している。

⁶³ 原文は「徒養」であり、9-2289 簡で男性 2 人、8-244 簡で 1 人、8-239 簡で 1 人が従事している。

⁶⁴ 原文は「作園」であり、J1④249 簡で 1 人、9-2289 簡で男性 2 人・女性 1 人、8-162 で人数不明が従事している。

⁶⁵ 原文は「作廟」であり、8-2089 簡で 3 人、8-681+8-1641 簡で 3 人、9-2289 簡で男性 3 人・女性 1 人、8-162 で 6 人が従事している。

⁶⁶ 原文は「有獄訊」であり、8-2008 簡で 1 人が裁判のため欠勤している。

⁶⁷ 原文は「有逮」であり、9-1078+8-2429 簡で 2 人、8-2134+2102 簡で 1 人、J1⑩519 簡で 1 人、8-2111+2136 簡で 1 人、8-2144+8-2146+9-1803 簡で 1 人、8-2091 簡で 1 人、9-2289 簡で男性 4 人、8-697 で 1 人が召喚で欠勤している。

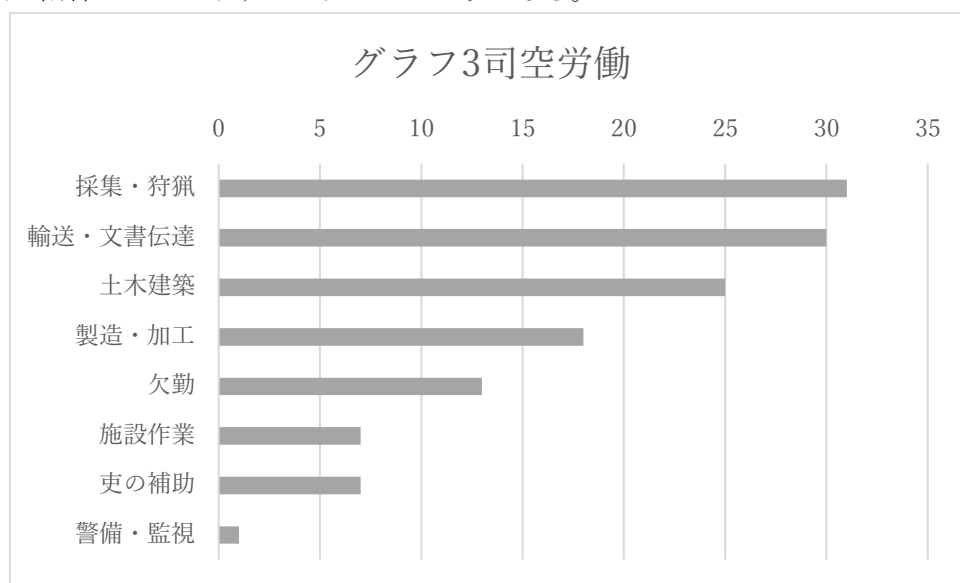
⁶⁸ 原文は「病」であり、9-2289 簡で男性 2 人・女性 2 人、J1⑩944 簡で 3 人が疾病で欠勤している。

⁶⁹ 原文は「癩」であり、8-1586 簡で 1 人がこれによって欠勤している。『校釈(一)』は「癩」を「廝」と読んで、使役と解釈する。楊先雲 2018 は負傷のことであるとす。楊氏の解釈が適切だと考えられる。

⁷⁰がある。また、司空所属の労役刑徒の移管先には畜官⁷¹、貳春⁷²、少内⁷³、庫⁷⁴、田官⁷⁵、田⁷⁶、段倉の信⁷⁷、倉⁷⁸、都郷⁷⁹、尉⁸⁰、啓陵⁸¹があり、他に庫での何らかの労役⁸²がある。

司空では以上のように製造系に多くの人員が充てられているが、それ以外にも様々な業務に従事している。

9-2289 簡をもとに始皇三十二年十月己酉朔乙亥に遷陵県の司空で各種労役に従事する人数の割合について示すとグラフ 3 のようになる。



これらの労役は県行政を維持するための労役と中央の需要に応じた労役の二種類に分類できると思われる。貢納品の狩猟採集が中央の需要で行う労役の代表的なものである。

2. 田官における労役

司空に次いで人数が多いのが田官である。田の作徒簿は 8-179 簡の小さな断片が一例のみ確認され、ここでは倉から隸妾二人を受けたことがわかるのみである。そのため、田ある

⁷⁰ 原文は「穀」であり、9-2289 簡で女性 5 人がこれにより欠勤している。

⁷¹ 原文は「付畜官」であり、J1①249 簡で 1 人、8-2089 簡で 1 人、8-681+8-1641 簡で 2 人、9-2289 で男性 2 人・女性 2 人、8-2097 簡で 3 人、8-162 簡で未成年男子 8 人が移管されている。

⁷² 原文は「付貳春」(9-2289)。

⁷³ 原文は「付少内」(9-2289、8-162)。

⁷⁴ 原文は「付庫」(8-681+8-1641、9-2289、9-1731)。

⁷⁵ 原文は「付田官」(9-2289、8-162)。

⁷⁶ 原文は「付田」(9-2289、8-239)。

⁷⁷ 原文は「付段倉信」(9-2289)。

⁷⁸ 原文は「付倉」(9-2289、J1②1544)。

⁷⁹ 原文は「付都郷」(8-681+8-1641、9-2289)。

⁸⁰ 原文は「付尉」(9-2289)。

⁸¹ 原文は「付啓陵」(9-2289)。

⁸² 原文は「仁庫」(8-1586)。

いは田官における労役個々の具体的な内容は不明であるが、田官での労役の大部分は当然農作業だったはずである⁸³。田官に付される人数が多いことから、田官での食料生産が徒隸の重要な職務であったと考えられることは宮宅潔 2016 の指摘する通りである。遷陵県は一般民の戸口が非常に少なく、税収は期待できないため、田官で生産された食料は吏、戍卒、徒隸など県のスタッフへ支給する食料として大部分が消費されたと考えられる⁸⁴。倉の簿に記された田官での業務に田官での収穫の補助⁸⁵があり、収穫のために臨時に倉から人員が派遣されたことがわかる。

田官では時期によって人数が大幅に変動していたようである。8-179 簡の田の作徒簿の隸妾の人数は 2 人であるが、倉の徒簿にみられる田官に付された隸妾の人数は J1⑩1170 の 17 人、8-663 の 26 人と大きく異なる⁸⁶。司空から田官に移管される人員は作徒簿のみでは変動がわからないが、次の食料支給記録から変動がわかる。

30 年 6 月 18 日、田官守の敬が申し上げる。一日の食料支給を牘の背面に簡条書きし、提出する。以上を申し上げる。 (8-1566 正)

城旦、鬼薪 18 人。 小春 3 人。

小城旦 10 人。 隸妾居貲 3 人。

春 22 人。22 日漏刻で五刻に佐の壬が届けた。／尚が開封。 逐が書写。 (8-1566 背)

卅 (三十) 年六月丁亥朔甲辰、田官守敬敢言之：疏書日食牘北 (背)、上。敢言之。

(8-1566 正)

城旦、鬼薪十八人。 小春三人。

小城旦十人。 隸妾居貲三人。

春廿 (二十) 二人。 戊申水下五刻、佐壬 以來。／尚半。 逐手。

(8-1566 背)

⁸³ ただし、田で農作業だけが行われたわけではないことは次の簡からわかる。「31 年 12 月 1 日、田の鼂が申し上げる。郡太守の書には手工業(作務)を行って貨幣収入を得て自給するように。今、田にはまだ手工業で【銭】を稼げる人員がおりません。倉・司空に派遣するよう命じていただけますようお願いいたします。(後略)」(9-710 正) これによれば、田の運営資金も田での手仕事(作務)で調達するよう郡から指示があったようである。他にも「行書」など官に必要な事務が行われた可能性もある。

⁸⁴ ただし、一部は他県や中央からの出張者へも支給されたはずである。里耶秦簡中には続食という出張中の食料支給を依頼する文書があるが、県外に出ると他県から食料が支給されるようになっている。詳細については青木俊介 2014 を参照。

⁸⁵ 原文は「助田官穫」(J1⑩1170) 一ヶ月の延べ人数で女性 44 人が従事している。

⁸⁶ ただし、田官と田が異なる官である可能性も指摘されており、多くの人数が派遣されるのが田官であり、田には少人数しか派遣されないと考えたほうが現時点では合理的かもしれない。このほかに 9-1647 には「田徒当用大男子百五十八人●今九十五人当□」という数字があるが、「徒隸」ではなく「徒」であるため、ここには戍卒なども含まれていると考えられる。

各時期の司空から田官に移管された人数を見ると、城旦・鬼薪が18人(30年6月：8-1566)、23人(32年10月：9-2289)、舂・白粲が22人(30年6月：8-1566)、24人(32年10月：9-2289)、小城旦が10人(30年6月：8-1566)、8人(8-162)、6人(32年10月：9-2289)、小舂は3人(30年6月：8-1566、32年10月：9-2289)と小舂以外は数人程度変動している。

倉から田官に移管される人数は司空よりも変動が大きい。34年12月には隸妾が17人移管されているが、おそらくは31年5月甲寅の簿と考えられる8-663簡では男性1人、女性26人が移管されている。時期不明の8-444簡では小隸妾8人が移管されている。倉では時期によって十人以上の変動があったといえる。つまり、倉から田に配属される人数は73人程度から86人程度までの変動があった可能性があり、全体に占める割合は概ね21%から25%程度の間で増減していたといえる。この他にJ1⑩1170の倉の集計簡には「女性44人、田官の収穫の補助(女卅四人、助田官穫)」という記述がある。「付」として移管せず、ごく短期間のみ倉の管轄下のまま田官での収穫を補助した記録だと考えられる。

ただし、8-755～8-759簡によれば遷陵県が設置された25年から28年までの期間については、違法に徒隸が公田の耕作に従事していなかった可能性が指摘できる。

(前略)遷陵は25年に県となり、29年に耕作を開始した。26年から28年は耕作すべきであるのに、司空の厭らは誤って耕作させなかった。耕作させなかったのは人手があるのに耕作させなかったのか、それとも人手が足りないのに報告するのを怠ったのか。
(後略) (8-755～8-759)

(前略)今遷陵廿(二十)五年爲縣、廿(二十)九年田。廿(二十)六年盡廿(二十)八年當田、司空厭等失弗=令=田=(弗令田。弗令田、)即有徒而弗令田、且徒少、不傳于奏。(後略) (8-755～8-759)

遷陵が公田を耕作させなかったのは、不適切な措置だったようであり、洞庭郡から叱責を受けている。次にあげる9-22簡で述べられているのもおそらくこの問題と関連して起こった問題である。

28年1月7日、式舂郷の敬が申し上げる。従人⁸⁷の城旦はみな箠田農法⁸⁸を知らないが、県の官府で作業は可能です。従人はすべて官府での作業および土運びと製陶補助をさせ、もともと土運びをしていた男たちはすべて耕作をさせるようお願いいたします。また乗城卒と民で有罪の者はみな箠田農法を知っています。あなたが裁(はか)らって、自ら派遣して耕作させる者を集め、官には単独で耕作者を派遣させないようにしてください。返信をしてください。以上申し上げます。

⁸⁷ 「従人」については李洪財2016などを参照。

⁸⁸ 「箠田」については渡邊英幸2013を参照

今、敬は正月壬子に徒を受けたが、返信していない。

壬子の夕の時に佐の黒が持参した。／除が開封した。 華が書写した。 (9-22)

廿(二十)八年正月辛丑朔丁未、貳春郷敬敢言之。従人城旦皆非智(知)筮田毆、而(?)可作治縣官府、謁盡令従人作官府及負土佐鄆(甄)而盡遣故佐負土男子田。及乘城卒、諸黔首抵臯(罪)者、皆智(知)筮田。謁上財(裁)自敦遣田者、毋令官獨遣田者。謁報。敢言之。

今敬正月壬子受徒、弗報。

壬子夕、佐黒以來。／除半。 華(?)手。

(9-22 正背)

これは貳春郷の畜夫から県廷に送られた文書であるが、28年中頃になって従人の城旦が地元の農法を知らないため耕作させるのに適さないという基本的なことが問題になっていることから、28年以前に彼らが耕作に従事したことがなかったと推測される。

3. 倉における労役

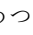
次に倉で行われている労役のうち農林系としては採集・狩猟と飼育・牧畜がある。採集・狩猟の内訳は薪集め⁸⁹、庫佐の午と漆取り⁹⁰、キノコ探し⁹¹、白雉の羽集め⁹²がある。薪集めは燃料用だと考えられ、県行政組織の維持や製造の需要を満たすためのものと考えられる。漆採集は武器を管轄する庫佐ともに行われていることから、武器の製造や補修に用いるためのものである可能性が高いだろう。その他のキノコ探しや羽集めは中央への貢納のためであろう。飼育・牧畜には鴈の飼育⁹³、養牛⁹⁴があるが、いずれも一人が従事するのみで小

⁸⁹ 原文は「取薪」であり、J1⑩1170 簡で一ヶ月の延べ人数で女性 6 人が従事していることが確認できる。

⁹⁰ 原文は「與庫佐午取漆」であり、J1⑩1170 簡で一ヶ月の延べ人数で女性 30 人が従事している。

⁹¹ 原文は「求菌」であり、8-1531 簡で 2 人、J1⑩1170 簡で 30 日間の延べ人数で 90 人が従事している。8-1531 については『校釈(一)』が「求菌」と釈し、謝坤「讀《里耶秦簡(老)》札記(一)」(簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2266、2015 年 6 月 29 日公開)は「求菌」と釈する。図版から「求菌」に改めた。J1⑩1170 については鄭曙斌等編『湖南出土簡牘選編』(長沙、岳麓書社、2013)は「菌」と釈し、『博物館藏』は「菌」釈している。両簡とも図版から字形は「菌」であるとわかる。菌は毒草の一種だが、「求菌」の用例の多いことから、これも求菌のことと解した。なお、両簡のこの部分を求菌と読むべきことについては陳劍の前掲報告で指摘があった。

⁹² 原文は「求白翰羽」であり、8-663 簡で 1 人が従事している。

⁹³ 原文は「牧鴈」であり、J1⑩1170 簡において一ヶ月延べ人数で女性 30 人、8-444 簡で未成年女性 1 人、J1⑩1028 簡で 1 人が従事している。おそらくは常に飼育係を 1 人置いていたものと考えられる。J1⑩1062 簡には「隸妾被牧雁」とあり、この人物が一貫して飼育係であった可能性がある。

⁹⁴ 原文は「養牛」であり、J1⑩1170 簡において一ヶ月の延べ人数で 10 人が従事している。

規模な飼育だったようである。飼育・牧畜を専門に行っている畜官ではなく倉でこれらが飼育されていた理由は定かではない。

製造系には土木建築がなく、製造加工がいくらかあるのみである。従事する人数を司空と比べると大幅に少ない。製造加工類には手仕事⁹⁵、機織りのための経糸張り⁹⁶、機織り⁹⁷がみられる。

倉で最も多いのは非製造系の労役である。①輸送・文書伝達には庫番夫の武とともに品質検査の報告⁹⁸、鉄官への輸送⁹⁹、吏とともに年次報告¹⁰⁰、太守府への文書伝達¹⁰¹、酉陽県への文書伝達¹⁰²、廷への文書伝達¹⁰³、弓入れと弓の輸送¹⁰⁴、史の武とともに鳥の輸送¹⁰⁵、文書伝達¹⁰⁶、功を上申する吏の付き添い¹⁰⁷、廷の使い走り¹⁰⁸がある。②吏の補助には吏の炊事係¹⁰⁹、吏の使い走り¹¹⁰、裁判史料作成補助¹¹¹、少内の段とともに労役従事者の衣服を購入¹¹²、材料

⁹⁵原文では「作務」である。8-663、8-2101、J1⑩1170 簡にみられる。従来「作務」は手工業と考えられていたが、作徒簿ではいずれの手工業も具体的に作業内容が記されているので、手工業全般を作務と呼んでいるわけではないと考えられる。近年出土した律令や行政文書から「作務」は市や金銭収入とかかわりが深いことがわかり、市で主に行われる金銭獲得手段を指すと考えられる。これが手工業だけであることを示す根拠は明確ではなく、広く市で行われる物品売買以外の金銭獲得を指す可能性がある。実態のよくわからない作務を除くと、倉で行われる製造加工は機織り関連のものだけである。

⁹⁶ 原文は「級」であり、8-1531 簡簡で 4 人が従事している。「級」は『説文解字』に「糸次第也」とあり、糸の順序・配列を意味する。「織」とは別にこの労役があるため、織機に経糸を張る作業がこれにあたりと考えられる。級の指す労役内容についてはアジアアフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題研究会「秦代地方県庁の日常に肉薄する」において、鈴木直美から教示を受けた。

⁹⁷ 原文は「織」。8-1531 簡正において、2 人が従事している。

⁹⁸ 原文は「與庫武上省」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月延べ人数で男性 26 人が従事している。

⁹⁹ 原文は「輸鐵官」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で男性 30 人が従事している。

¹⁰⁰ 原文は「與吏上計」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で男性 16 人・女性 36 人が従事している。

¹⁰¹ 原文は「行書守府」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で男性 18 人が従事している。

¹⁰² 原文は「行書酉陽」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で女性 7 人が従事している。

¹⁰³ 原文は「行書廷」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で女性 60 人が従事している。

¹⁰⁴ 原文は「輸服（箠）弓」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で女性 16 人が従事している。

¹⁰⁵ 原文は「與史武輸鳥」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で女性 49 人が従事している。

¹⁰⁶ 原文は「行書□□」。8-2101 簡において、3 人が従事している。

¹⁰⁷ 原文は「與上功吏皆」。8-1531 簡において、2 人が従事している。

¹⁰⁸ 原文は「廷走」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で男性 30 人が従事している。

¹⁰⁹ 原文は「吏養」。8-736 簡において、男性 4 人が従事し、J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で男性 420 人が従事している。

¹¹⁰ 原文は「吏走」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で未成年男性 330 人が従事している。

¹¹¹ 原文は「與吏男具獄」および「與史謝具獄」。いずれも J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で男性 30 人が従事している。

¹¹² 原文は「與少内段賣徒衣」。J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で女性 29 人が従事し

購入¹¹³③警備・監視には牢番・未決囚の監視¹¹⁴、邸の警備¹¹⁵、県廷の用務員兼使い走り¹¹⁶、園の警備¹¹⁷④炊事では道路の補修従事者に食料を提供¹¹⁸がある¹¹⁹。

その他、倉の労役に就けない理由として、他県からの召喚に出頭¹²⁰、何らかの理由で他県にいる¹²¹、逃亡¹²²がある。

移管先には司空¹²³、貳春¹²⁴、畜官¹²⁵、啓陵¹²⁶、庫¹²⁷、門浅県¹²⁸、田官¹²⁹、田？¹³⁰、尉¹³¹、少

ている。

¹¹³ 原文は「市工用」。8-663 簡で 2 人、8-2101 簡で 2 人、J1⑩1170 簡において、一ヶ月の延べ人数で女性 44 人が従事している。

¹¹⁴ 原文は「司寇守囚」8-663 簡、「牢司寇守囚」8-2101 簡、「…守囚」8-2137 簡、「牢司寇」J1⑩1170 簡、「守囚」J1⑩1170 簡がある。8-663 簡の「司寇守囚」について『校釈(一)』は「守囚」の「囚」を人名とするが、水間大輔 2013 の指摘する通り、「守囚」までが労役内容である。8-2101 についても同様である。「牢司寇」と「守囚」を両方記す場合と、どちらのみ記さない場合がある。J1⑩1170 簡には「牢司寇」と「守囚」が単独で記されているが、8-2101 および 8-663 では「牢司寇守囚」が一つの仕事として記されている。牢は部署の名称、司寇は役職であり、守囚はその司寇が行う労役である。つまり、いずれも牢の司寇として未決囚の監視を行う労役であり、「牢司寇」と「守囚」はいずれも「牢司寇守囚」の省略と考えてよいだろう。

¹¹⁵ 原文は「守邸」であり、J1⑩1170 簡において一ヶ月延べ人数で女性 30 人が従事している。『博物館蔵』は「守船」と釈読する。「守邸」と読むべきことについては陳剣前掲報告で指摘があった。

¹¹⁶ 原文は「廷守府」。8-663 簡正で 1 人、J1⑩1170 簡で一ヶ月延べ人数男性 30 人が従事している。8-663 にみえる快という人物は、文書の送達記録にしばしばみられる「守府快」という人物と同一人物だと考えられる。廷守府には特定の 1 人が常に従事していた可能性が高い。

¹¹⁷ 原文は「守園」。8-663 簡および 8-2101 簡でいずれも 1 人が従事している。8-663 簡と 8-2101 簡ともに壱孫という名の人物が従事しており、特定の 1 人が果樹園の番人として常駐していた可能性が高い。

¹¹⁸ 原文は「爲除道通食」。J1⑩1170 簡において一ヶ月延べ人数で男性 30 人・女性 30 人が従事している。

¹¹⁹ 9-1134 には「倉徒養捕鼠十…」とあり、倉にも徒養という労役従事者の炊事係がいたことが確認できるが、作徒簿では確認されていない。倉の徒養に従事していた人物が労役刑徒でなかった可能性が高い。

¹²⁰ 原文は「會逮它縣」。J1⑩1170 簡において一ヶ月の延べ人数で男性 30 人・女性 60 人がこのために欠勤している。「會逮」は『漢書』刑法志に「淳于公無男、有五女、當行會逮、罵其女曰、生子不生男、緩急非有益也。」とあるように、召喚に応じて出頭すること。

¹²¹ 原文は「口人它県」であり、1 文字目が釈読困難である。部首は戈構えであるとみられる。J1⑩1170 において、一ヶ月の延べ人数で女性 60 人が記録されている。

¹²² 原文は「亡」であり J1⑩1170 簡において一ヶ月延べ人数で未成年男性 90 人が逃亡している。

¹²³ 原文は「付司空」(8-663、8-2101、J1⑩1170)。

¹²⁴ 原文は「貳春」(J1⑩1170)。

¹²⁵ 原文は「付畜官」(8-2101、J1⑩1170)。

¹²⁶ 原文は「付啓陵」(J1⑩1170)。

¹²⁷ 原文は「付庫」(8-663、8-2101、J1⑩1170)。

¹²⁸ 原文は「助門浅」(J1⑩1170)。

¹²⁹ 原文は「付田官」(8-663、8-2101、J1⑩1170、8-444)。

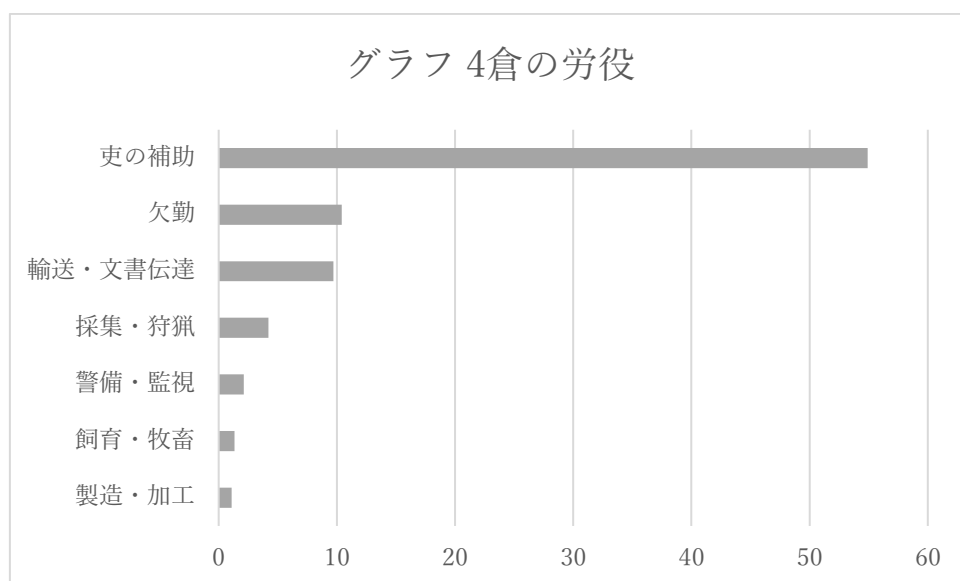
¹³⁰ 原文は「付田」(8-2101)。「田」字の釈読には疑問が残る。

¹³¹ 原文は「付尉」(8-663)。

内¹³²、田官の収穫の補助¹³³庫のための製造¹³⁴がある。また懲罰としての移管に司空で債務労働¹³⁵、他県で債務労働¹³⁶、懲罰として一定期間城旦春の労働に従事¹³⁷がある。

倉では土木工事労働はみられず、手工業に従事する人数も司空に比べて明らかに少ない。一方で大部分が官吏の付き人となっており、警備、通信など行政に関わる雑務にも多く従事している¹³⁸。中でも官吏の炊事係、使い走りといった付き人が大部分を占める。

J1⑩1170から倉の管理下で各労役に従事する人数の割合を示すとグラフ4のようになる。



4. 式春郷の労役

農林系としては採集・狩猟に雉の羽探し¹³⁹があり、③飼育・牧畜に小型動物に関する何らかの労働¹⁴⁰があるのみである。羽探し・羽捕りは司空・倉・庫・少内・都郷・式春郷で行われている。一部県内の役人の需要もあった可能性はあるが、ほとんどは中央への貢納のためのものであったと考えられる。

式春郷では製陶が行われた時期があり、製造系としてはこれに関する労役が大部分を占

¹³² 原文は「付少内」(8-2101)

¹³³ 原文は「助田官獲」(J1⑩1170)。

¹³⁴ 原文は「庫工」。J1⑩1170にのみ確認できる。「庫」字はJ1⑩1170の図版を確認すると田形の部分がはっきりしないため、釈読に僅かな疑問が残るものの、全体の輪郭から「庫」という釈読に従うことができると思われる。

¹³⁵ 原文は「居貲司空」(J1⑩1170)

¹³⁶ 原文は「居貲無陽」(J1⑩1170)・「居貲臨沔」(J1⑩1170)

¹³⁷ 原文は「殷城旦」(J1⑩1170)・「殷春」(8-1531、J1⑩1170)

¹³⁸ 遷陵県で官吏が不足したために刑徒が官吏の仕事を代行したという意見もあるが(コロリコフ2015など)、そうではなく官吏の補助が刑徒の主な労役だったと考えられる。堀敏一1997において隸臣妾の労役は「官の雑用」とであると指摘している。

¹³⁹ 原文は「求翰羽」(8-1259)

¹⁴⁰ 原文は「□小畜」(8-1087)

める。①製造・加工類には製陶¹⁴¹、製陶補助¹⁴²、土器の装飾¹⁴³、土器窯の乾燥と運搬¹⁴⁴、製陶用の土づくり¹⁴⁵がある。製陶用の土運び¹⁴⁶、製陶燃料用に城壁から木材を調達¹⁴⁷、製陶燃料用に茅を採集¹⁴⁸、製陶のための何らかの作業¹⁴⁹、製陶の研修¹⁵⁰がある。②土木建築類には城壁の撤去(徹城 8-1280)がみられる。

非製造系としては②吏の補助類として食料の配給¹⁵¹④炊事類として労役従事者のための炊事¹⁵²がある。配給や炊事を行う対象者である同じ簡に記された労役従事者はいずれも製陶関連の業務を行っているため、製陶従事者の食料の準備に関する業務である。

この他、労役に従事できない理由として疾病¹⁵³が記録されている。

すでに刊行されている簡の中で、最も早い時期の式春郷の作徒簿は 28 年 9 月の 8-1280 簡である。これは月の集計簡であるが、延べ人数から見ておそらく 30 日分の労役ではなく、13 日分の労役である。ここでは 1 人が病で欠勤し、2 人が城壁の撤去(徹城)を行っている。これは秦県の設置以前に置かれていた城壁の廃止に伴うものであろう。

次に確認できるのは 1 年後の 29 年 9 月 27 日(8-1146)の労役内容である。この時点では製陶の準備作業が行われている¹⁵⁴。賀という名前の人物が製陶方法の学習(学甄)を行い、臧、成、駟、骨の四人が製陶用の土を運搬(負土)に従事している。この簡は下半分が欠けているため、このほかの労役については不明である。

その 15 日後の 30 年 10 月 13 日には上記の 5 人に加えて勝、軫、乾人、央芻、何の五人の名前が新たに確認される。10 月 13 日はこの 10 人のうち病欠の 3 人を除いて、3 人が土の運搬、2 人が製陶燃料用に版築の横木や柱を回収(取城口柱為甄廡)、一人が土作り(治土)、一人が炊事(徒養)を分担して行っている。

11 月 24 日および 11 月 28 日の簡では軫、乾人、駟の三人がいなくなっており、これ以外

¹⁴¹ 原文は「甄」(8-1631+1143、9-2286+9-1210)

¹⁴² 原文は「佐甄」(8-1631+1143)

¹⁴³ 原文は「装瓦」(8-1631+1143)

¹⁴⁴ 原文は「枯傳甄廡搖(窯)」(8-1707)「甄廡」が土器の製造を指すことについては、『校积(一)』8-780 の注を参照。以下の甄廡についても同様。

¹⁴⁵ 原文は「治土」(8-1327+8-787+8-1161+8-780)

¹⁴⁶ 原文は「爲甄運土」(8-31)・「負土」(8-1146、J1④966、8-1631+1143)

¹⁴⁷ 原文は「取城口柱爲甄廡」(8-1327+8-787+8-1161+8-780)

¹⁴⁸ 原文は「爲甄廡取茅」(9-564+ 9-516、9-18)

¹⁴⁹ 原文は「爲甄廡□□」(J1③954)

¹⁵⁰ 原文は「學甄」(8-1146)

¹⁵¹ 原文は「稟人」(8-1259)

¹⁵² 原文は「徒養」(8-1327+8-787+8-1161+8-780、9-564+ 9-516、9-18、J1③954、8-1259)

¹⁵³ 原文は「病」(8-1280、8-1327+8-787+8-1161+8-780、9-564+ 9-516、9-18、J1③954、8-1259、8-1255+1323+1207、8-1742+1956、8-1340)

¹⁵⁴ 式春では製陶が行なわれたことについては、すでに鈴木直美が検討している。「里耶秦簡にみる官営土器工房」(「中国古代の横断領域的研究」HP、<http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note04%28Suzuki%29.html>、2013 年 12 月 26 日入稿)

の上記の7人の名前が確認できる。央芻が病欠しているのを除き、5人が燃料用の茅の採取（為甄廡取茅）、1人が炊事を分担して行っている。

30年8月には城旦・鬼薪が2人減り、仗城旦1人と隸妾3人が増え9人となっている。30年8月の集計簡では8月中に土運び、土器の成形（甄）、土器の成形補助（佐甄）、装飾（装瓦）などが行われたことがわかる。

9-2286+9-1210簡から30年末の9月25日まで同じように9人体制での成形等の作業が続いたことがわかるが、この後しばらく式春郷の作徒簿は確認できなくなる。

次に三年後の33年5月20日の簡（8-1255+8-1323+8-1207）が確認できるが、この時には製陶関連の作業はなくなっており、病気の白粲が1人いるのみである。年月日の部分が欠けているが、同じ内容のものが8-1742+1956および8-1340に確認できるため、この白粲はしばらくの間、式春郷で病床にいたようである。その後35年7月の簡が2枚（8-962、8-991）あるが、この時期には隸妾が1人いたことがわかるのみである。

司空・倉・田以外では式春郷の労役刑徒が最も多いが、詳細不明の小動物の飼育と様々な官で行われている羽集めおよび病欠を除けば、そのすべてが29年末頃から30年末の約一年間に行われた製陶と関連する人員であり、製陶の行われていない33年には病人が一人いるのみである。式春でも恒常的に必要な労役刑徒はほとんどいないことがわかる。

5. 庫の労役

農林系としては②採集・狩猟に羽捕り¹⁵⁵がある。これはほとんどの官にみられるものである。製造系としては①製造・加工に車の組み立て¹⁵⁶、輿作り¹⁵⁷、機織りの経糸張り¹⁵⁸、機織り¹⁵⁹、車輪の製造¹⁶⁰、鎧の補修¹⁶¹がある。庫で目立つのはやはり鎧・車・輿など兵器や乗り物の製造と補修である。機織りもあるいは武器の部品として必要なものであったかもしれない。非製造系としては③警備・監視として門番兼使い走り¹⁶²がある。兵器を保管しているため、厳重に専門の見張りを置く必要があったものとみられる。

6. 少内の労役

少内は県の財物を管理する部署である。少内労役の農林系としては②採集・狩猟に鳥捕り

¹⁵⁵ 原文は「捕」（8-1520+8-1434+8-1069）

¹⁵⁶ 原文は「約車」（8-686+8-973）

¹⁵⁷ 原文は「爲輿」（8-1520+8-1434+8-1069）

¹⁵⁸ 原文は「級」（8-686+8-973）経糸張りとは解すべきことについては鈴木直美の教示があった。

¹⁵⁹ 原文は「絨」であり、「織」の異体である。8-1520+8-1434+8-1069）

¹⁶⁰ 原文は「治輪」（8-686+8-973）『里耶秦簡（壹）』、『校釈（一）』ともに「治輪」と釈読するが、図版では「治輪」にも似る。「輪」と「輪」は字形が非常に近く読みわけが困難であるが、意味から「輪」と判断した。

¹⁶¹ 原文は「繕甲」（8-686+8-973）

¹⁶² 原文は「門」（8-686+8-973）

¹⁶³がある。製造系としては①製造・加工に手仕事¹⁶⁴があるが、前述の通り「作務」の性質は十分に明らかになっておらず、金銭収入を目的とした何らかの業務である。

少内では他の部署でも見られるような一般的な労役がわずかに行われているのみであり、少内特有の労役はみられない。

7. 将田郷守の労役

農林系としては①農耕にサトイモの雑草刈り¹⁶⁵がある。これが主要な目的で編成された労役刑徒の団であったと考えられる。非製造系としては①輸送・文書伝達に配給の報告¹⁶⁶と④労役従事者のための炊事¹⁶⁷がある。これらはサトイモの雑草刈りに付随して発生した炊事と食料関連の行政処理だと考えられる。その他に労役従事が不能な理由として疾病¹⁶⁸がある。

8. 畜官の労役

畜官は飼育牧畜を担当する部署であるので、農林系の③飼育・牧畜がメインとなる労役である。飼育牧畜には武陵県で馬の放牧¹⁶⁹、牛飼い¹⁷⁰、羊飼い¹⁷¹がある。②採集に菅の採集¹⁷²があるが、これは家畜の飼料等の需要を満たすためのものだと考えられる。製造系としては①製造・加工だとみられる武陵簿の編綴¹⁷³というものがある。詳細は明らかではないが、武陵県で馬の放牧と関連して作成された書類を綴じる作業だと考えられる。土器の補修¹⁷⁴もあるが、一人従事した例が一例のみであるので、それほど大規模なものではなく、家畜と関連する何らかの容器などが破損した際に臨時に行われたものではないかと考えられる。その他、労役に従事できない理由として疾病¹⁷⁵がみられる。

9. 都郷の労役

¹⁶³ 原文は「求羽」(8-2034、9-1099)

¹⁶⁴ 原文は「作務」(8-2034)

¹⁶⁵ 原文は「蓐芋」(9-2298+9-1781+8-1861)「蓐」はムシロだが、『校釈(二)』の解釈に従い、「蓐芋」を「糲芋」と読み、芋畑の雑草刈りと解した。8-395には「買蓐芋」とあり、「蓐芋」で一つのものを指す可能性があるが断片のため意味が取りにくい。

¹⁶⁶ 原文は「上稟」(9-2298+9-1781+8-1861)

¹⁶⁷ 原文は「徒養」(9-2298+9-1781+8-1861)

¹⁶⁸ 原文は「病」(9-2298+9-1781+8-1861)

¹⁶⁹ 原文は「牧馬武陵」(8-688+8-199+8-1017+9-1895)

¹⁷⁰ 原文は「牧牛」(8-688+8-199+8-1017+9-1895)

¹⁷¹ 原文は「牧羊」(8-688+8-199+8-1017+9-1895)

¹⁷² 原文は「取菅」(8-688+8-199+8-1017+9-1895)

¹⁷³ 原文は「爲連武陵簿」(8-688+8-199+8-1017+9-1895)

¹⁷⁴ 原文は「繕廡」(9-1732)

¹⁷⁵ 原文は「病」(8-688+8-199+8-1017+9-1895)

農林系としては②狩猟の鳥捕り¹⁷⁶、献のための動物を捕獲¹⁷⁷が行われている。鳥をはじめとする貢納用の動物の捕獲は各郷でそれぞれ行われている。他に労役に従事できない理由として疾病¹⁷⁸がある。

10. 啓陵郷の労役

農林系としては②採集・狩猟に羽捕り¹⁷⁹がある。製造系としては②土木建築に伝舎の建造¹⁸⁰と官府の建造¹⁸¹がある。啓陵郷には 8-157 簡などから郵が置かれたことが知られており、これに関連して伝舎が新たに置かれたのだろう。非製造系としては①輸送・文書伝達類に文書伝達¹⁸²があり、②吏の補助に食料配給¹⁸³がある。

その他、司空に帰還¹⁸⁴に一日の労役が割かれている例がある。これは啓陵郷が遷陵県廷やその付近に位置する司空と距離が離れていたためである。

第五節 刑徒労役の特徴

これまで具体的な労役の内容を確認した結果、刑徒は従来から指摘されているとおりの様々な労役に従事していることがわかる。しかし、これらを目的別に分類すればその目的は主に三種に大別される。一つ目は県行政機構の維持のための労役、二つ目は貢納をはじめとする中央の需要を満たすための労役である。多くの労役刑徒が従事している輸送もこれらに纏わるものだと考えられる。三つ目は兵器の生産管理などの軍事関係の労役がみられる。これ以外は廟や園など中央と関係する施設での労役が僅かにあるに過ぎない。

土木建築類で行われているのは上述の通り、官府・邸・楼・道路・園・井戸・伝舎の建造であり、また城壁の撤去・官府の修繕である。官府は官衙であり、県廷や各官が行政事務等を行うための建造物である。楼は『説文』に「重屋也」とあるように二階建て以上の建造物であり、用途は不明だが県の施設であることは間違いないだろう。邸と伝舎はいずれも公務用の宿泊施設であると考えられる¹⁸⁵。園は果樹園・井戸は遷陵県城の発掘報告で報告されている場内の井戸だろう。城壁の撤去は始皇帝が統一後に行った「壊城郭、決通隄防、夷去險阻」(碣石刻石)という事業の一部であるとも考えられる。いずれも、行政や中央への献上の

¹⁷⁶ 原文は「捕羽」(8-142)

¹⁷⁷ 原文は「捕献」(8-2011)

¹⁷⁸ 原文は「病」(8-2011)

¹⁷⁹ 原文は「捕羽」(J1⑩19、J1⑩76、9-2341、J1⑩122+J1⑩8、9-2453)

¹⁸⁰ 原文は「治傳舎」(8-801)

¹⁸¹ 原文は「治官府」(J1⑩19、J1⑩76)

¹⁸² 原文は「行書」(J1⑩19、J1⑩76、8-1278+8-1757、9-2341、9-38、J1⑩122+J1⑩8)

¹⁸³ 原文は「稟人」(J1⑩19、J1⑩76、8-1278+8-1757、9-2341、9-38、J1⑩122+J1⑩8)

¹⁸⁴ 原文は「歸司空」(J1⑩19)

¹⁸⁵ 『説文』には「邸、屬國舎也」とある。また『史記』武帝紀にも「其後天子又朝諸侯甘泉、甘泉作諸侯邸。」とあり、同じく諸侯の宿舎の意味で用いられている。

ために必要な施設であり、民の生産拡大を目指すものではない。

狩猟採集類のうち多人数が従事していることが複数の簡で確認できる鳥捕り・羽捕りや猿捕り・キノコ探しは、第一章第八節でも述べたようにいずれも中央へ献上するためのものだと考えられる。刑徒労役で行われる狩猟・採集の大部分は中央に歳賦を納入するために行われていたといえるだろう。

中央への献上品集め以外には、採集(ススキ)、藿(オギ)、茅(カヤ)、菅(スゲ)などのイネ科の草の採集に比較的多くの人員が割かれているが、これは県での燃料の需要を満たすためだと考えられる。9-1861 簡から郡からの指示に従って行われたものであることがわかる。

26年2月8日、洞庭段守の高が県丞に申し付ける。乾した藿および菅・茅は善く用いよ。また、野焼きをせよ。この文書が到着した時点から乗城卒および徒隸(労役刑徒)・居貲贖責(債務労働者)に努めて多くこれを採集・蓄積させ、必ず県で用いる分を充足させて、さらに乾し草を行うように。くれぐれも不足させることのないように。その他は律令に従え。新武陵県は4ルートに発送し、リレー方式で別書を送れ。書が届いたならば、それぞれ返信せよ。返信がない場合は再送せよ。新武陵県……書が届き……、厩曹と記せ。洞庭發弩畜夫の印を(洞庭太守の印に)代用して執行している。

廿六年二月癸丑朔庚申、洞庭段(假)守高謂縣丞。乾藿及菅茅善用毆(也)。且燒草矣、以書到時、令乘城卒及徒隸・居貲贖責勉多取積之、必各足給縣用復到乾草唯毋乏。它如律令。新武陵布四道、以次傳、別書。書到相報、不報者追之。新武陵書到、署厩曹。以洞庭發弩印行事。 9-1861 正

集めた草は乾し草として県に蓄積され飼料・資材・燃料等に使用されたと考えられる。厩曹を宛名にするよう指示があることからすれば、飼料としての使用が主だったようである。この他の苧麻の採集、獣の角狩りの用途ははっきりしないが、布や武器等の製造のための原料として使われた可能性が高いと思われる。

製造・加工類には蓆編み、木牘作り、編綴、木の加工、竹の加工、行李作り、匱作り、炭焼き、製陶は日用品の製造であるので、県で使用されるものだと考えられる。革なめし、麻糸作り、機織りについては不確かだが、1~3人の少人数が時によって従事しているので県で使用されるものを少量製造していたものとみられる。庫で行われている機織りについては武器の製造・補修に用いるものだろう。「作務」という手仕事は「作務産錢課」(8-0495+8-0150)「作務入錢」(8-1272)とあるようにこれによって金銭収入が得られたことがわかる。秦律でも作務は官府が金銭収入を得るものとして現れる。

●金布律には「官府が作務や商いをして銭を受け取る場合、および齎・租・質・その他

を受け取り、一部銭で納入された場合には、いずれも官が匭¹⁸⁶を作り、慎重に匭に穴をあけ、必ず銭が取り出せないようにし、令もしくは丞の印で匭に封をしてから納入する。入銭者とともに証明の割符を三つに分けた後、すぐに銭を匭の中に入れ、入銭者に(匭に)入れるところを見せる。」とある。(『岳麓書院藏秦簡(肆)』121~123)

●金布律曰、官府爲作務・市受錢、及受齋・租・質・它稍入錢、皆官爲匭、謹爲匭空(孔)、嬰(須)毋令錢能出、以令若丞印封匭而入。與入錢者參辨券之、輒入錢匭中、令入錢者見其入。(『岳麓書院藏秦簡(肆)』121~123)¹⁸⁷

9-710 簡には「太守書曰、爲作務産錢自給。」という記述がみられるため、郡太守からの指示によって県で必要な銭を稼ぐために行われたことがわかる。

この他に車の組み立て、輿作り、船作り、車輪の製造、鎧の補修、弓関連の何らかの製造といった軍需関連の労役も行われている。

以上のように、労役刑徒および債務労働者の労役の主たる目的は県行政の維持・中央への貢納・軍需に大別できるだろう。民の生産拡大と直接的に関係する労役は一つとして確認できない。

これら各官で行われる労役の多くは恒常的なものではなく、必要に応じて行われる臨時のものが多いため、必ず需要の増減がある。散発的に生じる余剰労働力はイネ科植物の採集など必需品の積み増しなどで調整されたと考えられる。

第六節 労役刑徒の増加と管理不全

常時労役に就けることが人員を大量に確保しておくことはいつでも必要な労役の需要を満たすことができるという意味でメリットが大きい。特に遷陵県のような人口の少ない辺境の新県では、必要とされる労働力が多いのに対して供給可能な労働力は少ないため、県外から大量に送り込まれた労役刑徒の労働力があってこそ成り立つ行政であった。

前述のように労役刑徒の人数が遷陵県の戸口数に対して著しく多いため、労役刑徒の人々の大部分は県外から派遣されてきた可能性が高い。作徒簿を見ると比較的初期の始皇帝28年4月の司空の簿であるJ1⑩1124簡には城旦が「□十一人」、舂「□□人」とある。図版が公開されていないため具体的な人数の検討はできないが、ここから始皇帝28年4月段階ですでに少なくとも二桁の人数の城旦と二桁の人数の舂がいたことがわかる。やや下

¹⁸⁶ 陶器や竹の節を利用して作る貯金箱のような箱。『説文』には「匭、受錢器也。古以瓦、今以竹。」とある。

¹⁸⁷ 張家山漢簡「二年律令」にも「官爲作務・市及受租・質錢、皆爲匭、封以令・丞印而入、與參辨券之、輒入錢匭中、上中辨其廷。質者勿與券。」(「二年律令」金布律、429簡)と、類似の条文がみられる。

って、31年4月(8-2151+2169)になると城旦司寇1人、鬼薪20人、城旦84人というように、32年10月(9-2289)の当該身分の、城旦司寇1人、鬼薪20人、城旦87人とほぼ同等の人数が確認できる。

司空の管理する労役刑徒の数が初期からはほぼ一定だった可能性が高い。倉については、倉の作徒簿で最も古いものは31年4月(8-736)であり、早期のものが確認されていないがJ1⑦304簡には27年度末および28年度末の隸臣妾の総数が記されている。これによると隸臣妾は27年末には151人おり、34年十二月(J1⑩1170)の146人と近い人数である。倉では27年末の時点ですでに大量の隸臣妾がおり、ほぼ一定の人数が維持されていたようである。

27年以前の徒簿は極めて少ない。確認されている最も早い作徒簿は27年11月の司空簿8-1665簡である。この簡は下半分が折れており全体の人数は不明だが「黔首貲(?)大男子、四人」とあり、一般民の債務労働者が労役に就いている。27年以前の簿が極めて少なく、あっても黔首の労役しか見られないのはやはりやや不自然であるため、27年頃に遷陵県の労役負担者に大きな変化があった可能性がある。状態の良い作徒簿が出ていないため27年以前の徒隸の総数を知ることはできないが、徒隸に夏の衣服代を支出した記録から大まかな人数を推測することができる。

26年6月25日、少内守の不害が申し上げる。……2244銭で徒隸に夏衣を配給した。今、支出の中辨券¹⁸⁸を10枚作って提出する。以上を申し上げる。 9-1872正

廿六年六月辛亥朔乙亥、少内守不害敢言

錢二千二百卅四、以稟徒隸夏衣。今爲出中辨券十上、敢言之。 9-1872正

夏衣の一人当たりの支出は睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律94~95簡よれば成年男性55銭、未成年男性および成年女性が34銭、未成年女性が33銭である。ここから推定される最小の人数はすでに『校釈(二)』が算出しているように、成年男子40人と未成年男性あるいは成年女性が1人の41人である。全員が未成年女性の場合に最大になり68人になるが、他の時期の未成年女性の労役刑徒はごく少数なので、この可能性はほぼ無いだろう。よって41~68人に衣服が支給されていることになる。妻帯している隸臣には衣服は支給されないため、これに妻帯隸臣の人数が加算されるが、それを勘案しても28年以降の350人程度とはかなり大きな差があるため、26年の時点では350人よりも大幅に少ない人数であった可能性がある。遷陵県が置かれたのが始皇25年であるから、県の設置から1~2年はまだ労役刑徒が少なかった可能性があるが、遅くとも3年後の27年末までには他県から大規模な徒隸の流入があり、350人程度の労役刑徒が配備され、その後一定人数が維持され続けたといえる。

¹⁸⁸ 中辨券とは、左右中の三枚に分ける割符の中の部分である。取引の当事者が左右の券を持ち、第三者が中を持つ。

27 年末以降、人数は概ね一定であったが、その中の顔ぶれは変動している可能性がある。作徒簿を時系列に追うと同名の人物が少なくとも数か月にわたって労役についていることはわかる。例えば式春郷では賀、臧、成、聊、骨といった人物が 29 年 9 月から 30 年 11 月まで連続して確認できる。これ以降の簡は断片が多く人名が確認できないが、30 年 10 月の作徒簿に跨と央芻という人物が確認できる。央芻は 30 年 9 月の簿でも確認でき、31 年 3 月の式春郷の食料支給簡(8-765)でも名前が確認できる¹⁸⁹。このように一年に満たない範囲であれば同名の人物が多数確認できるため、遷陵県に送られた城旦舂、隸臣妾は少なくとも 1 年程度は遷陵県で労役に従事したことがわかる。しかし、時期が離れると同名の人物がほぼ確認できなくなる。現存している作徒簿に限りがあるだけでなく、作徒簿に労役刑徒の人名が書かれることがそもそも少ないので、はっきりしたことはわからないが、複数年にわたる長期間滞在した証拠はなく、官吏が一定期間後帰郷するのと同じように、徒隸も一定期間後に本貫の県に戻った可能性がある。ただし、本貫への帰還の有無にかかわらず、遷陵県で労役に従事する隸臣妾の顔ぶれが少なくとも一部は変化していることは他の面からも明らかである。これは逃亡者が極めて多いためである。死亡・逃亡者が極めて多いことは高震寰 2013 が次の「遷陵隸臣妾及黔首居貲贖責作官府課」から指摘している。

始皇 28 年の遷陵県において隸臣妾および民の官府で債務労働する者の統計。

・総数 189 人【中 29 人が】死亡。これを計算すると 6 と 5/63 人につき 1 人死亡している。¹⁹⁰

27 年に残存した隸臣妾は 116 人とすでに報告している。

28 年に新たに入った者は 35 人

【隸臣妾は】総数 151 人、そのうち 28 人が死亡・逃亡している・民の官府で債務労働するものは 38 人、そのうち 1 人が死亡している。(J1⑦304 正)

県令の撥、県丞の昌、守丞の臈之、倉番夫の武、令史の上・逐・除、倉佐の尚、司空長史の舒は有罪である。(J1⑦304 背)¹⁹¹

廿八年遷陵隸臣妾及黔首居貲贖責作官府課。 ●泰凡百八十九人、死亡【廿(二十)八】。 ●衛(率)之六人六十三分人五 而死亡一人。

¹⁸⁹ 30 年 8 月および 30 年 9 月の簿で身分ごとの内訳人数が 29 年 9 月から 30 年 11 月までと類似していること、労役内容が近いことなどから 29 年 9 月以来のメンバーが引き続き残っていた可能性も高いだろう。

¹⁹⁰ 189 人に 29 人死亡しているので死亡率は「六人二十九分人十五而死亡一人(6 と 15/29 人に一人)」の割合になるはずであることを宮宅 2016 が指摘している。「六人六十三分人五而死亡一人(6 と 5/63 人に一人)」となっているのは、29 の 6 倍の 174 を 189 から引き端数は 15 人となるため、分母を死亡人数にして 6 と 15/29 としなければいけないところを、6 と 15/189 (=6 と 5/63 人) というように分母を死亡人数ではなく、隸臣妾と黔首居貲贖責の総数にしてしまったことによる計算間違いであろう。

¹⁹¹ 図版および釈文は『博物館蔵』に掲載されている。

已計廿（二十）七年餘隸臣妾 百一十六人。

廿（二十）八年新 [●] 入卅（三十）五人。

●凡百五十一人、其廿（二十）八死亡。●黔道〔首〕 居貲贖責作官卅八人、其一人死。

(J1⑦304 正)

令拔、丞昌、守丞臚之、倉武、令史上=L、逐L、除、倉佐尚、司空長、史郤當坐。

(J1⑦304 背)

遷陵県の隸臣妾と黔首居貲贖責は総数 189 人中、1 年間で 29 人が死亡・逃亡している。6.5 人あたり一人(15.3%)が死亡・逃亡していることになる。しかし死亡・逃亡した人数よりも新入の数のほうが多く、27 年末に 116 人だったのが 35 人増えて 151 人となるが、そのうち 28 人が死亡・逃亡し、123 人となり通年では 7 人増加している。また、これより 6 年後の 34 年 12 月倉徒簿取 (J1⑩1170) では隸臣妾の総計は 146 (4376/月) 人であり、さらに 23 人増加している。秦代の遷陵県では隸臣妾に限れば 18.5%という高い減少率でありながら、さらにこれを上回る勢いで隸臣妾が増加していたことがわかる。死亡した人数もかなりの数に上ったと考えられるが、J1⑩1170 簡の作徒簿と併せて考えれば、逃亡者も多数いたであろう。

関係する官吏が処罰の対象になっているように、これは定められた基準よりも多い減少率だったと考えられる。しかし、27 年の年間死亡・逃亡率が何らかの特殊な事情で特に多かつたわけではなく、他の年でも同程度の死亡・逃亡者がいたことが、次の 30 年 8 月の倉から県廷への報告から推測できる。

30 年 8 月 15 日、倉の是が【申し上げる。】…、徒の【増】減を牘の背面に簡条書きし、提出する。(9-1856 正)

□□□隸臣妾…… ……□

隸臣妾は 203 人 □30□□□

□□□人死

死(?)¹⁹²□30

□□□人 (9-1856 背)

卅年八月丙戌朔庚子，倉是敢□

之疏書徒□耗牘北上□□

之 □ (9-1856 正)

□□□隸臣妾□□ ……□

隸臣妾二百三人 □卅□□□

¹⁹² 『里耶秦簡(貳)』・『校釈(二)』は未訳だが図版を確認すると「死」字の可能性が高い。

□□□人死

死(?)□卅

□□□□人 (9-1856 背)

八月は年間の戸口統計の月であるため¹⁹³、この簡も 30 年度の徒の増減に関する年間統計である可能性がある。簡の状態がかなり悪く、情報を抽出しにくい、隷臣妾 203 人のうち一年間で少なくとも 30 人が減少したのではないかとみられる。また、倉の作徒簿である J1⑩1170 簡から逃亡したことを示す「亡」の人数を確認すると、34 年 12 月に小隷臣 17 人(延べ人数では 510 人)のうち、3 人(延べ人数では 90 人)が逃亡している。

簿籍には常に改竄の可能性があるが、評価が悪化するのは死亡・逃亡者が多い場合である。そのため、死亡者・逃亡者を実際より少なく改竄する可能性はあるが、水増しが行われる可能性はほぼ無い。遷陵県では毎年のように年間 15%程度が死亡・逃亡していたと考えてよいだろう。頻繁に人員が入れ替わっているのに、概ね労役刑徒の人数が一定であることは、必要な労役刑徒の数が概ね決まっておりに合わせて補充されていた可能性が高いといえる。

逃亡の多さは遷陵県の民や徒隷の置かれる環境は非常に過酷であったこととも関係するだろう。賈誼は長沙に左遷される際に「長沙は卑溼で、自ら長生きできないと思った¹⁹⁴」が、遷陵県付近もこれと大差ない気候である。遷陵県に送られた労役刑徒もこれと同じく病気になることを恐れたであろう。実際に作徒簿には非常に多くの労役刑徒が病気と記録されている。また、「……【新黔】首は、みな蛮夷であり、しばしばやって来て一般民(黔首)・労役刑徒(徒隷)で齒¹⁹⁵を作っている者から略奪する。しかし、吏や兵士……¹⁹⁶」(9-557)とあるように、異民族の居住地域に築かれた拠点であるため、異民族とのトラブルも絶えなかったようである。このような過酷な環境に加えて、住民が少なく、監視体制が十分に整っていない辺境に大量に労役刑徒を投入した結果、管理が行き届かなかったことが多くの逃亡者が発生した原因だと考えられる。

里耶秦簡を使用するにあたって留意すべき点は、これらを作成した遷陵県が秦において標準的な県ではなく、辺境地域の新県の中でも特に人口の少ない前線基地の県であることである。そのためこの例を一般化させることは留保が必要である。しかし、岳麓秦簡の秦律令には各地で増えすぎた労役刑徒が県の財政を圧迫する場合があったことを示唆する令の規定がある。

¹⁹³ 「恆以八月令郷部畜夫・吏・令史相襍案戸籍、副臧其廷。」(張家山漢簡「二年律令」328 簡)、「方今八月案比之時。」(『東觀漢記』紀三、恭宗孝安皇帝)

¹⁹⁴ 『史記』卷八十四、屈原賈生列伝。

¹⁹⁵ 「齒」は『説文』に「齒齶或從齒」とあり、『爾雅』積草には「齒齶」とあり、郭璞注に「作履苴艸」とあるように、クツの中に敷く草を指すが、『校釈(二)』では一説として「齒」と読み替えて塩の意味にとる案も示されている。

¹⁹⁶ 原文は「□首皆變(蠻)夷、時來盜黔首、徒隷田齒者。毋吏卒□」である。

(前略)隸臣妾、城旦、城旦舂司寇、鬼薪白粲および繫城旦舂のうち、老齡・重病・無能力で労働できない者は蜀守に送って就食(食料を得るために食料豊富な地域に移住)させよ。……就食の対象者でその親族や知人が買い受けたいと希望する場合は、就食させず、これを許可する。ただし、謫罪¹⁹⁷の場合は売ってはならない。

(『岳麓秦簡(肆)』 357～359)

(前略)隸臣妾、城旦、城旦舂司寇、鬼薪、白粲及毇(繫)城旦舂老、瘡(癰)病、毋(無)頼不能作者、遺就食蜀守。□當就食、其親、所智(知)欲買、勿令就食、許。其適臯、不得賣。

(『岳麓秦簡(肆)』 357～359)

高齡、障害などで労役に就くことができない労役刑徒も解放することなく、食料が比較的豊富な地域に移住させること¹⁹⁸や親族や知人への売却が行われている。睡虎地秦簡秦律十八種の司空律(簡 133-140)や岳麓秦簡の司空律(肆 257-275)では身分によって条件はあるものの労役刑徒や債務労役者に衣服・食料を支給する規定がある。多数の県で労役刑徒への食料支給が県財政を圧迫したからこそ、このような疎開による口減らしの令が出されたはずである。

上述のような幾つかの状況は秦の他県に比べて遷陵県の労役刑徒が特別に多いわけではなかったことを示唆しているだろう。里耶秦簡からは遷陵県で「鳥の捕獲をする徒がない。(毋徒捕羽)」(8-2002 正+8-0673 正+9-1897 正+9-1848 正)「(弑舂)郷には吏・徒がおらず、行は一人で業務を行っている。(猿を)探して捕獲することはできない。(郷毋吏徒、行独居、莫求捕)」(9-31)、など、しばしば人員の不足が問題になっていたことが読み取れる。また次章で述べるように遷陵県では労役刑徒の不足が原因で労役刑徒の行うべき仕事(「徒隸事」)に戍卒などが従事する場合がある。秦の県行政は多数の労役刑徒の存在を前提としたものになっており、他県でも同程度か遷陵県よりも多い労役刑徒が労役に就いていたことが推測される。

小結

¹⁹⁷ 整理小組は「適臯」ではなく「歸臯」と釈し、「其歸、臯、不得賣。」と断句している。陳偉「岳麓秦簡肆校商(三)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2506、2016年3月29日公開)は釈文を「適臯」と改めるべきだと指摘している。図版を見ると一般的な「適」の字形とはやや異なるが、里耶秦簡 8-1029にもほぼ同じ字形の「適」が確認できるため、陳氏の指摘は適切であると考えられる。

¹⁹⁸ ただし、次の東郡の例のように、食料が不豊富で食費が安いことを理由に就食の中止を要請する例がある。例外的に食料が豊富な地域では人員の輸送費用のほうが負担になった可能性がある。「●東郡守言、東郡多食、食賤。徒隸老、瘡(癰)病、毋(無)頼、縣官當就食者、請止、勿遣就食。它有等比。●制日、可。」(岳麓秦簡、肆-360)

里耶秦簡の強制労働の記録から、律令からは知り得なかった、現場の状況を垣間見ることができた。

まず、これまでの研究でも指摘されている秦末辺境県では労役刑徒をはじめとする常駐労働の割合が極めて高く、遷陵県の労役刑徒は他県から集められたものと考えられる点が改めて明確に確認された。労働力の調達が困難な地域で労働させるために余剰の労働力を強制移住させて送り込んだものとみられる。

本章で司空および倉の男女比・成年未成年比を分析した結果、隸臣妾で女性や子供の割合が高いことが判明した。これは城旦の妻子が収によって没官されたことや、縁坐によって家族や家人が身分転落したことによる影響だと考えられる。女性・未成年者・老人も労働力として使役されたが、労働力としての価値は青壮年男性のほうが高いと考えられていたことは次の律令から明らかである。

隸臣が青壮年の者二人を身代わりに(自らを)贖いたいと希望すれば、これを許可せよ。それ(隸臣)のうち、免老相当の老人、未成年で身長五尺以下の者、および隸妾が青壮年の者一人を身代わりに(自らを)贖いたいと希望すれば、これを許可せよ。贖(身代わり)とする者はいずれも男子とし、贖(身代わり)の者を隸臣とする。女子のうち刺繡や裁縫ができる者は贖うことはできない。辺境の県の者は戸籍をその県に戻すべし。倉
(律) (睡虎地秦墓竹簡「秦律十八種」)

隸臣欲以人丁鄰者二人贖、許之。其老當免老、小高五尺以下及隸妾欲以丁鄰者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。女子操敗紅及服者、不得贖。邊縣者、復數其縣。
倉

(睡虎地秦墓竹簡「秦律十八種」)

子供が多い一方で、労役刑徒は原則的に高齢になっても解放されないため、高齢の労役刑徒の増加は避けられない。遷陵県の労役刑徒は新県の労働力需要の高さに対応するために他県から選択的に送り込まれた人員であると考えられる。そのため、一般的な県よりも青壮年の割合が高かったと推測される。その遷陵県でも、青壮年男性が労役刑徒全体に占める割合は高くなかったことは前述のとおりである。

また、労役刑徒は劣悪な生活環境に据え置かれた可能性が高く、前述の通り死亡率が非常に高かった。生存年数の低さから高齢の労役刑徒の増加には一定の制限がかかるが、そのような劣悪な生活環境は病気・逃亡などの増加を招き、これらを原因とする欠勤により労働力を得られない割合が高まることになる。里耶秦簡を分析した結果、実際に遷陵県に於いて逃亡や病気・死亡の割合が非常に高かったことが明らかになった。

さらに、具体的な労役内容を分析した結果、民生と直接的に関係する労役は一切見られず、遷陵県で行われていた労役は県行政の維持・中央への貢納・軍事関連に大別されることが判

明した。中央への貢納と行政補助の一部の仕事には常に一定の人数が従事していたが、多くの労役は日によって変動があり、必要な労働力の増減があることは明らかである。

労役刑徒による労働力調達、労働力を得難い場合に確実に労働力を維持するためには有効な制度である。しかし、必要な労働力の変化に応じて調整することも困難であり、労働力需要が増減するのであれば、労働力を困い込み続ける労役刑徒の強制労働は効率が悪い。また、食料・衣服の支給や逃亡防止の監視等のコストが高く、病気等で労働力が得られない場合でもコストがかかり続ける。さらに、全人口に占める労役刑徒の割合の増加は税収の低下を招くため、労働力の獲得が比較的容易になれば、別の労働力調達に移行するのが合理的である。

里耶秦簡が作成された秦末期には労役刑徒の労働力として重要性はかなり高まっていたことが読み取れる。しかし、刑徒労役の状況をみれば、労働力調達方法として合理的な制度とはとても言えないものである。恐らく、労役刑徒の労働力としての活用は本来二次的なものであり、制度の主眼は国家に損害を与えたものを強制労働に据え置いて、国家に功績有るものを優遇し、再分配することにあつたと考えられる。この点については第六章でとりあげて検討したい。里耶秦簡からは信賞必罰の原則を重視した制度を十分に支配体制の整っていない地域にも画一的に施行したひずみが見て取れる。労働力としての需要が高まるにつれ、秦末ですでに秦律の贖身規定のような価値の高い労働力に少しでも転換させようとする制度が出現していたが、抜本的改革にはなっていない。

以上、秦末の刑徒労役の状況と問題点を明らかにした結果、文帝の刑制改革は明らかにこれら諸問題に対応したものだといえるだろう。詳しくは第七章で述べることになるが、収・縁坐の廃止は女性や子供の割合を押し下げるものであり、一定年数の就役によって解放する有期刑の導入は高齢の労役刑徒の割合を押し下げるとともに逃亡を抑制するものであり、肉刑の廃止は労働力としての価値低下を防ぐことになる。これら諸改革によって、労働力としての利用価値の低い労役刑徒は削減され、秦末の刑徒労役に見られた諸問題は解決される。

第四章 秦漢時代の更卒の役

はじめに

第三章では労役刑徒をはじめとする強制労働について検討したが、秦漢時代の県で重要な役割を果たしていた労働力はこれだけではない。労役刑徒と並んで多くの仕事を担っているのが、小吏や卒など何らかの役目を与えられた者たちである。これらで不足する場合、さらに民から臨時に徴発される労働があったと考えられる。本章では役目を与えられて行われる労働のうち最も広範な仕事に従事し、人数も非常に多い卒について検討する。卒の労働を検討するにあたって、「更」および更卒という制度を理解することが卒の労働を理解する鍵となると考えられるため、「更」および更卒を中心に検討していきたい。

更卒の労働は漢代に大きく性質が変化したと考えられ、容易には制度の姿を掴めず、これまで多くの議論があった。これまでの研究で「更卒」は民から徴発される徭役として検討されてきたが、役目を与えられて行われる卒の一種として位置づけなおすことで、更卒労働の性質と秦から漢にかけての卒による労働の性質の変化がより明確に理解できるようになるものと考えられる。

秦漢時代の労役研究では「更卒」は「更卒の役」あるいは「更徭」等として知られており、民の代表的な労役負担と考えられてきた。この「更卒」をはじめとする「更」による労役の位置づけについては最近の研究者の間でいささか見解の不一致が起きている。それは廣瀬薫雄 2009・楊振紅 2010 が「二年律令」を用いて、秦漢時代には「徭」という労役系統と「更」による労役系統の二つの系統に分かれていたという見解を発表したことが発端となっている。これによれば、従来年間 1 ヶ月あるいは年間数か月の更卒の役と生涯で 1 年間の兵役という従来考えられてきた秦漢期の民の負担に新たに「徭」という 1 項目の負担が加わることになるため、従来の秦漢労役体系の理解に大きなインパクトを与えるものであった。しかし、廣瀬薫雄・楊両氏の指摘に対しては、王彦輝 2015 および宮宅潔 2019 の全面的な反論が発表されている。王氏は廣瀬薫雄・楊両氏のいくつかの誤りを指摘して「徭」に限定的な意味があることを否定し、民を無償で使役することはすべて「徭」だと考える。その後、宮宅潔 2019 は新たに公開された岳麓秦簡を用いて廣瀬薫雄・楊両氏の意見が出土史料の誤読に基づくものであると反駁する文章を発表し、「徭」は「更」による労役も包摂する概念であるという王氏と同様の結論到っている。

王・宮宅両氏の指摘には妥当な部分があり、廣瀬薫雄・楊両氏の論にいくつかの欠陥があったことは間違いないが、私見ではやはり「徭」とされる労役の範疇に更卒等の上番形式で従事する労役は含まれないと考える。徭の範疇に更卒をはじめとする更による労役が含まれるとする意見と含まないとする意見では「徭」の定義が議論の中心となっていたが、両方で理解が大きく異なるのは「徭」の定義よりも寧ろ「更」の位置づけであるとみられる。本章では「更」によって従事する労役が「徭」の範疇に含まれないことを再確認し、「徭」は

役職を持たない民にも広く割り当てられる労役であるのに対して、「更」で従事する労役は行政的役職・軍事的役職に任じられて従事する役目の性質を持つことを明らかにする。本章では更卒と戍卒の関連を指摘する鷺尾裕子 2005・楊先雲 2019 などの研究を参考にしながら、更卒の役が労役体系の中でどのような位置づけにあるのかを探る。更卒の役の服役期間およびその変遷については第八章で検討する。

第一節 更は徭の一形態か

秦漢時代の労役体系が「徭」と「更」の二つの系統に分かれていたという見解に対して、王彦輝 2015 は以下の 3 つの理由で廣瀬・楊両氏の説は成り立たないと指摘している。①「一歳力役」を傅籍者が一生に従事する徭あるいは徭役の合計とすることはできない。②「徭」に含まれる意味は広範であり、「委輸伝送」に限定できない。③官吏の「徭」は職務の範疇であり、労役の性質を持つ「力役」の議論に用いることはできない。

結論から言えば、これらの指摘は大筋で適切であり、少なくとも廣瀬・楊両氏の論の一部は修正が必要である。しかし、これによって直ちに「更」と「徭」が別系統であることが否定されることはなく、これらの諸点を修正したとしても、「更」と「徭」が別系統の労役であるという理解は成り立つと考えられる。なぜならば、いずれの指摘も廣瀬・楊両氏が「更」と「徭」が別系統である根拠とした史料に直接関係するものではなく、「更」と「徭」が別系統であるという理解から発展させて、文献史料の記述や「徭」の性質を解釈した部分に関する指摘であるためである。

廣瀬薫雄・楊両氏が主要な根拠とした史料の解釈についてのより根本的な批判は宮宅潔 2019 より行われているので、まず宮宅氏の批判について検討し、「更」と「徭」の解釈を固めたい。王氏の指摘について検討したい。

「更」と「徭」が別系統の労役であるとする立場は、「徭」が義務労働のうち特定のものを指すという見解に基づいている。この見解は「徭」は徭役の汎称である一方で、時に限定的な意味を持ち、その場合は城壁などの修築・維持に徴発される労働を意味する。これに対して、宮宅潔 2019 は「徭」は義務労働のうち特定のものではなく、義務労働の汎称であり、「最も狭い意味では、「徭」は一般人に義務として課せられた賦役労働を指す。」と反論している。またそれは「服役中の兵士や刑徒以外の、一般人を義務労働に動員すること」を意味しており、「刑徒による労働力の提供」や「官吏による労働力の提供」をも含むとする。より具体的には、秦代の徭役とは土木作業・物資輸送などの「相応の労働力が不定期に必要な用務に、毎年累計三〇日を目安にして人員を徴用するものだった。」と結論付ける。また、「継続的な労役である辺境防備の任務には一ヶ交替の輪番形式で兵士が動員された。」とし、輪番の服役も毎年累計三〇日の労役として算入されると考え、「徭役にせよ兵役にせよ「一年あたり三〇日」程度というのが義務日数の目安であった」とする。

宮宅氏は廣瀬薫雄 2010 や楊振紅 2015 等の諸説は出土文字史料の誤読の上に組み立てら

れているとして、両氏が根拠とした史料の読み方を一つ一つ改める形で廣瀬薫雄・楊両氏の見解を否定している。しかし、私見では宮宅氏の読み方には疑問が残る点があり、廣瀬氏をはじめとする従来の論の読み方は必ずしも誤読とは言えないのではないかと考えている。まず、宮宅氏の読み方の疑問点を確認しておきたい。

里耶秦簡 J1⑩5 簡は廣瀬薫雄氏や楊氏が踐更と徭が別の労役体系であるとする根拠の一つとした史料である。J1⑩6 簡および 9-2283 簡正にもほぼ同じ内容が記されている。

(始皇)27年2月丙子朔庚寅(15日)、洞庭守の札が県嗇夫・卒史嘉・仮卒史毅・属尉に通達する。令には「中央・他県へ輸送の際には、必ず先に城旦舂・隸臣妾・居貨贖責を悉く使役せよ。緊急の仕事で遅延できない場合には徭を徵發せよ。」とある。●この度、洞庭郡の兵器を内史および巴郡・南郡・蒼梧郡に輸送する。鎧・武器の輸送では、運ぶべきものが多い。もし、これを運ぶ場合には、必ず先に乗城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官・踐更者を悉く使役せよ。農繁期であり、一般民の徵發は避けたい。(卒史の)嘉・(仮卒史の)毅・尉はそれぞれ謹んで管轄下の県卒・徒隸・居貨贖責・司寇・隱官・踐更者の簿を調査せよ。鎧・武器を運ばせることができる者がおりながら、県がこれに運ばせずに民を徵發した場合や民を徵發して、(人数を)削減できるのに削減せず、多く徵發した者は、すぐに告發して県に連絡せよ。県は速やかに律令に則って具に裁判を行い、罪すべき者の名と判決を太守府に報告せよ。(卒史の)嘉・(仮卒史の)毅・尉の駐在している県については(卒史の)嘉・(仮卒史の)毅・尉に書を上せ。日夜直行して運ばせよ。その他については律令とおりにである。

廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史毅・屬尉。令曰、傳送・委輸必先悉行城旦舂・隸臣妾・居貨贖責。急事不可留、乃興徭。●今洞庭兵輸内史及巴・南郡・蒼梧。輸甲兵、當傳者多、節傳之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官・踐更者。田時毀、不欲興黔首。嘉・毅・尉各謹案所部縣卒・徒隸・居貨贖責・司寇・隱官・踐更縣者簿。有可令傳甲兵、縣弗令傳之而興黔首、興黔首可省少弗省少而多興者、輒劾移縣。縣亟以律令具論。當坐者言名夫秦守府。嘉・毅・尉在所縣上書嘉・毅・尉。令人日夜端行。它如律令。(里耶秦簡⑩5正)

整理者および廣瀬・楊両氏は「乗城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官・踐更者」をすべて並列に列挙されたものとして理解し、「踐更者」を一つの身分カテゴリーと考えた。これに対して宮宅氏は「守城の任に就いている兵卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官で県において輪番に就いている者」(下線は宮宅氏による)と読み、「踐更者」は「司寇・隱官」にのみかかる条件付けだと考える。氏は岳麓秦簡の律令に司寇・隱官の踐更者という例がみられることなどを根拠としてこのように読んでいる。

確かに司寇・隱官の中に踐更する者が居たことは間違いないのだが、その事をもって直ち

にこの文を司寇・隱官の踐更する者と読むべきだということにはならない。この例では宮宅氏は下線を引いて司寇・隱官にのみ係ることを示しているが、この下線が無ければ、この二者のみに係ることは読み取れない。そのため、仮にこのような読み方が成り立つとすれば、列挙された身分のうちで司寇と隱官のみに踐更という就労形態があるということが常識となっている場合に限られるであろう。しかし、すでに石岡浩 2011 等が指摘しているように隸臣妾にも「更」と「冗」の労役形態がある¹。そのため、司寇・隱官にのみ係るという読み方は成り立ち難いのではないだろうか。また、秦律に「司寇冗作及當踐更者」（岳麓書院藏秦簡、肆-17 簡）という記載があることから、司寇に踐更だけでなく「冗作」つまり常勤の者が居たことは確かだと思われる。宮宅氏の如く「司寇・隱官の踐更者。」と読む場合、わざわざ「踐更者」と付記するからには、司寇・隱官の常勤の者は除外されることになるだろう。司寇・隱官についてのみ常勤の者を除外し、上番しているものという限定条件が付けられる理由もはっきりしない。

この部分の読み方については、もう一つ別の案も出されている。鷲尾裕子 2005 は「踐更者」を「乗城卒」「県卒」以下、列挙されている身分すべてに係るものとして読むべきであるとする。しかし、この見解は城旦舂・鬼薪白粲が含まれることが問題となる。城旦舂・鬼薪白粲には更という服役形態は存在しないと考えられるため²、このように読む可能性も低い。以上のようなことからすれば、やはり「踐更者」は単独で列挙された身分のうちの一つを構成すると考えなければならないだろう。

また、宮宅氏は乗城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貲贖責・司寇・隱官・踐更者という順序について、「廣瀨薫雄の解釈だと、労働力が「兵役に就く一般人／刑徒／徭役に就く一般人」という順序で羅列されていることになり、やや不可解である」とする。宮宅氏はここで隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貲贖責・司寇・隱官を一括りに刑徒ととらえるが、居貲贖責には隸臣妾など労役刑徒の居貲贖責と黔首の居貲贖責がある。隸臣妾の居貲贖責は隸臣妾の中に含まれる可能性が高いので³、ここに挙がっている居貲贖責は主に黔首の居貲贖責を指す可能性が高い。宮宅氏が「刑徒」と一括りにした身分の中にも一般民の債務労働者は含まれているため、仮に司寇・隱官にのみ踐更者を係わらせる読み方でも、同じく一般民と一般民の間に刑徒身分が挟まれる問題は残る。そもそも、一般民/刑徒という二分はやや現代的な視点に抛りすぎているだろう。犯罪によって転落する諸身分はそれぞれ待遇が大

¹ 居貲贖債も留守の家をみる者がいない場合には、交代で服役する者がいる。岳麓書院藏秦簡(肆-268(0118)簡)には「一室二人以上居貲贖責(債)莫視室者、出其一人、令更居之。」とある。睡虎地秦簡秦律十八種(136-137 簡)にも「一室二人以上居貲贖責(債)而莫見其室者、出其一人、令相爲兼居之。居貲贖責(債)者、或欲籍(藉)人與並居之、許之、毋除繇(徭)戍。」とある。

² 詳しくは第 7 章で述べるが、城旦舂・鬼薪白粲は土地・財産・妻子・奴婢を没収され常に県官の管理下に置かれるため、非番という状態は生じ得ない。

³ 里耶秦簡作徒簿では隸臣妾の居貲贖責は倉から司空に移管されることがわかるが、移管元の倉の簿では隸臣妾居貲贖責の人数も隸臣妾の合計人数に加算されている。このことから隸臣妾居貲贖責も上位分類では隸臣妾に含まれたと考えられる。

大きく異なり、司寇は戸を為し、田宅を占有できる身分であり、労役も軽微である。隸臣妾は身分転落前の財産・家族が維持できるが、城旦舂は財産や家族を没収され、常に赤い衣服の着用を義務付けられる。司寇・隠官と隸臣妾、隸臣妾と城旦舂・鬼薪白粲の間には、見方によっては一般民と司寇・隠官との身分の差よりも厳然たる身分の差がある。つまり、この配列が身分の上下の順に並んでいるとすれば、労役刑徒の中の並びがそもそも不自然なのである。身分の低い順に並べるのであれば、城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾・司寇・隠官・居貨贖責となるはずであり、隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隠官という配列は身分の上下の順ではありえない。乗城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隠官・踐更者という配列は恐らくは概ね県内で労役に就いている人数の多い身分から順に列挙し、最後に諸々の上番労役に就く者である「踐更者」を付け加える形で挙げているのだと考えられる。

次に、楊振紅 2010 は次の二年律令 413、414 簡が直接連続する文章であることを前提に、これを「集落共同体内部での労役」が「国家が承認した正式な労役」に含まれない根拠としている。

(前略) 邑の垣根を補修したり、道・橋を補修したり、溜池を掘削したり、ぬかるみや苑をならしたりする際には、公大夫より以下 (413 簡)
……徭としてはならない。市の垣根・道・橋の場合は、市人の不敬なる者に命じてこれを行え。(414 簡)

(前略) 補繕邑院、除道橋、穿波(陂)池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下 (413 簡)
□勿以爲繇(徭)。市垣道橋、命市人不敬者爲之。(後略) (414 簡)

岳麓書院藏秦簡にはこの規定の元となったと考えられる秦律が含まれている。この秦律について詳しくは第五章で検討するため、ここでは校訂後の現代語訳と原文のみ示す。

徭律には「邑の垣根を補修したり、あぜ道・橋を補修したり、溜池を掘削したり、ぬかるみや苑をならすのはすべて県の民の利益になることであるから、爵位が不更以下の者、および都官、および諸々の役目についているもの、(151)

および八更で皖老の年齢に達して、すべて更の役に就かない者も皆これを行う。冗宦と冗官の者は徴発してはならない。郵道・橋・馳道の整備で県外に出る場合は従戸(151) □官徒に行わせる。徭としてはならない。」とある。(151)

●繇(徭)律曰：補繕邑院、除田道橋、穿波(陂)池、漸(塹)奴苑、皆縣黔首利毆(也)、自不更以下及都官及諸除有爲(151)

毆(也)、及八更、其皖老而皆不直(值)更者、皆爲之。冗宦及冗官者、勿與。除郵道、橋、

駝(馳)道、行外者、令從戸(152)
□官徒爲之、勿以爲繇(徭)。(153)
(岳麓秦簡、肆 151～153 簡⁴)

宮宅氏も指摘しているように、この秦律との比較によって「二年律令」の 413 簡と 414 簡は直接接続しない可能性が高いと判断され、「補繕邑院、除道橋、穿波(陂)池、治溝渠、塹奴苑」のような「集落共同体内部での労役」が「国家が承認した正式な労役」に含まれないという楊氏の論は成り立たないことになる。

岳麓秦簡、肆 151～153 簡は秦の例であるが、「二年律令」の他に漢代の道橋の補修労役について述べたものに『塩鉄論』がある。ここには鉄の専売が行われていない時期のこととして更徭を削減して、県官が徒や復作に道橋の補修を行わせることがあったが、専売になると更卒の役や徭が増加したことが述べられている。

更・繇は削減され、県官は徒・復作でもって道・橋を修築した。諸々の徴発されていた民はこれを具合がいいと考えた。(中略)卒・徒の作ったもの(鉄器)が基準に達しない場合、随時これを補助するよう命ぜられ、徴発は際限なく、更・繇はいずれも重くなった。そのため百姓はこれに悩み苦しんでいる。
(『塩鉄論』卷六水旱)

更繇省約、縣官以徒復作繕治道橋。諸發民便之。(中略)卒徒作不中程、時命助之、發徵無限、更繇以均劇、故百姓疾苦之。
(『塩鉄論』卷六水旱)

ここでも、「繕治道橋」が更徭で行われる場合と官徒・復作によって行われる場合があったことが読み取れるため、やはり「二年律令」の 413 簡と 414 簡の間には間にもう 1 つ簡があった可能性が高いと言えるだろう。

二年律令 413 簡と 414 簡が直接接続しないことを以って宮宅氏は直ちに「楊・渡邊の所説は、この点で論拠を失う」としてそれ以上の考察を行っていないが、岳麓秦簡 151～153 にも「勿以爲繇(徭)」とされる労役は存在する。郵道橋、馳道の補修で県外に行く場合「徭」とされないことがわかる。これも一種の義務としての労働であり、すべての義務労役が「徭」にカウントされるわけではないといえる。

楊氏は「集落共同体内部での労役」が「国家が承認した正式な労役」に含まれない根拠として、上述の二年律令 413、414 簡の他に、秦律十八種 116～124 の田に垣根を作る労役に関する規定をあげている。

⁴ 152 簡と前後の簡との文の繋がりが悪いため、151 簡と 153 簡が直接接続し、152 簡が別の律である可能性もある。背面の状況からは整理小組の配列が正しい可能性が高い。この律について詳しくは次章で述べる。

その（禁苑や官有馬牛牧場）付近の耕作地で猛獣や馬・牛が出てきて作物を食べてしまう場合、県畜夫の手配で近隣に耕作地を持つものを徴発し、貴賤の如何にかかわらず、耕作地の面積に応じて人を出させ、垣根の工事を行う。徭としてはならない。

（秦律十八種 116～124）

其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣畜夫材興有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得爲繇（徭）

（秦律十八種 116～124）

宮宅氏はこれに対して「これは確かに官吏が一般民を率いて行うものであるが、耕地が苑に近接する特定個人の利益を守るための作業であり、それゆえに「徭」とは見なされないであろう。」と述べる。確かに宮宅氏の指摘が適切であり、楊氏が「集落共同体内部での労役」が「国家が承認した正式な労役」に含まれないとした点は修正する必要がある。しかし、この労役が特定個人の利益と関係するものであったとしても、民が自発的に行う労働ではなく、義務として強制される労働である。理由がどうあれ「義務としての労働力の提供」がすべて「徭」であるわけではないということは確認できる。「特定個人の利益を守るための作業」は「徭」で行われなければならないという事はできるだろう。

楊氏が「集落共同体内部での労役」が「国家が承認した正式な労役」に含まれないとした点については王彦輝からも「徭」に含まれる意味は広範であり、「委輸傳送」に限定できないという反論がなされているが、これについても王氏の指摘が適切であると考えられる⁵。

以上のように宮宅氏・王氏の指摘により、楊氏の見解のうち「集落共同体内部での労役」が「国家が承認した正式な労役」である「徭」に含まれないとした点は修正すべきことが明らかになったが、「徭」に含まれない労役があること、踐更者を労役に従事させること徭とは区別されていることは再確認できた。

宮宅氏は結論として秦の徭役を「最も狭い意味では、「徭」は一般人に義務として課せられた賦役労働を指す。」と考え、「相応の労働力が不定期に必要となる用務に、毎年累計 30 日を目安にして人員を徴用するものだった。」とする。「徭」に義務日数があることを認めており、また先述のように「徭」とは見なされない強制労働があることを認めているのであれば、宮宅氏の「徭」の定義自体は実は廣瀬薫雄 2010 や楊振紅 2015 の理解と大きく異なるものではないといえる。最も大きく見解が異なるのは「徭」に更卒の役が含まれるのか否かという点であり、宮宅氏は「徭」の義務日数が臨時の徴発に限られるのものではなく、この中に「冗」や「更」で服役する労役や辺境守備が含まれると考える。つまり、廣瀬・楊両氏の理解と王・宮宅両氏の理解の相違は「徭」の範囲の理解の問題として議論されているが、実は「徭」の定義よりも更卒の定義のほうに隔たりがあるとみられ、問題とすべきは「更」の

⁵ これは楊振紅に対するものである。廣瀬氏は「徭」を「万能な労役」と表現しているように、「委輸傳送」が中心だとは考えていない。

理解のほうなのである。従って、更卒の位置づけを正しく定義することができれば、宮宅氏と楊・廣瀬薫雄両氏の間の見解の不一致は解消されるものと考ええる。

「更」で行われる労役の代表である更卒について、鷺尾裕子・王先雲から従来の理解と異なる見解が出されている。次節でこれについて検討したい。

第二節 更卒戍卒説の検討

前述のごとく、更卒をはじめとする「更」で従事する労役が「徭」とは区別されていることを示す史料があることが再確認された。「徭」と更卒の役が別枠の労役であることは、第五章で検討する「徭」の爵ごとの年間義務日数を第七章で検討する更卒の上番日数が大きく上回ることから明らかである。その一方で、「徭」が「最も狭い意味では、「徭」は一般人に義務として課せられた賦役労働を指す。」という宮宅氏の見解および民を無償で使役することはすべて「徭」だとする王氏の見解にも一定の説得力がある。つまり、再検討すべきは、更卒をはじめとする「更」で行われる労役の性質であり、更卒の役が従来考えられてきたように「一般人」に義務として課せられた賦役労働なのかについてである。

更卒の制度的位置付けについて、まず注目すべきは鷺尾裕子 2005 の指摘である。この論考では「踐更とは徭役就労者・戍卒・官吏などが様々な人員が交代で従事する仕事に従事する際に用いられる表現であり、決して更卒のそれのみではない」ことが論証され、更卒とは「(1) 秦から漢律説の示す時期まで一貫して一定期間の役を指し、(2) 少なくとも昭帝期までに毎年一ヶ月定期的に就役するものとなっており、(3) 在籍の県ないし郡中の某県に配属された」ことが指摘されている。基本的には適切な指摘であり、この論考が発表された後に公開された出土史料からもこれを再確認することができる。服役期間や服役地については後に公開された史料によって補足すべき点もあるので、これらの点については七章で詳しく論じることとする。本章で問題としたいのは、鷺尾氏がさらに踏み込んだ仮説として述べている点である。氏は「更卒は本来戍卒であり、『塩鉄論』に見えるようなその他の労役への就労は便宜的な転用が常態化したものである」という更卒戍卒説を述べている。この説は鷺尾氏自身、「このような推論はやや過剰ではないかという性質のもの」と述べているように、この段階では十分に論証されていたわけではなく、以後の労役研究への影響は限定的であった。ところが、最近発表された陽先雲⁶の更卒の研究でも、鷺尾氏の論文は引用されていないものの、同じく更卒戍卒説が主張されている。楊氏の研究は近年公開された里耶秦簡および岳麓書院藏秦簡を用いたものである。楊氏は、鷺尾氏とは異なる新出史料を用いて、同じ結論に至ったものであり、鷺尾氏の着眼点の鋭さが新出史料によって確認されたといえる。

⁶ 楊先雲「試析秦代“更戍”制度」湖南考古輯刊 2019 年。楊先雲「論《里耶秦簡（弍）》一則“更戍”材料」http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3116

楊氏の論は概ね以下のように展開する。里耶秦簡には「更戍卒」という身分が記載されており、「更戍」はこの「更戍卒」の略称だと考えられる⁷。『漢書』の如淳注などから更卒は一ヶ月交代であることがわかる。岳麓秦簡の律令から戍卒も一ヶ月交代であることがわかる。つまり、「更戍卒」、「更戍」は伝世文献所載の「更卒」である。

従来の研究で漢代の徭役の代表的なものと考えられてきた「更卒」が、これとは別の兵役とされてきた「戍卒」と同一のものであれば、従来の認識を大きく変えることになる。鷲尾・楊両氏の更卒の理解を進展させる重要な示唆を含むものではあるが、私見では「更戍卒」と「更卒」を同一視することはできないと考える。

更卒について考える前に、更戍・更戍卒とは何であるかを確認しておきたい。更戍とは輪番交代の戍卒であるという点では各論者とも見解が一致している⁸。「戍」については宮宅潔 2019 がその字義について検討しており、「戍」の第一義は辺境防備であるとの結論を得ている⁹。このことからすれば、更戍卒は交代で従事する辺境防備の兵士ということになる。単に「卒」といえば兵士全般を指すが、「戍卒」は辺境防備の兵士であり、更戍・更戍卒と更卒の間には辺境防備という要素の有無があるといえる。名称の上からも就労形態に差異があったことが予測される。

続いて、更戍と更卒の就労方法の異なる部分と共通する部分を確認していきたい。楊先雲が「更戍」と「更卒」が同じものである根拠としたのは次の律である。

●戍律に「戍者は1ヶ月単位で上番する。君子で官の代理を40日間以上務めた者は戍の上番を1回免除する。戍を派遣する場合、「同居」は同時に派遣してはならない。律に従わない者は、罰金二甲とする。（後略）（岳麓秦簡、肆-184～185）

●戍律曰、戍者月更。君子守官四旬以上爲除戍一更。遣戍、同居毋並行。不從律、貲二甲。（後略）（岳麓秦簡、肆-184～185）

ここにみえる「戍」は「戍卒」と同義と考えてよいと思われる。「月更」とあるため「更戍卒」「更戍」は一ヶ月交代の上番制で就役する辺境守備の兵士という意味だと考えることができる。だが、この律文だけでは「月更」が示すのは一ヶ月で本籍の県に戻る 것인가、それとも長期間滞在する中で一ヶ月ごとに仕事に就くことなのかがわからない。

里耶秦簡には戍卒に食料を貸与したこと証明するための簡がある¹⁰。この食料貸与証明には食料を貸与した月が記されており、これをみれば、更戍が少なくとも数か月にわたって遷

⁷ 「更戍卒」という身分は9-0885、9-0757、9-2203、9-2266に確認される。

⁸ 更戍は小林文治 2014、劉鵬 2017 および前掲の楊先雲 2019 などで検討されている。

⁹ 宮宅潔「秦代の「徭」と「戍」—その字義をめぐる—」『秦代出土文字史料の研究』班HP（2019年）

¹⁰ 宮宅潔 2018 は里耶秦簡の兵士への食料貸与証明が記された簡を用いて、秦の兵士は食料を自ら用意するのが原則であり、それが困難な場合は官府から貸し出され、兵役の日数を増やし

陵県にいたことがわかる。まず、次の 8-980 簡で二か月の食料が支給されていることから二か月以上滞在していた可能性が高いと言える。

……稟人(穀物配給係)の忠が出して、更戌で城父県の士伍で陽翟里の摯に貸与した。八月・九月。(里耶秦簡 8-980)

☑稟人忠出、貸更戌城父士五(伍)陽翟摯。八月、九月。☑(里耶秦簡 8-980)

さらにこれと同一人物だとみられる更戌が 8-1517 簡の続食文書に見られる¹¹。

(始皇)35 年 3 月庚寅朔辛亥(8 日)、倉(嗇夫)の銜が申し上げます。尉府に事を上す吏と徒を牘の背面に簡条書きします。食料は 3 月に尽きます。遷陵県の田が自ら食料を支給することができます。通過する県・郷に通達し、律に則って県・郷ルートのリレー形式で食料を支給してください。雨天は滞在させてください。宿泊不能であれば、食料を携帯させてください。伝えるべきは伝えてください。到着した際には伝(通行手形)と照合してください。以上、申し上げます。(里耶秦簡 8-1517 正)

令佐の温

更戌・士伍・城父県・陽翟里の執。

更戌・士伍・城父県・西中里の瘞。

臂が書写した。(里耶秦簡 8-1517 背)

卅(三十)五年三月庚寅朔辛亥、倉銜敢言之：疏書吏徒上事尉府

者牘北(背)。食皆盡三月。遷陵田能自食。謁告過所縣【郷】、以縣郷次續食如律。雨、留；不能投宿、齎。當騰=(騰、騰)。來復(覆)傳。敢言之。

(里耶秦簡 8-1517 正)

令佐温

更戌士五(伍)城父陽翟執。

更戌士五(伍)城父西中瘞。

臂手。

(里耶秦簡 8-1517 背)

「執」字と「摯」字は「手」の有無が異なるが、徒隸や戍卒の名前はそれほど厳密に書かれていなかったようであり、同一人物でもこのように表記が異なる例は他にもある¹²。本籍

て返還されたことを明らかにしている。

¹¹ 続食文書については、青木俊介 2014 に詳しい考察がある。

¹² 例えば、前述のように式春郷では約一年間概ね固定されたメンバーが製陶関連の労役に従事しているが、「骨」(8-1146 など)という人物は「滑」(8-1259 (正))と表記される場合もある。

および身分が同じであり、同一人物と考えてよいだろう。令佐に付き従ったもう一人の更成である西中里の座についても同一人物のものだと思われる簡がある。

……【城】父県西中里の座。9月の食。

☑令史の歡が立ち会った。 聶が書写した。(8-902)

☑父西中座。九月食。

☑令史歡視平。 聶手。(8-902)

上部が欠けているが、更成の士伍の城父県西中里の座に九月の食料を貸与した証明簡であるとみられる。8-1517 簡からわかるように座と執は始皇 35 年 3 月に遷陵県から太守府のある洞庭郡に文書を運ぶ任務に就いている¹³。8-902 簡は穀物の支出記録であるので、倉の文書だと考えられる。聶という人物が佐として倉で文書を作成している例は始皇 35 年の正月と 3 月があり、歡という人物が令史として見られる例は始皇 35 年 6 月と 7 月があるため、8-902・8-908 簡も 8-1517 簡と同じ始皇 35 年あるいはその前後の年である可能性が高い。3 月と 8 月・9 月であるので、8-902・8-908 簡の 8 月と 9 月が例え何年のものであったとしても、更成は少なくとも 7 ヶ月間は遷陵県に配属されていたといえる。

以上のことから、更成は更卒と同じように 1 ヶ月交代で就役するが、それは辺境地域に複数月にわたって滞在する中での上番であるといえる。一方、更卒は前述の鷲尾氏が指摘しているように、在籍の県ないし郡中の某県に配属されたと考えられる。ただし、鷲尾氏が郡中の某県に配属される根拠とした里耶秦簡 9-1 簡は戍卒の史料であり、更卒の就労形態とすることはできない。

更卒の勤務形態については、第七章で詳しく述べるが、松柏漢簡「卒更簿」などから、勤務形態を分析することができる。松柏漢簡「卒更簿」は南郡内の 19 の県・道・侯国の更卒の人数や更数を記録した簿だと考えられる。

巫県、卒は 1115 人、7 交代、1 交代あたりの人数は 149 人、余りは 39 人。

秭歸県、1512 人、9 交代、1 交代あたりの人数は 116 人、うち 17 人は醴陽の補助、余りは 8 人。(後略) (松柏漢簡「卒更簿」)

巫、卒千一百一十五人、七更、更百卅九人、餘卅九人。

秭歸、千五十二人、九更、更百一十六人、其十七人助醴陽、餘八人。(後略)

¹³ また、この他にも 8-0489+8-0149 から 10 人もの更成が何らかの罰金を科せられていたことがわかるが、たかだか一ヶ月の就労の間に 10 人もの更成が何らかの罰金を科せられる可能性は高くないように思われるため、このことも比較的長期間従事していたことを示唆するだろう。

(松柏漢簡「卒更簿」)

詳しくは後述するため冒頭二行のみ引用したが、原則的には県内で更の組が組まれており、秭帰県のように人員に余裕のある県は「助」という形式で郡内の人員が足りない他県に派遣されることはあるが、戍卒が他県に「署」されるのとは派遣の形式が異なる¹⁴。「助」は第三章で検討したように、所属を変更しないまま別の部署に応援に派遣されることだと考えられる。

その名称から推測された通り、更戍・更戍卒は本籍地以外の辺境防備に派遣されるが、更卒は基本的に本籍地で就役し、一部は郡内の他県で就役したことが改めて確認された。出土史料の中には、基本的に本籍地で就役したと考えられる兵士もみられる。里耶秦簡等に見られる「県卒」という種類の兵士はその名称から県に所属する兵士だとみられる。例えば 8-648 簡正は死亡した県卒の何らかの調査に関する文書である。

(始皇)31年7月辛亥朔甲子、司空守の口が申し上げます。今、「初が県卒となり傷病により死去し¹⁵、榘を伝える書」によって調査しました。この人名に対応する者はいませんでした。原本を送ります。書は癸亥に到着し、甲子に発送しました。一日遅延しました。調査と問い合わせのため遅延しました。以上を申し上げます。 ✓

(里耶秦簡 8-0648 正)

卅一年七月辛亥朔甲子、司空守口敢言之：今以初爲縣卒
瘡死及傳榘書案致。毋應（應）此人名者、上眞書=（書。書）癸亥
到、甲子起、留一日。案致問治而留。敢言之。 ✓ (里耶秦簡 8-0648 正)

この「県卒」は J1⑩5 正・J1⑩5 正・9-2283 正を根拠として「乗城卒」と言い換えられる可能性が指摘されている。J1⑩5 正・J1⑩5 正・9-2283 正は概ね同じ内容であり、後文で引用するため、ここでは身分が列挙されている部分のみ示す。3行目から4行目にかけて民に先立って徴発すべき人員が列挙されている部分には「乗城卒、隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲、居貨贖責、司寇、隱官、踐更県者」と記されているが、卒史嘉と仮卒史毅と属尉にそれぞれ担当する範囲の人員の簿を調査するよう命じている部分では「県卒、徒隸、居貨贖責、司寇、

¹⁴ 8-1459 正+8-1293 正+8-1466 正に「佐詘自言、士五（伍）、居泥陽益固里、故廢戍署女陰。」というように戍卒が他県に配属されることは「署」と表現される。「署」は『説文解字』网部に「署、部署する也。」とあるように、配属すること。一方、「助」は配属を変えずに一時的に別の部署で就役することだと考えられる。第三章で述べたように「助」は就役した部署ではなく、所属の部署の仕事として記録される。また七章で述べるように他県で就役する更卒は「助」と記録され、人数は所属の県にも算入される。

¹⁵ 『校釈（一）』は「瘡」を「厮」と読み、「役」の意と解するが、楊先雲「秦簡所見“瘡”及“瘡舍”初探」簡帛網（2018年5月16日発布）に従い、傷病と解した。

http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3102

隠官、踐更県者」の簿となっており、「乗城卒」が「県卒」に「隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲」が「徒隸」に置き換わっている。そのため、県卒と乗城卒は同義ではないかという意見がある。

県卒の「県」は卒の所属を示す語だが、乗城卒の「乗城」は役割を示す語であるため、まったくの同義と考えるのは問題があるかもしれないが、言い換えられていることから少なくとも洞庭郡の各県では両者が概ね重なっていたと考えてよいだろう。

遷陵県で就役する乗城卒には夷陵県と秭帰県出身の者がみられる。これらはいずれも南郡の県である。現在公開されている里耶秦簡で人名が記されている乗城卒は、順・広および摩滅して釈読できない人名 1 例の 3 名のみである。いずれも遷陵県が置かれて間もない 26 年の記録である。乗城卒の順は 8-1516 簡の背面に遷陵県の啓陵郷で乗城卒の任に就いており、秭帰県都里に籍があり、爵位は士伍であったことが記されている。乗城卒の広は 9-1920+9-1127 簡の穀物支出の証明書に「乗城卒士五（伍）姊（秭）歸般里廣」と記されている人物で、秭帰県の般里に籍がある乗城卒であることがわかる。乗城卒の陽は食料を支出した記録に名がみえる乗城卒であり、「乗城卒夷陵士五（伍）陽里□¹⁶」と夷陵県に籍があったことが記されている。

謫戍を除く戍卒に郡外の者が多くみられることは小林文治 2014 などの研究で指摘されている。現段階で確認される限り、城乗卒は南郡の者に限られている。洞庭郡内の県ではなく、いずれも少なくとも移動に数日を要する距離であるとはいえ、戍卒と比べれば遷陵県に比較的近い県の出身者の割合が高いと言えるだろう。乗城卒に比較的近隣の県の者が多かったであろうことは、里耶秦簡 9-22 簡からも読み取れる。

（始皇）28 年正月辛丑朔丁未（7 日）、式春郷の敬が申し上げる。従人¹⁷の城旦はみな箠田農法¹⁸を知らないが、県の官府で作業は可能です。従人はすべて官府での作業および土運びと製陶補助をさせ、もともと土運びをしていた男たちはすべて耕作をさせるようお願いいたします。また乗城卒と民で有罪の者はみな箠田農法を知っています。あなたが裁（はか）らって、自ら派遣して耕作させる者を集め、官には単独で（9-22 正）耕作者を派遣させないようにしてください。返信をしてください。以上申し上げます。

今、敬は正月壬子に徒を受けたが、返信していない。

壬子の夕の時に佐の黒が持参した。／除が開封した。華が書写した。（9-22 背）

廿（二十）八年正月辛丑朔丁未、式春郷敬敢言之：従人城旦皆非智（知）箠田毆、而（？）可作治縣官府、謁盡令従人作官府及負土佐鄆（甄）而盡遣故佐負土男子田。及乗城卒、諸

¹⁶ 「陽」の次の文字は『校釈(一)』等の釈文では未釈読だが、図版から「里」と読める。

¹⁷ 従人については李洪財 2016 などを参照。

¹⁸ 箠田については渡邊英幸 2013 などを参照。

黔首抵臯（罪）者、皆智（知）箠田。謁上財（裁）自敦遣田者、毋令官獨（9-22 正）遣田者。謁報。敢言之。

今敬正月壬子受徒、弗報。

壬子夕、佐黑以來。／除半。華（？）手。 （9-22 背）

箠田は槎田とも表記され、渡邊英幸 2013 や張春龍 2019 によれば、焼畑を行い、毎年耕作地を変える南方の農法である。「乗城卒、諸黔首抵罪者、皆知箠田。」というように、乗城卒は南方の農法を知ると断言されているのは、近隣出身の者しかいないためであろう。

里耶秦簡は辺境の占領地域に新たに置かれた遷陵県の例であるので、応募兵や様々な戍卒の占める割合が高くなるが、一般の県では本籍地で従事する卒が最も数の多い兵士であったと考えられる。乗城卒に関する言及は 26 年から 28 年の遷陵県設置初期に集中してみられ、現時点で公開されている簡の範囲では 29 年以降に乗城卒に関する言及がみられない。恐らく遷陵県では設置初期に近隣県から県卒・乗城卒の派遣を受けていたが、次第に戍卒の辺境守備に重点が移っていったものとみられる。

更卒の就労が基本的に県内での就労に限られていることからすれば、その性質は辺境地域に派遣される戍卒よりも、本籍地あるいは近隣の県で就役する県卒・乗城卒に近いと言えるだろう。つまり、更卒は鷲尾・楊先雲両氏の主張する上番で従事する戍卒ではなく、上番で従事する県卒・乗城卒なのではないだろうか。

更卒は幅広い雑務に従事することが知られており、民の基本的な徭役負担だと考えられてきたが、県卒・乗城卒も同じく幅広い雑務に従事していたことが里耶秦簡からわかる。この点については節を改めて詳しく述べるが、前掲の 9-22 簡正は耕作に従事させる例であり、8-1516 背では乗城卒が文書を伝達している。また、9-1861 簡では乗城卒にイネ科植物の採集に従事させるよう郡から指示が出されている。後述するように戍卒も様々な雑務に従事する。県卒・乗城卒・戍卒ともに軍事関連の業務はほとんど見られず、刑徒労役とほとんど変わらないような雑多な労役に従事している。史料の増加により、県卒・乗城卒のうち上番で従事する者が更卒であると考えことに大きな障害はほとんど無くなったといえる。

第三節 兵役の労役への転化

秦漢時代の戍卒が様々な労役に従事したことはすでに多くの指摘がある。例えば高恒 1980 は「戍卒は平時には主に防衛の仕事と関連する労役に従事している。史籍で度々徭・戍が并提されており、戍役を力役の一種と扱っているのには、原因が無いわけではないとみえる。」と指摘しており、孫言誠 1988 は「戍卒が労役に服する者であり、基本的な任務は哨戒と作業である。よって戍辺は徭に属する。」と指摘している。また、里耶秦簡においても多くの戍卒が徒隸と同じような労役に従事していることが小林文治 2014 などによって指摘されている。また、労役に従事するのは戍卒に限らない。第二節で検討したように、乗城卒

は耕作・イネ科植物の採集・文書伝達に従事していた。

戍卒が主に雑多な労役に従事すると言っても、日常的に防衛に従事し、有事の際には戦闘に従事するため兵士であるには違いないだろう。乗城卒や県卒についても有事の際には徴発され軍事行動に参加する必要があった。例えば、次のような例がある。

長信侯の嫪毐が乱を起こして発覚し、王御璽および太后璽を偽って県卒および衛卒、官騎、戎翟の君公、舎人を徴発し、蕲年宮を攻撃し乱を為そうとした。

長信侯毒作亂而覺、矯王御璽及太后璽以發縣卒及衛卒、官騎、戎翟君公、舎人、將欲攻蕲年宮爲亂。(『史記』秦始皇本紀)

このように、県卒も防衛や戦闘に従事する兵士であるが、戦闘の無い場合には様々な雑用に転用されていた。中でも耕作は恒常的に行われていたもののようであり、軍事を担う尉の行政成績報告書(課)のリストには「卒田課」という課がみられる。

尉の業績評価書リスト： 卒の耕作に関する業績評価書。
卒の死亡、逃亡に関する業績評価書。 ●合計3つの業績評価書。
司寇の耕作に関する業績評価書。 8-0482

尉課志： 卒田課。
卒死、亡課。 ●凡三課。
司寇田課。 8-0482

第三章で論じた徒隸の簿および黔首居貲責の簿では、このような卒による労役は記録されていない。徒隸の労役の簿と黔首居貲責の簿が別に作られるのと同様に卒の仕事内容を記した簿もこれらとは別に作成されていた。卒の行った労役を記録したものと考えられる簡も里耶秦簡の中にいくつか見出すことができる。しかし、いずれも断片であり、単独では得られる情報が少ない。これらの簡には重複する部分が多く、類似の内容の簡が複数作られたようである。これを手掛かりに重複する部分を対比させながら全体像を復元する必要がある。関連する断片として以下の6枚が抽出できる。

- ☐……☐
- ☐二人與倉敬偕市端月☐
- ☐二人守除☐
- ☐一人與司空厭偕買馬六月☐☐
- ☐……☐ 9-0228

☑敬卒十五人¹⁹。 ……**與令**史有皆（偕）。端月戊午☑
……守除 ☑
……人²⁰、與司空厭偕買馬。六月□卯?²¹☑ 9-0609

☑癩²²。 ☑
☑與令史有皆（偕）市。端☑ 9-2646

☑□人求盜 ☑
☑□人門²³ ☑
☑□人與佐它人偕載粟沅陵²⁴。五月☑
☑十人與佐崎偕載粟門淺四月□☑ 9-1479

☑人段校長 ☑
☑□人求盜 ☑
☑□人門 ☑
☑二人佐它人偕載粟沅☑ 9-0623

三人與佐它人偕載粟□☑
十人與佐崎偕載粟☑
二人癩。☑ 9-0053

これらの断片の相互に重複する部分を重ね合わせ、全体像を復元すれば、概ね以下のようなものだったと考えられる。

【某卒某人……奔】敬卒 15 人。【某】人は段校長。【某】人は求盜。3 人は佐の它人に付き添い沅陵県に穀物を輸送、5 月【某日】。10 人は佐の崎に付き添い門浅県に穀物を

¹⁹ 「敬」は『里耶秦簡(貳)』および『校積(二)』は未積読だが、函版から「敬」と読める。

²⁰ 「人」は『里耶秦簡(貳)』、『校積(二)』では未積読されていない。函版から補った。

²¹ 「六」は『里耶秦簡(貳)』、『校積(二)』では未積読であり、『校積(二)』は注で「九」である可能性を指摘している。9-0228 の例および函版から「月」と積読することができる。

²² 「癩」は『里耶秦簡(貳)』、『校積(二)』では未積読。函版と 9-0053 の例から補った。

²³ 本簡の上端は欠けているが、『里耶秦簡(貳)』、『校積(二)』では断簡記号が入っていない。函版と類例から断簡記号を追加した。「□」は『里耶秦簡(貳)』、『校積(二)』は「三」とするが、簡の上方では表面が剥離しており、「二」であるか「三」であるか判断できない。

²⁴ 「佐」は『里耶秦簡(貳)』、『校積(二)』は未積読。9-0623、9-0053 簡等の類例から補った。「它人」は『里耶秦簡(貳)』、『校積(二)』では未積読一文字と解している。函版と類例から補った。

輸送、4月【某日】。2人は傷病。【某】人は令史の有に付き添い売買、1月戊午。2人は倉(番夫)の敬に付き添い売買、1月【某日】。2人は階の警備。1人司空(番夫)厭に付き添い馬を購入。6月□卯。

□人段校長

□人求盜

□人門

三人 與佐它人偕載粟沅陵。五月

十人與佐崎偕載粟門淺。四月

二人癩。

9-1479・9-0623・9-0053

敬卒十五人。

人與令史有偕市。端月戊午

二人與倉敬偕市端月

二人守除

一人 與司空厭偕買馬。六月□卯

9-0609・9-0228・9-2646

「与令史有偕市」と「与倉敬偕市」についてはいずれも「守除」の右に記された例があるため、この部分の順序は簡によって入れ替わっていたものと思われる。卒の内訳を記したものとみられる部分が残っているのは9-609簡のみであるが、9-609簡の右側はおそらく切断されており、幾つかの兵種が列挙されていた可能性が高い。「敬卒」の上部も残っていないが、おそらく奔敬卒であろう。労役刑徒の従事する労役には一例も確認できない段校長・求盜・守除などもみられるが、載粟・買馬・市など労役刑徒も従事している労役もみられる。段校長は臨時の校長だと考えられる。校長は亭の長であり警察業務に従事する。求盜は校長に率いられて警察業務に従事する人員である。門は警備と文書伝達を兼ねる任だと考えられる。載粟は穀物輸送であり、輸送先は沅陵県と門浅県といずれも県外への輸送である。市は物品の売買である。守除はおそらく県廷の階を警備する任務である。買馬は馬の購入である。これらは、いずれも一定の武力があったほうが都合の良い任務あるいは軍需品と関連する任務である。

このリストは兵種が列挙されていたと考えられる部分が失われており、戍卒が含まれていたかは不明だが、戍卒も労役刑徒と同じような労役に就く場合がある。例えば以下のような例がある。

(始皇)34年七月甲子朔甲戌(11日)、牢人・更戍・士伍・城【父……】 8-1401

卅(三十)四年七月甲子朔甲戌、牢人・更戍・士五(伍)・城 8-1401

【……】尉府の爵曹卒史の文、守府・戍卒・士伍の狗。盛都の保証で……8-0247

□尉府爵曹卒史文、守府戍卒士五（伍）狗以盛都結 8-0247

8-1401 簡は更戍の身分で牢人（牢の番人）の任に就く人物に関する何らかの記録であり、8-1401 簡には戍卒の身分で守府（役所の警備兼使い走り）の任に就く人物がみられる。牢人、守府ともに労役刑徒が従事している例が確認できるものである。また、遷陵県では戍卒の多くが吏の付き人の仕事をしていたようである。

……遷陵の戍卒は多く吏僕となっている。吏僕…… 8-0106

□遷陵戍卒多爲吏=僕=□ 8-0106

前後の文脈ははっきりしないが、あるいは問題のある運用で郡などから指導があったのかもしれない。この他に、戍卒が徒隸の労役を行っている人数を記録した簡がある。

戍卒で徒隸の労役に従事する者は 23 人。 8-0106

戍卒給徒隸事者廿三人。 9-1581

「戍卒給徒隸事」とは、本来徒隸が行うべき労役を戍卒が代行しているということであろう。戍卒による徒隸労働の代行は具体的には以下の簡のような状況で発生する。

34 年…月…日、遷陵守丞の配が覆獄獄史の摠に申し付ける。令史の唐とともに輸送する者は守府の任についており、徒がない。そこで、戍卒の任にあり城父県出身で士五の身分の樂里の順に代えて令史唐に与え……他は律令の通りである。 9-2203 正

卅四年八月□亥朔己未遷陵守配謂覆獄獄史摠令史
唐與輸者守府毋徒其以更戍卒城父士五樂里順豫
令史唐□□□它如律令 9-2203 正

ここで重要なのは「徒がない(毋徒)」という条件である。他に代行できる徒がいれば戍卒を充てることはできなかったと考えるべきである。これらは徒隸が行うべき仕事、「徒隸事」であったと考えられ、「戍卒給徒隸事者」とは本来徒隸が行うべき労役を戍卒が代行しているということであろう。戍卒給徒隸事者の 23 人は徒がないため転用されたものであ

ろう²⁵。

戦闘の機会が減ると、更卒が実質的に労役へと転化したのは極めて自然なことといえる。平時に様々な力役に従事しており、実質的に兵役ではなく労役であるということと制度上兵役か労役かという点は区別して考える必要がある。

第四節 伝世文献に見られる更卒の役

王彦輝 2015 は①「一歳力役」を傳籍者が一生に従事する徭あるいは徭役の合計とすることはできない。②「徭」に含まれる意味は広範であり、「委輸伝送」に限定できない。③官吏の「徭」は職務の範疇であり、労役の性質を持つ「力役」の議論に用いることはできない。という3つの理由で廣瀬薫雄・楊両氏の説は成り立たないと指摘している。

②については第一節で述べたように、王氏の指摘に従って、楊氏の見解を一部修正する必要があるだろう。③についても、官吏の「徭使」については、出張を指していることが明らかにされており、様々な労役に臨時に徴発される一般民の「徭」とは区別して論じるべきであろう。

①の点について、王氏の指摘に基本的には同意できる。詳しくは第三節で検討するが、廣瀬薫雄・楊両氏が「一歳力役」と「徭」を直ちに同一視したのはやや勇み足であったといえる。しかし、廣瀬薫雄・楊両氏は董仲舒の「一歳力役」を根拠として「更」と「徭」が別系統であると判断したわけではなく、出土律令から導き出された理解をもとに、董仲舒の「一歳力役」の再解釈を試みたに過ぎない。「一歳力役」が「徭」と同一視できないとしても、「更」による労役が「徭」のなかに含まれないという見解の反証にはならない。

董仲舒の「限民名田疏」は多様な民の負担が秦代以降大幅に増えたことを極めて概括的に述べたものであり、制度の詳細を論じるうえで過度に重視すべきものではないが、民の負担について総合的に言及された数少ない史料であるため、無視することもできない。

出土史料が増加する以前には、更卒の踐更期間を研究するうえで最も基本的な史料はこの『漢書』食貨志所載の董仲舒「限民名田疏」であったため、この一文の研究は極めて多い。序論で述べたように従来から句読や解釈が大きく分かれ、現在でも共通の理解が得られているとは言えない状況である。

短い文章に研究が集中した結果、様々な句読の案が提出されているが、中にはほとんど成立する可能性のない案もある。まず、前提として董仲舒の上言は全文を通じて整然とした対句を多用したものであり、対句構造を無視して勝手な部分で区切って読んではならないが、いくつかの先行研究では対句を完全に無視して句読を行っているものがある。以下に対句になっている部分に下線を引くと後半部分を除き大部分が対句になっていることがわかる。

²⁵ この人数は上述の年間に発生する隸臣妾の減少数と近いとみられ、次年度に補給されるまで徒隸の頭数が足りなくなったことが代行の理由である可能性がある。

古者税民不過什一、其求易共。使民不過三日、其力易足。民財內足以養老盡孝、外足以事上共稅、下足以畜妻子極愛、故民說從上。至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得賣買、富者田連仟伯、貧者亡立錐之地。又顓川澤之利、管山林之饒、荒淫越制、踰侈以相高。邑有人君之尊、里有公侯之富、小民安得不困。又加月爲更卒、已復爲正。一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古。田租口賦、鹽鐵之利、二十倍於古。或耕豪民之田、見稅什五。故貧民常衣牛馬之衣、而食犬彘之食。重以貪暴之吏、刑戮妄加、民愁亡聊、亡逃山林、轉爲盜賊、赭衣半道、斷獄歲以千萬數。漢興、循而未改。古井田法雖難卒行、宜少近古、限民名田、以澹不足、塞并兼之路。鹽鐵皆歸於民。去奴婢、除專殺之威。薄賦斂、省繇役、以寬民力。然後可善治也。

(『漢書』食貨志上)

下線を引いた対句を以下に列挙して文章の構造を比較する。

- ①「税民不過什一、其求易共」と「使民不過三日、其力易足」
- ②「內足以養老盡孝」と「外足以事上共稅」と「下足以畜妻子極愛」
- ③「用商鞅之法」と「改帝王之制」
- ④「富者田連仟伯」と「貧者亡立錐之地」
- ⑤「顓川沢之利」と「管山林之饒」
- ⑥「邑有人君之尊」と「里有公侯之富」
- ⑦「一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古」と「田租口賦、塩鉄之利、二十倍於古」
- ⑧「常衣牛馬之衣」と「而食犬彘之食」

「下足以畜妻子極愛」の「妻子」が一文字多くなっているのを除けば、すべて正確な対句になっていることがわかるだろう。①は古の租税と徭役が軽かったこと、②は古の民が豊かであったこと、③は秦が井田制をやめたこと、④は秦で土地兼併が進んだこと、⑤は山林藪沢を独占したこと、⑥は秦で分不相応な富の独占が起きたこと、⑦は後述するように秦で徭役・賦税の徴収量が大幅に増加したこと、⑧は秦で貧民が衣食すらままならなかったこと、というように、古の軽い収奪・軽い収奪の結果・秦の重い収奪・重い収奪の結果の四種の内容を次々にそれぞれ一対の対句で列挙している。

労役研究で問題となっている「加月爲更卒已復爲正一歲屯戍一歲力役三十倍於古」の「三十倍於古」は明らかに後文の「二十倍於古」と対応しているため、『漢書』食貨志に誤りがないとすれば、「一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古。田租口賦、塩鉄之利、二十倍於古。」という対句になっていることに疑問の余地はない。このような対句構造を無視してまで、別の句読が提案されたのは、力役という広く労役全般を指すような語と具体的な役目が並列されていることや『漢旧儀』「民年二十三爲正一歲而以爲衛士一歲爲材官騎士習射御騎馳戰陣、八月太守都尉令長相丞尉会都試、課殿最。水如爲樓船亦習戰射行船。」と整合させるためであるが、明白な句読を無理に改変すればより混乱を招くだろう。

ここでまず問題となるのは、この『漢書』食貨志に誤りがある可能性がないとは言えない

ことである。それは、荀悦『漢紀』（以後『前漢紀』）に引用されたこれと同じ上言のほうで、単純な誤字を除けば容易に理解できる文になっているためである。

『前漢紀』の版本は明嘉靖二七年に黄姫水が刊行した南宋の王銍の輯本が現存する最も早い善本であり、他にはこれを底本にしたものしか現存していない。明版の一系列しか現存しておらず校訂が十分にできないだけでなく、『前漢紀』はそもそも後漢時代に漢書を読みやすくする目的で節略し再編集したものであるため、『漢書』のほうが間違いなく信頼できるテキストである。しかし、ごく一部で『前漢紀』に正しいテキストが残っている場合があることが指摘されている²⁶。そのため、以下で両者を比較しておきたい。『前漢紀』については張烈が諸版本を対照させ、標点・校勘した荀悦撰・張烈点校 2002 が刊行されているため、これを参照する。ただし、『漢書』をもとにテキストを改めている部分は原文に戻す。また『前漢紀』の版本によって異なる部分がある場合は注記する。

古税民不過什一、使民歲不過三日。民財用内足以養老盡孝、外足以事上供税、上足以畜妻子、故民悅而從上。至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之道、除井田之制、富者田連阡陌、貧者無立錫之地。人²⁷專川澤之利、營山林之饒、荒淫越制。邑有人君之尊、里有王侯之富、小民安得不困。又加月有吏卒、征衛屯戍。一歲力役、四²⁸十倍於古。田税口賦、二十倍於古。或耕豪傑²⁹之田、見税什五。故嘗衣馬牛之衣、食犬豕之食。又重以貪暴之吏、刑戮妄行、民無所聊生、逃亡山林、竝爲盜賊、斷獄一歲以十萬數。漢興、遵而未改。古井田法雖難卒行、宜少近古、限民占田、塞兼并之路。鹽鐵皆歸於民。去奴婢。除專殺之威。薄賦斂、省徭役、以寬民。然後可治也。（『前漢紀』卷第十三、孝武帝）

『漢書』食貨志と比較すれば、問題となっている「又加月～二十倍於古」の意外の部分では異同は非常に少ない。『前漢紀』で「其求易共」「其力易足」「極愛」「踰侈以相高」「貧民」「赭衣半道」が抜け落ちているのが比較的大きな違いであるが、それ以外は意味の大きく変わらない一、二文字の違いだけである。ただし、「又加月～二十倍於古」の部分だけは、その他の単純な抜け落ちや文字の置き換わりではなく、両者で意味が大きく異なっている。異同がわかりやすいように両者を並べる。（上が『漢書』下が『前漢紀』）

又加月爲更卒已復爲正 一歲屯戍一歲力役三十倍於古田租口賦鹽鐵之利二十倍於古
又加月有吏卒 征衛 屯戍一歲力役四十倍於古田税口賦 二十倍於古

両者を読み比べれば、『前漢紀』に明らかな誤字がいくつかあるものの、全体として『前

²⁶ 荀悦撰・張烈点校 2002 の序文、『四庫全書総目』卷四七など。

²⁷ 「人」は道光年間の阮元学海堂本では「又」に作る。

²⁸ 「四」は道光年間の阮元学海堂本では「三」に作る。

²⁹ 「傑」は道光年間の阮元学海堂本では「民」に作る。

漢紀』のほうがすんなりと意味が取れる。まず、細かい異同を確認しておきたい。

『前漢紀』の「有吏卒」は「為吏卒」の単純な姿形による誤写だとみられる。「三十倍」と「四十倍」はどちらが正しいか判断しがたいが、『前漢紀』の現存テキストはいずれも全編にわたって単純な誤字が多いため、『漢書』の「三」に従うべきであろう。

『漢書』と『前漢紀』で大きく異なるのが、『漢書』の「已復為正一歳」という部分が『前漢紀』では「征衛」に置き換わっている点、および『前漢紀』には「塩鉄之利」が無い点である。『漢書』の「田租口賦、塩鉄之利、二十倍於古」は民の負担の増加を述べた部分である。ここに民の負担ではなく、国家の収入である「塩鉄之利」が入り込むことは不自然である³⁰。伝統的な研究でも「塩鉄之利」の解釈が困難であったことは杜佑『通典』などにうかがえる。杜佑はこれを「秦が塩鉄を高く売ったため、下々の民は困窮した。すでに田租を徴収しているが、さらに口賦を出さなければならず、官はさらに塩鉄の収入を奪ったのである。その割合を計算すれば、一人につき年間で失う資産が古よりも20倍も多かった。(秦売塩鉄貴、故下民受其困也。既収田租、又出口賦、而官更奪塩鉄之利。率計令人一歳之中、失其資産、二十倍多於古。)」(杜佑『通典』)と解する。しかし、二十倍於古は明らかに田租口賦、塩鉄之利自体の額について言ったもので、田租・口賦・塩鉄によって失った資産と読むことは無理であろう。近代以降もこの部分の解釈は定まらず、加藤繁1942は「塩鉄の利」は塩鉄の事業に対する課税の意に解しており、内田銀蔵1927は「董仲野の塩鉄の利は、非鞅の山沢の税に当たるべし、秦時官業ありとも全国的専有ありとはい言難し。」とする。

塩鉄之利の解釈が困難なのは、田租口賦を民の負担額の増加と考えるためであろう。

「利」と言うからには民の負担額ではありえず国家の収入額である。これと民の負担額が並列されるのは不可解であるので、田租口賦、塩鉄之利ともに国家が徴収する総額について述べたものであると考えるべきだろう³¹。

さらに、「一歳屯戍、一歳力役、三十倍於古」が「田租口賦、塩鉄之利、二十倍於古」と対句表現であることを重視すれば、一歳屯戍・一歳力役も田租口賦・塩鉄之利と同じく国家による徴収額であり、一歳屯戍とは年間に徴発する屯戍の総数であり、一歳力役とは年間に国家が徴発する強制労働の人数の総数であると考えべきである。よって、ここか

³⁰ 塩鉄之利についても政策提案の部分で「塩鉄」が民に帰すべきものとして言及されているように、「塩鉄之利」を民から奪うことで民の困窮に繋がることは確かだが、古には専売でなかった塩鉄を専売にしたことを以って「古より20倍になった」と表現することはできない。この部分の「塩鉄之利」は「二十倍於古」と合わず、文意がとりにくいため、本来の上奏は『前漢紀』のように「塩鉄之利」がなかった可能性も完全には否定できない。仮に「塩鉄之利」が衍文であるならば、『漢書』の対句は「一歳屯戍、一歳力役、三十倍於古」と「田租口賦、塩鉄之利、二十倍於古」ではなく、『前漢紀』と同じく「一歳力役、三十倍於古」と「田租口賦、二十倍於古」ということになる。

³¹ 民の負担する田租口賦の額が20倍になったと考えることはできない。古の井田制は9分の1の割合である、この税率が20倍になれば、収穫の総量の2倍以上の税額となる。また、「夏后氏は五十にして貢し、殷人は七十にして助し、周人は百畝にして徹す。その実は皆什の一なり」(『孟子』滕文公上)に従っても、全収穫の2倍になってしまう。

ら民の屯戍や力役の義務日数に関する情報を得ることは全く不可能であり、これに従って、秦漢時代の労役負担の体系を復元することはできないだろう。

次に『漢書』で「已復為正」とある部分は、『前漢紀』では「征衛」となっている。『漢書』の「已復為正」は解釈が非常に困難である。「已復」は一般に「已みれば復た」あるいは「已に復されれば」と読まれている。「已みれば復た正と為る」あるいは「已に復されれば正と為る」いずれの読み方でも、更卒の役が終わってから、あるいは免除されてから「正」となるという意味になる。しかし、『漢旧儀』『漢官儀』によれば「傳」の年齢である23歳で「為正」となる。傳されてから従事する更卒が終わってから、さらに傳されて正となることになるのでは前後の辻褃が合わない。『前漢紀』の「征衛」は「正衛」と同義であると考えられる。「正」は「征」と表記されることがあることはすでに鷺尾2009の指摘がある。正衛とは山田勝芳1986、志野敏夫1984の述べるように、正として衛士の任に就くこと、つまり成人男子である正の担う衛士の任だと考えられる³²。正衛は「都郷正衛彈碑」などの碑文や文献に散見される語であり³³、『前漢紀』の「衛」は根拠のない衍字と片付けてしまうことはできないだろう。碑文には以下のような記述がある。

上は正衛に供し。下は更賤に給す。

上供正衛。下給更賤。(魯陽正衛彈碑)

【衛を以って?】正を為し、卒を以って更を為す。

□□爲正、以卒爲更。(漢酸棗令劉熊碑)

漢酸棗令劉熊碑は文字が欠けているが、これも魯陽正衛彈碑と類似する表現だとみられる。魯陽正衛彈碑を参考にすれば、欠けた文字は「以衛」であり「以衛為正、以卒為更」である可能性があるだろう。

「魯陽正衛彈碑」の「更賤」を兪偉超1988が更卒と解するのを、渡邊信一郎1993は更卒を漢代社会の男子成員が負担する地方徭役であるとする見解からを否定し、これは踐更の小吏のことであるとする。しかし、上述のように更卒は実質的には地方徭役でありながら、形式上は兵士であり、県に所属するスタッフであったと考えられる。正衛・更卒ともに官府の部曲(兵士)とする点に関しては兪氏の見解のほうが適切であろう。「更賤」とは踐更形式

³² 後漢の衛宏『漢旧儀』の記述に基づいた見解である。

民年二十三爲正、一歳而以爲衛士、一歳爲材官騎士、習射御騎馳戰陣。八月、太守都尉令長相丞尉會都試、課殿最。水處爲樓船、亦習戰射行船。『漢旧儀』

³³ 例えば『風俗通』には「大夫衣湊帶、不爲正衛」とあり、爵位が大夫以上であれば、正衛には従事しなかったことがわかる。その他にも、「里監門」(『史記』卷八十九、張耳伝)に付された『集解』の引く張晏に「監門里正衛也」とある。

で行われる労役全般を指すであろうから、踐更の小吏も含まれると考えられるが、大部分は更卒であったと考えられる。

以上のことから、『漢書』でも『前漢紀』と同じく「正」の後に「衛」字があった可能性があると考えられる。仮に「正」の後に「衛」字を補うなら「加月為更卒、已復為正衛」というように整った対句表現となる。上にあげた碑文でも正衛は更卒・更賤と対比される語であり、一般民の主要な2つの負担であったようである。対句の面でも、意味の面でも、当時の主な負担という点でも『前漢紀』に見える「衛」を補ったほうが合うといえる。

以上から『漢書』のテキストを基礎にして文脈の破綻する部分を『前漢紀』によって改めれば次のようになる。

また、(年に)数か月間更卒となり、終わればまた正衛となる。年間の屯戍と年間の力役は古と比べて30倍になっている。田租や口賦と塩鉄専売による利益は古と比べて20倍になっている。

又加月爲更卒。已復爲正衛。一歳屯戍・一歳力役三十倍於古。田租口賦・鹽鐵之利二十倍於古。（『漢書』食貨志上を一部『前漢紀』によって改めた。）

董仲舒上言の全文を読めばそれが道筋立てて制度を整理した性質の文ではなく、対句ごとに話題が次々と変わることがわかるだろう。古の制度と秦の制度を比べて、秦で如何に様々な民の負担が増えたかということ、あれもこれもと列挙することで枚挙にいとまがない印象を与えようとする意図だと考えられる。話題が散漫に変化するのとは対照的に、文章の構造自体は極めて整った対句表現で構成されたものであり、これを無視してはこの上言を正確に解釈することはできない。この文では更卒と正衛、屯戍・力役と田租口賦・塩鉄之利が対になっている。この対句を無視して、力役のみを更卒・屯戍を含む総称と考える従来の読み方は文の構造上無理がある。

一つ目の対句では更卒として県内で上番し、正衛として中央の守備に従事するという当時の民の2大負担の存在を述べ、更卒の役から解放されても正衛があるという民の負担の重さを強調した内容とみられる。次の対句ではこれと無関係に辺境守備・臨時徴発の人数は30倍になっており、田租口賦・塩鉄之利の徴収総額も20倍になっているというように増加が著しい国家の収奪を挙げたのだろう。

この董仲舒上言が労役制度の全体像が体系的に言い尽くしたものであるという考えは、根拠のない願望のようなものだろう。しかし、これまで多くの研究では労役制度の全体像が体系的に言い尽くされているという前提に立つことで、文章の構造を無視した解釈が行われてきた。詰まるところ、董仲舒上言から得られる情報は概ね2点である。一つは「更卒」と「正衛」という地方と中央での軍役が民の視点から見た成年男子の二大負担であること、これは漢碑でも共通して述べられていることであり、漢代では一般的な理解であったと言

える。もう一つは国家によって一年間に徴発される辺境守備の人員数と諸々の力役の人員数が古よりも大幅に増加していると認識されていることである³⁴。

小結

刑徒労役および一般民の臨時的な徴発と並んで労働編成のなかで重要な位置を占めていたのが、軍事や行政上の役職に任じられて各種業務に就く人々である。これらの人々は、兵士であり、あるいは行政を補助する官僚組織の末端であるので、狭義の労役とは区別されるものであるが、秦漢時代においては、兵役・吏役と労役は密接にかかわっている³⁵。

本章では徭と更を別の系統の労役とする見解をめぐる意見の相違から着手し、更卒をはじめとする更による労役について検討した。

その結果「更」による労役が「徭」には含まれないことが再確認された。この点は、第七章で検討する更卒の年間服役日数が恒常的に第五章で検討する「徭」の爵ごとの年間義務日数を大きく超過するものであることから明らかである。

「更」と「徭」を分けることに異論がある原因は、更卒の理解が一致していないことによると考え、更卒の位置づけを検討した。その結果、更卒は常勤であった県卒が負担の均一化のために交代制勤務に変化したものだと考えられる。更卒が徭の日数を大きく超える期間従事するのは、卒という軍事的役職を与えられているからであり、更卒も卒の一種であるため、更卒の踐更労役は制度上では黔首の徭ではなく職務に付随する役目である。しかし、様々な労働に転用されるため実質的には労役となっている。

更で行われるのは軍事・行政上の役職および労役身分の者の職務に付随する役目に限られる。これは職務上の義務であるので、臨時に徴発される一般民の労役である徭の日数としては算入されない。一旦「卒」となれば、成年男子の大部分に義務付けられているものであったとしても、踐更する者は吏・徒・工・匠のように県官のスタッフとして扱われ、黔首あるいは民とは扱われない。これらの卒・徒は本来の職掌にかかわらず、様々な労役に転用される状況がすでに秦の段階で起こっていた。これは漢でも受け継がれ、更卒は特に守備や戦闘の重要性が低下したことで、事実上民の基本的な労役負担と考えられる状況になっていた。

³⁴ 董仲舒上言の「又加月為更卒」の部分については、第七章で更卒の服役期間を明らかにしたのちに検討するため、ここでは論じない。

³⁵ 兵役研究については特に以前から徭役研究の中で論じられることが多かった。これは序章で述べた通り、史料の偏りおよび労役研究から発展したという研究史上の経緯によるところがあるだろう。最近の軍事史研究では宮宅潔 2011 など、徭役研究の中で軍事を論じることの弊害も指摘されている。しかし、徭役と兵役は深く関連した制度であり、完全に切り離して論じるとは難しい。労役一辺倒の視点で秦の兵役を論じることにも問題があるが、軍事と労役に二分することは秦漢の兵役の状況に沿った分析とは言えない。秦漢期の兵役は軍事・労役双方の視点から分析する必要があるだろう。

「最も狭い意味では、「徭」は一般人に義務として課せられた賦役労働を指す。」という宮宅氏の定義自体は誤りではないが、更卒は一般民ではなく「卒」という職務に就いている県官のスタッフであるため、更卒の役は「徭」には包摂されない。

これまでの秦漢時代の徭役制度研究では兵役の労役への転用が広く行われていたことが十分に認識されておらず、制度上は成年男子が除任される兵士である更卒を一般民から男女問わず臨時に徴発される「徭」と同一視したことにより多くの混乱が生じたとみられる。

本章では代表的な役目労働のである卒のうち、月交代で従事する更卒について論じた。次章では役職のない一般民の臨時的な徴発である「徭」について論じる。

第五章 秦漢時代の「徭」

はじめに

前章では役目労働について論じたが、本章では役目についていない一般民を臨時に徴発する方法について検討する。国家を形成する諸制度の中でも労働力の徴収は中核をなす制度の一つであり、この制度をなるべく正確に理解することが、秦漢帝国の存在基盤を理解するうえで極めて重要となる。

出土秦漢律令が公表される以前には、秦漢時代労役研究に用いることができるのは、伝世文献中の極めて限られた史料のみであった。しかし、このような状況下でも非常に多くの研究が行われ、多くの知見が蓄積されてきた¹。

1970年代末に睡虎地秦簡・2000年代初に張家山漢簡に含まれる出土秦漢律令が整理され、刊行されると、史料状況は一変し、秦漢労役研究に幾つかの大きな進展があった²。中でも注目されるのは、廣瀬薫雄の論考である。廣瀬氏は、従来「更徭」として一つの労役制度だと考えられてきた「更」と「徭」が異なる労役体系であると指摘している。「更」が定期的な輪番労役であり、一方の「徭」は臨時に徴発される労役である³。

これ以前の労役研究では、両者を一つの制度と考えたために史料間に矛盾が生じ、「更」

¹睡虎地秦簡が公開される以前の研究には、濱口重國 1931、同 1932、同 1934、吉田虎雄 1935、同 1942、勞榦 1948、西田太一郎 1950、同 1955、西村元佑 1953、平中荅次 1955、韓連琪 1956、米田賢次郎 1957、伊藤徳男 1959 などがある。

²睡虎地秦簡が公開された後の研究には、熊鉄基 1978、高恒 1980、錢劍夫 1982、王育銓 1982、張金光 1983、同 2004、藤田勝久 1984、羅鎮岳 1984、重近啓樹 1990 年、山田勝芳 1986、渡邊信一郎 1992、石岡浩 2004 年、臧知非 2004、鷺尾祐子 2005、同 2006、廣瀬薫雄 2005、楊振紅 2010 などがある。

³廣瀬薫雄 2006、同氏 2010-2 第七章付録「卒の踐更」。労役に二つの系統があることを指摘した研究はこれ以前にもいくつか見られる。例えば、鷺尾 2005 は「更徭」という語中の「徭」は更卒の役以外の労役を指した可能性があると指摘している。高敏 1987 は年間一か月間郡県内で行うものが更役であり、この期間を超えて行われるのが外徭であると考えた。渡邊信一郎 2001 は労役を「内徭」と「外徭」に分類し、「内徭」の項目では主に更卒の役について検討している。

について述べた史料に基づく意見と「徭」について述べた史料に基づく意見が対立することもあった。例えば、「更徭」の負担者が十五から五十六歳の男子のみと考える重近啓樹 1990 と、女子も含むと考える山田勝芳 1986 との間の女性労役の有無に関する意見の相違がこれである。「徭」と「更」の史料を区別すれば、楊振紅 2010 の指摘するように、「更」は傅された男性が対象であるのに対して、「徭」は 15 歳以上の男女が対象となることがわかる。

しかし、廣瀬薫雄 2006、2010 の指摘はまだ十分に受け入れられているとはいえず、近年でも楊振紅 2010 など一部の研究を除き、「更」と「徭」が適切に区別されずに論じられることが多い。この原因は、「更」と「徭」の別を中心に論じた廣瀬薫雄氏の論考が学会配布史料のみであり、氏の著書の中でも簡単に触れられているものの、広く知られていないことにもあろうが、より大きな原因は廣瀬・楊両氏ともに伝統的に問題となっていた董仲舒上言の解釈に重点を置き、それぞれの制度の特徴の分析にはあまり紙幅を割いていないことであろう。現に両氏への批判は董仲舒上言の解釈に関するものが中心であり、両氏の見解への反証として用いられる史料も、伝世文献の記述や後世の注釈が主である。前章でも述べたように、王彦輝 2015 は「徭」という語が文献の中で幅広い意味に使われることを根拠に、特定の制度であることを否定している⁴。出土した律令や行政文書と伝世文献は作成目的が大きく異なる。一般的に使用される場合より広い意味を持つ語であっても律令や行政文書では特定の制度を示す場合があるため、律令等を直接引用したものを例外として、伝世文献を用いて出土律令や行政文書の語を解釈することは安易に行うべきではない。

近年、岳麓書院蔵秦簡の一部および里耶秦簡の一部が出版されたことにより、「更」と「徭」についての史料はさらに大幅に増加している⁵。現段階で必要な作業は「更」と「徭」の史料を区別し、それぞれの制度の特徴を明らかにするなかで、廣瀬・楊両氏の指摘の妥当性を検証し、さらにそこから読み取れる性質の違いを明確にすることで、それぞれどのような役割を持った制度であったのかを探ることであろう。

「更」と「徭」の二系統の役割が明らかになる影響は、決して小さなものではない。例えば、秦漢期の労役制度を「更徭」という単独の制度と解した場合、制度設計が漢唐間で大幅

⁴ 王彦輝 2015 は廣瀬 2006 および楊 2010 に対して、全面的な批判を行っている。王氏は楊氏が徭の主要な内容は「伝送・委輸」であると考えたことに対して、文献史料などからこれ以外の労役があることを示して反駁し、無償で民を使役する措置はすべて「徭」と呼ぶことができると指摘する。しかし、楊氏が指摘するとおり「徭」として算入できない労役が存在すること、および「徭」に日数が定められていることは秦漢律令から明らかであり、少なくとも律文に記された狭義の「徭」は一定の制限のもと行われた制度であることは間違いない。王氏は他にも廣瀬氏の官吏の「徭」に関する理解や董仲舒上言の「一歳力役」を徭に引き当てる見解などについて再検討を促す問題提起をしている。

⁵ 岳麓書院蔵秦簡は 2007 年から 2008 年に香港の骨董市場から湖南大学岳麓書院が購入した簡牘群である。出土状況は不明であるが、内容から判断すれば副葬品として墓に納められた書籍であるとみられ、秦の律令を記した簡牘が含まれる。現在『岳麓書院蔵秦簡(壹)』から『岳麓書院蔵秦簡(伍)』までが刊行されている。里耶秦簡は 2002 年に湖南省で県廷遺跡の古井戸から出土した簡牘である。現在『里耶秦簡(壹)』から『里耶秦簡(貳)』までが刊行されている。秦の県の行政文書が大部分を占める。

に変化し、庸・雜徭・差科の制度に分化する経緯を説明するのは困難であったが、秦漢期に二系統の制度があったとすれば、その変遷を連続性のあるものとしてとらえることができる可能性がある。

「更」の代表的な労役である更卒の役については、第四章および第七章で論じる。そのため、本章では二系統の労役のうち臨時的労役である「徭」を考察の対象とし、徭の運用範囲、徭の義務日数、徭の徴発方法の三点について検討する。

第一節 徭の運用範囲

臨時に徴発される労役の中にも徭とされないものが存在することは、すでに重近啓樹1990が睡虎地秦簡「秦律十八種」の「徭律」などから指摘している⁶。すでによく知られた史料であるが、「秦律十八種・徭律」の関連条文を確認しておきたい。この部分は複数の規定が区切りなく連続して記述されているため、関連する規定のみ抜き書きし、内容ごとに番号をふる。

- ①人夫を徴発して県内の工事を行う場合、牆垣については一年間保証させる。一年以内に壊れた場合、工事を指揮した司空および「君子」の資格で工事を主管した者を有罪とし、元の工事を行った人夫が工事を行うが、これは徭の日数に含めてはならない。
- ②県が補修責任を持つ禁苑・官有馬牛の牧場で人夫を徴発して溝・壁・垣根・柵の建造および補修を行う場合、苑吏に移管し、苑吏が工事を巡視する。一年未満で壊れてしまった場合、県が再び人夫を徴発して工事を行うが、徭の日数に含めてはならない。
- ③禁苑や官有の馬牛牧場が耕作地に近く、猛獣や馬・牛が出てきて作物を食べてしまう場合、県畜夫の手配で近隣に耕作地を持つものを徴発し、貴賤の如何にかかわらず、耕作地の面積に応じて人を出させ、垣根の工事を行うが、徭としてはならない。

興徒以爲邑中之紅（功）者、令結（婢）堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅（功）及君子主堵者有罪、令其徒復垣之、勿計爲繇（徭）。●縣葆禁苑、公馬牛苑、興徒以斬（塹）垣離（籬）散及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。未卒歲或壞隄（決）、令縣復興徒爲之、而勿計爲繇（徭）。【中略】其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣畜夫材興有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得爲繇（徭）。（睡虎地秦簡「秦律十八種」徭律 115～124 から抜粋）

⁶ 重近1990はこれら更徭の枠外とされる労役を「雑役」と呼んでいる。秦漢期の更徭外の労役が「雑役」と呼ばれた例は確認できないため、研究上の述語として正役でないことを示したものと考えられるが、後世の雑役と似た性質のものであるという誤解をまねくため、適切な呼称ではないであろう。

ここにあげた規定にはいずれも「勿計為徭」、「不得為徭」というように「徭」として扱ってはならないことが明記されている。この条文からは少なくとも以下の二つの場合が「徭」とされない労役であったことが確認される。一つは①・②の人夫を徴発して県内の工事や禁苑・公馬牛苑の工事を行い、一年以内に壊れた場合の再工事である。もう一つは③の禁苑の近隣の農地が動物によって被害を受ける場合に、近隣に農地を持つ者によって行われる溝や柵の設置である。このうち、一つ目は労役で作られた建造物の強度が基準に満たなかった場合であるため、一度目の工事の責任が果たされていないものとして扱われたといえる。徭の性質を考えるうえで、より重要となるのは二つ目の例である。これが徭とされない理由については山田勝芳 1986 が「中央県の必要に応じたものではないから、民の自発的労役として処理した」のだと解している。労役によって利益を受ける当事者に直接労役を負担させたものだといえるだろう。山田氏の研究の後、さらに徭とされない労役に関する史料が出土した。それが次の二簡に含まれる漢律である。この部分には、内容の異なる複数の規定が連記されているが、「補繕邑院」から「不敬者為之」までが、一つの規定の内容と考えられる。

敢繇（徭）使。節（即）載粟、及發公大夫以下子・未傅年十五以上者。補繕邑院、除道橋、穿波池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下（「二年律令」413）

勿以為繇（徭）。市垣道橋、命市人不敬者為之。縣弩春秋射各旬五日、以當繇（徭）。戍有餘及小者、隕後年。興（「二年律令」414）

この規定は 414 簡上部が折れて判読不能であり、413 簡と 414 簡が本当に直接接続するのかを含め不確実な要素が多く、解釈が分かれている。従来の解釈では「自公大夫以下」の「以下」が「以上」の誤記であるとして、「公大夫以上の爵位を持つ者を使役してはならない」という優遇措置の規定と解釈されることもあった⁷。「以下」の文字を改めず、この条文を、このままの配列で読むと、次のように、冒頭に列挙された労役を徭で行うことを禁じた規定と解することができる。

邑の垣根を補修したり、あぜ道・橋を補修したり、波池（陂池？）を掘削したり、ぬかるみや苑をならしたりする労役は、爵位が不更以下の者……徭としてはならない。（「二年律令」413～414 簡から抜粋）

ここに列挙された労役が徭とされない理由については、論者によってやや意見が異なる。

⁷ 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 2006 などがこのように解釈している。近年でも王彦輝 2015 などが整理小組の解釈を支持している。富谷至 2006 や専修大学『二年律令』研究会 2007 年などでは 414 簡の上部が欠けており、「自公大夫以下」と「勿以為徭」が直接つながらないことからこの見解は採用していない。

楊 2010 は徭が「国家の承認した正式の労役であり、中央によって興発されるもの・中央の承認を得た県邑の工程・中央が地方に置いた直属部門と産業によって徴発される労役」であるとする立場から「里・邑等の集落共同体内部の労役であるため、国家の正式な労役として認められなかった」のだとする。一方、小嶋茂稔 2014 は秦漢期の徭役に共同労働の名残があるとする見地から、「在地の共同利害とは直接的に関係しない内容の労働」であるため、制度内の労働と見なされなかったのだと指摘する⁸。

楊・小嶋両氏の理解の違いは①国家の労役、②在地共同体の労役、③一部の民の利となる労役の三段階のうち、どの段階の労役を徭で行う範疇だと考えるか、および 413 簡冒頭に列挙された労役を三段階のどこに分類するかによる。楊氏は国家の労役を徭の範疇と考え、在地共同体の労役および一部の民の利となる労役をここから除外している。小嶋氏は基本的には在地共同体の労役のみを徭の範疇と考え、この範囲を超える労役および在地共同体全体の利害と関係しない一部の民の利益となる労役は極力徭によって行うことが避けられたとみる。「二年律令」413 簡冒頭に列挙された労役については、楊氏はこれを在地共同体の労役と考え、小嶋氏は在地の共同利害とは直接的に関係しない労役と考える。

楊氏は「補繕邑院、除道橋」などの「邑中事」が「徭」の範疇に含まれない」という理解から、里・邑等の集落共同体内部の労役が徭とされないと結論付けたが、これについては、すでに王彦輝 2015 によって問題点が指摘されている。王氏は次の律文によって院老が半分服する徭の内容が「邑中事」であり、明らかに徭の範疇に入っていると指摘する。

院老の年齢に達した者は、それぞれその爵ごとに定められた徭の日数の半分のみ徴発し、「邑中事」のみに従事させる。

院老各半其爵繇（徭）員（？）、入獨給邑中事。（「二年律令」407 簡から抜粋）

王氏の指摘する通り、「邑中事」のみに従事して半減された徭を消化できるからには、「邑中事」は徭によって行われるものでなければならない。また、後述する岳麓書院藏秦簡「秦律令壺」第二組 148～150 簡には楊氏が徭の最も代表的な労役だと考える「伝送・委輸」が「邑中事」とともに併記されており、いずれも緊急であれば徭によって行われることが規定されている。

⁸ 小嶋茂稔 2014、渡邊信一郎 1992 等を参照。渡邊氏は更卒の力役は農民・手工業者たちの個別的経営の外部にあるものであり、個別的経営の次元から見れば余剰労働収奪であることを認めつつ、社会的再生産との次元では彼らが社会的に再生産されるために必要な一般的な生活諸条件の整備や自然もしくは外部からの脅威に対する社会的防御を構築するものであり、社会の再生産のために必要な共同労働であったと指摘する。小嶋茂稔 2014 は「社会の再生産のために必要な共同労働」という渡邊氏の更卒の役に対する評価を労役制度全体に押し広げて検討し、これが在地における共同体的諸慣行を継承し、法制化された可能性が高いとする。さらに、県全体の再生産に資する労働を「在地の共同利害にかかわる労働」と位置づけ、一方的な国家からの要請および一部の該当者のみの利害に応じた労役はここから除外する。

王氏の見解で問題となるのは前掲の「二年律令」413～414 簡の条文において、「邑中事」の一種であると考えられる、補繕邑院・除道橋・穿波池・治溝渠・塹奴苑を徭で行うことが禁じられていたと解釈できる点である。楊・小嶋両氏の論はこの条文に基づくものである。

しかしながら、近年刊行された岳麓書院藏秦簡に、「二年律令」413～414 と類似する秦律が含まれており、従来の解釈を大幅に改めなければならない可能性がでてきた。岳麓秦簡の律文は次の三簡からなる。『岳麓書院藏秦簡（肆）』から整理小組の釈文を引用する。

●繇(徭)律曰、補繕邑院、除田道橋、穿汲(波(陂))池、漸(塹)奴苑、皆縣黔首利毆(也)、自不更以下及都官及諸除有爲(岳麓秦簡、肆-151(1255)簡)

毆(也)、及八更、其院老而皆不直(值)更者、皆爲之、冗宦及冗官者、勿與。除郵道、橋、駝(馳)道、行外者、令從戸(岳麓秦簡、肆-152(1371)簡)

□□徒爲之、勿以爲繇(徭)(岳麓秦簡、肆-153(1381)簡)

岳麓秦簡の秦律の冒頭の労役を列挙した部分および末尾の「勿以爲繇」は張家山漢簡の漢初の律にほぼ同じ文が確認できる。「自不更以下」についても、「自公大夫以下」という対応する部分が確認できる。漢律で爵位の基準が引き上げられ不更から公大夫に変更されているのは、楚漢戦争以後に比較的高位の爵が大量に賜与され、秦から漢初の間不更以上の爵を保持しているものが急激に増加したためである。条文の大部分が一致することから二つの条文は、部分的な改変を経て、秦から漢に継承された、同一の規定だと考えて差し支えないだろう。

この岳麓秦簡の律文で、まず問題となるのが、これらの3簡を本当にこの順番に配列してよいかどうかである。なぜならば152(1371)簡のみを別条文と考えて、151(1255)と153(1381)を直接接続させれば「二年律令」413～414簡と同じ内容として解釈できるが、間に152(1371)簡が入ることで条文全体の意味が大きく意味が変化してしまうためである。

151～153簡の背面にはいずれも劃線および編綴痕が確認され、152簡および151簡には鏡文字の背面転写も確認できるため、ここから配列を検証することができる。編綴痕を合わせて整理小組案の順に並べると背面の劃線はズレ無く連続することがわかる。また、152簡背面には鏡文字で「亡日……官」などの文字が確認できるが、この文字列の長い右払い(鏡文字のため左向きに伸びる)およびこの次の行だとみられる墨痕は152簡および151簡にまたがって連続している(図)。この他にも三簡で同じ高さに汚れが連続している部分がみられる。以上のことから、この整理小組の配列が正確であることにほとんど疑いの余地はないといえる。



図1：左から 151 簡、152 簡、153 簡の背面

次に、積文の検討を行いたい。整理小組の積文は前掲のとおりであるが、153 (1381) 簡の冒頭二文字を未積字としている。この部分は赤外線写真では簡が裂けてしまって読めないが、これに先立って撮影されたカラー写真では読むことができる。これを見ると、二文字ではなく、一文字しか記されておらず、「官」字である。「官徒」は岳麓秦簡などに用例がある語である。里耶秦簡に「問之、啓陵郷吏・黔首・官徒莫智。敢言之。」(八一七六九(正))とあることからわかるように、隸臣妾および城旦舂を中心とした官の労働要員の総称である。

続いて、いくつかの語について確認する。「除有為」について、整理小組はこの「除」に注釈を入れ、徭役免除の意味であるとするが、従い難い。「除有為」は秦律に用例がある。

司寇は僕・養・守官府および除有為としてはならない。上級機関の命令で任命する場合は必ず再度請求する文書を送れ。

司寇勿以爲僕、養、守官府及除有爲毆(也)。有上令除之、必復請之。

(睡虎地秦簡「秦律十八種・司空律」150 簡および岳麓書院藏秦簡「秦律令壺」第二類 271(残 5+1434)簡に同文)

ここには僕、養、守官府などと共に、司寇を任じてはならないものとして挙げられている。僕、養、守官府はいずれも、吏ではないが官府や官吏のもとで下働きに従事している者である。「除有為」もこれらと同様に何らかの役目に任じられている者と考えられる。

「八更」について整理小組は「二年律令」史律の「佐為吏盈廿歳、年五十六、皆為八更」を引き、八度踐更するものと解し、おそらく踐更を八度免除できるものを指すとするが、従い難い。この「八更」はすでに廣瀬薫雄 2005 が詳しく論じているように、輪番形式で八か月のうち一か月就労することである。廣瀬薫雄氏は吏の仕事に八か月のうち一か月就労することと考えるが、「三更」(三か月ごとに一か月間上番)が基準である更卒の役を、八か月に一か月のみ上番する優遇を受ける諸身分を指すとも考えられる。この秦律令(壺)151～153 簡の条文からは「八更」の待遇にある者は皖老の年齢に達すると更卒の役が全免されたことがわかる。

整理小組は「冗宦」について「冗は散、宦は宦皇帝」と解し、「冗官」について「散吏」と解するが、従い難い。輪番である「更」に対して、「冗」は常勤を指す語である。このことについては、石岡浩 2011 が指摘している。「冗宦」、「冗官」は常勤の宦皇帝者および常勤の官吏を指すと考えられる。「従戸」は里耶秦簡の戸主の爵位と戸数の統計を記した簡に例がみられる。

☐夫四戸、上造十二戸、公士二戸、従廿六戸☐ (里耶秦簡 8-1791)

☐十三戸、上造寡一戸、公士四戸、従百四戸。元年入不更一戸、上造六☐

(里耶秦簡 9-2335)

爵位が高い順に並べられ、第一級の公士の下に従の戸が記されていることから、少なくとも公士より低い身分の者であったことがわかる。これ以上の史料がないため、詳しいことはわからないが、無爵者あるいは従人の戸を指したと思われる。

以上から岳麓秦簡「秦律令」151～153 簡は次のような規定と解することができる。

徭律には「邑の垣根を補修したり、あぜ道・橋を補修したり、汲池（陂池？）を掘削したり、ぬかるみや苑をならすのはすべて県の民の利益になることであるから、爵位が不更以下の者、および都官、および諸々の役目についているもの、および八更で皖老の年齢に達して、すべて更の役に就かない者もみなこれを行う。冗宦と冗官の者は徴発してはならない。郵道・橋・馳道の整備で県外に出る場合は従戸・官徒に行わせる。徭としてはならない。」とある。

●繇（徭）律曰、補繕邑院・除田道橋・穿汲池・漸（塹）奴苑、皆縣黔首利毆（也）、自不更以下及都官及諸除有爲毆（也）、及八更其皖老而皆不直更者、皆爲之。冗宦及冗官者、勿與。除郵道・橋・駝（馳）道行外者、令従戸・官徒爲之、勿以爲繇（徭）。（岳麓秦簡「秦律令（壹）」第二組 151～153）

徭としてはならないと規定されるのは県外に出る郵道・橋・馳道の整備であり、補繕邑院・除田道橋・穿汲池・漸（塹）奴苑には、高爵者と常勤の官吏を除く幅広い人々が徴発され、徭とすることを禁じる文言はみられない。また、これらの労役は「皆県黔首利毆」とあることから、少なくとも律令の制定者にはこれが県民の利益となるものだと考えられていたといえる。

「二年律令」413～414 簡の配列については、正否を検討する材料が乏しいが⁹、従来の配列の通り読もうとすれば、秦律と大きく矛盾する内容になってしまう。秦律を参考にすれば

⁹ 張家山漢簡は背面の写真が公開されていない。張家山漢簡の背面には多くの転写文字が残っているため、将来的に背面の文字から配列を全面的に改善する作業が必要だと思われる。

414 簡冒頭の欠損部分にはおそらく「為之」などの文言が書かれていたものと推測されるが、仮にこれを補っても、秦律で徭から除外されない在地の労役が徭から除外されることになる。「二年律令」413～414 簡が「秦律令（壺）」第二組 151～153 の秦律から継受されたものであるとすれば、まったく異なる内容に改変された可能性よりも、413 簡と 414 簡との間にあった 1 簡が失われてしまった可能性のほうが高いだろう。また、従来の配列では郵道・馳道に関してはまったく記述を欠くことになってしまうが、秦律では記述のなかった市の垣・道・橋の整備に関する規定が「二年律令」では文末に追加され、この部分に関してはより穴のない規定になっていながら、郵道・馳道に関する規定がないのはやや不自然であろう。よって、「秦律令（壺）」第二組 151～153 簡の記述に全面的に従うべきであり、秦漢期には補繕邑院・除田道橋・穿汲池・漸（塹）奴苑など集落共同体内部の労役は県民の利となる労役と考えられており、このような在地の利害に係る労役も徭の範疇であったと考えられる。

徭で行うことを禁じられていた労役として、新たに県外に出る郵道・橋・馳道の整備があったことが明らかになった。これは「秦律十八種」からすでに知られていた、建造物の強度が基準に満たなかった場合や一部の民のみ利益を得る場合とは性質が異なる。徭の範疇は従来考えられていたよりも、複雑に定められていたとみられる。

徭で行うことを禁じられていた労役のほかに、できるだけ徭で行うことを避けるように規定された労役もある。徭を運用する原則を探るために、これについても確認しておきたい。このような労役は、里耶秦簡の秦の行政文書に引用された令文の中にみられる。小嶋茂稔 2014 は、この令文およびこの後に記されている洞庭郡の指示を根拠に、秦では郡や県の管轄区域を超えた労役に、一般農民を動員することが極力回避されたことを指摘している。以下に文書中に引用された令の部分のみ示す。

令には「伝送・委輸を行う際には、必ず先に城旦舂・隸臣妾・居貨贖債をすべて従事させる。緊急の用件で、先延ばしできない場合には徭で行う」とある。

令曰、傳送・委輸、必先悉行城旦舂・隸臣妾・居貨贖債、急事不可留、乃興繇。（里耶秦簡 J1⑩5）

しかし、小嶋氏の論考が発表された後に『岳麓書院藏秦簡（肆）』が刊行されると、これと類似する秦律の条文が公開され、徭が極力回避されたのは、郡や県の管轄区域を超えた労役だけではないことが判明した¹⁰。

¹⁰ 吳雪飛 2016 は里耶秦簡 J1⑩5 に引用された令が岳麓秦簡「秦律令壺」の律文よりも具体的であり、「秦律令壺」の律文は里耶秦簡所引の令よりも包括的であることから、令から律が作成されたという見解を否定し、令は律の細分化と補充の役割があるという見解に賛同している。しかし、「秦律令壺」の律文および里耶秦簡所引の令文はいずれも令の原文を編集したものである

徭律には「(中略) 邑中事(在地の労役)や中央・他郡県への輸送は、まず県官に所属する車・牛および人夫をすべて従事させる。緊急の用件で先延ばしできない場合は、律に従って徭を興す。先に県の車・牛・人夫をすべて従事させずに民や民の車・牛を徴発した場合は、徭役徴発で「均」とするのに十分に労働力がありながら「均」にしなかった罪で処罰する。」とある。

繇(徭)律曰 (中略) 給邑中事・傳送・委輸、先悉縣官車牛及徒給之、其急不可留、乃興繇(徭)如律。不先悉縣官車牛徒、而興黔首及其車牛、以發繇(徭)力足以均而弗均論之。(岳麓書院藏秦簡「秦律令壺」第二組 148~150)

里耶秦簡 J1⑩5 とほぼ同じ内容である岳麓秦簡「秦律令壺」148~150 簡には、伝送・委輸だけでなく、「邑中事」が併記されており、同じく極力徭によらず県官に所属する車・牛および人夫で行うべきとされていたことがわかる。里耶秦簡 J1⑩5 は兵器の輸送に関する文書であるため、令文の引用の際に直接関係のない「邑中事」が省略された可能性がある。このことから、郡や県の管轄区域を超えた労役を極力徴発しないという理解は不十分であり、県の管轄区域内部の在地の共同利益となる労役である「邑中事」にも極力徭によらず行うべきことが規定されていたことが明らかになった。

出土した秦漢律令には徭の制限に関する規定は多く見られるものの、積極的に徭を興して行うべき労役については規定がほとんどない。そのため、徭によって行われた労役の全貌を把握することは困難である。文献史料からは、「發繇治阿房宮」(『史記』李斯伝)のように、中央の大規模な労役が徭によって行われていたことが確認できる。県が中央の施設を補修する場合でも「秦律十八種」の「徭律」には「県が管理している禁苑の傅山・遠山で、その土が悪く雨に耐えられず、夏に崩壊した場合、少しずつ補修するのではなく、秋の雨のない時期になってから徭によって補修を行う。(縣所葆禁苑之傅山・遠山、其土惡不能雨、夏有壞者、勿稍補繕、至秋毋(無)雨時而以繇(徭)爲之。)」(睡虎地秦簡「秦律十八種」120 簡)という規定があり、徭によって行われることがわかる。だが、国家の施設の整備に徭が用いられるかといえば、必ずしもそうとは言えず、県外に出る馳道・郵道・橋の整備は前述のように徭によって行うことが禁じられていた。

これまで徭の徴発が認められる範疇は主に、中央および広域の労役・在地の共同利益と

可能性があり、これによって令から律が作成されたという見解を否定することはできない。以下に示すように「秦律令壺」には 148~150 簡以外にも里耶秦簡 J1⑩5 と同じく委輸・伝送のみについて興徭前に徴発すべき対象を具体的に指示している条文が存在するため、一概に律が包括的で令が具体的だとは言えない。「●繇(徭)律曰、委輸・傳送、重車負日行六十里、空車八十里、徒行百里。共有□□□……□而□傳於計、令徒善攻間車。食牛、牛犂(齒)、將牛者不得券繇(徭)。盡興隸臣妾、司寇、居貲贖責(債)、縣官……傳輸之、其急事、不可留毆(也)。乃爲興繇(徭)。」(岳麓書院藏秦簡「秦律令壺」第二組 248~250 簡)

なる労役・一部の民の利益となる労役といった受益者の段階によって説明が試みられてきたが、単純にこれらによって説明できるものではないようである。

徭の徴発には大きく分けて二つの原則があるようである。まず、邑中事・伝送・委輸に極力県民の徴発を避け城旦舂・隸臣妾・居貲贖責など官徒を先に充てるべき規定があることから、県の主管する労役は、できる限り常駐する労働力の範囲内で行い、常駐する労働力でまかないきれない臨時の労働力の需要が存在する場合のみ徭を用いるという原則が読み取れる。このことは県での需要に限らない。中央の労働編成についても、渡邊信一郎 2010 が的確に分析しているように、中央の需要は官奴婢と中都官徒を中核とした労働編成をつうじて充足されたが、これら通常の労働編成でこなしえない労働需要が生じたときに徭が編成された。

秦漢帝国では輪番労役（更卒）・身分労役（隸臣妾・城旦舂など）・懲罰労役（罰作など）・債務労役（居貲贖責など）および民の臨時徴発（徭）などによって労働力が調達されていたが、このうち民を臨時に徴発する「徭」は廣瀬薫雄 2006 が「万能な労役」と表現したように、非常に融通のきく労役であり、徴発可能な人数も多かった。ただし、徭はこれ以外の労働力を動員して、さらに不足する場合にのみ徴発されるものであり、優先順位は諸労役の中で最も低く定められていたといえよう。

次に、「補繕邑院」以下に列挙された労役に、幅広い人々が徴発される根拠として、県民の利益であるからと記されていることを考慮すれば、もう一方の郵道・橋・馳道の整備に、徭ではなく特定の人々に従事させるのは、これが県民の利益でないと言われていたためであろう。禁苑や官有の馬牛牧場の垣根の工事を近隣の者に行わせるのも、これと同じく、受益者が県民でない場合は徭で行わないという原則によって説明できる。しかし、中央の労役や県を越える輸送が徭で行われること、禁苑の傅山・遠山の補修が徭によって行われることは、この原則と矛盾してしまう。

伝送・委輸や禁苑の傅山・遠山の補修に徭の徴発が認められている理由は、一定の時期にのみ極めて多くの人員が必要になる労役であり、恒常的な県の人員のみで行うことが現実的に不可能であったためだと推測される。一方、郵道・橋・馳道の整備は一年を通して常に必要な労役であるため、恒常的な人員を割り当てることが求められたのだろう。これらのことは第一の原則と一致する。

つまり、特定の個人が受益者となる労役が無条件に徭から除外されるのを除けば、二つの原則のうち、より重要なのは常駐する労働力でまかないきれない臨時の労働力の需要が存在することであり、主管者が中央であるか県であるかを問わず、この条件に合えば徭が興された。また、経常的労働には基本的に徭を用いることは許可されないが、例外的に受益者が県民である場合のみ、常駐する労働力でまかないきれない経常的な労働に徭が用いられる場合があった。

「更」との違いを簡単にまとめると、第七章で述べるように「更」では踐更先の部署の需要に応じて経常・臨時の労役に運用される。これに対して「徭」は、季節労働や大規模工事

など、ある期間のみ臨時に大量の労働力が必要な労役において、常駐する労働力を動員しても、なお労働力が不足するという条件のもと行われた。通常は経常的な労役に徭を用いることが禁じられているが、例外的に県の民が受益者となる「邑中事」は経常的労役であっても「徭」で行われる場合があった。

第二節 徭の義務日数

服役義務日数は、秦漢徭役研究の画期となった濱口重國の研究以来、秦漢労役の主要な問題の一つとして、非常に盛んに議論されてきた。ただし、秦漢律令の出土以前は輪番制の労役と臨時に徴発される労役の区別が十分に明らかにされていなかったため、この二種の労役期間が混在した議論であり、なおかつ伝世文献には主に輪番労役である更卒の役の記録が残されていたため、これが中心に議論された。

秦律の出土によって臨時の徴発が輪番の労役と区別されることが明らかになると、臨時的な労役に定められた期間があったのかどうかについては、重近啓樹と山田勝芳の間で見解の違いがあった。まず、重近啓樹 1986 は「更徭¹¹」以外の中央的徭役などはすべて臨時的なものであり、年間の義務日数は定まっていないと指摘した。山田 1986 はこれに対して、内史地域での中央的徭役も随時各県から徴発され「更徭」の義務日数に含められたものと考えべきだとした。重近・山田両氏の議論は「更」と「徭」を「更徭」として同一視したことで、わかりにくくなっているが、両氏のいう「更徭」が「更」にあたり、「中央的徭役」や「臨時的労役」がほぼ「徭」にあたると考えてよい。臨時労役の義務日数の有無の問題はすでに「更」と「徭」が別の労役体系であることが明らかにされたことで解決されたものと思われる。楊振紅 2010 の指摘するように、春秋射の規定に一定の日数の「徭」に当てる規定のあることなどから、臨時に徴発される「徭」にも固定的な義務日数が存在したことは明らかである。よって、重近啓樹 1986、山田 1986 いずれの説も一部で正しかったといえる。つまり、重近氏の指摘する通り、臨時的労役は「更」の日数には含まれないが、山田氏の指摘するように臨時的労役にも義務日数が定められていた。ただし、この義務日数は更卒の役とは別枠で定められた徭固有の日数である¹²。徭の固有の義務日数が何日であるかについて、楊振紅 2010 は次の漢律から推測している。

県弩の春秋射には各々15日を徭に当てる。戍に過不足が発生した場合、これを後年に繰り越す。¹³

¹¹「更徭」は「更」と「徭」二種の制度を併記したものであるが、重近 1990 は一年一ヶ月の踐更の役を指して「更徭」としている。

¹²輪番労役である更卒の役の義務日数は銭納が一般化し、年に一か月となるまで、三更(3か月ごとに1か月間服役)を上限に、県ごとに必要な人数と更卒の数によって輪番頻度が決められていた。

¹³徭律の中に突如として戍のみに関する短い規定が挿入されるとのはやや不自然であり、また

縣弩春秋射各旬五日以當繇（徭）L。戎有餘及小者、隕後年。（「二年律令」414 簡から抜粋）

楊氏は春秋射の参加によって徭に充当される春 15 日と秋 15 日を足すと 30 日になることから、県弩の年間訓練日数は 30 日であり、年間の徭の日数も 30 日だったのではないかと考える。確かに、春秋射による免除日数が義務日数に合わせられていた可能性はあるのだが、この条文からは春秋射によって年間の義務日数を全免したのか、一部免除したのかははっきりとしない。また、秋射は訓練だけでなく試験でもあり、試験では的中した矢の本数によって労が免除・加算される¹⁴。秋射の試験でも賜与される労は 15 日が単位となっており、15 日が軽い褒賞としてよく使われる日数だった可能性も否定できない。よって、この史料から、ただちに年間の義務日数を 30 日とすることは躊躇される。徭の義務日数に関する史料は極めて乏しく、「二年律令」414 簡のように、わずかな傍証となる史料があるのみある。このことが徭の義務日数の検討を極めて困難なものとしている。

このような史料の欠乏のなかで、里耶秦簡中に注目に値する史料がある。漢律には「一年ごとに徭に徴発可能な人数および徭に徴発した人数を二千石官に報告する。（歳上繇（徭）員及行繇（徭）数二千石官）」（「二年律令」416 簡）という、年間の「徭員」・「行徭数」を二千石官に報告する規定がある。この「徭員」・「行徭数」の報告とかかわるとみられる簡が里耶秦簡に残っていることを王彦輝 2015 が指摘している。

残念ながら零細な断片であり一部文字も消えているが、これが徭の義務日数の手がかりとなるだろう。この簡は欠損がかなり大きく、類例がほとんど無い。そのため、欠損した部分に決定的に重要な要素が記載されていれば、まったく見当はずれな分析となる恐れがある。しかし、秦における徭の義務日数を検討し得る史料として、極めて貴重であるため、現時点で可能な限り分析しておきたい。なお、里耶秦簡は全五巻の刊行が予定されているうち、現時点で二巻しか刊行されていない。今後刊行される簡の中に、完形あるいは欠損の少ない類例が含まれることを期待したい。次に『校釈(一)』による釈文を引用する。

徭と戎とはしばしば併称されるものであるため、「県弩春秋射各旬五日以当繇（徭）戎。有余及小者、隕後年。」と句読し、「県弩の春秋射にはそれぞれ 15 日を徭・戎に充当する。過不足が発生した場合は、これを後年に繰り越す。」という意味になる可能性もある。ただし、徭と戎の間には主に文の区切りを示す L 字型の記号が挿入されていることを重視し、仮にこの部分で区切って読む。この L 字型がもう一つの用法である並列列挙の区切りとして記されたものであれば上のように読むことも可能である。岳麓秦簡「秦律令壺」徭律 254～255 には「繇（徭）多員少員、隕（隕）計後年繇（徭）戎數。」とあり、徭・戎ともに過不足分は次年度に繰り越されることがわかる。

¹⁴ 秋射については呉昌廉 1985、薛英群 1988、劉麗琴 2006 などの論考がある。矢を 12 本放ち、6 本的中を基準値として、これよりの中した数が多ければ 15 日の労が賜与され、少なければ 15 日の労が奪われた。

……之入口 五萬

千三百八十三日、繇(徭)二日、員三萬

凡五萬六千六百八十四日 (里耶秦簡 8-1615)

まず、釈読について確認しておきたい。8-1615の二行目は『校釈(一)』では「千三百八十三日、繇二日、員三萬」となっているが、「八十三日」と釈読された部分に関しては問題がある。図版を確認すると「八十三」の下にはもう一文字が確認できる。左上の墨跡が比較的是っきりと残っており、右下に向かってうっすらと線が残っており、「人」である可能性が高い。次の「日」と釈読された文字の字形は図2であり、右側が消えてしまっているものの、同簡中に二例みられる「日」字(図3)と比較して、明らかに縦の筆画が長く、横画より上に伸びている。ほかの簡の「月」字(図4、図5)と比較すれば、これが「日」ではなく「月」であることがわかる¹⁵。



図2

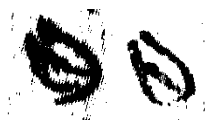


図3 (「日」8-1515)

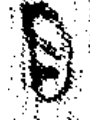


図4 (「月」8-2085)



図5 (「月」8-1631+1143)

また、二行目の三文字目には比較的是っきりと「男」字が読み取れる。その次の一字は「見」字に似るが、はっきりとしない。

以上から里耶秦簡8-1615簡は次のように釈読を改めることができる。

……之入口、五萬

男見?千三百八十三人、月繇(徭)二日、員三萬

凡五萬六千六百八十四日 (里耶秦簡 8-1615)

この簡は徭に関係する人数と日数を記したものであると考えられる。「千」の前の釈読困難な一字は少なくとも数字ではないようであるため、人数は1383人としてよいだろう。遷陵県の戸数は全体で160戸程度である¹⁶。そのため1383人という男性の人数は多すぎるようにも思われる。しかし、張春龍2009の引用する里耶秦簡J1⑩950簡に「新黔首、戸百六、男千卅六人、小男子」とあることからみれば、男1383人はあり得ない数ではない。員の三万某は1383人と22~27倍の数字である。ここで「月徭二日」という記

¹⁵ 引用した図版はすべて出版されたものをスキャンし、コントラストを強める処理を施している。

¹⁶ 里耶秦簡8-2004簡によれば遷陵県の戸数は28年に191戸、29年に166戸、30年に155戸、31年に159戸、32年に161戸、33年に163戸であった。

載が手がかりとなる。月に二日ということは年間では24日になる。1383人の徭役従事者一人に対して月二日、すなわち年間24日間(閏年であれば26日間)徴発可能であり、年間に徴発可能な総数は33192日になる。この人数は男とあるように全体の数ではなく内訳の数であり、男女を含めた員の総数はおそらく末尾の56684日であろう。

里耶秦簡には類似の内容を記した断片がもう一枚みられる。

□□百六十一人●凡千七百八十九人●員凡四萬□ (里耶秦簡 8-1135)

「月徭二日」の記載はここには見られないが、それ以外の部分は8-1615簡と類似しており、徭に関する人数と日数を記した簡である可能性がある。ここでもやはり人数と員の倍率は22~27の間になっており、8-1615と同じ倍率である。ここでも、一人当たりの徴発日数は「月徭二日」であった可能性が高い。以上の検討から、秦末の遷陵県では月間2日、すなわち年間24日が一般的な徭の義務日数だったのではないかと考えられる。

ただし、この日数が普遍的にすべての人々に割り当てられたとはいえない。「二年律令」407簡には「皖老各半其爵繇(徭)員(?)」という記述がある。「員」の釈読が不確かであるため、釈読の如何によっては全く別の意味になる可能性もあるが、仮に「員」が正しいとすれば、楊振紅2010も指摘するように「爵徭員」とは爵ごとに決められた徭役日数のことだと考えられる。漢では爵位によって徭の義務日数が異なっていた可能性が高い。また、秦漢期を通じて、県で経常的労役に従事する者の数も大きく変動したと考えられるため、徭の義務日数にも変化があった可能性がある。現段階で知られている史料では、時期的変化や爵ごとの違いを含めた、義務日数の全体像を明らかにすることは不可能であり、新たな史料の発見によって解明されることを期待したい。

この義務日数は必ず年度内に過不足なく消費されたわけではない。戍については前掲の「県弩春秋射各旬五日以当繇(徭)L。戍有余及小者、隕後年。」(「二年律令」414簡)という規定によって義務を超えて従事した日数と不足した日数が後年に持ち越されることが知られる。徭も当年に消費されなかった日数および当年に義務日数を超えて従事した日数が次年に繰り越されることが以下の史料からも確認できる。

義務日数よりも余分に行われた徭の日数と義務日数に満たなかった徭の日数は、次年度の徭・戍に繰り越して算入する。

繇(徭)多員少員、積(隕)計後年繇(徭)戍數。(岳麓秦簡「秦律令壺」第二組254~255簡から抜粋)

年内でも何らかの原因で従事すべき日数を消化できなかった場合、残りの日数を次回の際に振り替えて徴発されることが次の戍律の規定からわかる。

●成律には「【中略】徭が行われており、父母・祖父母・妻・子が死亡した場合、帰宅させ葬らせる。埋葬が終われば、振り替えて徭を均斉にする。」とある。

●成律曰【中略】繇（徭）發、親父母、泰父母、妻、子死、遣歸葬。已葬、輒聶（攝）以平其繇（徭）。

（岳麓秦簡「秦律令(壹)」第2組184～185）

「聶」という行政上の処理がどのようなものであったのかについては、解釈が分かれている。「聶」の用例は他にも張家山漢簡「二年律令」407簡の「●当繇（徭）戍而病盈卒歲及戣（繫）、勿聶（撰）」という規定に見られる。張家山漢簡整理小組はこの「聶」を「撰」と読み「拘捕」と解釈する。富谷2006は「拘捕」とする根拠は不十分だとして、「十二歳而聶広。」〔安井息軒纂詁、聶、読為撰、整飭。〕（『管子』侈靡）と「再醢撰酒」〔鄭玄註、撰猶整也。〕を引き、徭役を先送りしてやったり、銭を折納させたりする代替措置で調整することだと考える。陳松長2014-2は張家山漢簡整理小組の意見を採用し、この簡についても「拘捕」と解釈し、聶字の前に「勿」字が抜けているとする。朱紅林2014はこれに対して「勿」字が入る可能性は低いとして「聶」は「徵召服役」の意味だとする。

「勿」字が入る可能性は低いのは朱紅林の指摘する通りであるが、「聶」という語は、現在確認できる秦漢律において、本来従事するはずだった徭に何らかの理由で従事できなかった場合にのみ確認され、一般の徵發は「發」、「興」で表現される。そのため、「聶」は一般的な徵發よりも限定された意味であると考えられるべきである。この他に陳偉2014は「聶」を「躡」だと考え「追補」の意味だと解釈する。岳麓秦簡整理小組も積文において「聶」を「躡」と読み替えていることから、同様の見解であるとみられる。「躡」には「追」の意味があるといっても、その用例は三国時代など比較的新しい時代のものばかりである。しかも、いずれも原義の蹠や踏に近い、実際に後についてゆく意味で用いられている¹⁷。古い用例では「張良、陳平躡漢王足」（『史記』卷92淮陰侯列伝）などのように「蹠」や「踏」の意味で用いられることが多い。そのため、秦から漢初期に跟随、追跡よりもさらに発展した追補の意味で用いられるとは考えにくい。この岳麓秦簡の「聶」も富谷2006のように「撰」と読んで調整の意味に解釈すべきだろう。つまり、規定日数より少なくなってしまうたり、多くなってしまうたりした日数を調整するという意味であり、具体的には次回の徭に先送りし、振り替えて徵發することを指す。

「平其徭」とある「平」に関して、陳松長2014は「寛恕」、「免除」の意味だとする。しかし、これは「聶」字の前に「勿」字が抜けているという前提のもと成り立つ解釈であり、問題がある。朱紅林2014と陳偉2014は「平」に「成」の含義があること根拠に、朱氏は

¹⁷ 例えば「躡踵側肩、拑裳連襪。」（『文選』潘岳藉田賦）や「欣等追躡於疆川口、大戰、維敗走。」（『三国志』卷28、鄧艾伝）など。

「補償」と理解し、陳氏は「完成」と理解する。また、陳松長 2014 は『漢書』溝洫志に「平繇」という用例のある事を紹介するが、簡文の「平徭」の含義はこれと異なるとする。陳氏の紹介する『漢書』溝洫志にみえる「平徭」は顔師古注に「平繇者、均齊渠堰之力役、謂俱得水利也。」とあるように力役を均齊にする意味で用いられる。陳氏はこれが律文の「平徭」と異なる意味であるとするが、律文の「平徭」もこれと同じく徭を均齊にするという意味で解釈できるだろう。つまり、ここでは帰葬によって不足した徭役日数を振り替えによって調整し、均齊にするという意味と解釈できる。

以上から、この条文では徭に徴発されている時に祖父母・父母・妻子が死亡した場合には帰宅し埋葬することが許されるが、埋葬が終われば休んだ分の日数を後に振り替えて服することを定めたものだといえる。

このような徭の振り替えである「聶」は他県に転居した場合にも引き継がれる。また、年をまたいでも、新たに作られた券に記入されて引き継がれることが以下の史料からわかる。

徭律には「【中略】居住地が変わった者については、その者の徭に従事した日数の史料を転居先に移管する。年度が終われば新しく券を作り、その振り替えるべき日数と義務期間を超えて従事した日数を引用し、いずれも新しい券に記して振り替えを行う。」とある。

繇(徭)律曰、【中略】其移徙者、輒移其行繇(徭)數徙所、盡歲而更爲券、各取其當聶(攝)及有贏者日數、皆署新券以聶(攝)。

(岳麓秦簡「秦律令壺」第2組 244~247)

中央や他郡に移動して行われることのある徭は移動日数がかかるため短期で人員を交代させるのは効率が悪い。このように義務日数を「聶」によって振り替える仕組みにより、年間の徭の義務日数を超える徴発も可能となり、移動を減らすことができたと推測される。また、臨時の労役が少なかった年の労役は消滅することなく、蓄積された。ただし、いくつかの条件下では振り替えが行われず、免除された。

徭律には「【中略】贖・贖・責(債)が十日有り、自ら居作し、県官で居作している者については、県にもし徭・戍があった場合、その罪の等級が外に出すことができるのであれば、徭・戍に従事させる。徭・戍が終われば、再び居作させる。徭・戍の義務がある者で、病気のため出られない場合、および居作期間が一年以上である場合、病気の年の徭を免除し、振り替えない。□□繫に論ぜられた場合、繫される期間の徭・戍は免除し、出た日にこれを使役する。

繇(徭)律曰【中略】有贖贖責(債)拾日而身居、其居縣官者、縣節(即)有繇(徭)戍、其

等當得出、令繇(徭)戍、繇(徭)戍已、輒復居。當繇(徭)戍、病不能出及作盈卒歲以上、爲除其病歲繇(徭)、勿聶(攝)□□論毆(繫)、除毆(繫)日繇(徭)戍、以出日傳(使)之。(岳麓秦簡肆「秦律令壹」第2組248~252)

漢代にもほぼ同じ内容を簡潔に記した規定がある。

●徭・戍の義務がある者で、病気が一年以上になる場合、および繫となった場合は、振り替えを行ってはならない。

●當繇(徭)戍而病盈卒歲及毆(繫)、勿聶(攝)。(「二年律令」407簡から抜粋)

病気・居作が一年以上になる者と「繫」が振り替えを行わず免除の対象となることがわかる。また、繫は「繫城旦舂六歲」(「二年律令」165簡)のように年を単位に科されるため、必然的に一年を超える。このような場合、その年の徭は免除され、繰り越されなかった。

「更」との違いを簡単にまとめると、「更」は県などで経常的業務に必要な人員の数と更卒の数によって、三更(三か月に一か月間上番)を上限として輪番が組まれる。一方の「徭」は「更」とは別に義務日数が定められていた。「徭」の義務日数は爵位などによって差が設けられており、全体像を明らかにすることは困難であるが、秦の遷陵県の男性の例では、年間24日であった可能性がある。また、労役に従事した日数に過不足があった場合、年度を越えた繰り越しが行われ、他県に転居した場合にはこの過不足は転居先に移管された。「更」ではこのような処理は行われず、践更期間が過ぎれば、労役がなくても、義務を果たしたことになる。

補論 徭役義務日数に関する新史料

第二節では秦漢時代の徭の義務日数について検討した。徭については、爵位によって日数が異なること、24日程度が一般的な負担日数ではなかったのではないかと指摘した。

湖北省荊州市胡家草場墓地12号墓から2019年に漢律令を含む胡家草場漢簡が出土し、現在、保存と整理が進められている。草場墓地12号墓発掘の状況は荊州博物館2020にあり、出土した簡牘の概要は李志芳・蔣魯敬2020に紹介されている。これらによれば、墓主が埋葬されたのは漢文帝後元元年(B.C.163)以降であり、墓主の身分は「史」程度の地方官吏であったようである。草場漢簡のうち、李志芳・蔣魯敬2019、李志芳2020によってインターネット上に先行して公開された律令簡に徭の日数を検討するうえで極めて重要な内容が含まれている。掲載されているのは図版のみのため、図版から作成した釈文を次に示す。

蛮夷の年間の徭の規定日数は不更で8日、簪褭で16、上造で24、公士で32、毋爵者で48である。

蠻夷一歳徭員、不更八日、簪褭十六、上造廿四、公士卅二、毋爵者卅八。

(草場漢簡、蛮夷律)

前述の通り『張家山漢簡』「二年律令」の条文に「爵徭員」という語があることにより、爵位によって徭の義務日数が異なることが推測されていたが、この条文はその推測を裏付けることとなった。また、前述の通り秦では不更以下が徭に従事する。

第一節で述べたように、秦では不更以下が徭に従事するが、「二年律令」の規定から、漢では大夫・官大夫・公大夫が加わり、公大夫以下となることがわかる。草場漢簡の条文によれば「蛮夷」については漢でも不更以下しか従事しない可能性がある。ここに記された条文がどの時代の律であるかについては、草場漢簡が公開された後に慎重に検討する必要があるが、発掘整理者の考えるように漢律であるとすれば、蠻夷は一般民よりも優遇されていたといえる。

この条文は関連史料の乏しい徭の負担日数を探るうえで非常に重要なものであるが、「蛮夷」に対する規定であり、これをそのまま一般民の負担日数と考えることはできない。冒頭にわざわざ蛮夷と条件を明記しているのは、基準が一般民と異なるからに他ならない。「蛮夷」には一定の減額があったものと考えられる。

第二節で述べたように、徭の規定日数を探るうえでもう一つの重要な材料は前述の里耶秦簡の徭員集計簡である。

……之入口、五萬

□□□男□千三百八十三人、月繇(徭)二日、員三萬□

□凡五萬六千六百八十四日□ (里耶秦簡 8-1615)

徭の規定日数は「月徭某日」というように月単位で設定されていたと考えられる。月徭某日で設定されていたならば、12の倍数となるはずである。しかし、「蛮夷」の爵徭員はいずれも8の倍数であり、この記載と合わない。これは、おそらくは服属する「蛮夷」への優遇措置として一般民の負担の3分の2としたために生じたことであろう。この推測に基づいて一般民の爵徭員を推測すれば、次のようになる。

- ・不更 年間12日(月徭1日)
- ・簪褭 年間24日(月徭2日)
- ・上造 年間36日(月徭3日)
- ・公士 年間48日(月徭4日)

・無爵 年間 72 日(月徭 6 日)

無爵者や公士の徭の規定日数は従来想定されていたよりも、かなり多いと言える。一方、爵位による優遇は非常に大きく、爵位が上がるごとに大幅に日数が減る¹⁸。

更卒については、第七章で成年男子が就く軍役であり、漢文帝期の史料から三更(年間 4 ヶ月)を上限に 1 ヶ月交代で服役する形式であることが判明する。従来、更卒の役が徭の範疇に含まれるという見解があったが、義務日数が最大である無爵者でさえ年間の更卒の従事日数が徭の日数を毎年大きく上回ることになる。

宮宅氏は年間で消費されなかった労役が次年に繰り越されることから、年間の負担を超えて服役させることが可能であったとする。確かに、この徭員は絶対これを超えて使役してはいけないという日数ではない。岳麓秦簡の秦律には次のような規定がある。

(前略) 令、尉、丞繇(徭)已盈員弗請而擅發者貲二甲、免。(岳麓秦簡、肆-255(1313))

「請」無しに徭員を超過して徴発することは処罰の対象となるということは、つまり「請」行えば超過して徴発することが可能であったことを示しているが、県は超過する場合に必ず「請」という手続きが必要であったこともわかる。更卒の従事日数は三更であれば、すべての爵位で徭の日数を超えるため、すべての成人男子について、毎年県が特別な許可を得る必要があることになる。義務日数を超えて従事させることができるとしても、徭の規定日数を大きく超え、年間の義務日数の数倍である通常の上番方式の労役が制度化され恒常的に行われるような仕組みであれば、そもそも年間の義務日数を設定する意味などなく、特別な許可を得る意味もなくなってしまう¹⁹。この点からも、「更」は廣瀬薫雄・楊氏の解釈する通り、「徭」とは別の義務だと考えざるを得ない。ただし、第四章で検討した通り、「更」「徭」という二系統の労役があるという理解は必ずしも正確ではなく、「更」で従事するのはすべて一種の役職であり、制度上は労役ではない点には留意が必要である。

第三節 徭の徴発方法

労役の徴発がどのように行われるのかについてはこれまでに多くの指摘がある。県や郡

¹⁸ 漢で新たに対象となる大夫・官大夫・公大夫についてははっきりしないが、不更と同程度であった可能性があるだろう。

¹⁹ 第一節で紹介したように、熊鉄基 1978 は徭役外の労役によって規定の日数を大きく超えても統治者が必要ならいくらかでも徴発できたとする見解もあるが、恒常的に上限を超えて使役されるのであれば、そもそも徭役外労働が存在する意義もなくなってしまう。徭役外労働には第一節で検討したように、直接的な受益者による労役や保証期間の労役に限られると考えられる。

国で労働力が集積・編成されたことについては藤田勝久 1984 や重近啓樹 1990 ですでに指摘されている。その前段階の直接的な人選・徴発については大庭脩 1955 が『太平御覧』引『東觀漢記』周党伝などから郷佐が徴発を直接担当したとする。飯尾秀幸 1985 は秦の睡虎地秦簡「法律答問」に「敖童を隠匿する、および身体障害の申告が不正確である場合、里典・老は贖耐とする。(匿敖童、及占癘不審、典、老贖耐。)」という規定が引用されていることから、傳籍を里典・老が作成することを指摘し、ここからさらに論を進め、民から労働力を徴発する場合に国家機関が直接里内から徴発するのではなく、里典・老が最終的に指名するのだと指摘する。これらは、「徭」の徴発に限れば的確な指摘であることが、新たに公開された史料からも確認できる。しかし、「更」も含めた労役徴発の方法としては適切ではない。藤田 1984 が更卒は郷で徴発されて尉史に統括されるとするのも、「更」と「徭」が区別されていない故の誤解である。更卒は自動的に踐更期間に入り、尉史など踐更先の労役主管者に仕事を割り振られるため、郷吏の介入する余地はない。鷺尾祐子 2005 は二つの徴発経路があることに気づいている。鷺尾氏は徭役者の選抜と徴発に、郷佐や郷有秩・畜夫などの郷の官吏がかかわっており、郷里は自ら主管する工事のみならず、上級機関が必要とする際にも人員の徴発を担当すると指摘したうえで、更卒についてはこれとは異なり、尉史自体が徴発事務担当であるという鋭い指摘をしている。

その後、陳松長 2014 によって岳麓書院藏秦簡の徭律が紹介されると、この律文に秦の徭の具体的な徴発の手続きが明記されており、郷畜夫と里典が主体となって徴発することが再確認された。

徭律には「年度ごとに徭で人夫を徴発する際には、一人につき「三尺券」を一枚作り、その「厚」を書く。徭を徴発する時には、郷畜夫が必ず自ら里典とともに券でもって徴発する。農繁期にはまず裕福なものを徴発し、農閑期には貧しい者を徴発する。いずれも、徴発した月および使役した日数を、一か月ごとに券に書き、その「都發」および「県請」を記す。【後略】

繇（徭）律曰、歲興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。節（即）發繇（徭）、郷畜夫必身與典以券行之。田時先行富有賢人、以閒時行貧者、皆月券書其行月及所爲日數、而署其都發及縣請。【後略】（岳麓秦簡「秦律令壺」第 2 組 244～247）

この条文には解釈の困難な語がいくつか含まれる。まず「三尺券」について、整理小組は「三弁券」の誤り、あるいは文書の形態に関する規定と二通りの可能性を併記している。朱紅林氏は整理小組と同意見で三弁券の誤りであると考え、陳偉氏は「三弁券」の誤りとは考えず、月ごとの服徭日数を記す必要があったため三尺の長さが必要だったのだと考える。三弁券は簡牘史料によくみられる語であり、徭徒と郷畜夫の間で左右券を分

け、県が証明のために中券を持ったとすれば、問題なく解釈できる²⁰。しかし、三弁券は当時よく用いられる語であり、「尺」と「弁」は音も字形も大きく異なるため、書き誤る可能性は高くない。陳偉氏の指摘するように毎月の行徭日数や乏徭日数が記入されることからすれば、大型の券が使用された可能性も完全には否定できない。三尺であれば70cm弱のかなり大型の券となる。次に、「厚」については同条文内にと貧富によって徴発時期を調整する規定があることから「財物の多少」を指すと考えられている。しかし、資産の評価をあらわす場合には通常「貲」が用いられる。「厚」が財産が豊富であるという意味で用いられる例はみられるが、「財物の多少」の意味で用いられるのは一般的ではなく、また直前には「三尺券」という券の形態に関する規定があるので、この「厚」も文字通り券の厚さである可能性がある²¹。いずれにせよ、「三尺券」および「厚」に関しては新たな関連史料の発見を待たなければ解決は困難であろう。

この「三尺券」には他にも徴発対象者の氏名などが記載されたと考えられるが、「厚」以外の記載内容に関してはこの条文から知ることができない。日数が県に記録されたであろうことは、次の徭の券に関する規定から読み取れる。

徭律には「徭を実施し、爵位が不更以下の者を徭・戍に使役する場合、一日以上はことごとく券に記し、牒にも記す。短期逃亡の前科があるものはこれも記す。令に従わない者および券に記録すべき徭に該当しない徭を記録した場合、郷嗇夫と吏の担当者は各々罰金一甲とし、丞・令・令史は各々一盾とする。」とある。

繇(徭)律曰、發繇(徭)、自不更以下繇(徭)戍、自一日以上盡券書、及署于牒、將陽倍(背)事者亦署之、不從令及繇(徭)不當券書、券書之、貲鄉嗇夫・吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾。(岳麓秦簡「秦律令壺」第2組 253~254)

この条文から、一日でも徭・戍が行われると券に記録されること、券だけでなく牒にも記されていたことがわかる。短期逃亡罪の前科がある場合も牒に記載された。券は割符にすることや刻齒を入れることで偽造を防止し、証明のために用いられる書類であるが、牒は通常の簡であり、記録のために用いられたと考えられる。

この条文では「徭戍」という語が使用されている²²。「二年律令」にも「郵人勿令繇(徭)

²⁰ 三弁券とは券を三枚に割り、やり取りのあった当事者が左右の券を分け、中券は上級機関が証明のために保存する種類の照明文書である。

²¹ 「厚」を厚さの意味で用いる例は豊富である。例えば「椀高三尺、廣一【尺】八寸、表六尺、厚毋過二寸」(岳麓秦簡「秦律令(壺)」364~365簡)、「壑廣八寸厚六寸長尺八寸一枚用土八斗水二斗二升」(居延漢簡 187. 6/187. 25)、「…用板長丈廣尺厚五寸…」(『肩水金關漢簡(壺)』73EJT1:41)など。

²² 里耶秦簡にも「徭戍」という記述がある。「得宮里士五難繇戍口一歲謁令」(里耶秦簡 8-1585)。一見すると「徭戍」が士伍の難の役職のようにも見えるが、里耶秦簡など秦漢簡牘で役職はほとんど例外なく里爵の前に記される。そのため、この徭戍も徭と戍の併称だと考えられ

成」(268 簡) や「当繇(徭) 成而病盈卒歳」(407 簡) などの用例がみられる。この「徭成」という語は伝世文献にも散見され、労役一般と兵役一般を併称した語であると考えられてきた。しかし、律令の中で「徭」および「成」はそれぞれ具体的制度を指して用いられているため、「徭」と「成」という具体的な制度の併称と考えたほうが適当である。この条文には成についても券に記録するよう規定されており、徭の徴発に用いられた「三尺券」は成の徴発にも使用されたようである²³。徭・成の券・牒への記入に不正があった場合に郷嗇夫および主管する吏が罰せられることから、郷嗇夫が徭だけでなく成の徴発にも深くかかわっていることがわかる。

「都発及県請」について陳松長 2014 は「都発」を都官による徭役徴発だと考えている。陳偉氏も同様の可能性を指摘するが、簡牘および文献に都官が徴発する徭役は見られなとし、都に大・総・凡などの意味があることから「全面的で大規模な徴発」という別案を併記する。しかし、「県請」つまり県の必要に応じて請求された徭役であることと「大規模徴発」は対応せず不自然である。都官による徭役と考えたほうが文脈に合う。

次の「二年律令」の条文からは、また別の可能性があることが読み取れる。

都吏および県令・丞は(徭において) 律に従わない者をしかるべき時期に調査し、その者を論断する。そして歳ごとに徭に徴発可能な人数および徭に徴発した人数を二千石官に報告する。

都吏及令・丞時案不如律者論之、而歳上繇(徭) 員及行繇(徭) 數二千石官。(「二年律令」416)

この条文では二千石官の属官である都吏が県令・丞とならんで徭の不正調査と徭の報告に責任を負っている。都吏も令・丞と同じく興徭と深くかかわるからこそ、このような規定があると考えられる。ここから「都発」が二千石官の必要に応じて、都吏によって執り行われる徭であった可能性が想起される。

もう一方の「県請」について整理小組は釈文を「県請(情)」としているように「請」を

る。本簡は全体的に癖のある字で読みにくく、一歳の前の一字^①は消えかけているため、釈読が困難である。しかし、^②「乏」(8-1222) と比較すれば、確認できる筆画が左上部の左下に向かう墨跡・上下二本の右下に向かう墨跡・右上から縦の墨跡とすべて一致し、これが「乏」字であることがわかる。よって釈文は「得高里士五難、繇成乏一歳。謁令…」となる。徭・成を一年欠勤したと報告し、そのうえで「謁令～」とあるように、このことに関する事務処理などを依頼する文書である可能性が高い。類似する形式の例には「……里士五辟、繕治。謁令尉定……□丞繇告尉主聽書從事、它……」(里耶秦簡 8-69) などがある。ここでも徭と成は一括りの義務として扱われている。

²³高恒 1980 は「史書には度々徭・成が併記され、成役を力役の一種として扱っているのも故無きことではない」と述べ、労役と兵役の未分化の状況があったことを指摘する。

「情」に読み替えて、県の事情・状況のことと解しているようである。しかし、県の請求と解したほうが文脈に合うように思われる²⁴。このことから、「都発及県請」は都官の徴発であるか県の請求であるかを注記すると解釈すべきであろう。徭には「県請」と「都発」の別があり、いずれも郷嗇夫と里典によって徴発される。ここから県の徭だけでなく都官の徭の徴発も直接的には郷里が担当することがわかる。

郷嗇夫と里典によって徴発された徭の集計はいったん郷で行われ、県に史料が送られていたことは次の里耶秦簡の文書にみられる。

(始皇)35年9月29日、貳春郷守の弁が申し上げます。爵位が不更以下の者の徭の報告書を2枚提出します。以上、申し上げます。

卅（三十）五年九月丁亥朔乙卯、貳春郷守辨敢言之。上不更以下繇（徭）計二牒。敢言之。 8-1539

これは郷から県に徭の集計史料を送付した際の文書であり、「卅五年九月丁亥朔乙卯」は始皇35年9月29日である。10月から年度の始まる秦ではこの日は年度末に当たるため、年間の徭の集計を送ったものであろう。

以上から郷嗇夫が徭役の徴発に際して果たす役割が明確になったと思われるが、以下では、さらに県がどのような基準で郷に徭を割り当て、郷里がどのような基準で徴発を行ったのかを検討したい。

必要な労働力の延べ人数は徭を主宰する県あるいは中央で見積もりを行い決定された。徴発される延べ人数は日数で表記され、工事の規模や実施される季節などによって、厳密に決められていた。睡虎地秦簡徭律には労役の見積もりに関する規定がある。「秦律十八種」の「徭律」は複数の規定が連記されているので、該当部分のみ引用する。

県が経常的労役を行う時および上級機関に請求して労役を行う時には、吏が必要な労働力の量を計算する。員数の超過および員数の不足が二日以上である場合は「不察」罪とする。中央が徴発する場合も、労働力の計算が正確でなかった者は県と同じように扱う。労働力の見積もりは必ず司空と匠人で見積もる。匠人単独で見積もりさせてはならない。不正確であった場合は、見積もりを行った者を律令に則って罰する。そして、（見積もりの数字ではなく）実際に使役した数字でもって「徭徒計（徭に使役した人夫の集計簿）」を作成する。徭律

縣爲恆事及瀦有爲毆（也）、吏程攻（功）。羸員及減員自二日以上、爲不察。上之所

²⁴ 『広雅』積詁三には「請、求也。」とある。

興、其程攻（功）而不當者、如縣然。度攻（功）必令司空與匠度之、毋獨令匠。其不審、以律論度者、而以其實爲繇（徭）徒計。繇（徭）律（睡虎地秦簡「秦律十八種」徭律 122～124）

工事の責任者である司空と施工者である匠が共同で見積もりを行う規定があり、これが実際と合わなければ処罰の対象となった。県の労役だけでなく、中央の労役でも同様の処罰規定があった。前掲「二年律令」416簡の「徭員」の用法から明らかなように、員の二日とは全体の工期の二日ではなく、一人が一日で行う労働を一として数えた二日である。これが二日分不足あるいは超過すれば罰せられるため、かなり厳しい規定であると言えよう。『九章算術』商功章には春夏秋冬それぞれについて設定された人夫一人当たりの一日のノルマと工事の規模から必要な徒数を計算する計算問題が出題されており、一丈、一尺まで厳密に計算したうえで労働の量を決めている。類似の問題が多数出題されていることは、行政上重要な算術であったことを示しており、おそらくは実際の現場でもこれに近い方法で必要な労働力が計算されていたものと考えられる。

見積もりによって算出された延べ人数は、県の主宰する徭の場合は県によって各郷に割り当てられた。中央の場合は、まず県に割り当てられ、県から郷に割り当てられたと考えられる。『九章算術』の例題を参考にすれば、県が各郷に徭を割り当てるのに参照したのは各郷の算の量だとみられる。

今、北郷の算は 8758、西郷の算は 7236、南郷の算は 8356 であり、3 つの郷で合わせて 378 人を徭に徴発する。算の数の多少によってこの人数を比例配分したい。問う、各々何人であるか。

解答は、「北郷は 135 と 11, 637/12, 175 人を遣わし、西郷は 112 と 4, 004/12, 175 人を遣わし、南郷は 129 と 8, 709/12, 175 人を遣わす。」である。

解法は、各々の算(人頭税基準)の数 (8, 758 と 7, 236 と 8, 356) を置いて「列衰」とし、別にこれらを合計した値 (24, 350) を「法」とし、徴発される徭役の人数

(378) を、まだ合計していない「衰」の値それぞれに掛け、その各々 (3, 310, 524 と 2, 735, 208 と 3, 158, 568) を「実」とする。「実」を「法」で割ると人を単位とする答が得られる。²⁵

今有北郷算八千七百五十八、西郷算七千二百三十六、南郷算八千三百五十六、凡三郷、發徭三百七十八人。欲以算數多少衰出之、問各幾何。答曰、北郷遣一百三十五人一萬二千一百七十五分人之一萬一千六百三十七。西郷遣一百一十二人一萬二千一百七十五分人之四千四。南郷遣一百二十九人一萬二千一百七十五分人之八千七百九。術

²⁵ 現代語訳に際しては角谷常子、張替俊夫 2010 の訳注を参考にした。

曰、各置算數爲列衰、副竝爲法、以所發徭人數乘未竝者、各自爲實。實如法得一人。

この計算問題を見る限り、県は算の多寡をもとに郷に人数を割り当てただけのようである。郷に割り当てられた後は、鷲尾祐子 2005 がこの史料などから指摘するように、郷が徭徴発の主体となる。

郷でどのように徭の従事者が徴発されたのかについては、すでに山田勝芳が鳳凰山漢簡十号墓 B 類竹簡を用いて詳しく論じ、郷でも徭が算によって割り振られたことを指摘している²⁶。次に示す鳳凰山漢簡十号墓 B 類竹簡は楊際平 2009 なども指摘するように、複数の戸を合わせて合計十算となるグループを作り、その中から男女一人ずつを労役に従事させたものである。

鄧得は二、任甲は二、宋則は二、野人は四。合計は十算。一男一女を派遣する。男は野人、女は恵。 (35)

寄は三、齊は一、□は一(?)、張母は三、夏幸は一。一男一女を派遣する。男は母邛、女は□□。 (36)

□□は一、姚卑(?)は三、□□は三、寅は三。合計は十算。一男一女を派遣する。男は孝、女は緑(?)。 (37)

晨は一、説は一、不害は二、黄伏(?)は三、異は三。合計は十算。一男一女を派遣する。男は□、女は辨。 (38)

□は四、偃(張)伯は三、翁□は一、楊□は二。合計は十算。一男一女を派遣する。男は慶、女は某□。 (39)

邸(?)期は三、黒は一、[□+卑]は一、宋上は一、悞は二、除は二。合計は十算。一男一女を派遣する。男は邸(?)期、女は方。 (40)

□涓は二、□多は一、母寇は三、壯(?)辰(?)は四。合計は十算。一男一女を派遣する。男は辰、女は□。 (41)

……は二、□則は一。一男一女を派遣する。男は…… (42)

斬□は一、□□□ (43)

□是は二…… (44)

……は四。合計は十、男は□□、女は人。 (45)

((鳳凰山西漢簡牘、十号墓 35~45))

鄧得二、任甲二、宋則二、野人四。凡十算。遣一男一女。男野人、女恵。 (35)

寄三、齊一、□一(?)、張母三、夏幸一。遣一男一女。男母邛、女□□。 (36)

□□一、姚卑(?)三、□□三、寅三。凡十算。遣一男一女。男孝、女緑(?)。 (37)

²⁶この資料については山田氏のもの以外にも非常に多くの研究がある。本章では湖北省文物考古研究所編 2012、楊際平 2009、裘錫圭 1974 を参照した。

晨一、説一、不害二、黄伏(?)三、異三。凡十算。遣一男一女。男□、女辨。(38)
 □四、偃(張)伯三、翁□一、楊□二。凡十算。遣一男一女。男慶、女某□。(39)
 邸(?)期三、黑一、[□+卑]一、宋上一、悞二、除二。凡十算。遣一男一女。男邸
 (?)期、女方。(40)
 □涓二、□多一、毋寇三、壯(?)辰(?)四。凡十算。遣一男一女。男辰、女□(41)
 ……二、□則一。遣一男一女。男……。(42)
 斬□一、□□□(43)
 □是二……。(44)
 ……四。凡十。男□□、女人。(45)
 ((鳳凰山西漢簡牘、十号墓 35~45))

山田氏は前掲の『九章算術』の例題およびこの十号墓B類竹簡などから15歳以上の男女の算賦納入者が算を単位として数えられ、官はこの算を単位として算賦を徴収するのみならず、役をも割り当てたと指摘している。この見解は別の史料から論じた楊振紅2010の結論とも一致する。

山田氏の用いたB類竹簡からは、郷でも算を基準に徴発する場合があったことがわかるが、鳳凰山十号墓漢簡にはこれ以外にも徭の徴発に関係すると考えられるC類竹簡がある。

- 市陽里の2戸ごとに一人を派遣し、倉で徭をさせる書 (46)
- 郭・乙の2戸 儋が行く 1日不足 (47)
- 寇・□都の2戸 兼が行く 1日不足 (48)
- 好(?)・昆論の2戸 善が行く 1日不足 (49)
- 越人・□の2戸 唐が行く 1日不足 (50)
- 上官巴人・聖の2戸 [女+反] □舒(?) 1日不足 (51)
- 貞2戸 (52)
- 安国・晨の2戸 赤が行く (53)
- 終(?)古・斯の2戸 □すでに行った。(54)
- 臣・□の2戸 □が行く (55)
- 首(?)・右□の2戸 □子が行く (56)
- ・従□の2戸 [女+□] が行く (57)
- 任・但の2戸 □が行く (58)
- 莫□・□の2戸 澤(?) (59)
- 儋・宇の2戸 庫□ (60)

状(?)・小奴 □樹行 戍(辺境守備)²⁷ (61)
平と中章 見 (62)

■市陽兩戸遣一人繇(徭)倉書 (46)

郭L乙二戸 儻行 少一日 (47)

寇□都二戸 兼行 少一日 (48)

好(?)L昆論二戸 善行 少一日 (49)

越人□二戸 唐行 少一日 (50)

上官巴人L聖二戸 ★ □舒(?) 少一日 (51)

貞二戸 (52)

安國L晨二戸 赤行 (53)

終(?)古L斯二戸 □巳行 (54)

臣L□二戸 □行 (55)

首(?)L右□二戸 □子行 (56)

□L從□の二戸 [女+□] が行く (57)

任但の二戸 □が行く (58)

莫□□の二戸 澤(?) (59)

儻L宇の二戸 庫□ (60)

状(?)L小奴 □樹行 戍 (61)

平L中章 見 (62)

(鳳凰山西漢簡牘、十号墓 46~62)

これらC類竹簡では、算ではなく、戸を基準に徴発が行われている。郷の段階では算によつてのみ人選が行われるわけではなく、場合によっては戸など別の基準を用いて臨機応変に個人への割り当てを行っていた可能性を指摘できるだろう。B類竹簡・C類竹簡ともに徴発対象の人物の名前が記されており、人数のみを割り当てる県の段階とは異なり、郷の段階では個人を把握している。この史料では表題に「市陽」と記されていることも重要である。「市陽」というのは同じ十号墓の4簡の算を記録した木牘や7簡の田租を記した大型竹簡からわかるように西郷内の里名である。里ごとにこのような名簿が作成されたことから、里典の関与があったことが推測される。このことは、本節冒頭で引用した岳麓秦簡肆「秦律令壺」第2組 244~247の規定の内容とも一致する。

以上、本節では鷺尾祐子 2005などで指摘されているとおり、郷嗇夫と里典が徭徴発の人選を行ったことを再確認したうえで、より具体的に県が算をもとに各郷に人数のみ割り当て、郷嗇夫と里典が算や戸を基準に人選を行っていたことを確認にした。もちろん、人

²⁷ 湖北省文物考古研究所の積文は「戍」だが図版から「戍」と改めた。「徭」は「戍」によつても任務を果たすことができたと考えられる。

選が郷嗇夫および里典に委ねられていたといっても、律に定められた範囲内でのことである。定められた順序や範囲などの規定を守らなければ、前掲の「二年律令」114-115 簡に「……を興し……を行う場合、および徭・戍に送ることが順番通りでない場合、もしくはほしいままに車牛を徴発した場合、および徭使してはならない者を徭に徴発した場合、罰金各々四両。」とあるように処罰された²⁸。しかし、自動的に践更期間に入る更卒の役とは異なり、徭は郷嗇夫・里典に限られた範囲とはいえ、裁量を持ち、人選を行った。このことは、彼らが郷里社会に対して一定の権力を持つことにつながったであろう²⁹。

「更」との違いを簡単にまとめると、「更」では経常的業務に必要な一定人数を常駐させるように輪番が生まれ、自動的に践更期間に入るのに対して、「徭」は各郷に割り当てられた人数を郷嗇夫・里典が人選し、指名する。県から郷に割り当てる際には、算の多寡によって算出された人数のみが割り当てられるが、郷の段階では律に定められた範囲の中で郷嗇夫が基準を設けて各戸に割り当てる。

補論 徭券の「厚」について

前述のように、徭を興すにあたって、各人に「三尺券」が作成されたことが秦律に記されている。

年度ごとに徭で人夫を徴発する際には、一人につき「三尺券」を一枚作り、その「厚」を書く。【後略】

歳興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。【後略】（岳麓秦簡「秦律令壺」第2組 244～247）

²⁸農繁期には裕福な者を徴発し、農閑期には貧者を徴発することなど順序が定められていた。また、「不当徭使者」とは「人属」や「弟子」等の優遇措置のある者であることが次の条文からわかる。「徭律には「徭および車牛を徴発した場合および徭を徴発して不適切だった場合、およびほしいままに人属・弟子・人復・復子・小敖童・奴を使役した場合は郷嗇夫・主管した官吏に罰金二甲、尉・尉史・士吏・丞・令・令史のこれを見て知っていた者あるいは告発があったのに効を行わなかった場合はこれと同罪である。知らなかった場合と告発がなかった場合は罰金一甲とする。（繇（徭）律曰、興繇（徭）及車牛及興繇（徭）而不當者及擅傳（使）人属・弟子・人復・復子・小・敖童・弩、郷嗇夫吏主者、賞各二甲、尉・尉史・士吏・丞・令・令史見及或告而弗効、與同罪。弗見莫告、賞各一甲。）」（岳麓秦簡「秦律令壺」147～150）

²⁹『史記』には項梁が「吳中で大徭役および喪があるたびに項梁は常にこれを取り仕切り、ひそかに兵法をもって賓客および子弟を配置し、その能力を確認した。（毎吳中有大繇役及喪、項梁常為主辦、陰以兵法部勒賓客及子弟、以是知其能。）」（『史記』項羽本紀）という話が残されており、実際の徴発の場では、郷嗇夫や里典だけでなく郷里社会の顔役が人選に関与する場合もあったようである。項梁はもともと吳中の出身ではないが、この地でも人望を集めていたため、大徭役のたびに取り仕切りを任されていたと考えられる。おそらく、通常徭を取り仕切る郷嗇夫・里典にもこれに類する郷里社会に対する影響力が期待される場合があっただろう。

この「三尺券」に記入することが指示されている「厚」はその意味するところが不明であった。前述のように、同条文内に貧富によって徴発時期を調整する規定があることから「財物の多少」を指すと考えられることが多い。第三節では、資産の評価をあらわす場合には通常「貲」が用いられることから、この見解に疑問を呈し、直前に「三尺券」という券の形態に関する規定があることから、「厚」も文字通り券の厚さである可能性があると考えた。第三節を執筆した時点で徭と関係する「厚」に言及された史料は当時この徭律が唯一のものであったため意味するところを検討することが困難であったが、その後『里耶秦簡(貳)』が刊行され、徭と関係する「厚」を再検討することができるようになった。

里耶秦簡の 9-1667 簡および 9-1707 簡は文字が不鮮明であるため、内容の検討に先立って図版から釈読を再検討する必要がある。現行最も校訂の進んでいる釈文は『校釈(二)』の釈文であるので、まずこれを引用する。

不更興里寔它☒

厚☐夫 ☒

大女二人 廿六年繇(徭)☒ 9-1667

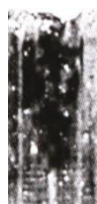
不更興里☐豕☒

☐大女三人☒

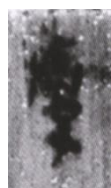
小女二人 ……繇(徭)☐七日……☒ 9-1707

9-1667 簡の 2 行目 2 文字目は右下がりの線が 2 本確認できる。3 行目の「二」が水平に筆記されているのとは異なるが、「厚」「夫」もやや右下がりであるので、「二」と釈読してよいだろう。

9-1707 簡の 2 行目 1 文字目は『里耶秦簡(貳)』で「厚」と釈読されていたが、『校釈(二)』で未釈読字に変更されている。



⑨1707



厚⑨1667

『校釈(二)』が釈読を改めた理由はおそらく下部の形状が「子」に見えないためだと思われる。確かに「子」ではなく「古」のような形状に見える。しかし、「厂」と「日」は確認でき、形式の類似する 9-1667 の同じ位置の「厚」字と形状が近いため、やはり「厚」字である可能性が最も高いと思われる。9-1707 簡は全体的に状態が悪いため、「子」部分はおそらくかすれや滲みなどでこのような形状に見えるのだろう。

3行目2段目の「繇」の次の未積読字は以下のような字形である。これを筆画がはっきりしない部分が多いが輪郭は「戌」字に近いと思われる。



9-1707



戌 8-0020



戌 8-0429

不更興里寔它 𠄎

厚二夫 𠄎

大女二

・廿六年繇（徭） 𠄎 9-1667

不更興里𠄎豕 𠄎

厚(?)大女三人 𠄎

小女二人

……繇（徭） 戌(?)十日 𠄎 9-1707

末尾に記されているのはある年の徭・戌の日数だとみられる。「・某年徭戌某日」という書式で年間の徭と戌の服役日数の合計が記されている。この簡が徭と関連することは疑いなく、2行目冒頭に記されている「厚」は岳麓秦簡の徭律で徭を興す際に作成された券に記された「厚」と同じ意味だと考えてよいだろう。

9-1667 簡に記された厚は二夫、大女二であり、9-1707 簡に記された厚は大女三人、小女二人である。いずれも1行目に記された人物を除く戸内の人数であると考えられる。

小結

本章では「徭」の運用範囲、義務期間、徴発方法の三点について検討した。これによって、「更」と「徭」の制度としての性質の違いがより明確になったと思われる。秦の労役は、戌卒などの兵役を除くと、15歳以上の男女が年間24日（閏年は26日）を上限として、県内外で臨時の労役に従事する「徭」と傳された男性のみが年間90日を上限とした一か月交代制によって、主に県内で労役に従事する「更」との二本立てであった。「更」は漢昭帝期に60日に統一され、後漢までには年間30日に削減されたとみられる。従来、更徭外労役として無制限に徴発されると考えられることのあった中央の労役や臨時の徴発は「徭」に属するものであった。

「徭」は、県の経常的な需要では使役することできず、余剰や不足は年度をまたいで繰り越され、毎年中央に使役額と徴発可能額が報告された。このような処理は租税の管理と類似しており、県に集積され、中央の統制を受ける財政の一部としての「徭」の性質が確認でき

る³⁰。一方の「更」は、県などの踐更部署の需要に応じて、經常・臨時の労役に従事させることができるものであり、「徭」のように繰り越されることはなかった。更卒や踐更小吏となった男子が吏や労役刑徒と同じように、県などに属して労働に従事するスタッフとしての性質があったとみられる。「更」は「卒」あるいは「吏」として県に所属し、下働きをするものであり、「徭」は黔首・民として国家に労働力を供出するものであるので、両者は根本的に性質が異なるものであるといえる。

³⁰ 渡邊信一郎 2010 の第二章（1989 年初出）および第四章（2001 年初出）では、郡県を基軸とする社会的労働の集積・編成とそれを基礎にする全国的編成や広領域編成のあり方は、租税の収取・蓄積や中央財政の編成のあり方とまったく同じであるという指摘がある。渡邊氏が更卒の役をこれに含めることは、更卒労働が県で処分可能であり、労役がなくても繰り越して蓄積されないという点で適切ではないと思われるが、徭に限れば的確な指摘である。ただし、このことをもって行政の根幹が地方官府に掌握されていたとする点については、地方官府で集積・編成された徭員労働力が地方官府の独断では使役できないことを考慮すれば、一定の保留が必要だろう。

第三部 秦漢期の労役編成の変遷

第三部では秦漢期の労役制度の変遷について論じる。労役制度は秦・前漢期のなかで何度か大幅な変化があった。特に重要な変化は二つあると考える。一つは文帝期の改革に伴う変化である。收・縁坐の廃止と刑期の導入による労役刑徒の大幅な減少及びそれに伴う更卒の労働の増加は秦漢時代の国家の労働力構成に大きな変化をもたらした。もう一つはそれまで各県で不均一であった更卒の役の全国的な均一化と錢納化である。第六章では前者の変化と深く関係する收の制度について論じる。この制度は第三章で述べたような女性や未成年の労役刑徒が膨大になった主な原因であると考えられ、秦漢期の労役制度の変化の意味を考えるうえで避けられない問題である。第七章では更卒の役の負担日数が各県で不均一であったことを明らかにしたうえで、これが均一化されてゆく過程を検討する。

第六章 収の原理と淵源

はじめに

収は城旦舂以上の労役刑徒の妻子と財産を没収する制度である。第三章で述べたような女性と未成年の労役刑徒の肥大化を招いた主な要因であると考えられる。

張家山漢簡「二年律令」中には収律という項目があり、収という犯罪者の田宅・妻子・財産・奴婢を没収する制度が見られる。収律は李均明 2002 の専論によって全面的な分析がなされて以降、すでにかなり多くの研究の蓄積がある。この上さらに私見を述べることは屋上屋を架すことになるかもしれないが、現在までの収律研究は家族史研究の文脈から「同居」、「室人」などのキーワードを軸にした研究¹もしくは刑法の全体的な体系の中に収を位置付ける研究が中心で、収の特殊な性質の由来については却って不明のまま残されているように思われる。そのため、「収律」にどのような原理があるのか今一度検討することは有意義である。

また、石岡浩により、労役身分刑のうち「両極端な境遇にある二種の刑」である城旦舂と隸臣妾との分水嶺を形成する主因は収制度であった²という意見が出されている。収の制度が二種の刑を決定的に分けるものであるならば、収律の性質を明らかにすることは秦漢時代の労役身分刑の構造を明らかにするうえで、ますます重要な課題となるといえるだろう。

これまでの収の研究には大きく二つの転機があると言える。一つは 1978 年に睡虎地秦簡の積文が刊行されたのを契機として佐竹靖彦 1980、富谷至 1985、彭年 1986、于振波 1998

¹ 「同居」、「室人」の語義については多くの議論がある。比較的新しいものに佐竹靖彦 1980、太田幸男 1984、堀敏一 1989、尹在碩 1995、富谷至 1998、角谷常子 2006、鷲尾祐子 2007、多田麻希子 2009、鈴木直美 2008 などが挙げられる（これらより以前の研究の概要については飯尾秀幸 1992 に詳しい動向が纏められている）。しかし、「室人」「同居」の語義の問題は依然として簡単には解決できないように思われる。これらの語義の確定はそれ自体中国古代の家族を説明するうえで極めて重要な問題であるが、「二年律令」収律には「同居」、「室人」という語は使われていないため、これらの語を用いずに考察することは可能である。

² 石岡浩 2009 は労役刑のうち城旦舂・鬼薪白粲は収によって家族が崩壊し、一般社会に復帰する意味が消滅した致命的刑罰であったと考える。

などの研究によりもたらされたものである³。これらの研究は連坐の一種として収を研究し、それまで厳密に分類されていなかった諸連坐の分類が試みられるようになった。中でも富谷氏は「労役刑や棄市刑に近親が縁坐し、官奴婢とされる制度」、つまり後に「二年律令」でその存在が再確認される「収」が、文帝の時に廃止され、その後復活しなかったことを論証した。また、彭年 1986、1987 は夙に収・縁坐・伍人の連坐にはそれぞれ異なる淵源があることを指摘している。さらに于振波 1998 はこの収が城旦以上に適用されるものであることを明らかにした。

2001 年に張家山漢墓竹簡が刊行されると、その中の「二年律令」には収律という収に関する総則を規定した項目が含まれており、これにより秦律に見られたのとはほぼ同様の制度が漢初にも受け継がれていたことが判明し⁴、この制度をさらに詳細に知ることが出来るようになった。これを契機とした李均明 2002、角谷常子 2006、宮宅潔 2006（後に宮宅潔 2010 に第三章「労役刑体系の構造と変遷」として改訂再録）、石岡浩 2005、水間大輔 2007（第八章「秦律・漢律における連坐制」）、飯島和俊 2008 などの研究によって、もう一つの転機がもたらされた。特に角谷常子氏は、それ以前には連坐の一種として、同列に論じられることが多かった収とその他の縁坐・相坐について、収は犯罪者に対する付加刑であり、相坐は連坐者本人に課されるという違いがあると考え、「収と相坐は性質が違うというべきである」と指摘し、収律の研究を大きく進展させた。また角谷氏は残された問題として、「収と相坐の性質の違いが何に由来するのか、そしていずれも漢初に廃止されるのはなぜか」という問いかけをしている。（以降、本論文では収以外の連坐を「縁坐」「相坐」として収と区別する。）

その後に発表された収に係る研究には、鈴木直美 1998、2011（鈴木直美 2013 に第三章・第四章として収録）、劉欣寧 2011 の研究がある。鈴木直美は、収とその他の縁坐を刑罰の強度に比例した対象範囲の広がりとして整理している。氏は収・縁坐両者の違いを対象範囲の大小という量的な差異と考えているため、性質の違いという方向性ではあまり論じられていない。

次に劉欣寧氏は、角谷氏の意見に従い、収は厳密には連坐に含まれないとした上で、収を除く連坐を血縁による縁坐と地縁による連坐に類別し、それぞれ何を原因に罰せられるのかその原理を明らかにした⁵。劉氏の研究は収を除く連坐に重点を置いた研究であるため、収に関しては、収とその他の連坐は性質が異なるという角谷氏の指摘の再確認し、若干の補足をのみであった。

³その後の日本における収を含めた連坐の研究は佐竹、富谷至両氏によって方向付けられたと言ってよいだろう。他にも陳乃華 1985、孫英民 1986 などがある。

⁴本章では「二年律令」からだけでは解らない点は適宜戦国秦～秦代の史料を参考にする。しかし、秦から漢初に制度の変化があった可能性には常に注意する必要がある。

⁵劉欣寧 2011 は収を除く連坐には父母妻子同産など血縁による縁坐と、同居・伍人など地縁による連坐があり、前者は謀反等の重罪に対して、関係そのものを原因として縁坐し、犯罪者を縁坐で威嚇する目的があったとする。そして、後者には発覚しやすい罪に対して、罪を告発しないことを原因として連坐し、犯罪者周囲の人間に自身に対する連坐をもって威嚇することに目的があったとする。

刑罰体系全体から見た場合、鈴木氏の指摘するように、収とその他の連坐は、罪の重さに応じた範囲の違いのようにも見える。にもかかわらず、角谷氏の指摘する収とその他の縁坐・相坐の間の性質の違いが明らかに存在する。劉欣寧氏により、収以外の縁坐・相坐については、その仕組み及び目的が解明されたが、収に関しては他の連坐と異なることがより明確になったため、かえってその仕組み及び目的がどのようなものであったのかが検討すべき問題として浮上した。このような状況をうけ本章では連坐と似た結果を生むにも関わらず、厳密には連坐ではない収の特殊性が何に由来するのか、「二年律令」の収律の仕組みを分析すると同時に、犯罪者妻子以外の国家による収容の事例を検討することで、犯罪の抑止力にとどまらない収律本来の目的を明らかにしたい。そのうえで、時代をさかのぼり城旦舂と隸臣妾の差異を再検討することで、城旦・鬼薪・坐奸腐者に収が科された理由を探りたい。

第一節 「二年律令」収律

収の原理を探るうえで、正確に律文を解釈することは欠かすことができないため、まずここで律文の解釈に関わる議論を整理し、その規定するところを正確に把握しておきたい。従来の研究との重複をなるべく避けるため、見解の一致していない部分や問題のある部分以外はごく簡単に紹介する。

・収律

①罪人で完城旦・鬼薪以上と奸の罪に問われ腐刑を受けた者は皆、その妻・子・財産・田宅を没収する。その子(女子を含む)に妻・夫がいる場合、もしくは戸主である場合、有爵者である場合、十七歳以上である場合、もしくは人の妻となって離縁されていたり、寡婦であったりする者は没収しない。奸、略妻、妻に対する傷害の罪で収が執行される場合、その妻は没収しない。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府(腐)者、皆收其妻・子・財・田宅。其子有妻・夫、若爲戸・有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄・寡者、皆勿收。坐奸・略妻及傷其妻以收、毋收其妻。(「二年律令」174~175簡)

本条文は収が科される者と収によって没収される内容、および妻子の没収の免除条件について規定する。収が科される者は「二年律令」が発表される以前から、城旦舂以上の罪であることが指摘されていたが、「二年律令」では、はっきりと完城旦・鬼薪以上と記されている。また、それ以外にも奸の罪に問われ腐刑にされた者にも収が科されたことがわかる。坐奸腐者に隸臣が含まれることは、「二年律令」裸律に「強姦したものは腐刑に処して宮隸臣とする。(強與人奸者、府(腐)以爲宮隸臣。)」(「二年律令」193簡)とあることからわか

る⁶。春と白粲が記されていないのは、既に指摘されているように、収が基本的に男性の犯罪者を対象としたものであるためだと考えられる。ただし、例外として、戸主であるか夫と別居して名数が別である女性が春・白粲の罪を犯した場合に収が行われる（「二年律令」176簡）。

②夫に罪があり、妻がそれを告発した場合、没収と罪を免除する。夫が告発した場合もまたその罪を免除する。●夫がいない者、および人の偏妻となつて、戸主となつていたり、別居して同じ籍に入っていないかつたりする者に完春・白粲の罪があつた場合、収を行う。その子は没収しない。内孫は夫のために没収してはならない。

夫有罪、妻告之、除於収及論、妻有罪、夫告之、亦除其夫罪。●母夫、及爲人偏妻、爲戸若別居不同數者、有罪完春・白粲以上、収之、毋收其子。内孫毋爲夫收。（「二年律令」176～177簡）

前半部分は夫および妻の罪を告発することで没収や罪を免除される規定である。ここで妻による告の場合「収及論」とあるのに対し、夫による告は「罪」とのみあるのは、すでに角谷 2006・魯家亮 2007 が指摘している通り、夫が妻の罪で収人となることはないためだと考えられる。後半では夫がいなかったり、独立した戸を為していたりする女性が春・白粲以上の罪を犯した場合には没収は行うが、子は没収しないことが規定される。これはすでに宮宅氏が指摘している通り、財産田宅は没収されても子供は没収されないことを念押ししたものと考えられ、子は如何なる状況においても基本的に母の罪によって没収されることは無い（宮宅潔 2011、135 頁）と考えてよいだろう。最後の「内孫毋爲夫收。」の部分は唐突で意味がわかりにくい。

専修大訳はこの「夫」をこの「内孫」の祖母の夫、つまり内孫から見て祖父と考える。人文研訳でも「何故祖父母のためと書かずに夫と書かれるのか腑に落ちない」とするが、この「夫」を「内孫」の祖父と考えていることはうかがえる。しかし、このようにこの「夫」を祖母の夫と解釈すると、収で没収されるのは①にある通り、妻子であるから、もともと外孫であろうが内孫であろうが収の没収対象外である孫について、なぜ特に内孫のみについて規定するのか、またなぜ祖父と書かず夫などと書くのか、まったくもって不可解な一文となる。これについて、呂利 2009 は一歩進んだ解釈をしている。氏はこの「夫」をこの「内孫」自身の夫の意味ととらえ、この条文で内孫が特別な地位に置かれていることを中心に「二年律令」における「内孫」という語の意味を再検討し、それは母親が戸主である、もしくは父親が入贅したことなどにより、母親の一族に所属している子であると結論付ける。

この結論自体は女性戸主の子女のように女系に属する者は男系の罪に連坐しないという

⁶ 「二年律令」137～138 簡によれば場合によっては棄市になることもあつたと思われる。

仮説に基づき、②の条文の内孫がこれと同様に男系の連坐にかからないという理解から得られたものであるが、後の時代の内孫の意味からあまりにかけ離れているだけでなく、本条の前半部分では女系に属するはずの女性戸主の子が母の罪で没収されないことも矛盾するため、その意見には従い難い。ただし、「夫」をこの「内孫」自身の夫として読んだほうが自然な文章であり、「内孫」の部分を一般的な関係を示す語ではなく、特定の身分を示す語として再検討すること自体は適切であると思われる。「二年律令」具律を参照すると、内公孫・外公孫（宗室の孫と外戚の孫）・内公耳玄孫・呂宣王の内孫・外孫・内耳孫玄孫、諸侯王の子・内孫耳孫、徹侯の子・内孫が上造以上の有爵者およびその妻と同様に刑罰上特別な優遇を受けたことを示す規定がある⁷。②の条文の「●」以下は注記の可能性があり⁸、当時の常識に基づいた省略があっても不思議ではない。用例が少ないため⁹、はっきりとは言えないが、夫の犯罪で没収されない「内孫」もこの特別な徹侯内孫以上の「内孫」である可能性が考えられる。おそらく宗室や徹侯の孫娘であれば嫁いだ先の夫の罪で没収されることはなかったであろう。

③罪があつて収が行われる際に、判決が決定する前に賞によって罪が除かれた者には、収を行う。

有罪當收、獄未決而以賞除罪者、收之。（「二年律令」178簡）

賞により罪を免除された場合にも収を行うという規定である。「獄已決」とは治獄により判決がおきた後を表し、再審請求の「乞鞠」は「獄已決」の後に行われる¹⁰。そのため、「獄未決」とは告や劾はあつたが、一度目の審理による判決も決定していない状態を示す。人文研訳は、この部分の収は財産のみの没収ではないかという案を示すが、他の部分と同じように「収」とのみ書かれているのに、この部分だけ財に限定されるというのも不自然である。睡虎地秦簡「封診式」の「封守」で獄已決の後に差し押さえ財産の報告がされていることからすれば、収は獄已決の段階で行われる可能性が高いので、獄未決の段階で罪を除かれるこ

⁷ 「上造・上造妻以上、及内公孫・外公孫・内公耳玄孫有罪、其当刑及為城旦舂者、耐以為鬼薪白粲。」（「二年律令」82簡）

⁸ 佐々木研太 2001 は睡虎地秦簡「秦律十八種」の效と王家台秦簡の効律に「●」の用法の違いがあることを指摘し、前者は補足の注記を表し、後者は律文の区切りを表すことを論ずる。「二年律令」の「●」が何を意味するかははっきりしないが、補足の注記をあらわす可能性も残される。

⁹ 彭浩・陳偉・王藤元男主編 2007 に紹介された「新見竹簡与断片」には、従来知られていたものに加えて、もう一例「内孫」（「二年律令與奏讞書」X6）と書かれている断片が紹介されている。

¹⁰ 「二年律令」114簡に「罪人獄已決、自以罪不當欲气（乞）鞠者、許之。气（乞）鞠不審、駕（加）罪一等、其欲覆气（乞）鞠、當刑者、刑乃聽之。死罪不得自气（乞）」とある。睡虎地秦簡「法律答問」にも「以乞鞠及為人乞鞠者、獄已斷乃聽、且未斷猶聽毆（也）。獄斷乃聽之。」とある。

とが決まっても、そこで獄は中断せず、治獄を続けて、本来あてられるはずであった刑を決定したと考えられる。獄已決の前に免除が決まっても、城旦・鬼薪身分になった後に免除されたのと同様の状況が作られたのではないか。

④収が行われる際には獄史と官畜夫・吏が共同でこれを封印して、その物と数を県廷に報告し、県の立会いのもと検査する。

當收者、令獄史與官畜夫・吏襍封之、上其物數縣廷、以臨計。（「二年律令」179簡）

本条は没収する人と物の数を報告し、封印する作業の規定である。睡虎地秦簡の「封診式」には「封守」という題名で土地・財産・妻子・奴婢の没収の際に作られる報告書の雛形がある¹¹。

⑤奴に罪があった時、その妻子で奴婢となっているものは没収しない。告・劾があつて、捕えられる前に死亡したら、収を行う。収で没収されるものを隠した場合、盗と法を同じくする。

奴有罪、毋收其妻子爲奴婢者。有告劾未逕死、收之。匿收、與盜同法。（「二年律令」180簡）

この簡には三つの規定が記されている。一つ目は没収されるべき妻子が奴婢である場合の規定、二つ目は告や劾があつて告を受けた者がまだ捕えられていない状況で死亡した場合にも収が行われる規定、三つ目は没収されるものを隠した場合の罰則である。二つ目の規定では告・劬があつただけ¹²、まだ治獄も始まっていない段階での死亡で収が行われるため、③と類似する規定である。劉欣寧氏は告が受理されなくなるのは死亡の時点ではなく埋葬の時点であることを指摘し、睡虎地秦簡「法律答問」77簡に室人が収から逃れるために報告せずに自殺した犯罪者を埋葬した例を紹介している。⑤では死亡前に告・劬が済んでいるので、収が行われるのであろう。

¹¹ 「封守 郷某爰書、以某縣丞某書、封有鞠者某里士五（伍）甲家室、妻、子、臣妾、衣器、畜産。●甲室、人、一宇二内、各有戸、内室皆瓦蓋、木大具、門桑十木。●妻曰某、亡、不會封。●子大女子某、未有夫。●子小男子某、高六尺五寸。●臣某、妾小女子某。●牡犬一。●幾訊典某某、甲伍公士某某、「甲黨（倘）有它當封守而某等脫弗占書、且有罪。」某等皆言曰、「甲封具此、毋（無）它當封者。」即以甲封付某等、與里人更守之、侍（待）令。」（睡虎地秦簡「封診式」）

¹² 告と劬の機能の違いについては椎名一雄 2013 などが参考になる。

・賊律¹³

⑥故意に父母を殺したり、傷を与えたり、父母を殺そうとしたり、父母を殴打したり、罵ったりした場合、その妻子で没収されるものは、いずれも身分を固定し、爵や償によって免除および、贖わせてはならない¹⁴。

賊殺傷父母、牧殺父母、殴（毆）詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令毋得以爵・償、免除及贖。（「二年律令」38簡）

ここでは、不孝で城旦・鬼薪の罪得て収が行われた場合には、爵や償により妻子の身分回復が出来ないことが規定される。この条文からは、不孝のように「錮」とされる罪でなければ爵や償により身分回復が出来たことも読み取れる。

・金布律

⑦国家の道具で壊れて修理することが出来ないものは、これを売却する。およそ収人は、いずれも入れて隸臣妾とする。

縣官器敝不可繕者、賣之。諸收人皆入以爲隸臣妾。（「二年律令」435簡）

前半は収と無関係の内容であるが、後半は収により没収された人々に関する規定が記されている。収人と隸臣妾はしばしば併記され類似した扱いを受けるが¹⁵、両者に区別があるからこそわざわざ併記されるのであり、両者が同一のものであるかのようなこの条文は難解である。前半の条文とのかかわりも薄いため、整理小組はこの部分は誤って挿入したものであろうとする。専修大訳では没官されたあとの収人は、隸臣妾と同等に扱われたため本規定が存在するのではないかという案を示す。

隸臣妾と収人の違いについては他にもいくつかの見解が出されている。張伯元 2005 は⑦の条文を重視し、収により官奴婢になったものが隸臣妾であると考え。閔曉君 2012¹⁶は隸

¹³ 「二年律令」38簡は整理小組のよって賊律に分類されているが、宮宅 2011(140頁)は収律に分類すべきであるという提案をしている。その当否は簡単には判断できないが、当該簡には収と関係する内容が含まれるためここに引用する。

¹⁴ 張家山漢簡「奏讞書」14に「…當：平當耐爲隸臣、錮、毋得以爵、當賞免。・令曰：諸無名數者、皆令」自占書名數、令到縣道官、盈卅(三十)日、不自占書名數、皆耐爲隸臣妾、錮、勿令以爵、賞免、」舍匿者與同罪。以此當平。…」とあり、「勿令以爵、賞免」は「毋得以爵、當賞免。」とも表現されていることから、人文研訳など多くの研究で38簡の「爵償」を爵を代償にして罪を免ずる意味だと考えられている。また専大訳では「以爵償免除及贖」を爵による償・免除・贖と読む。しかし、「有罪當收、獄未決而以賞（償）除罪者、收之。」（「二年律令」178簡）とあるように、償だけでもって除罪する規定もあるため爵もしくは償によって免除するという意味ととった。

¹⁵ 「二年律令」90簡及び165簡。

¹⁶ 閔曉君 2012、290頁。

臣妾と「収人」は労役と待遇が同じであるため⑦の条文があるが、「収人」は官奴婢であって犯罪者の隷臣妾とは別物であるとする。また陳中龍 2008 は、収人は通常奴婢として私人に売却されるという考え方から、収人が奴婢として売却出来なかった場合に隷臣妾となるとし、官有物の売却という点が共通するため前半の官有器物と同一条文とされていると考える¹⁷。飯島和俊 2008 は「入」を「入計」の意味であると考え、収人を隷臣妾と読み換えて計上することだとする。

極めて短い条文であるため、意味を確定し難いが、これまで発見されている労役刑徒の簿籍には隷臣妾は多くみられるものの、収人が一例も見られないことからすれば、飯島氏の案は有力であると思われる。

以上、収律の条文を確認し、その規定を明確にした。これは第二節以降の検討に入るうえで基礎となる作業であり、次節からこれらの解釈に基づいて収律の性質の由来について検討していきたい。

第二節 様々な収

国家が行う「収」という行為は広義には没収・徴収・収容全般を表す語であり、税金の徴収や兵の補充なども収と表現される。人間の収容に限っても、収容されるのは犯罪者の家族のみではなかったようで、「二年律令」賜律には犯罪に関わらない人々の収容が見られる。

吏は各々管轄内を見回り、疾病の症状がある者を収容して食事を与え、凍えているものには衣を貸し与え、本籍の県に移送せよ。

吏各循行其部中、有疾病并¹⁸者收食。寒者段（假）衣、傳詣其縣。（「二年律令」286 簡）

例えば、この規定によれば病人が吏によって収容され食事を提供されている。

犯罪者家族の連坐について多くの研究者は『尚書』甘誓・湯誓の「予則孥戮汝」などをその淵源としてあげる。しかし、このような家族の連坐は秦漢律における収に連なるものなのか、それとも血縁による縁坐に連なるものなのかその記述からは判断できない。そこで収と呼ばれるものに限って前後の時代の事例を集め、その性質を探ってみたい。

睡虎地秦簡「法律答問」によれば、「人貉」という身分の者が子主人の世話をさせるか、農産物を納入しなければ強制収容されたことがわかる。

¹⁷ 収人の売却に関して、飯島和俊 2008 は収人が売却された様子が奏讞書に見られることについて、収人が隷臣妾と同様に扱われることから、民に売られるはずはないと考え、官府の間で移管があったため買い戻す必要があったのではないかとする。

¹⁸ 小組は「色」と釈読するが、図版からはこのようには読めない。何有祖 2003 は「并」と釈読し、「状」のことであるとする。専修大訳も何説に従っている。

「人貉」とは何であるか。「人貉」とは、その子が主人のもとで世話をするという
ことである。主人の世話をしない者は、収とする。主の世話をしなくても穀物を納入すれば、
収とせず、主人に与える。（睡虎地秦墓竹簡「法律答問」195）

可（何）謂「人貉」。謂「人貉」者、其子入養主之謂也。不入養主、當收。雖不養主而
入量（糧）者、不收、畀其主。（睡虎地秦墓竹簡「法律答問」195）

興味深い事例であるが、「人貉」という身分が何であるのか不明であるため、なぜ没収さ
れるのか詳しい事情はわからない¹⁹。

『史記』などの文献史料を参照すれば、さらに多様な強制収容および救済措置としての収
容があったことがわかる。そして、これらも犯罪者妻子の没収と同様に「収」と表現されて
いた²⁰。文帝期には次のような収が行われる。

誹謗を除き、肉刑を去り、長老に賞賜し、孤独を収恤し、以て羣生を育む。

除誹謗、去肉刑、賞賜長老、收恤孤獨、以育羣生。（『史記』卷十、孝文本紀）

収容後にどのような扱いを受けたのか具体的なことは分からないが、これは救済措置と
して行われるものである。²¹

また、秦の二世皇帝を批判した賈誼の言に、貧者の収容を行わなかったことが挙げられて
いる。

賈誼曰く（中略）二世この術を行はずして、之に重ぬるに無道を以てし、宗廟と民を壊り、
更に始めて阿房宮を作り、刑を繁くし、誅を厳にし、吏治は刻深、賞罰は当らず、賦斂
は度無し、天下に事多し、吏は紀すること能はず、百姓は困窮して、主は収恤せず。

賈誼曰（中略）二世不行此術、而重之以無道、壞宗廟與民、更始作阿房宮、繁刑嚴誅、吏
治刻深、賞罰不當、賦斂無度、天下多事、吏弗能紀、百姓困窮而主弗收恤。（『史記』卷

¹⁹ 整理小組は『周礼』に見える「貉隸」のことと推測する。

²⁰ 「頗收殷餘民」（『史記』卷四周本紀）「於是文公遂收周餘民有之」（『史記』卷四秦本紀）の
ように他国の余民を自国に編入することも収と表現される。ここでは自国民の収容の場合に絞
って検討する。

²¹ 東晋次 1992 は両漢の孤児の事例を集め、武帝期以降に孤児の史料が頻出することと同族によ
る孤児の扶養が見られるようになることを指摘し、前漢には郷里社会における同族的相互扶助
関係が発達していなかったのではないかと指摘する。文帝が孤独を収容したことと併せて考え
ると示唆に富む指摘である。

一、秦始皇本紀引賈誼)

最も注目されるのが「事末利及怠而貧者」に対する収拏である。これは収拏と表現されており、犯罪者家族の没収と同様、妻子の没収であると考えられる。

末利を事とし、及び怠りて、貧しき者は挙げて以て収拏と為す。

事末利及怠而貧者、舉以爲収拏。 (『史記』卷六十八、商君列伝)

この商鞅による収拏は抑商政策として従来からよく知られており、私営の工商人と怠惰な者の妻子をすべて没収し、官奴婢にしたものと理解されてきた。しかし、『商君書』去強篇に「農、商、官三者、国之常官也。」とあるように、少なくとも商人の存在を認めている事との矛盾が従来から指摘されており、出土史料等から当時の商業の状況が明らかになるにつれ、商業に従事する者の妻子を一律に没収するというのは、極めて非現実的であることが判明した。この一文の読み方について、臧知非 1983 は「事末利」の者を一律に官奴婢にしたと読むのではなく、「而貧」を「及」前後双方にかけて読み、「商売で貧困になった者と怠けて貧困になった者を官奴婢にした。」と読むべきであるとする。これが、妥当な解釈であろう。このような「A及B而C者」という構文は睡虎地秦簡にもいくつか見られるが、「万石之積及未盈万石而被(被)出者、毋敢増積。(睡虎地秦簡「秦律十八種」倉律)」、「作務及賈而負責(債)者、不得代。(睡虎地秦簡「秦律十八種」司空律)」のように、CがAとB両方にかかる場合が多いことも臧氏の説が十分に合理的であることを示している²²。よって、この文の重点は貧の部分にあり、商業に手を出したり怠惰であったりした事が原因で貧窮した者の妻子が没収されると考えてよいだろう。つまり、この政策の主眼は自力で再生産が困難になった貧民の戸を解体することにあつたと考えられる。「事末利及怠」という条件があるのは、農業生産向上に寄与しうる戸まで解体してしまうことを避けるためであろう。以上の事から国家が人民を収容する収は犯罪者の妻子以外にも、生活が困難になった者、その中でも特に国家の求める農業生産を果たさない貧者の妻子に対して執行される場合があつたことが確認された。

本節では様々な収からどのような人々が収容の対象になるのかを検討した。ここからは収容は処罰目的に限ったものではなく、自活が困難な者に対しても行われることがわかつた。次節では再び城旦舂に対する没収規定にフォーカスし、城旦舂に対する没収にも本節で論じたような没収と共通する部分があることを確認する。

²² 「城旦之垣及它事而勞與垣等者、且半夕參」(睡虎地秦簡「秦律十八種」倉律)、というようにCがBのみにかかる場合もある。

第三節 免除規定に見られる収の原理

本節では「二年律令」収律の没収規定およびその免除規定がどのような構造を持つのかを検討し、収と他の縁坐・相坐に性質の違いが見られる意味を探る。

まず検討に入る前に、収と縁坐の関係を論じた諸説をここで整理しておきたい。前述の通り、角谷常子氏は収と縁坐は互いに異なる意味を持つと指摘し、両者の違いについて、収は犯罪者本人に、相坐は連坐者本人に課された刑であったと考え、両者の性質が異なることを想定した。劉欣寧氏も角谷氏の見解を受け継ぎ、収は連坐に含まれず、犯罪者の所有物を没収するのだとする。一方、これと異なる見解を示す研究も少なくない。例えば宮宅氏 2011(134 頁)は縁坐、没収ともに告発を促す目的および犯罪を思いとどまらせる目的の両方があったとする。つまり、犯罪行為があったことを知らなかった者までが血縁による縁坐で処罰の対象となっていることから、血縁による縁坐にも犯罪者本人に対する罰という面があり、夫を告発すれば妻が免除される収にも告発をしなかった者に対する罰という側面があるという見解である²³。

しかし、収に告発を促す目的があるという点にはやや疑問が残る。連坐の目的についてはすでに劉欣寧 2011 の研究があるため、ここで詳しくは述べないが、血縁関係によるものを除き、不知であっても罰が科される連坐は同居・伍人に発覚する見込みの高い犯罪であり、知っているか認定される者が告発しないことに対する罰である。一方、収は親を告発できない子や主人を告発できない奴婢までを没収対象とするため²⁴、密告の奨励と矛盾し、妻の場合も夫を告発すれば自らの没官は免ぜられるとはいえ、子および財産²⁵・田宅が没収されてしまうのであれば、極力隠蔽をすることが予想され、逆に告発を妨げかねない制度である。血縁関係を原因とする縁坐も同様のことが言えよう。収に告発による免除が設定されているのは告発の功を認めたもので、本来の目的ではなく、後発の補足規定であると考えられる。

また、前述のように鈴木氏は角谷氏の史料解釈を継承したうえで、収と縁坐の刑罰体系の中における関係性を考察し、収と縁坐が連動して妻子～同居～同伍・里正・里典・田典へと犯罪者との関係の遠近によって刑罰に軽重がつけられるように設計されていたと指摘する。確かに、収と縁坐はおおむね鈴木氏が指摘するように範囲を拡げてゆくように見える。しかし、条件によっては、その関係が崩れる場合がある。例えば鈴木氏は錢律に、

ひそかに錢を鑄造する者およびそれを幫助するものは棄市とする・同居する者で告発

²³ 水間大輔 2007 の第八章と宮宅氏の間には親族の縁坐に関して意見の相違がある。水間氏は血縁による縁坐は察知の有無にかかわらないという見解であるが、宮宅氏は知っていて告発しなければ同罪であったと考えている。

²⁴ 「子告父母、婦告威公、奴婢告主・主父母妻子、勿聽而棄告者市。一三三年未盈十歳及毆(繫)者・城旦舂・鬼薪白粲告人、皆勿聽。」(「二年律令」133～134)

²⁵ 睡虎地秦簡「法律答問」に「夫有罪、妻先告、不收。妻贖(媵)臣妾、衣器當收不當收。」妻自身の衣服・道具・媵臣妾は没収されず妻に残されたと考えられる。

しない者は、贖耐とする。正もしくは典と田典および伍人で告発しない者は罰金四兩とする。

盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正典・田典・伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。尉・尉史・郷部・官嗇夫・士吏・部主者弗得、罰金四兩。（「二年律令」201～202）

とあることなどから、妻と未成年子に収帑、同居²⁶に贖耐、正典・田典・伍人に罰金というように犯罪者との関係が遠くなるほど罪が軽くなるとする。これも一見すると収と縁坐は連動しているようでもあるが、幾つかの条件下ではこの関係がくずれる。例えば、戸を独立させている妻子は同居ではなく、かつ収による没収対象外であるからお咎め無しである。一方、犯罪者とは戸も別で血縁関係も無い伍人や田典には却って罰金が課される。このような矛盾は初めから連動して全体的な体系が作られたのではなく、本来は個別の目的で作られたものが調整されてこのような形になったために生じたものと考えられる。

では収にはどのような目的があるのでしょうか。これまで収は犯罪者の家を破壊し一般社会への復帰の可能性を消滅させ、後継ぎ・祭祀を絶やすなどの不利益を犯罪者に与えることで抑止力を期待したものであると考えられており、この点に関してあまり異論は出ていないようである。しかし、収によって不利益を被るのは戸主となっている犯罪者および、犯罪者の妻と十七歳以下かつ未婚で同籍している子のいる者のみであり、戸主でなく妻子のいない者には効果が無い。更に言えば、すでに傳されている子がいれば爵は継承され、祭祀が絶えるわけでは無い。また、収人となった妻子は⑥にあげた「二年律令」38 簡からわかるように、通常は爵や償により身分を回復する道が残されていたため、父母や妻の父母などに爵や金銭の余裕があれば、妻子は庶人として再スタートすることが出来る²⁷。このように、収は限られた範囲の者に対して限定的に作用する制度であり、抑止力としては疑問が多い。

告の奨励や犯罪を思いとどまらせることが本来の目的でなかったとすれば、なぜこのような制度が生まれたのであろうか。また、縁坐との性質の違いにはどのような由来があるのであろうか。以下では収の対象とならない者の傾向からこれらの問題を検討したい。

第一節で確認したように、収は完城旦・鬼薪以上と奸の罪に問われ腐刑を受けた者に対し執行される。また、没収対象は妻・子・儿女・田宅・財産・奴婢であるが、妻子の没収には様々な免除規定がある。ここでいま一度被収者の範囲と免除規定を確認すると、次のように整理できる。

妻（夫の犯罪）

夫が奸・略など不正な手段で妻を得た場合。（第一節①）

²⁶ 「同居」は鈴木氏の定義では戸内の複数の成年男子を核とした単純家族同士の関係を表す語で父母・成年子・同産などが含まれる。

²⁷ 親族を金銭で贖う場合、「二年律令」金布律 436～438 に「有贖買其親者、以爲庶人、勿得奴婢。」とあるように、贖われた者は庶人となり、奴婢とすることは禁止されていた。

夫が妻を負傷させるなど妻に対する罪である場合。(第一節①)

夫の罪を告発した場合。(第一節②)

妻が列侯以上の内孫である場合。(第一節②)

夫が奴で妻が婢である場合。(第一節⑤)

子(父母の犯罪)

子が結婚、為戸している、もしくは十七歳以上である場合。(第一節①)

子が嫁いだが、離縁されているもしくは寡婦となっている場合。(第一節①)

母親の犯罪で収が行われる場合。²⁸ (第一節②)

父が奴で自らが奴婢である場合。(第一節⑤)

このように収は妻子を没収すると言ってもさまざまな条件によって免除規定がある²⁹。これら被収者の範囲と免除規定について劉氏は収の性質を犯罪者の所有物の没収であると定義した。ただし、免除される者がどのような意味で所有物ではないと言えるのか具体的な説明はされない。妻や子と同じく没収される奴婢³⁰は所有と言っても程度は大きく異なるため、これらをひとまとめに犯罪者の所有物とするのは、やや具体性を欠く。

鈴木氏はこの点について、より具体的な定義を提出している。鈴木氏は収の目的を、君主と君臣関係の結ばれている者から、賜物である田宅を没収し、さらに妻子を没収して田宅の継承者をも絶つことにより受刑者に大きな痛みを与える事だと考え、妻子のみが没収される理由を「妻子が家財や地位とともに、男性が成人する過程において手にしてきたものだから」だとする。また、犯罪者の父親や兄弟が没収対象にならない理由を、彼らは個別に君主と君臣関係が結ばれているため、謀反などよほどのことが無い限り厳しく罪に問われないのだと説明する³¹。

この指摘は労役刑徒が爵制に連なる身分であることや³²、戦国秦の傅の年齢だと考えられる十七歳から収の没収対象ではなくなることから見て非常に鋭いものである³³。しかし、収

²⁸ 第一節②で述べたように、母に夫がいない、人の偏妻となり戸主となっていたり別居して同じ籍に入っていなかったりする場合女性の犯罪でも収が行われる。

²⁹ 宮宅 2011、139 頁はこれ以外に、誣告反坐の場合没収は無かったと指摘するが、氏が論拠とするのは同居・典・伍の相坐について規定した史料であり、収が免除される根拠とはならない。同居・典・伍人の誣告反坐への連坐が免除されるのはそれが監視義務の不履行を問えない犯罪であるためである。告発のできない未成年の子までが没収される収は監視義務とは無関係であり、誣告反坐であろうと免除されなかったと考えられる。

³⁰ 「二年律令」161～162 簡には「…主死若有罪、以私属為庶人、刑者以為隱官…」とあり私属にされた奴婢は主人が有罪になれば解放され庶人・隱官となった。有罪に城旦舂・鬼薪白粲以上の罪にもこれが当てはまるかどうかははっきりしないが、収律の律文に私属は見られないため、主に城旦舂・鬼薪白粲以上の罪があった場合には奴婢が収される一方で私属は解放され庶人・隱官となったものと思われる。

³¹ 鈴木直美 2013 第三章。

³² 陶安あんど 2009、鷹取祐司 2008 など。また靱山明 1982 は隸臣舂を爵外身分として設定されたものであるとする。

³³ 陳明光 1987 などに詳しい論考がある。漢代では「不更以下子年廿歳、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歳、皆傅之。公士・公卒及士

律では君主との君臣関係の有無だけでは説明できない人々が免除の対象とされている。例えば、鈴木氏の指摘からすれば女性(妻)は君主と個別の君臣関係が結ばれていないために夫や父親の犯罪で没収される一方父兄にはそれがあるため没収されると説明されるのだが、実は父や兄弟だけでなく、母や姉妹も同様に没収対象ではない。このように妻以外の女性が没収対象から外される条件は男性とほぼ同様であるだけでなく、女性でも戸主であれば春・白癸以上の罪を犯した場合に子以外の財産等の没収は執行される。これらのことからすれば、父母兄弟姉妹や既婚者及び十七歳以上の子が没収されない理由は君臣関係の有無以外にあると考えざるを得ない。

ここで収の免除規定及び収が発生する犯罪者をよく見てみるとそれがどれも為戸・婚姻と関わることがわかる。つまり、子は戸主になっていれば無条件に没収されず、また父母の戸に属していても、現在結婚しているか、過去に結婚したことのある者も没収されなかった。また、犯罪者側から見れば為戸は土地の占有の前提条件であり³⁴、結婚していなければ妻子はいないので、収が射程に入れる犯罪者は戸主と既婚者に限られる。さらに、謀反のような重大犯罪に対する縁坐であれば、実家との血縁関係によって罪を得るが、収の場合は実家との血縁関係によって没収されることは無く、夫との婚姻関係によって没収される。これらはすべて、収が為戸・婚姻と深く関わるものであることを示す。

次に十七歳以上が免除される理由について考えたい。すでに述べたとおり、戦国秦の傳の年齢は十七歳前後であると考えられるため、まず傳との関わりが想定される³⁵。もうひとつ注目されるのが、「二年律令」戸律の以下に挙げる条文である。

寡夫・寡婦で子および同居いない、もしくは子がいても子の年が十四歳に満たない者、および父母のいない寡子で年が十八歳に満たない者、および夫妻がどちらも癯病である者、七十歳以上の老人、母³⁶ (342 簡)

子を異戸したが、いま他の子がいなくなり、戸を返上させ入養させたい場合はこれを許す。(343 簡)

…子…者が戸を返上したいと希望すればこれを許す。(344 簡)

寡夫・寡婦母子及同居、若有子、子年未盈十四、及寡子年未盈十八、及夫妻皆瘠(癯)病、及老年七十以上母 (342 簡)

五(伍)・司寇・隱官子、皆爲士五(伍)。疇官各從其父疇、有學師者學之。」(「二年律令 364～365」)とあるように傳の年齢は十七歳ではない。

³⁴ 「二年律令」戸律を参照。

³⁵ 「二年律令」からは年齢に応じていくつもの基準があったことがわかるが、十七歳になると父親の罪で没収されないこと(174 簡)以外にも、史・トの子が学校に入る(474 簡)、肉刑が免除されない(83 簡)基準となる年齢であった。これらも秦代の傳の年齢であったことが関係するであろう。

³⁶ 343 簡と接続させる場合「は子を異戸させてはならない。」となり、344 簡と接続させる場合「で子がいない者は」となる。

異其子、今母它子、欲令歸戸入養、許之。(343 簡)

子謁歸戸、許之。(344 簡)

この条文について、京大訳は 342 簡と 343 簡を繋げて読むと「寡夫・寡婦で子や同居のいないときは…子を分異してはならない」ことになり意味が通らない³⁷ことと、342 簡と 343 簡は筆跡が異なることから、別案としてその次に独立した条文として配列されている 344 簡とつながる可能性を指摘している。342 簡と 344 簡は出土位置も近く、意味も自然に通るため、人文研訳の別案は妥当であると思われる³⁸。ただし、どちらに繋がるにしろ、「寡子年未盈十八」(父母のいない十八歳未満の孤児)が「歸戸」を希望すれば許されたことがわかる。帰戸は専大訳も指摘するように、戸を返上するという意味であろう。従って、十八歳に満たない寡子は、子・同居のいない寡夫・寡婦、子がいても十四歳以下である寡夫・寡婦、および夫妻ともに癡病である・七十以上の老人である場合と同様、戸を返上することが許されていた。癡病や老人しかいない戸と並んで十八歳未満の寡子が帰戸を許されているのは、前者と同じく戸の運営が困難だと考えられていたためであろう。

ここにみられる十八歳は「二年律令」の他の規定には見えない年齢区分であるが、異戸が行われるのは八月の戸時であり³⁹、帰戸も同様に八月戸時に手続きが行われたものと考えられるため、戸時に一歳年を取り十八に満たない者とは、前年度の戸籍では十七に満たない者である。つまりここでは戸時に行われる手続きの規定であるため十八歳未満とされているが、実態としては収の没収対象の分かれ目である十七歳と同じ年齢区分であるといえる。

このことから考えれば、十七歳以上という年齢は両親がいなくても十分に戸主としての役割を果たす年齢と認識されていた可能性が高い⁴⁰。父母が不在でも十七歳以上であれば一人前の戸主として認められたため、没収対象とされなかったのだと考えられる。

また、時代は異なるが戦国斉の著作だと考えられている銀雀山漢簡「守法守令等十三篇」の田法を参考にすれば、この十七歳以上という年齢が農業生産の能力の上でも一つの区切りとなっている⁴¹。

³⁷ 専大訳ではこの部分を「七十以上でこれまで分異した子もいない」と解釈するが、寡夫・寡婦で子や同居のいない者や十八歳未満の孤児が誰を帰戸入養させるのか判然とせず、意味が通らない。

³⁸ 「二年律令」344 簡も単独で読んだ方が「令歸戸入養」の使役の「令」がいきるため解釈しやすい。つまり、「子を分異したが、現在他の子がおらず、(分異した子に)戸を返上させて、入養させたい場合にはこれを許す。」という規定である。

³⁹ 「爲人妻者不得爲戸。民欲別爲戸者、皆以八月戸時、非戸時勿許。」(「二年律令」345 簡)

⁴⁰ 『国語』越語上には越王勾踐が「命壯者無取老婦令老者無取壯妻女子十七不嫁其父母有罪丈夫二十不取其父母有罪」と述べる記事がある。戦国越では女性であれば婚姻を済ませていることが望ましい年齢と考えられていた可能性がある。

⁴¹ 「田法」が書かれた時期については李学勤 1990 に考察がある。『漢書』食貨志にも類似する部分が見られるが、「民年二十受田、六十歸田。七十以上、上所養也。十歳以下、上所長也。十一以上、上所強也。」とあり、やや年齢が異なる。

…以上と十三歳以下はお上が食糧を与える。六十歳以上と十六歳以下は皆「半作」である。十人中八人が耕作すれば王者となり、十人中七人が耕作すれば覇者となり、十人中五人が耕作すれば国が存続し、十人中四人が耕作すれば滅びる。一人の田が大畝二十四であれば王となり、一人の田が十九畝であれば覇者となる。覇者は一年の耕作を二年で食べ、存続する者は一年の耕作を…食べ、滅びる者は一年の耕作を十二か月で食べる。

□□□以上、年十三歳以下、皆食於上。年六十【以上】與年十六以至十四、皆爲半作。什八人作者王、什七人作者覇、什五人作者存、什四人作者亡。一人而田大畝廿【四者王、一人而】田十九畝者覇、覇者一歳作而二歳食【之、存者一歳作□□□食】之、亡者一歳作十二月食之。
(銀雀山漢簡「守法守令等十三篇」田法)

国を強くするには農業が重要であることを述べたくだけだが、十六歳から十四歳までを「半作」としていることが注目される。十六歳以下と十七歳以上の間に耕作能力の違いがあるとされていたことがうかがえる。

これら十七歳という年齢の含意を考慮すれば、収による没収対象外となる子は、婚姻している・十七歳以上であるといった条件を満たし、父母がいなくても十分に独立して戸を運営することを期待できる者であったと考えられる。そのため、いかに近い血縁関係・地縁関係があろうと、為戸している者・結婚している者は没収されなかった。一方、父母無しでは戸主として十分に役割を果たすことが出来ないと考えられる十六歳以下の子は戸の解体にともない没収されたうえで、財産や生産基盤のある者に売却され再分配された⁴²。

ここまでで確認した収律の免除規定の性質から、前節で言及した商鞅による収斂の事例が想起されよう。商鞅の貧に対する収斂は、農業に意欲的に従事せず貧困になり再生産が困難な戸を解体することで、農業労働力として有効に機能するよう再分配する意図が見られる。そして、「二年律令」にも一定以上の労役刑に処された犯罪者の戸を解体し、子のうち戸主としての役割が期待できるもの以外を再分配する意図が見えるという点で同様の性質を持つのである。

では、なぜ城旦舂・鬼薪白粲以上に収が適用され隸臣妾以下に無かったのか、節を改め検討したい。

第四節 里耶秦簡にみる秦の城旦舂

はじめにでも述べたように、石岡氏は城旦舂及び鬼薪白粲と隸臣妾の間の分水嶺の主因は収の有無であると主張する。しかし、もしそうであるなら、戸主でなく、かつ妻子の無い

⁴² ただし、罪のない妻子は没収によって多大な被害を受けるため、妻自身が被害者である場合、妻による告発など自身の功績がある場合、爵位所持者や徹侯の孫など妻子自身が特別な身分にある場合は免除された。

者にとっては隸臣妾であろうが城旦舂であろうがあまり違いが無いことになる⁴³。また、女性の犯罪に収が適用されるのは、女性が寡婦・偏妻として戸主となっている場合など特殊な状況に限られるため、多くの女性にとって隸妾と舂にそれほど大きな差が無いことになってしまう⁴⁴。これでは運営上支障をきたしてしまうことは明白である。例えば、隸臣妾は2～3度逃亡すれば完城旦とされるが、身寄りの無い者や女性にとっては逃げ得となってしまう。収のような一部の人々にしか機能しない制度が労役刑を段階づける最も重要な要素だったとは考え難い。

城旦舂・鬼薪白粲および隸臣妾の差については、すでに宮宅潔 2011・陶安あんど 2009 などが広く史料を集め、役務内容・就役形態・刑具の有無・家族への処遇などの基準により軽重づけられている事を明らかにしている⁴⁵。中でも隸臣妾には役務に服する時と非番の時があり、城旦舂は常に役務に服していたという点は重要な差異だと思われる⁴⁶。

ここで宮宅潔氏らの研究以降、新たに出土した史料も確認しておきたい。例えば、里耶秦簡には実際に労役刑徒の管理に使われた県への報告書「作徒簿」が残されており、「二年律令」から 45～37 年ほど遡る秦漢交代以前の遷陵県における労役刑身分のありかたを知ることができる。

「作徒簿」は刑徒を使役した遷陵県に所属する各部署にて労働内容とそれに従事する刑徒の数を県廷に報告したものである。詳しくは第三章で論じたが、労役刑徒が郷・庫・倉・司空・田官など県の様々な部署で労役に従事している様子が明らかになった。他の部署から派遣されて労役に従事している場合、「受司空城旦」というように、派遣元が記される。逆にその部署から他の部署に派遣される場合、「付田官」というように派遣先が記される。その部署に所属している場合には「受」や「付」は記されない。これによって各刑徒がどの部

⁴³ 特に独特の人的結合関係を結んでいた遊俠・少年と呼ばれる人々の中には戸主でなく妻子の無い人々も多く含まれていたことが予想される。彼らは『漢書』巻 90 尹賞伝において、治安維持のためまとめて捕らえられた例が示すように、犯罪と関わるが多かった。

⁴⁴ 石岡氏は城旦舂及び鬼薪白粲と隸臣妾の差異が収の有無にあるという事からさらに論を展開し、城旦舂の身分回復規定が少ないことから、身分が回復できないのが城旦舂であるとする。しかし、石岡氏自身が言及している通り、「二年律令」204～205 簡および「奏讞書」案例十七などに実際に身分が回復した例もある。また陶安 2009、63～65 頁は秦に無かった城旦舂・鬼薪白粲の贖身が漢代に認められるようになったとするが秦代に存在しないことを積極的に示す史料は今のところ無い。この点に関しては宮宅 2011、183 頁注 (106) にも指摘がある。第一節で③としてあげた規定も「有罪当収」、つまり完城旦・鬼薪以上の免除があったことを示唆する。また石岡氏は収人が没官奴婢として売買される縁坐妻子を含みながら、一方で身分回復の権利を有することを矛盾と考えるが、田宅と同様に再分配・再構成を目的とした没収であると考えれば矛盾はない。そもそも十七歳以上の子は収の没収対象外なので、城旦舂・鬼薪白粲の家族が没収されずに一般社会に残ることは珍しくない。

⁴⁵ 宮宅 2011、第三章第二節、陶安あんど 2009、第二章。その他にも瀬川敬也 1998 の刑具の数によって労役刑が等級づけられていたという意見がある。隸臣妾の身分的位置付けについては非常に多くの研究がある。これについては李力 2007 に詳しく紹介されている。

⁴⁶ 隸妾には更隸妾と冗隸妾という区別があり、前者は輪番で役務に就く隸妾であった。一方、城旦舂にはそのような形態の就役は見られない。更隸妾と冗隸妾については石岡浩 2011、宮宅 2011、123～125 頁に詳しい論考がある。た

署で管理されているかを知ることが出来る第三章で述べたように、遷陵県では、城旦舂・鬼薪白粲・仗城旦・城旦司寇⁴⁷・居貲・居責・繫城旦⁴⁸は例外なく司空に所属し、隸臣妾は例外なく倉に所属している。また城旦と舂はどちらも作園・作廟・治邸・治觀などの土木労働と考えられるものに多く従事しているが、隸臣妾には土木労働に類すると考えられるものは確認できず、行書・吏養・守園などの雑務に従事している⁴⁹。城旦の名の由来であると考えられる「城旦は旦に起ちて治城に行く。⁵⁰」という、城旦労働の名残は始皇帝二十七（紀元前二二〇）年から三十五（紀元前二一二）年⁵¹ころにはまだ残っていたと言える。

遷陵県において城旦舂・鬼薪白粲が所属する県司空は刑徒の管理・治水・土木工事・車などを掌る部署であるため⁵²、労役刑徒は主に所属する部署の労働に従事し、これが労働内容の差となっていた。このように、それぞれの労役刑ごとに所属先が固定されていれば、臨時に他の部署で等級の低い刑徒や黔首と同じ業務に就いても、労働内容の差が完全に形骸化することは無かったのではないかと⁵³。司空で行われる労働にも「徒養」（里耶秦簡 8-145 など）という炊事係もあれば、倉でも「垣」（城壁の建築）と同等の重労働が必要とされることもあったが⁵⁴、重労働に従事する集団内で軽労働に就くことと、普段軽労働に就くものが臨時に重労働に就くのは大きく意味が異なると思われる。隸臣の所属する部署は倉以外にも睡虎地秦簡「封診式」に宮隸臣・牢隸臣、「二年律令」に宮隸臣（193 簡）が見られるが、ここでも主に所属する官府の労役につけられたと考えられる。⁵⁵また、隸臣妾は従来から、外妻子の存在などから一般の民との関わりがあることが指摘されているが、『岳麓書院藏秦簡

⁴⁷ 一般的に城旦身分から免ぜられ司寇になった者が城旦司寇だと考えられているが、陶安 2009、70 頁は城旦を監視するために配置された司寇が城旦司寇だと考える。また宮宅 2010、106 頁は城旦で司寇の業務に携わる者だと考える。

⁴⁸ ただし、居貲責及び繫城旦は倉の簿にも隸臣妾として登記され、労働内容の書かれる部分に居貲・居責・繫城旦と書かれるため、隸臣妾として倉に、居貲・居責・繫城旦として司空に二重に登録されていたと言える（第 3 章を参照）。

⁴⁹ 堀敏一 1997 は睡虎地秦簡などから隸臣妾の労働を「官の雑用」とする。

⁵⁰ 『漢書』卷二恵帝紀応劭注。

⁵¹ 里耶秦簡「作徒簿」に記された作成年月日は概ねこの範囲に分布している。

⁵² 睡虎地秦簡「秦律十八種」司空律などからも司空の業務の一端が知られる。中央・地方各单位における司空の変遷については宋傑 2011 などを参照。

⁵³ 労役刑徒の多くは「付」によって他の部署に派遣されているが、第三章で述べたように、他の部署への派遣は一時的なものであると考えられる。ただしこのような他の部署への派遣が労働内容の差を形骸化させていく糸口となった可能性はある。

⁵⁴ 睡虎地秦簡「秦律十八種」59 の倉律には免隸臣および隸臣が垣と同等の労働に就く場合には城旦と同量の食糧が支給される規定がある。

⁵⁵ 里耶秦簡には他にも城旦舂に関する興味深い史料が多くみられる。すでに宮宅 2011（183 頁注 107）も指摘しているように城旦が財産を持っていたことがうかがえる。また「司空課志」は上計の際に司空から報告する課をリストアップしたものだと考えられるが、そこには「舂産子課」（8-486）というものが見られ、舂が子供を産んだ数が報告されている。身分転落前に身ごもった子であるとも考えられるが、課として定期的にその数を報告するものであったとすれば、舂の身分になってから身ごもった子と考えたほうよいと思われ、舂に子や夫がいた可能性を示唆する。

(参)』の中の訴訟案件にはより生き生きとした隸臣の生活の様子がうかがえる。例えば、案件〇四、「芮盜売公列地案」では有爵者たちと混じって立地の良い商業用地を取り合う隸臣が登場する。このように隸臣は実社会との関わりが強かったが、一方で城旦舂は常に赤い帽子と衣服を着用し、監視人がつけられ、市に入ることさえできなかった⁵⁶。

以上のような役務内容と就役形態の差は、田宅妻子を持たない者に対しても等しく不利益を与えるものであるため、普遍的に刑罰を段階付けることができる。城旦舂・鬼薪白粲と隸臣妾はその名から推測される通り、役務内容と就役形態にこそ本来の差があったはずである。土木工事のある場所に送られ、強度の高い労働に常に従事する城旦舂・鬼薪白粲には田宅を経営してゆくだけの余裕がなかったため、収によって田宅妻子を没収された。一方、比較的軽い雑務に就き、自由な時間もあつた隸臣妾は農業に従事することが可能であつたため、収が科されなかつた。隸臣妾の中には債務によって司空に所属し居貲贖債として城旦労働に従事している者もあつたが、彼らも農繁期になれば農作業に戻ることが出来たと考えられる⁵⁷。

最後にたとえ隸臣であつても収が科せられた「坐奸腐者」について考えたい。腐刑の判決を受けた者は「罪を犯して腐刑にあたる者は、内官に移し、内官がこれを腐刑にする。(有罪当府(腐)者、移内官、内官府(腐)之。)」(「二年律令」119簡)とあるように内官に移される。そのため隸臣であつても農業生産に従事することは出来なかつた。また、生殖能力が失われているため、妻がいても人口の増加が期待できない存在であつた。そのため「坐奸腐者」はたとえ身分が隸臣であつても、国家はより農業生産と人口増加が期待できる戸主に妻子や土地を再分配したのである。この点も収の目的は農業生産と人口増加に繋がらない戸の解体であろうという私見を支えよう。

小結

以上、完城旦舂・鬼薪白粲以上と腐刑に付加刑として科される田宅・妻子・財産の没収には、その他の連坐と異なる原理があることが明らかになった。「二年律令」収律と商鞅の収孥の背後には、機能不全となつた戸を解体し、田宅及び妻子奴婢などの戸の構成員を再分配するという共通の原理があつた。収が発想された背後には古くからの血縁者縁坐の影響もあつたかもしれないが、その直接的淵源は商鞅の時代における家族・戸への国家権力による干渉があると考えられる。周知の如く『商君書』境内篇には爵一級につき田一頃、宅九畝が与えられる規定があり、また「二年律令」にも爵に応じた田宅の支給規定がある(「二年律

⁵⁶ 睡虎地秦簡「秦律十八種」司空律には「城旦舂衣赤衣、冒赤幘(黧)、枸檟櫛杖之。仗城旦勿將司。其名將司者、將司之。舂城旦出繇(徭)者、毋敢之市及留舍闔外。當行市中者、回、勿行。」とある。

⁵⁷ 睡虎地秦簡「秦律十八種」司空律には「居貲贖責(債)者歸田農、種時、治苗時各二旬。司空」とあり、これには隸臣で隸臣居貲贖債として城旦労働に従事していた者も含まれると考えられる。繫城旦については詳しいことはわからない。

令」310～313)⁵⁸。このような規定は田宅が不断に再分配され続けることによって成立する。

『史記』商君列伝には「尊卑・爵秩・等級を明らかにするに各おの差次を以てし、田宅・臣妾・衣服を名するに家次を以てす。」とあり、田宅だけでなく人間の再分配にも言及されている。

前述のように、角谷氏は収に犯罪者本人に対する付加刑という特徴があることを指摘したが、今回明らかになったのは、城旦舂・鬼薪白粲および腐刑を受けた者は自らの田宅を耕作することが困難であるという、その刑罰自体に付随して引き起こされる状況が原因で収という付加刑が科される点である。換言すれば、収以外の地縁・血縁による連坐は犯罪の性質によって科されるが、収のみは刑罰の結果生じる状態によって科されるのである。角谷氏の指摘した収とその他縁坐の違いはすべてこの事に由来すると考えられる。

収は、犯罪の抑止力より、むしろ農戦の推進のために、兵士も兵糧も生み出さない戸を解体することで国家の生産力向上および軍功に対して支給される田宅のストックを作ることに主眼があり、いわば国家の都合で行われたものである。そこには中国古代国家が再生産に適した形に家族形態を改変しようという意図が見られ、結果として国家の理想とする家族形態から逸脱した罪もない人々に多大な苦勞を強いるものであった。

以上で本章の目的はほぼ達成したが、最後に収の廃止に関しても少し考えておきたい。はじめに述べたように、角谷氏は収と相坐がその性質の違いにもかかわらず、いずれも漢初に廃止されるのはなぜかという問いを投げかけたが、それは収と相坐のほぼ唯一の共通点から自ずと明らかになるだろう。収と相坐はその原理や由来は異なるが、結果として多くの女性や子供が労役刑徒または収人として国家の強制労働に従事する点で共通している。労働力需要の構造的な変化と経費削減の必要性から文帝の一連の刑法改革の原因を説明する宮宅潔 2011 (第三章 (五)) の見解を参考にすれば、真っ先に収と縁坐が廃止されたのは、まず労働強度の高い労役に不向きな女性や子供の刑徒を減らすことにより、効果的な経費削減が図られたのだろう⁵⁹。ここに異なる淵源と大きな原理の違いを内包した収とその他に縁坐・相坐がひとまとめに廃止され、収に関しては以後復活することはなかった。

収および縁坐が主に財政と関わる共通の問題の解決のため、言い換えればそれぞれの制度の本来の目的や機能とはあまり関係のない問題の解決のために廃止されたといえる。それは、決して本来の機能が不要となったためではない。そのため、収という制度が主眼としていた成年男性が城旦・鬼薪以上となり戸の経営に参加できない戸という問題が当然再び浮上することとなるだろう。収・縁坐を廃止すれば女性と十七歳以下の子で構成される戸の数は徐々に増え続けるだろう。肉刑が廃止される文帝十三年頃までには女性と十七歳以下の子のみで構成される戸が再び社会問題となっていた可能性がある。このような状況を打開するためには成年男子を戸に戻してゆく必要があるため、肉刑廃止と刑期導入はこの問

⁵⁸ 朱紹侯 2002、朱紅林 2004 など詳しく検討されている。

⁵⁹ この点については第三章でも論じている。

題と深く関係すると考えられる。

本章では、収に関する秦漢律について論じた。宮宅氏はかつて、腐刑と戍辺刑を例に秦漢律の形成過程について論じ、「それぞれに異なる起源と歴史を持つ刑罰が、肉刑という範疇で、あるいは労役刑という括りで統合され、段階づけられ、普遍化してゆく過程」があったことを指摘している⁶⁰。本章で検討してきた収律と連坐にもこれと類似する傾向が確認できた。秦漢律には様々な考え方をもとに作られた律が一見大きな矛盾なく併存・融合して、さながらギリシャ神話のキマイラのように、原理の異なる複数の部分の集合が、全体からみれば一定の整合性をもっているようにみえる⁶¹。このような秦漢律の姿は、次々と新しい思想や領土を取り込み、制度・習俗・言語の異なる六国を統一し、表面的な整合性を達成した秦帝国のありかたそのものと重なりあうように思われる。

⁶⁰ 宮宅 2011、69 頁。

⁶¹ このような秦漢律の形態は長期的な律の法典化の過程で形作られてきたものであると考えられる。秦漢律がどのように法典化されていったかという問題については、池田雄一 2008 第 I 部および第 II 部、陶安あんど 2000 などの研究がある。また、廣瀬薫雄 2010-2 のように秦漢の律は法典ではなく令の抄録であったという見方もある。

第七章 漢代更卒輪番労役の各県における不均一と均一化

はじめに

本章の目的は諸々の卒と同じく役目労働であった更卒の役が、成年男子に課される輪番制の定期徭役へとその性質を変える過程を明らかにすることである。検討に際しては、松柏漢簡卒更簿（47号木牘）を主たる史料として用いる。なお、輪番形式で労役に就くのは更卒のみではないが¹、本章では代表的な輪番労役である更卒の役を対象を絞って検討する。

労役は国家がその成員に要求する基本的な負担の一つであり、国家と社会の関係を探る手掛かりとなる。近年では、小嶋茂稔 2014 が労役徴発のあり方から在地社会と国家統治の関わりを論じ、労働力編成に関する律令規定の中に共同体諸慣行が取り込まれている可能性を見出すことに、一定程度成功している。しかし、労役制度には現在でも十分に明らかになっていない部分があるため、労働力編成原理の分析には限界がある。労役制度に関する研究は、これまでかなりの蓄積があるが、出土史料の増加によって史料状況が改善された現在、大幅な見直しが必要となっている。

近年の漢代労役制度研究では、廣瀬薫雄らによって労役に更と徭という、まったく異なる二種の編成方法があったという重要な指摘が為されている²。更・徭両者の最も大きな違いは、更が輪番で行われる労役であるのに対し、徭は臨時に徴発される労役だという点であるが、徴発方法・対象範囲・人選方法・罰則など様々な面で異なるものであったと考えられる。このような諸点については十分に議論が尽くされているとは言えない。

更卒の役を論じた研究は、比較的新しいものに限っても、渡邊信一郎 1992、山田勝芳 1993³、鷺尾祐子 2005、李恒全 2012⁴などがあり、議論は多岐にわたるが、いずれも考察の中で更の史料と徭の史料を十分に区別せずに使用しており、共通の認識に達していない問題も残されている。これらのほかに、後述する松柏漢簡卒更簿木牘を用いた諸研究があるが、卒更簿木牘にみえる制度と文献史料やその注釈にみえる制度が十分整合的に説明されていないことなどが原因で、木牘の内容に対する解釈が分かれている。

¹鷺尾 2005・廣瀬薫雄 2005 が「二年律令」から指摘しているように、踐更形式で労役に就くのは更卒のみではない。鷺尾氏は踐更形式で行われたものに、戍卒・職掌の固定された労役・更卒があるとす。これ以外に官吏も踐更することが知られているが、上番形式で吏の本来の業務に就くこと意味するのか、吏にも踐更労役の義務があったことを意味するのか解釈が分かれている。

²重近啓樹 1986 の分類ではすでに臨時的徴発と更卒の役を区別している。鷺尾祐子 2005 では更数ではなく日数で表される労役は更卒が従事した徭役でない可能性を指摘し、さらに「更徭」という表現では、「徭」が更卒の役以外の臨時徴発される労役を指したのではないかと指摘している。廣瀬薫雄 2006 は更と徭が別の編成であることを指摘している。楊振紅 2010 は「徭」に分類される労役の特徴を詳細に論じ、更卒の役とは異なることを再確認している。

³ 山田勝芳 1993、第四章「徭役・兵役」。

⁴ 李恒全 2012、第三章。

第一節 松柏漢簡卒更簿の史料的性格

2004年に湖北省荊州市の松柏一号漢墓から木牘63枚・木簡10枚が発掘され、この中に南郡内19の県・道・侯国（以下特に区別の必要がない限り県と総称する）の更卒の人数や更数を記録した簿が発見された⁵。この松柏漢簡卒更簿は、漢代武帝初期の更卒の役の実施状況を知ることができる貴重な史料である。この木牘は朱江松2009に比較的鮮明な写真が掲載されており、写真から釈文を校訂することが可能になっている。すでに、彭浩2009、廣瀬薫雄2009、陳偉2010、楊振紅2010-2、2010-3、張金光2011や孫聞博2015-3など、この木牘に関する専論もいくつか発表されている。釈文については、廣瀬薫雄2009の校訂したものにおおむね誤りがないことが確認できたため、これをもとに考察を進める。なお、廣瀬薫雄氏が「月用卒二千一百七十九人。」とした部分は写真版を確認すると「月用卒二千一百一十九人。」であるとみえるため、この部分のみ改めている。

巫、卒千一百一十五人、七更、更百卅九人、餘卅九人。

秭歸、千五十二人、九更、更百一十六人、其十七人助醴陽、餘八人。

夷陵、百廿五人、參更、更卅六人、餘十七人。

夷道、二百五十三人、四更、更五十四人、餘卅七人。

醴陽、八十七人、參更、更卅二人、受秭歸月十七人、餘十二人。

孱陵、百八人、參更、更百卅六人、不足五十一人、受宜成五十八人、臨沮卅五人。

州陵、百廿二人、參更、更卅七人、餘十一人。

沙羨、二百一十四人、參更、更六十六人、餘卅四人。

安陸、二百七人、參更、更七十一人、不足六人。

宜成、千六百九十七人、六更、更二百六十一人、其五十八人助孱陵、餘八十九人。

江陵、千六十七人、參更、更三百廿四人、餘九十五人。

臨沮、八百卅一人、五更、更百六十二人、其卅五人助孱陵、廿九人便侯、餘卅一人。

顯陵、百卅三人、參更、更卅四人、餘十一人。

邳侯國、二千一百六十九人、七更、更二百八十一人、其卅一人助便侯、廿九軟侯、餘二百二人。

中廬、五百廿三人、六更、更八十四人、餘十九人。

便侯、三百七十一人、參更、更百八十六人、受邳侯卅一、臨沮廿九、餘廿三人、當減。

軟侯、四百卅六人、參更、更百七十人、受邳侯廿九人、餘廿三人、當減。

⁵ 荊州博物館2008の発掘報告によれば、江陵西郷などの地区の戸口簿・正里簿・免勞簿・新傳簿・罷癘簿・婦義簿・復算事簿・置吏卒簿・律令・武帝期の曆譜・遣書・墓主の功勞記録・墓主の昇進記録および任命文書・秦昭襄王から漢武帝七年までの歴代帝王の在位年数を記した帳書などが発見されている。

●凡萬四〔百〕七十人⁶。

月用卒二千一百一十九人。

南郡内各県の更卒の総数「卒某人」・更数「某更」・毎更の人数「更某人」・剰余「余某人」・不足「不足某人」・派遣人数「助某人」・被派遣人数「受某人」・備考「当減」が記され、最後に郡全体の更卒の合計と毎更の人数の合計が記されている。各県の数字は、廣瀬薫雄 2009 以降の研究で用いられている方法で矛盾なく計算できる。廣瀬薫雄氏の秭帰県を例にした説明を引用すれば、秭帰県の卒は総数が 1052 人である。「九更」は 9 組で輪番するという意味である。そのため、毎更（毎月）116 人が服役している。仮に $116 \times 9 = 1044$ 人いれば、九更制を実施できる。ただし、秭帰県には 1052 人いるため、これより 8 人多くなる。これが「余八人」である。「其十七人助醴陽」については、毎月 116 人の更卒のうち 17 人が醴陽の援助をしているという意味である。援助を受けている側の県では「受」で示され、これも毎月の更の人数に算入されている⁷。援助を加算しても、さらに更卒が不足する場合は「不足」で示される。

全 19 県中 17 県では以上の方法で計算が合うが、巫・宜城・臨沮の 3 県ではどのように計算しても人数が合わず、各論者が合わない理由の説明を試みている。この木牘の史料性格とかかわる問題であるので、詳しく確認しておきたい。宜城県について、廣瀬薫雄氏は作成者が「更二百六十八人」とすべきところを誤って「更二百六十一人」と記したと考えている。楊氏は書写者の誤りではなく、釈読の誤りだと考え、釈読を「八」に改めるべきだとする⁸。「一」と「八」は形状がよく似ており、書き写し間違いや釈読ミスが発生しやすい文字である。いずれの可能性もあるが、本来は「八」と記されるべきであったことはほぼ間違いないだろう⁹。次に臨沮県について、廣瀬薫雄氏は本来「廿一」であるはずの「余」の人数を「卅一」と書き誤ったと考え、楊氏は本来「八百卅一」であるはずの卒の総数を「八百卅一」に書き誤った可能性があるとして指摘している¹⁰。余剰数か総数のどちらを誤ったのかは不明だが、廿・卅・卅は比較的間違いやすい文字であるため、両氏の指摘は十分に可能性があるだろう。

⁶ 彭浩 2009 は「凡万四七十人」の「四」字の下におそらく「百」字が脱落していると指摘する。

⁷ 張金光 2011、援助を受けている県（受）と援助している県（助）双方で一人を二重に記録するこのような処理が「会計・統計制度の最も基本的な原則に違反している」とし、この簿は統計記録ではなく、ある月の徴発計画案であると指摘する。しかし、里耶秦簡の作徒簿など秦漢期の簿では、他の部署に派遣されている人員が派遣を受けた部署で「受」として記録されるだけでなく、派遣元でも「付」として記録され、双方の部署の合計人数に算入される。よって、「受」と「助」・「付」の重複記録は秦漢期の帳簿処理をよく反映した方法であるといえる。里耶秦簡作徒簿の人員派遣については、賈麗英 2014 などを参照。

⁸ 陳偉 2010 は余の数が八十九ではなく百三十一だったとして処理する。

⁹ 図版を確認すると「八」のようにも「一」のようにも見える。今後、鮮明な図版や赤外線図版が公開されることで明らかになるだろう。

¹⁰ 臨沮についてはこの他にも毎更の人数が「百六十二」ではなく「百六十」であった可能性もあるだろう。

木牘冒頭の巫県については、彭氏は「余」の数に誤りがある可能性を指摘している。廣瀬薫雄氏・陳氏も同様に「七十二」であるはずの「余」が計算ミスによって「卅九」と記されたと考えている。楊氏は巫県の卒数のほうに誤りがあった可能性もあると指摘するが、具体的な案は示していない。巫県の場合いずれの案によっても、これほど大きな計算ミスが生じた原因は明らかではなく、宜城・臨沮でみられた誤りやすい数字の誤記ほど説得力のある解釈とはいえない。

この三県以外に、末尾に記された郡の卒の総計および月用卒の総計でも、木牘に記載されている数字と、計算によって得られる数字とが大きく食い違う。郡内の更卒の総数は計算では 10,530 あるいは 10,540 になるが「万四七十 (10,470)」と記されている。毎更の人数の合計は計算では 2,021 (廣瀬薫雄) あるいは 2,223 (陳)¹¹となるはずだが、「二千一百一十九 (2,119)」と記されている。張 2011 を除く各論者は、これを計算間違いであるとする。しかし、各県の除算を正確に行っていないながら、単純な加算でこれほど大きな計算ミスが起こるのはやや不自然である。また、仮に計算間違いだとすれば、これほど大きなミスのある簿では、どのような用途であれ、実用に耐えないであろう。そのため、張氏は「当減」やその他の要素を勘案して計算すれば、記載の数字は誤りではないかもしれないと指摘するが、妥当な計算方法を示すことはできていない¹²。

以上のように、先行研究では巫県と郡全体の合計で計算が合わない理由は十分に説明されていない。ただ、郡の合計が単純な計算間違いとは考えにくいという張氏の意見は重視されるべきだろう。そこで、郡の合計を正しいものと仮定し、この数字をもとに、誤りがあることが明らかな巫県の卒数と毎更の人数を逆算すると、卒数が 1055 人¹³、各更の毎月の用卒数は 247 人¹⁴となる。巫県が漢初の張家山漢簡 247 号墓出土「二年律令」秩律で宜城・江陵とならんで秩八百石の重要な県であることを考えれば¹⁵、巫県に宜城・江陵と同程度の更卒が毎月配置されていても不思議ではないだろう¹⁶。木牘に実際に記されている数字は、更

¹¹ 楊 2010 は毎更の人数の総数を 2,220 あるいは 2,011 とするが、邛侯国の釈読および計算で明らかなミスをしているため、合計数もこれによって誤っている。楊氏は邛侯国の毎更の人数「二百八十一」を「二百七十一」と誤積し、ほかの部分では加算していない「受」の数をここでは加算してしまっている。

¹² 張 2011 が「当減」に注目しての算出した 2,138 人という毎更の人数に、さらに孱陵と安陸で不足している人数を勘案すれば $2138 - \{(51 \div 3) + (6 \div 3)\} = 2119$ となり、一応は「二千一百一十九」に一致する。

¹³ $10470 - 1052 - 125 - 253 - 87 - 108 - 122 - 214 - 207 - 1697 - 1067 - 831 - 143 - 2169 - 523 - 371 - 446 = 1055$ となる。臨沮の卒数を 841 人とする場合は 1045 人となる。

¹⁴ 助として他県に派遣されている人員が派遣元にも重複して算入されているため、毎月の用卒数を算出するには、これを除外する必要がある。よって、巫県を除く 16 県の合計は $(116 - 17) + 36 + 54 + 42 + 146 + 37 + 60 + 71 + (268 - 58) + 324 + (162 - 35 - 29) + 44 + (281 - 41 - 29) + 84 + 186 + 170 = 1872$ となる。2119 人から 1872 人を引けば 247 人となる。

¹⁵ 「二年律令」447

～450 簡「宜成(略)巫(略)江陵(略)、秩各八百石、有・丞尉者半之、司空・田・郷部二百石。」

¹⁶ 『漢書』地理志では巫県に「有塩官」と注記がある。武帝期から置かれていたとすれば、これが多くの更卒が必要だった理由の一つであっただろう。

卒数が 1115 人、毎更の人数が 149 人であるので、逆算して得られる値とかなりの差があるのだが、縦に筆記した場合について考えると、その文字列は「千五十五」と「千一百一十五」、「更二百卅九」と「更=百卅七」というように、やや似た形状となることがわかる。巫県が簡の冒頭右端に書かれていることからすれば、この簡を書写した人物が当時参照した原本ではこの部分のみ擦れて文字が薄く消えかかっていた可能性がある。消えかかった文字を書写する際に誤って判読してしまったと考えれば、値は大きく異なるが、形状はやや類似した数字が記されていることも理解できる。仮に卒 1055 人、毎更 247 人であったとすれば、更数は四更で余は 67 となる。実際に記された更数と余数は「七更」と「卅九」である。「六十七」は「六十」を合文で書けば近い形状になると言えるが、「四」と「七」は大きく異なる。おそらく、何とか読み取れる部分のみを書き写した後にこの部分のみ大まかに計算して記入したのであろう。以上のことから、計算の合わない巫、臨沮、宜城はいずれも計算間違いではなく、原本から書写した際の写し間違いであり、郡の総計の数字は正しく書写されているとみられる。

実際に行政に使用されたとしか思えない内容でありながら、一部実用に耐えないほどのミスがみられることから、この松柏漢簡卒更簿木簡そのものは、行政上の必要から書写されたものではなく、副葬のために書写されたものである可能性が高い¹⁷。以下にあげる諸点もこの見解を支持する。松柏一号漢墓からは、この卒更簿以外にも、いくつかの木牘が出土している。写真が公開されているものだけでも、江陵県西郷の戸数に関する史料や郡の戸数・免老・新傅・罷癘に関する史料・令文など多岐にわたるが、文字の多寡や内容の如何にかかわらず、形態が統一されており、大きさがほぼ同じである。松柏一号漢墓の墓主周偃は、出土した木牘に記された昇進記録から、公乘爵を持つ江陵県西郷の郷有秩畜夫であったとされる¹⁸。郷有秩畜夫が郡全体の更卒編成に関わり、他県に対して「当減」などの指示を出すとは考えにくいので、書写の際に参照された原本は墓主が作成したものではなく、おそらく南郡太守府で作成されたもので、何らかの理由で江陵県西郷有秩畜夫の手元に渡ったのであろう。

第二節 更の不均等と調整

更卒の役が輪番で行われる労役であり、1 回の更の期間が 1 か月であることは、すでに渡邊信一郎 1992 が文献史料から明らかにしており、これはその後出土した史料からも再確認されている。また、「二年律令」など出土史料には「数字+更」という表現がしばしばみられるが、これが示しているのは、踐更の順番が回ってくる頻度、すなわち某月に 1 度踐更する

¹⁷ 張家山漢簡 247 号墓出土の「二年律令」などでも、実際に生前使用されたものではなく、埋葬のために制作されたものである可能性が指摘されている。富谷至 2006、邢義田 2011 などを参照。帳簿に鎮簿・辟邪の効能は期待しがたいため、明器として副葬されたものか。

¹⁸ 荊州博物館 2008。

ということであることを廣瀬薫雄 2005 が明らかにしている。

松柏漢簡卒更簿には三更をはじめ、四更・五更・六更・七更・九更というように各県で異なる6通りの更数があることが注目される。廣瀬薫雄 2009 および陳偉 2010 は「三更」とは3か月に1ヵ月、つまり年間4ヵ月践更するという意味だと解し、これ以外の更数もすべて践更の輪番数だと考える。しかし、これは漢代の更卒の役の負担に関する従来の理解とかけ離れたものであるため、批判もある。通説的見解では、更卒の役は全国の男子が一律に年間1か月の労役に就くものであるため、批判は主に負担が過重であること、負担が不均等で不公平であることに集中している。

陳大志・王彦輝 2015 は年間4ヵ月（三更）の践更は「毎年1ヵ月という更徭の基本制度と乖離が甚だしい」とし、張金光 2011 も「秦漢の年間「月為更卒」の歴史事実に反する」と指摘している。各県で更の回数が異なることに関しても「全国の適齢の男子にとって、あまりに不公平であり、何時如何なる国家であれ、採用することが不可能な政策である。」とし、張金光 2011 も「国家制度・徭役徵發制度の最も基本的な統一性と定量性の原則に悖反する」と述べる。このことから張氏は木牘に記された「三更」等の諸「更」は輪番制ではなく、組分け・部隊分け以外の深い意味はないとする。孫聞博 2015 はこの見解に基づいて補足し、「某更」とは当年の徭役を某組に分けて服役することだとする。

これらの批判の根拠はおおむね伝世文献の記載と合わないということに尽きる。伝世文献の記載から簡牘史料を解釈する方法は有効ではあるが、まず簡牘史料内部の論理を十分に究明しなければ、伝世文献の内容に無理に合わせて解釈してしまう危険がある。特に帳簿のような史料では、一見多様な解釈が可能なので注意が必要である。

「某更」の意味を確認するためには、各県の更に関するデータのうち、どの値が元のデータで、どの値が計算によって得られたデータであるのか明確にし、卒更簿の各県の更数がどのようにして決められているのかを知る必要があるだろう。実はこれは各県の「余」や「不足」を確認すれば容易に判明する。卒の人数・更数・毎更の人数のうち、仮に毎更の人数と更数が元データであるなら、乗算になるため「余」や「不足」は発生しない。また、卒の人数と更数が元データであるなら卒数を更数で割るため「余」や「不足」の数は更数を超えることはない。ところが、秭帰を除くすべての県で「余」・「不足」が更の数を超えている。よって、更数は更卒数と毎更の人数から算出されたものであり、あらかじめ更数決まっていたわけではないことがわかる。更卒数と毎更の人数から更数が算出されているとすれば、県で必要な就労者数と県の更卒の人数によって輪番頻度が変化し、県の運営に必要な人員が更卒数に比して少ない県ほど負担が軽くなる。一方、必要な人員を確保できない場合は他県から援助を受け、それでも不足する場合は「不足」として不足更卒数が記される。

張氏の見解のように単に部隊に分けるだけであれば、部隊に割り振らない端数の人員を残しておく必要はないため、部隊数よりも多い端数が出るはずもなく、「助」として他県から人員を借りてまで維持する必要はない。残念ながら張氏の見解は卒更簿内部の論理を無視して、無理に従来の通説的見解に合わせたものだとおぼしめるを得ない。孫聞博 2015 の案

でも同様に県内の「余」があるにもかかわらず、これを各組に分配せずに他県から「助」を受ける理由が説明できない。

また、陳偉 2010 は負担が不公平であるという疑問から、卒更簿の更数は郡への踐更を示しており、四更以上の県ではその更数に分かれて郡中に踐更し、残りの更に服すべき時間は、おおむね県中で更に就くのではないかという別案を提示している。しかし、この解釈に従えば「三更」と記されている県では、すべての更卒が郡に踐更することになり、県で踐更する者がいないことになってしまう。卒更簿では更卒が不足している県に対しては、「助」として他県から人員の援助が行われているが、仮にこれが郡で労役に就く更卒の簿であれば、郡ではどの県から来た更卒でも労働力として使役可能であり、県間で援助を行う必要はない。このような援助が必要とされたのは、それぞれの県の運営に必要な人員であったためであろう。

卒更簿にみられる県の一部は同じ墓から出土した戸口簿¹⁹にも記載があり、ほぼ同時期の県全体の人口が確認できる。例えば、比較的人口の少ない顕陵県では口数は 1608 人だが、比較的人口の多い宜城県では 22759 人である。一口に県といってもその規模は様々で、宜城県は顕陵県の約 14 倍もの人口がある。各県で人口および必要な人員数が大きく異なる状況において、各県の更数に差が出るのはやむを得ないことであろう。更卒労役は踐更期間の不均衡があっただけでなく、労働強度の不均衡も存在したことが次の史料からわかる。

製鉄や製塩をする場所というものは、たいてい、鉄や炭の産地に近い山川で、その所在はすべて遠方であり、その労働は激しいものです。郡中の卒で踐更する者は、その多くが堪えられず、なんとかして人を雇って代わってもらおうとします²⁰。

故鹽冶之處、大傲皆依山川、近鐵炭、其勢咸遠而作劇。郡中卒踐更者、多不勘、責取庸代。（『塩鉄論』禁耕）

各郡県の状況によって労働強度が異なり、塩の産地などでは労働強度に堪えられず、代理服役者を雇っている²¹。条件の異なる県で徴発によって労働力を確保する以上は、頻度・強度が各県で異なることは不可避であっただろう。

次に「助」と「受」で表される人員の調整について検討したい。鷲尾祐子 2005 は、すでに文献史料などから更卒の就労する地域の範囲に関して「郡の範囲で移動するが、某県に配置される」と指摘しているが、松柏漢簡卒更簿からもこれが正確なものであったことが確認

¹⁹ 松柏漢墓五三号木牘。図版は朱江松 2009、釈文は彭浩 2009 を参照。

²⁰ 「多不勘責、取庸代。」と断句し、借金を背負うことを深く考えず代役者を雇う意の可能性もある。（山田勝美 1973）

²¹ 宋傑 1985 の指摘するように、徭の場合は各県で負担の不均衡が起らないように、移動距離などを考慮した計算が行われている。更卒の役負担が各県で大きく異なるのは、使役の主体が県であり、各県で人口・必要な労働力の量が異なることと関係しているだろう。

される。さらに、卒更簿からは、どのような場合に郡内での移動が発生するのかについても判明する。

卒更簿で「助」を負担しているのは、人員に余裕がある秭帰・宜城・臨沮の三県および邛侯国である。これらは南郡中で更卒の総数に対して、「助」を除いた毎更の人数が占める割合が最も低い四県である²²。南郡は諸郡の中で人口の比較的人口少ない郡であるので、他郡にはさらに更数に余裕のある県があったと想定されるが、人員の調整は南郡内部に限られている。

最大の三更を適用しても人員が不足する県では、郡内の別の県から人員が派遣される。人員が欠如し、助を受けているのは醴陽・孱陵・便侯・軟侯の四県である。このうち、醴陽は毎更の卒数が 42 人である。これは、更卒の総数が 200 人以下の県の中では一般的な用卒数であるが、孱陵は更卒の総数が 108 人しかないにもかかわらず、毎更に 146 人と、更卒が 1000 人程度の大県なみの人数必要としている。孱陵が南郡の最南端に位置していることからすれば、おそらく軍事的な要因で多くの人員が配置されたのであろう。便侯国・軟侯国についても、県内の更卒総数が特に多いわけではないが、毎更の人数がそれぞれ 186 人・170 人と非常に多い。同じく侯国である邛侯国でも毎更の数が 211 人（助を含めれば 281 人）と非常に多いことからすれば、侯国の運営には一般の県よりも多くの労働力が必要とされたと考えられる。毎月の用卒数は単に更卒の数から決められたわけではなく、それぞれの県の事情を考慮して決められていたといえるだろう。

以上のことから、更卒は基本的には県内で労役につくが、各県で必要な労役が確保しきれない場合は、人員の余剰具合や地理的關係を考慮して郡レベルで調整が行われることがわかる。

第三節 更卒の徴用

更卒の服役形態については、濱口重國 1931 をはじめ多くの研究成果がある。史料の増加に伴い、服虔説に依拠した濱口氏の更の解釈がその方向性において概ね正確であったことが明らかになった²³。近年では、渡邊信一郎 1992 が司馬貞索引の引く漢律および如淳の引く律説を基本史料として、より厳密な解釈を試みている。渡邊氏は卒更の義務に踐更・居更・過更の 3 形態があり、踐更は「非番期間のあと卒更の当番がめぐってきてその義務遂行期間に入る」こと、居更は「卒更の義務を実際の労働によって果たす」こと、あるいは「代行者を雇って義務を果たす」こと、過更は、「踐更したにもかかわらず就労すべき力役がなかったり、あっても就労せずに義務期間が経過した場合、過更錢を納入してこの義務を果たす」ことであると結論付ける。しかし、この踐更の解釈には山田勝芳 1993 および鷲尾祐子 2005

²² 巫県は記載上七更と人員に非常に余裕があるが、「助」を出していない。先に述べたように、この更数は書写ミスに由来する可能性が高い。

²³ 耿虎・楊際平 2007 は出土資料に基づき如淳説の誤りを再確認している。

から居更だけでなく踐更も更役に服することであるという反論が出されている。鷲尾氏の指摘を受け、渡邊氏も踐更すれば実際に労役に従事することが多かったために、一般的・実地的には、踐更は労役に従事することと同義であると認める。ただし、区別する必要がある場合には就労義務期間に入ることを指すという従来の見解を保持している。

渡邊氏が踐更の解釈に用いた主な史料である『史記』卷 124 遊俠列伝、郭解の事例は、更役の実際の徴発の様子を知ることができるほとんど唯一の史料である。たびたび引用されているものであるが、再び確認しておきたい。

郭解が出入りすると人々はみな彼をよけた。一人だけ足を投げ出して座ったままで郭解を見ている者がおり、郭解は人を遣ってその人の姓名をたずねさせた。郭解の客は彼を殺そうとしたが、郭解は「この地区で暮らしていて尊敬されないのは、私の徳が足りないからであって、彼の罪ではない。」と言った。そこで郭解はひそかに尉史に「この人は私にとって大切な人なので、踐更する時になったら彼を外してくれ」と依頼した。踐更に至るたびに、しばしば期間が過ぎ、吏は呼び出さなかった。これを不思議に思って、理由をたずねると、なんと郭解が彼を外させたのであった。足を投げ出して座っていた者は肌脱ぎになって謝罪した。任侠の若者たちはこれを聞き、ますます郭解を慕うようになった。

解出入、人皆避之。有一人獨箕踞視之、解遣人問其名姓。客欲殺之。解曰「居邑屋至不見敬、是吾徳不脩也、彼何罪。」乃陰屬尉史曰、「是人、吾所急也、至踐更時脱之。」每至踐更、數過、吏弗求。怪之、問其故、乃解使脱之。箕踞者乃肉袒謝罪。少年聞之、愈益慕解之行。（『史記』卷 124、遊俠列伝・郭解）

郭解が来ても避けず、座ったまま睨みつけた人物（箕踞者）は踐更に至ったにも関わらず、労役に従事していない。さらに、箕踞者が一度目ではなく、「数過」してやっと吏に呼び出されないことを怪しんでいる点が注目される²⁴。このことから、一度や二度ならば、特別な口利きがなくても、踐更中に就労しないことが起こり得たことが読み取れる²⁵。さもないならば、必ず一度目で怪しんだはずである。また後述のように義務期間に入った者が出頭しなければ踐更者本人も罪に問われるため、山田勝芳 1993 の解釈するような「しめしめ吏が忘れてくれたわい」では済まず、仮に吏が忘れていたとしても出頭する義務がある。よって、渡邊氏の指摘する通り、踐更は必ずしも労働を伴うものではなかったことが確認できる。

ただし、踐更を労役義務期間に入ることとする渡邊信一郎 1992 の解釈は、やはり一部修正が必要であろう。実際に就労する意味で踐更が用いられている例として鷲尾氏が示す史料は、張家山漢簡「奏讞書」案例 17 (99～123 簡) である。ここには、「講曰、踐更咸陽、

²⁴ 廣瀬 2010 はこれを年間数か月の踐更があった傍証としている。

²⁵ 濱口重國 1932 はこのように官側の都合で労役に従事しない者を「他動的冤番者」と呼ぶ。

以十一月行、不与毛盜牛。」(103 簡)あるいは「今講曰、踐十一月更外樂、月不尽一日下総咸陽、不見毛。」(105～106 簡)などの記載がある。この案例では、講という人物が実際に咸陽に行っているので、踐更には少なくとも労働義務を果たすために所定の就労場所に出頭することが含まれるといえる。また律令では比較的厳密に語を用いていると考えられるが、次の「二年律令」の条文には上述の「奏讞書」の「踐更咸陽」「踐更外樂」と同じく、場所を目的語としてとる踐更がみられる。

祝で六十歳になった者は、十二更とし、大祝に踐更させる。

祝年盈六十者、十二更、踐更大祝。(「二年律令」486 簡)

このように、踐更はしばしば場所を目的語としてとることから、就労することもしくは期間に入ることよりも、就労地に出頭し、そこに詰めることが踐更の核となる要素だと考えられる。踐更のこのような性質は、踐更がもともと兵役であったことと関係しているように思われる。更卒の役は、鷲尾祐子 2005、石洋 2014 などが指摘するように、もともと兵役の一種であったとみられ、遅くとも前漢文帝期までに労役に転用されている。守備兵の上番の核となるのは有事に備えて待機することであり、戦闘の有無にかかわらず、所定の場所に出頭し、詰めることで果たされる。踐更も多くの場合は労働が伴ったが、郭解伝の箕踞者のように労働がなくても所定の場所に出頭し、詰めることで果たされたといえる²⁶。

続いて、過更について再検討しておきたい。過更銭が義務期間経過後に納入されるという渡邊氏の見解に対して、鷲尾氏は「徴集されたにもかかわらず、それに応じなければ、『睡虎地秦簡』『法律答問』に見えるように、逋に坐して刑罰の対象となるのであり、期間過ぎて後代価を納入して済むようなことはありえない」という疑問を提起している。ただし、鷲尾氏が根拠としてあげている「法律答問」²⁷は徭からの逃亡に関するものであり、この史料から踐更の義務を果たさなかった場合の罪を論じることはできない。踐更からの逃亡については、次の岳麓秦簡の律文が参考になる。

……および諸々の隸臣妾に相当するものが逃亡した場合、一日六銭として換算し、司寇・冗作・踐更に当たる者が逃亡した場合、いずれもそれらが冗作する日数、踐更に当たる日数を一日六銭として換算し、すべて盗と同じ規定で裁く。

²⁶ 濱口氏・渡邊氏ともにこのような他動的冤番の場合も過更銭の納入が義務付けられたと考えるが、これには疑問がある。先述の郭解伝で、口利きをして労働から外してやることが、恩を売ったことになるには、他動的冤番に過更銭の納入が伴ってはならない。結局納入するならば、自分で過更銭を選択しても同じことである。

²⁷ 「可(何)謂逋事及乏繇(徭)。律所謂者、當繇(徭)、吏、典已令之、即亡弗會、爲逋事、已閱及敦(屯)車食若行到繇(徭)所乃亡、皆爲乏繇(徭)。」(『睡虎地秦墓竹簡』法律答問 164)。

……及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇・冗作・及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐更日、日六錢計之。皆與盜同灋。（「岳麓秦簡」肆-17～18簡）

条文の前半が発見されておらず、後半部分しか確認できないため規定全体を正確に理解することはできないが、残っている部分から、秦代では「隸臣妾に相当する者・司寇・冗作（常時労役についている者）・当踐更者（上番労役の義務期間にある者）」が逃亡した場合には、一日につき六錢を盗んだ罪として罰せられたことが読み取れる。前述のように、踐更には就労部署に赴くことが含まれているので、「踐更に当たる者」が「亡げる」とは出頭すべき部署に出頭しないことを指しているだろう。

盗額の換算が日割りであることから、義務期間に入った後に一日でも踐更しなかった場合には盗とされたと考えられる。つまり、過更錢は踐更に先立って納入されなければならない、一日でも遅れれば盗罪に問われたはずである。労役義務期間に入り、使役可能な労働力として把握されている者がすぐに徴集に応じられる状態になれば、業務に支障をきたすのは明らかであるので、漢代でも類似の規定が存在したと考えられる。

義務期間が経過した後には過更錢が要求されると渡邊信一郎 1992 が考えた理由は、『史記』卷 124、郭解伝の「数過、吏弗求」を何度か過更したが吏が過更錢を要求しなかったという意味に解したためである。氏はこのように考える根拠として、労役の徴発には発・徴・征などの文字が使われるのであり、「求」では的確な表現をなさないことをあげる。しかし、金銭の徴収でも征・責・収などが使われるのであり、「求」では的確な表現をなさない点では変わらない。「求」は「呼び出す」「選び出す」という意味でしばしば用いられるため、踐更して待機している「箕踞者」を吏が労役に呼び出さなかったことと解して特に問題はないだろう。そうであれば、郭解の依頼した「脱」も渡邊氏が述べるような「過更錢が徴収されないことによって完成する犯罪行為」ではなく、単に除外することと解することができる。そもそも、郭解が自分の徳を誇示するために為したことが、相手を犯罪行為に陥れることとは考えにくい、もし「脱」が渡邊氏の指摘するような違法行為であれば、当然支払わなかった側にも罪があるため、何度か繰り返してはじめて怪しむというようなことも起こりえないであろう。よって、郭解が尉史に密かに依頼した内容は「踐更の時になったら彼を（仕事から）外してくれ。」ということに他ならない。

渡邊氏は昭帝元鳳四年以降「更賦」の用語が出現することから、始元六年の塩鉄会議を契機として、昭帝期をさかいに更徭が原則として過更錢納入へ転換すると指摘している。渡邊氏をはじめ、ほとんどの論者は原則錢納となる以前から、過更錢の納入による免番があったと考えているが、過更錢納入による踐更回避が漢初から全面的に許可されていたかどうかには、検討の余地があるだろう。石洋 2014 は昭帝期に更卒の役が更錢の納入に転換する以前には更錢の納入による免番は認められておらず、自ら代理人を雇用して服役させる必要があったと理解している。先にあげた『塩鉄論』禁耕の記事では、一般の人々が耐えられな

いほどの重労働であり、賃金が通常より高くなることが予想される場合でも、過更銭納入より代理服役者を雇うことが選択されている。更卒の役が原則銭納になる以前に過更の例はみられず、石洋氏のように、昭帝期以前においては過更銭による免番は基本的には認められていなかったと考えたほうが適切だろう。

最後に踐更労役の人選について述べておきたい。徭の人選が郷嗇夫によって行われたことは驚尾氏すでに指摘している。更卒の役の人選についても、これと混同されることが多かったが、更卒の役は自動的に踐更期間となるため、徭のように郷嗇夫が具体的な人選に直接介入することはなかった。踐更すべき期間に入ると、更卒は県などの就労先に赴き踐更し、尉史など踐更した部署の将吏が具体的に必要な人員を選出し、仕事を割り振ったと考えられる²⁸。ここに下級官吏が更役の人選に部分的に介入する余地があったといえる。郭解による介入はこのような下級官吏に影響を及ぼすことで実現している。

更卒の徴用方法が第五章で検討した「徭」の徴発方法とは根本的に異なることが本節の検討で明らかになったであろう。この性質の違いは、更卒がもともと役目を与えられて行われる労働の一種であったことに由来するものである。上番していない非番の時でも更卒は卒という役目を帯びたものであり、臨時の労働の義務しかない一般民とは区別される。

第四節 更の均一化

すでに陳偉 2010 によって指摘されているように、南郡卒更簿の更数は三更が基準であったと考えられる。陳氏はさらに以下の漢初の「二年律令」徭律を引用し、漢初においても、通常の変更卒に対して三更あるいは四更の制が行われていたのではないかと指摘する。

刃物による傷で長患いの有る者は、いずれも罷癘とみなす。労役に従事できるものは、皖老と同様に扱う。従軍によって傷痕した場合でなければ、県官で四交代の輪番労役に就ける。労役に耐えられない者は使役してはならない。(□以□) 令・尉臨席で治癒の確認を行う。

金瘡、有錮病、皆以爲罷癘。可事、如皖老。其非従軍戰瘡也、作縣官四更。不可事、勿事。□以□診瘳之令尉前。(張家山漢簡「二年律令」408~409 簡)²⁹

陳氏は慎重に通常の変更卒が非軍事負傷者と同じ四更であった可能性を残すが、非軍事負傷者が服する頻度が通常と異なるからこそ、あえて四更と記されていると考えられる。非従軍負傷者も「診瘳」という治癒確認の対象になっているのは、従軍による負傷者ほどではな

²⁸ 尉が更卒の役をつかさどったことは嚴耕望 1979 に指摘がある。

²⁹ 「□以□診瘳」の部分は図版によって改めた。この診瘳は県令・県尉の監督のもと行われるもので、治療よりも治癒の確認が目的だったと考えられる。

くとも、優遇があったためであろう。漢初においても、通常の更数は三更であった可能性が高い。

本章で「更卒」の服役方式が明らかになった結果、第四章で保留としていた董仲舒上言の「加月爲更卒」を正確に解釈する手がかりが揃ったといえる。序章で述べたように、董仲舒「限民名田疏」は上言という性質上極めて簡潔にまとめられたものであり、様々に解釈されており、「又加月爲更卒」の部分を「また月を加えて」と読み複数月の就労と考えるか、「また加うるに月に」と読み年間一カ月の就労であったとするか意見が分かれている。

張金光 2011 は「加うるに月に」と読む立場から、陳偉 2010 の松柏漢簡卒更簿の解釈を批判し、「年間四ヶ月「為更卒」について董仲舒が言及していないことは、陳偉のいう「三更」の制を、董仲舒は見たことがないことを示す」と述べる。卒更簿の記録を年間一カ月の踐更と解釈することが不可能であることは、すでに第二節で述べた。よって、再検討すべきは董仲舒「限民名田疏」の解釈である。

「加うるに月に」ではなく、「月を加えて」あるいは「月を加（かさ）ねて」と読む主な論者は濱口重國 1934・伊藤徳男 1959・渡邊信一郎 2010 であり、数ヶ月の意味に解している。この解釈の難点は、董仲舒は古の労役と秦以降の労役を「二十倍」という具体的数字によって比較しているにも関わらず、肝心の更の服役日数の部分で「加月」というようなあいまいな表現であるのはおかしいという点であった。しかし、第二節で述べた更の制度からみれば、このような表現を用いなければならなかった理由が明らかになる。すなわち、県によって更数が異なるため、「加月」としか表現しようがなかったのである。董仲舒「限民名田疏」の「加月」は濱口氏・伊藤氏・渡邊氏の指摘するとおり「月を加ねて」と読まなければならない。

ただし、この制度が両漢を通して行われていたとはいえない。前漢期に更卒の踐更制度に変化があったことは、すでに多くの研究で指摘されている。主な根拠となるのが、次の如淳引く『律説』である。

卒で踐更する者が労役に就く場合、県中で「居更(実際に就役)」する。五ヶ月経って「更(上番)」する。後に「尉律」によって卒は一ヶ月踐更し、十一ヶ月休むこととなった。

卒踐更者、居也、居更県中。五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。

(『漢書』卷7、昭帝紀、元鳳四年顔師古注所引如淳所引律説)

これによって、「五月乃更」から「卒踐更一月、休十一月」に改められたことがわかる。「五月乃更」の解釈は論者によって異なる。濱口重國は数年日毎に五ヶ月間、鷲尾祐子 2005 は一更の期間が五ヶ月間だったと考える。渡邊信一郎 1992・廣瀬薫雄 2005 は五ヶ月休んで一ヶ月就役すること(六更)と解する。渡邊氏は後にこの理解は不十分であったとして渡邊

信一郎 2010 で五ヵ月間に一ヵ月就労すること（五更）と解釈を改めている³⁰。一回の更が、一ヵ月であることは、すでに廣瀬薫雄 2005 が詳しく論じているので、問題は五更を示すのか、それとも六更を示すのかという点であるが、「乃」は一定の時間を表す時間詞の後に置かれる場合、基本的に「しかるのち」の意味で用いられるので、六更と考えたほうがよいだろう。

この『律説』が正しいとすれば、漢初から武帝期まで三更が基準であった更卒の役は、いずれかの時点で半分の六更となり、その後さらに半分の十二更に減らされたこととなる。また、「加月」のような表現ではなく、更数が明記されていることから、一律に更数が定められたものと思われる。

渡邊氏は十二更（年一ヵ月）の踐更に改定された時期を、更卒の役が原則過更錢の納入に転化した昭帝期だと考えている。簿籍や律令によって制度を確認できるのは武帝期までであるので、どの時点で制度が変更されたか確定することは困難であるが、労働力の直接的徴発のまま更の輪番回数が統一されれば、更卒の少ない県では必要な人員を確保できないはずである。過更錢の納入への転化が踐更期間の変更と関係する可能性は高く、渡邊氏の見解は十分に説得力がある。ただし、昭帝期に先立つ武帝期には三更を基準とする制度であったことに鑑みれば、昭帝期に行われたのは、漢初以来の三更制から全国一律六更制への変更であり、その後いずれかの時点でさらに十二更に軽減されたものと思われる。

踐更労役では労働力が仕事の量より多く徴発可能な場合でも、その振り分けにコストがかかるだけでなく、移動距離などの限界があるため、卒更簿にみられるような踐更頻度の軽減、あるいは郭解伝から想定される踐更者の不就労などの形で徴収しないという選択も起こりうる。錢納化と雇用労働が中心になっていけば、このような徴収放棄は起こりえず、錢を各県に分配することで、容易に余剰が活用できる。人口の比較的少ない南郡でも、県によっては九更で人員が充足する場合があります、全国的に見れば六更以上の県が多数あったと考えられる。これらの余剰を分配すれば、六更に統一することも可能であっただろう。

錢納中心の制度で労働力を安定的に確保できる前提条件は、雇用可能な労働力が労働市場に安定して供給されていることである。漢初にはまだこのような条件が整っていなかったため、労働力が直接的に徴発されたが、昭帝期の急速な人口回復によって条件が整うと³¹、錢納が一般化とともに各更卒に対して均一な六更の負担が実現し、最終的に十二更まで負担期間を削減することができるようになったと考えたい。

³⁰ 渡邊信一郎 2010、第二章「漢代更卒制度の再検討」115 頁参照。渡邊氏は廣瀬薫雄 2005 でも五更であるという解釈が提示されているとするが、廣瀬薫雄 2009 のほうでは渡邊氏の元の見解と同じく六更と考えているようである。

³¹ 松柏漢簡戸口簿木牘(53)から推定される武帝初期南郡の戸口数は『漢書』地理志の「南郡戸十二万五千五百七十九、口七十一万八千五百四十」と同等かそれ以上であり、南郡の人口のピークといえる値である。葛劍雄氏によれば、武帝期の前半には全国の人口はピークを迎え、4,000 万人程度に達していたと考えられる。その後「天下戸口減半」（『漢書』五行志）と称されるような人口の激減が起こり、武帝末期に約 3,200 万人になったが、昭帝期以後は増加を続け、平帝元始 2 年に『漢書』地理志に記された約 6,000 万人に達する。

小結

民の負担を均一にすることは、理想の政治として史料にたびたび確認される³²。しかし、武帝期以前の更卒の役は各県で負担に差があり、全国的な均一化が漢初から実現していたわけではなかった。

青木敦 1995 は、賦役労働では徴発・役使に際して、強制・監視・評価コスト等がかかるため、労働供給の増加による労働市場における賃金の低下が起こると、これらのコストが割高になり、労働力調達の方法を賦役わりあてから雇用へと変化させてゆくという仮説を紹介している。漢代更卒制度にも同様のことがいえるだろう。

漢初から武帝期までの更卒の役は、明らかにコストよりも労働力の安定した確保に主眼が置かれており、秦から漢初のような労働力が希少な状態に適した制度である。労働市場に労働力の供給が十分ではない状況下で、安定して労働力を得るためには、大量の人員を切れ目なく上番させるか、または大量の労役刑徒を保持するなど非常にコストのかかる方法を選択しなければならなかった。武帝後期に急激に減少した人口が昭帝期に急激に回復すると、労働供給が増加して践更労役はコストに見合わないものとなり、更卒の役は銭納と雇用による労働調達へと変化した。ここに至って、ようやく全国的な負担の均一化が実現可能になったといえる。

最後に、すでに先行研究で明らかにされていることを含め、本章で明らかにした践更労役の特徴をまとめておきたい。践更労役は臨時に徴発される徭とは異なり、定期的の上番が義務付けられる輪番労役である。武帝期以前は各県で定められた更数に従って某更（某月）に一ヵ月間労役義務期間に入り、就労先に出頭することが義務付けられている。基本的には県内で労役に就くが、不足する県がある場合には郡内で調整される。具体的な仕事の割り当ては践更先の官吏によって行われる。就労先に出頭しなかった場合には、一日ごとに所定の金額（秦では六銭）を盗んだ罪に問われた。漢初から武帝期には三更を上限に県内で必要な人員数に応じて更数を決める方法がとられたが、これは大県と小県との間に著しい負担の不均衡を生じさせた。昭帝期頃までに更卒の役が銭納と雇用労働に転化すると、全国の民に対して一律に固定された更数を設定することが可能となった³³。昭帝期に六更に統一された更数は、後漢までには十二更に減額された。

以上、輪番労役である践更労役に限定して論じたが、秦漢期の国家による労働力調達には他にも臨時的徴発（徭）、身分労役（城旦舂・隸臣妾・司寇・官奴婢）、債務労役（居貨贖責）、

³² 「均繇（徭）賞罰」（睡虎地秦簡「為吏之道」）「以保息六、養萬民。（略）六曰安富」鄭玄注「安富平其繇役不專取」（『周礼』地官司徒）などから、秦漢期にこれが重視されていたことは明らかである。

³³ 石洋 2012 のように物価の上昇を上回る賃金上昇が両漢期を通じた趨勢であったという指摘もあるため、銭納化・雇用化が実現した背景についてはさらなる検討が必要である。

雇用労働（傭）など様々な方法があった。また、もともと兵役であった更卒の役が労役に転用されたように、戍卒（更戍・徭戍・屯戍・罰戍・謫戍）、衛士などの兵役も、労役と密接な関わりを持っている。これらを含めた全体的な労働編成・労働力配分制度の変遷については終章で述べる。

終章 秦・前漢期の労役制度の類型と変遷

第一節 秦・前漢期の労役制度の類型

漢時代の労役体系は序章で述べた通り、細かい点については諸説あるが、広く支持されている理解は、主に董仲舒上言および『漢旧儀』等の文献から導き出されたもの、あるいはこれを補足したものである。一例をあげると、渡邊信一郎 2010 は漢代の農民男子は 23 歳になって傅籍手続を行うと正と呼ばれ、更徭の役のほか、1 年間の衛士、1 年間の戍卒(徭戍)、材官・輕車・樓船などの地方郡県における軍事勤務(甲卒)・最下層吏員などを負担したとする。

簡牘史料を用いた研究では、この体系の中で十分に説明できない諸々の労役制度が個別に指摘されている。これには、徭役として認められない強制労働があったことなど広く共通の理解になっているものもあるが、異論があり、共通の理解となっていないものも多い。例えば、更卒の役をはじめとする「更」とは別に「徭」という系統の労役の義務があったという見解、上番形式の「更」で就労する労役は多様であり、更卒の役に限らないという見解、更卒の役のような「更」の役は年間 1 ヶ月ではなく、年間数か月の服役義務であったという見解などである。異論のある見解はいずれも労役体系の通説的見解と整合的に解釈することが困難なものであるが、本論文で個々の労役編成や役目について検討してきた結果、更卒の役をはじめとする踐更労役は「徭」に含まれないこと、更は三更(年 4 ヶ月)を基準に年間複数月上番したことが改めて確認された。

各章でそれぞれの労役の徵發方法・就労形態・義務日数などの特徴を詳細に検討し、秦から前漢末までの変化をたどることで、個別の制度の性質を明らかにすることができたと思われる。労役類型と労役制度の体系の検討に入る前に本論文で検討した秦漢期の個別の労役制度の特徴を整理しておきたい。

第一章では里耶秦簡の労役関連史料の校訂と集成を行い、主に図版から再検討することで、より正確な情報を引き出すことに成功した。第一章で校訂・集成した簡牘史料は主に第三章の考察に用いた。

第二章では里耶秦簡作徒簿の作成から廃棄までの経緯、作徒簿の書式などを検討し、三章で秦の刑徒労役解明のためにこれを用いる際の留意点を探った。その結果、これらの簡が少なくとも 1 年程度保管された後に保存期間を満了して廃棄されたものであること、労役刑徒を使役するすべての官で毎日「作徒簿」が作成されたこと、一般民の労役と労役刑徒の簿は別に作成されたこと、県廷に近い官では毎日県廷に届ける必要があったが、距離のある官では 1 ヶ月まとめて送られたこと等が明らかになった。

第三章では、秦では刑罰として身分が転落した労役刑徒身分の者や債務によってこれに準ずる身分として扱われる者による労役が国家の労働力需要に占める割合が極めて高かったことを明らかにした。労役刑徒には重大な罪を犯した一般民である城旦・舂、重大な罪を

犯した有爵者である鬼薪・白粲、中等の罪を犯した隸臣・隸妾、比較的軽い罪の司寇、免罪刑余者の隱官などの諸身分があるが、このうち特に隸妾という女性の労役刑徒の数が多いたことが明らかになった。また、労役刑徒および債務労働者の労役は県行政の維持および中央への貢納、軍事が主たる目的であり、民の生産拡大と直接的に関係する労役は確認できないことを述べた。秦末には大量の刑徒労役の存在を前提とした県運営となっていたが、大量の労役刑徒を十分に管理できておらず、死者・逃亡者の数が多かったことも確認できた。

第四章では更卒の役について検討した。ここでは、まず王彦輝 2015 や宮宅潔 2019 の更卒の役が「徭」に含まれるという見解を再検討し、このような立場から再解釈された出土史料の読み方が成立しがたいことを確認し、県で様々な雑務に従事するにも拘らず「徭」に含まれない更卒とは何であるのかについて検討した。多く研究では更卒と戍卒はそれぞれ徭役と兵役として全く別の制度だと考えられてきたが、鷲尾裕子 2005・楊先雲 2019 の更卒が本来戍卒であったのではないかと指摘している。これを再検討し、県内で従事する更卒と辺境守備をする戍卒を同一視することはできないが、県内で任に就く兵士のうち常勤の者が県卒・乗城卒であり、輪番制の者が更卒であると考えた。従来の労役制度体系の研究では、当時の兵士が様々な労働に駆り出されることが十分に注目されていなかったため、兵役と力役に二分する枠組みで労役体系を復元したことが制度の構造を誤認する原因となったといえる。続いて、対句構造と『前漢紀』の記述から董仲舒上言を再検討し、これが「加月為更卒。已復為正衛。」という民の負担の視点から一般の成人男性の二大負担を述べた対句と「一歳屯戍・一歳力役三十倍於古。田租口賦・塩鉄之利二十倍於古。」という財政の視点から年間の労働力の直接徴収量と年間の金銭の徴収量が大幅に増加したことを述べた対句であり、労役制度の体系を述べたものではないことを明らかにした。

第五章では「徭」について検討した。「徭」の範疇に含まれる労役について、これまでいくつもの異なる見解があった。最も広範な意味にと考えるのが民の強制労働をすべて「徭」とする見解である。この他に楊振紅 2010 の「国家が承認した正式な労役」であり、「集落共同体内部での労役」を含まないとする見解やこれとは逆に小嶋茂稔 2014 のように「在地の共同利害にかかわる労働」であり「在地の共同利害とは直接的に関係しない内容の労働」を含まないという見解がある。まず、「徭」の運用範囲を検討した結果、在地の利害にかかわる労働および在地の利害と直接かかわらない労働はいずれもこの労役の範疇に含まれるが、特定の戸のみの利害とかかわる労働は受益者が自ら負担すべきものとして「徭」には算入されなかったことが明らかになった。ただし、在地の利害とかかわらない労役のうち、恒常的に必要な労役は官徒などの県官に属する人員を割り当て、「徭」では行わないことが規定されていた。「徭」は非常に融通のきく労役であり、徴発可能な人数も多いが、身分・懲罰・債務労役や役職労働の人員を動員してさらに不足する場合にのみ徴発されるものであり、徴発の優先順位は低く定められていた。続いて、「徭」の義務日数を検討した。月徭某日という単位で定められていたと考えられ、爵位によって服役日数は大幅に異なっていたと考えられる。一般民の「徭」の義務日数が明記された史料は発見されていないが、里耶秦簡か

ら月徭某日という単位で設定されていたことがわかる。また、草場漢簡から蛮夷の義務に日数が、蛮夷の服役日数は年間不更で8日、簪褭で16日、上造で24日、公士で32日、無爵者で48日であることがわかる。一般民では不更年間12日、簪褭年間24日、上造年間36日、公士年間48日、毋爵者年間72日であったと推測される。最後に「徭」の徴発方法について検討した。更卒の役が自動的に践更期間に入り、尉史などが仕事を割り振るのに対して、徭は各県に必要な人数が割り当てられると、県によって県内の各郷に算の数に応じて割り当てられ、郷では郷嗇夫・里典が中心となって人選を行う。県は各郷の算の情報に基づいて郷に割り当てるのみであるので、先行研究でも指摘されているように郷の段階ではじめて個人が指名された。郷里社会と国家の間で郷嗇夫が重要な役割を担っていたといえる。これらの検討により、「徭」と更卒の役とは運用範囲・徴発方法・義務日数がいずれも異なるものであり、異なる義務であることがさらに明確になった。

各章で論じた個々の労役制度は従来の主に董仲舒上言と『漢旧儀』から復元された通説的な労役体系の理解とは合致しない部分が多い。しかし、第四章で述べたように、董仲舒上言も『漢旧儀』も労役制度の全体像を体系的に記述したものではないことは明らかである。董仲舒上言は漢代の大多数の成年男子の主要な負担を述べたものであるが、労役体系としては一部分である。また、出土史料にも同じく労役制度の全体像を体系的に記述したものは現時点では確認されていない。秦漢時代の労役制度の全体像を記述した史料は存在しないということをまず認識するべきであり、このような史料状況のなか秦漢時代の労役制度の全体像に迫るには文献史料および出土史料から個別の労役制度を集め、それぞれの性質を明らかにし、全体像を再構成するという道しかないだろう。

従来の研究では主に民の負担という視点で労役体系の復元が試みられてきた。これは出土史料の増加以前に最も重要な史料であった董仲舒上言が民の負担が重すぎることを論じた文であったため、必然的なことであった。しかし、民の負担から労役体系を復元するという方法は均等な労役が課されていたという前提あってはじめて成立する方法である。本論で労役制度を検討した結果、秦漢時代の労役負担は爵制身分・居住地・役職などによる負担の差が非常に大きかったことが明らかになった。従来の研究ではこの点を十分に考慮せず民の負担の視点を重視しすぎたため、制度設計の構造が把握できず、議論が無用に複雑化してしまった可能性が高い。

制度設計の構造を把握するには、渡邊信一郎の提起する社会的労働編成から労役制度の体系を探る方法が有効であると考えられる。ただし、渡邊氏の研究では様々な労働編成は列挙するが、編成の類型化は十分ではないため、この部分を改良し、まずは労働力編成という観点から典型的に整理し、その後に各労働編成構成者の負担を復元する方法を用いる。

徴発の方法から労働編成を整理すれば、秦の労役制度の設計は極めてシンプルなものであるといえる。秦では大きく分けて二種類の方法によって国家の運営に必要な労働力を徴発している。一つは役職・身分を割り当て、県官のスタッフとして、常勤あるいは上番制で従事させる狭義の役目あるいは身分であり、もう一つは爵位によって規定の日数が義務付

けられる狭義の労役（徭）である。

役目労役・身分労役には刑徒労役・官奴婢などの身分労役およびこれに準ずる債務労役と行政上の何らかの役職に除任される吏役、軍事的な役職に就けられる軍役など様々な性質のものがあるが、いずれも特定の役目に任命し、県官のスタッフとして扱うものである。これらは常勤を基本としているので、義務日数は設けられていないが、場合によっては上番で従事することもある。上番制の場合はその役目に任じられた者が1回1ヶ月を単位として、3交代から12交代の頻度で上番する。これに対して「徭」は労役の内容は決まっておらず、多目的に臨時に徴発されるものであり、年間一定の義務日数が設けられている。

第五章で述べた通り、この他に徭の日数として算入されないにも拘らず強制される労役がある。このうち一種は徭によって建造された建築物が短期間で壊れてしまった場合にそれを建造した人々の責任として補修させるものであり、「徭」による建造の不備の責任を問う「徭」の特殊形態であるといえる。もう一種は耕作地が苑に近く、動物が入り込んでくる場合に耕作地の所有者に柵を作らせるものであり、これは所有者自身の利益のための労働として、公的な労役と見做さないものである。このような、公的な労役と見做さない制度外の強制労働という抜け穴が設けられたことは、後世の制度への展開を考えれば極めて重大な意義を持つが、いずれもかなり限定された条件で行われるものである。

上の二種の制度外の強制労働は、一般民を徴発しながら「徭」の義務に日数に算入されないものであるが、一般民の「徭」の徴発を禁じ、県官のスタッフで行うよう定めた労役もある。例えば郵道・橋・馳道の整備で県外に出る場合のような比較的頻度の高い国家的な需要に応じたものである。一方、頻度の高いものでも邑の垣根を補修したり、あぜ道・橋を補修したり、溜池を掘削したり、ぬかるみや苑をならすなどの県民の利となる労役は一般民に従事させることが認められていた。つまり、県民の利として正当化できない労働は臨時的なものしか認められなかったとみられる。これは「徭」が本来あくまで県官のスタッフによる労働力で賄いきれない場合に臨時的・補助的に一般民が徴発される制度であったためだと考えられる。よって、秦で最も基本的な労働力の徴収方法は、吏・卒・徒をはじめとする何らかの役目や身分にある者による労働であるといえる。その後、漢代になると労役刑徒および更卒の制度が改革され、労役制度の構造が大きく変化するが、この点については次節で述べる。

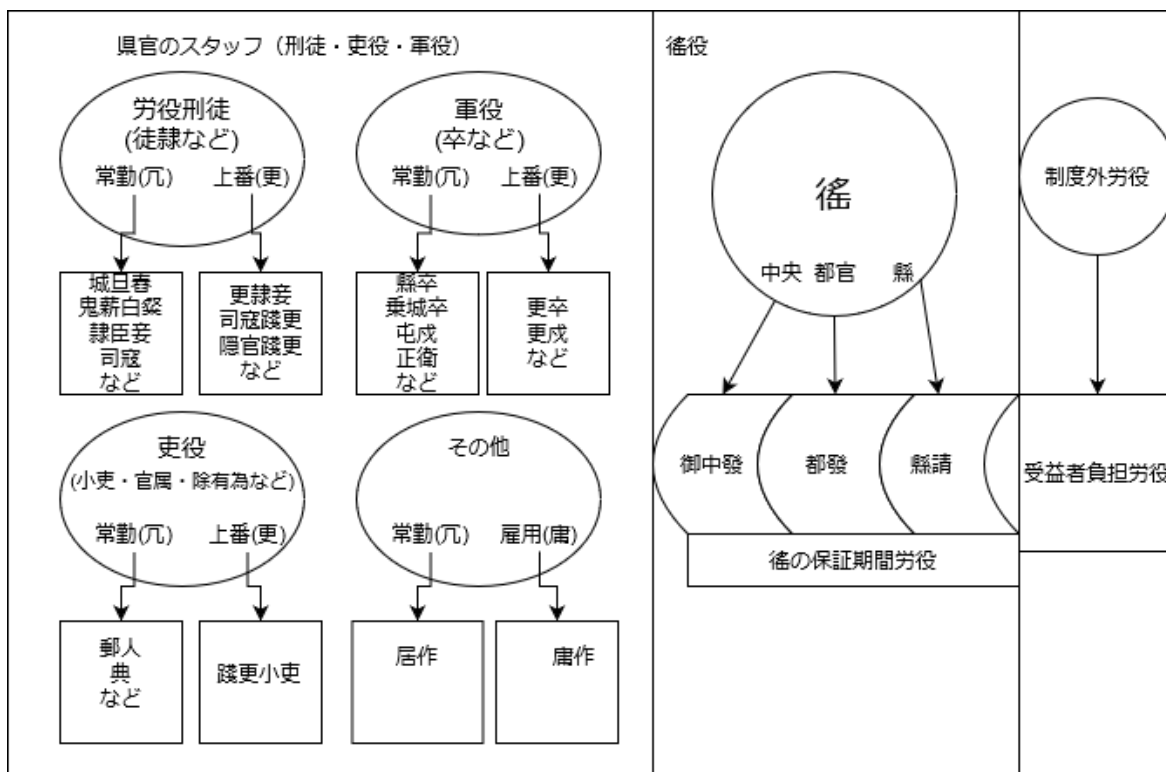
睡虎地秦簡および岳麓書院蔵秦簡から「徭」には徴発主体によって「御中発」と「都発」と「県請」という種別があったことは第五章で述べた。これらの用語で、「御中発」と「都発」は動詞が「発(お)こす」であるのに対して、県の場合は動詞が「請う」であることが注目される。「御中発」は中央の労役であり、「都発」は中央の機関の地方における出先機関である都官の労役であると考えられるため、いずれも中央の需要による徴発である。ここから「徭」は中央に属する財政であり、中央と都官が使役主体である場合は直接に徴発することができたが、県では中央に「請う」手続きを経て徴発する必要があったことが推測できよう。

このような、「徭」の位置づけについては、労役を財政として分析し、中央と地方の財政

の区別に着目した渡邊氏の指摘が手がかりとなるだろう。渡邊信一郎 2001(158頁)は序章でも述べたように、社会的労働編成の集積・編成とそれを基礎にする全国的編成や広領域編成のあり方が租税の収取・蓄積や中央財政の編成のありかたと同じであることを指摘している。その漢代財政の特質については「農民的余剰が基本的に各郡国において備蓄(委積)され、そこから賦輸・委輸・調均の物流制度を通じて中央・地方の財政的需要をこなし、全国的均衡を達成したところにある」とし、「中央大司農の財政的指揮権は成立していたが、中央集権的財務行政はなお確立していなかった」と指摘する。

本論文での検討の結果、徭については渡邊氏の指摘する通り、財政と同様に県で蓄積された中央財政という性質と考えるのが最も適切である。「徭」の性質はまさしくこの財政の特徴と合致するものであり、「徭」は財政の一部と扱われていたと理解すべきである。一方で更卒、踐更の役についてはこれと性質が異なる。第七章で明らかにしたように更卒は県のスタッフとしての性質があり、基本的に県内で労役に従事している。例外的に郡内の他県で労役に従事する場合もあるが、財政の委輸や徭とは違い、使役主体は本籍地の県のままで他県に派遣される「助」という形式であった。更卒だけでなく踐更によって従事する労役は、財政ではなく踐更先のスタッフとして扱われたと考えられる。

以上についてまとめると、限定的な徭役制度外の労働を除けば、各種労働編成には、県官のスタッフとして従事する役目と、基本的に中央の財政とされる徭の二種があるのみであり、両者は労役内容・日数・徴発方法にも差があり、徴発の優先順位があった。このような労役体系を労働編成の面から整理すれば以下ようになる。



徴発の優先順位としては、労役の内容と関連のある県官のスタッフが最も優先される。臨時に大量の労働力が必要になる場合でも徴発には順序がある。まず、「徒隸事」と呼ばれる雑多な労役にはまず労役刑徒が充てられ、不足すると兵役従事者である卒が充てられる。

「徒隸事」の中でも土建のような重労働には城旦舂が優先され、不足すると隸臣妾が充てられる。一般民の徴発は、第四章・第七章で述べた通り、乗城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隠官・踐更者をすべて従事させても足りない場合のみ許可された。一般民の「徭」は吏・卒・徒などの県官のスタッフを転用しても不足する場合にのみ徴発できるのであり、基本的には臨時的な労働力需要に対応するために県に積み立てられた中央財政としての性質を持つ。

従来の研究では農民男子の負担として一括で解釈されたが、労働編成の各身分によって負担は異なるので、負担の面から整理するには、各身分に分けて考える必要がある。身分ごとに負担を明らかにすることで、より正確に体系を把握することができるだろう。各労働編成には通常の義務と付加的な義務があり、大まかな設計を模式的に整理すれば下図のようになる。

身分	吏 (男性のみ)	卒 (男性のみ)	徒・徒隸 (女性を含む)	民・黔首 (女性を含む)
通常義務 <small>常勤が基本、 上番制の場合 年間1~4か月</small>	県内での 通常業務	県卒 乗城卒 更卒	県内での 通常業務	農作業
付加的義務	徭使	屯戍 更戍 正衛	徭使 他県での就労	徭 (期間は爵位により 年間12~72日)

上図のように整理すれば、従来の議論では合意に至らなかった女性徭役の有無の問題も、有りとする立場・無しとする立場双方の論拠について、すべて説明可能な結論を得ることができる。従来の議論の問題点は更卒の役など更の役を徭役そのものであると考えたことである。両者を同一のものと考えてしまったため、史料に更卒の役には成年男性しか従事しない記述がある一方で実際の労役に女性が従事した記述があることが矛盾となっていた。本論文で更卒は成年男子の軍事的な役目が労役に転用されるのであり、狭義の徭役とは区別されることが明らかにしたことで、更卒の役には男性しか従事しないが、徭には女性も従事する記述があることは矛盾ではなくなる。また、民の強制労働全般を指す語である「徭」に更卒の役が含まれないことも矛盾ではなくなった。

第二節 秦・前漢期の労役体系の変遷とその意義

労役制度の体系は秦漢期に何度か大きな転換がある。本節では第六章から第八章までで

明らかにした個別の制度の変化をもとに労役体系の全体的な構造変化について検討する。

第一節で確認したように、秦では兵士や労役刑徒や上番制で従事する県の末端の役職など県の行政組織に属する人員が労働編成において最も重要な位置づけにあったと考えられる。このような秦の制度は、董仲舒が賦税力役について「漢興、循而未改。」と述べるように基本的には漢に受け継がれたと考えられるため、漢初の労働編成も概ね秦に近かったのではないかと推測される。

秦の労働編成は大量の労役刑徒の存在を前提に成り立っているが、もともと労役刑徒を中心に労働力調達制度が設計されていたのではなく、労役刑徒の増大に伴い、その状況に合わせて行政が労役刑徒の労働力への依存を高めていった可能性が高いだろう。秦でこのような労役刑徒の増大を引き起こした主な原因の一つが、収および縁坐の制度であることはほぼ間違いないだろう。第六章で述べたように、収の本来の目的は生産性の低い戸を解体し、吏卒や農民を支える労働力として再構成することであったと考えられる。一方、縁坐は告発すべきであるのに告発しなかった人々の責任を問うものである。それぞれ異なる目的で施行された律であるが、いずれも女性・子供の労役刑徒の割合を高めることとなった。その結果、第三章で述べたように、刑徒全体に老人・子供・女性・病人の占める割合がアンバランスに高まった。当時これらの人々の労働力としての価値は成年男子より低く評価されていたため、問題として認識されていたはずである。また、三章では秦末には労役刑徒の数が膨大なため管理が行き届かず、逃亡・死亡する者が多いという問題が起きていたことも確認した。労役刑徒の過度な増加の問題は管理不全と死者・逃亡者の増加にとどまらない。これによって引き起こされる戸の解体は編戸の減少につながり、さらには税収の減少につながる。文帝による刑制改革は第三章・第六章で述べたように、老人・子供・女性といった国家に抱え込む非効率的な労働力の削減のために行われたものだと考えられる。

秦漢期の労役制度の一つ目の重要な変化は文帝の収・縁坐の廃止と刑期の導入による労役刑徒の大幅な削減だろう。全国の労役刑徒の正確な人数を記した史料を存在しないため、推定するしかないが、前漢後期についてはすでに渡邊信一郎 2010(148頁)が『漢書』刑法志を用いて試算している。これによれば、労役刑徒 18 万人であり、これにより軽い 3 ヶ月から 1 年にいたる戍罰作刑を加え、刑徒の総量は 20 万人から多くても 30 万人程度であり、各地方官府に平均 100 人余りの刑徒が居たようである。各地方官府に戍罰作刑を除けば、90 人程度だといえる。秦の遷陵県では第三章で述べたように 300 から 350 人の労役刑徒と 40 人程度の一般民の債務労働者が労役に就いている遷陵県は辺境の新県という特殊な官府であるので、この人数を直ちに一般化することはできないが、第三章で述べたように遷陵県の労役刑徒が秦の県の中で飛び抜けて多かったとは言えず、遷陵県では基本的には必要な人数を他県から供給されていると考えられるため、余剰人員や労役不能な人員は送られてこないだろう。他県では必要な労働力に関係なく、有罪になった者の数だけ労役刑徒も増加し、老人や労働できない者も含まれるため、人数はこれより多かった可能性のほうが高いだろう。

遷陵県の労役刑徒 300 から 350 人を漢の各地方官府の労役刑徒の平均 90 人程度と単純に比較すれば、約三分の一から約四分の一まで減少している。急激な減少であるが、第三章第三節で述べたように収・縁坐の割合が倉所属の隸臣妾の半数以上を占める可能性があり、終身刑であった労役刑徒が 5 年から 2 年で免除されるとすれば、概ね想定される減少率の範囲内であるといえる。

労役刑徒の人数の大幅な減少という変化は労役体系全体に影響を与えたであろう。秦の社会的労働編成では刑徒労役の比率が高かったが、漢代になると、更卒の比率が増加する。更卒はもともと県の守備、辺境の守備のための兵士であったが、第四章で述べたように、秦代からすでに「徒隸事」と呼ばれるような雑多な労役にも従事していたことがわかる。文帝刑法改革以降に、民の基本的な負担となってゆく更卒の役はもともと軍役の一種である県卒のうち上番で従事するものであったと考えられる。

秦でも卒の雑多な労働への転用は日常的に発生していたが、刑法改革による労役刑徒の大幅な減少を補うための更卒の雑多な労役への転用される機会は増加したと考えられる。また、秦ではこのような軍役には功による報償を得る機会があったが、漢成立以降文帝期までには兵士が軍功を立てる機会の大幅な減少が起きていただろう。その結果、秦制本来の兵士としての役割はほとんど名目上のこととり、漢では県の卒となることのメリットは失われ、実質的に軍役から単なる労役へと性質が変化し、卒の負担を秦のように一部の常勤の卒に担わせることが不可能になった。そのため、漢代になると、成人男子の大部分が上番制の卒あるいは踐更小吏など何らかの役職が割り当てられるとともに、事実上強制的な労働に従事しなければならなかった。更卒の役は『漢書』等にみられるような正衛と並ぶ成年男子の負担という位置づけに変化したのはこのような経緯だろう。

漢における更卒の労役化は部分的な改変であったが、これによって上述のような非常に整った秦の労役制度の構造全体がいびつに変化し、秦末にすでに進みつつあった制度設計と運用の乖離が一気に進行していった。更卒が県の労働力需要を満たすようになっても、「徭」は臨時の労働力需要に対応するため残り続ける。これが漢代にあたかも「更」と「徭」の二系統の労役があるようにみえる原因なのである。廣瀬・楊両氏の見解と王・宮宅両氏の見解が食い違う原因はこの点にある。王・宮宅両氏の指摘する通り、「徭」は民の強制労働全般を指すのであるが、廣瀬薫雄・楊両氏の指摘する通り、更卒の役は「徭」の範疇に含まれない。なぜならば、更卒は依然として制度上は卒として吏や労役刑徒と同じく県のスタッフとして位置づけられていたためである。

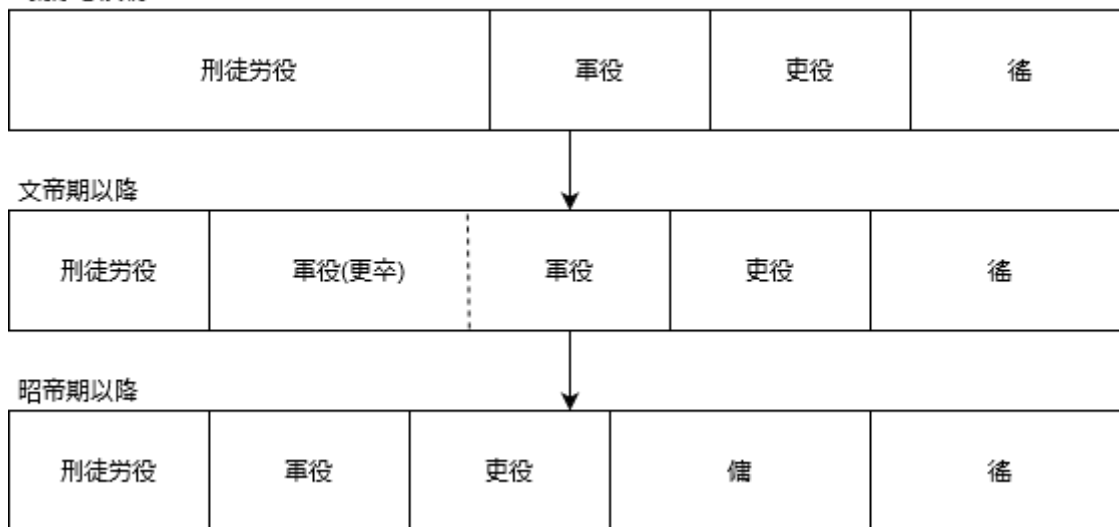
秦漢労役制度のもう一つの大きな変化は、更卒の役の銭納化による負担の均一化と中央財政への組み込みである。

山田勝芳 2004 は中国の皇帝が行政に於いて「均」という理念を極めて重視していたことを指摘している。また、重近啓樹 1990 は漢代の税役体系が「平等の原理が強く現れた税役体系であり、比較的均等な小農民が広範に存在することを前提にしたもの」(310 頁)であることを指摘している。これらの指摘を踏まえるならば、更卒の負担の変遷は限定的な「均」

から全面的な「均」を実現させる過程ともいえる。第七章の検討で、更卒の役は県行政に必要な人数を県内の成年男子の多くが任じられる更卒の数で割って輪番頻度を決定するため、県ごとに負担日数は不均等であったことが判明した。更卒の役に於いても「均」は意識されており、県の内部では均一な負担になるように計算されているが、その「均」は県の内部に限定される。このような賦課方式は、更卒が本来県の兵士であることと深くかかわるだろう。県に属する人員であるため、県を超える調整は極めて限定的であり、県の労働力需要と人口の比率に応じて負担日数を増減せざるを得なかった。文帝期以降に実質的に輪番制の労役と化した更卒であったが、県の兵士(県卒)であった名残は長期間残り続けるといえる。県の兵士としての名残が解消されるのは、文帝改革から約100年後、昭帝期頃まで待たなければならない。昭帝期になると、銭納の浸透によりこのような負担の不均等は解消され、全国一律の賦課が可能となり、本来県の兵士であった更卒は完全に財政として中央に取り込まれることになる。

推測を多く含むが、郡県で使役される各時期の労働編成を模式的に示せば、概ね以下のような変化があっただろう。

秦から漢初



文帝の諸改革の影響で労役刑徒に成年男性が占める割合は高まり、編戸の減少や逃亡者の増加等の問題に歯止めがかかったと考えられる。しかし、前述の通り、労役刑徒の人数のみを比べれば、文帝期以降には秦～漢初の3分の1程度に減少したと考えられる。この減少を補うために大部分の成年男子が更卒として上番労役に就くことになった蓋然性が高い。各県に配備される更卒の数を第七章で述べた松柏漢簡の南郡の例から見ると、県の規模によって40人程度から300人程度と差があるが、平均は約125人である。各県の労役刑徒は先ほどの試算によれば秦の300～350人から文帝期以降の90人程度というように、200～250人程度減少した可能性がある。そのため、減少人数を更卒で完全に補うことはできないが、減少した労役刑徒には老人・女性・子供、さらには労役に従事できない病人や逃亡者が多いことを考慮すれば、概ね埋め合わせることができる人数ではないかと思われる。また、秦で

は不更以下が徭の徴発対象であったが、漢では公大夫以下が対象になっているため、徴発可能な徭の総数も微増した可能性がある。

更卒は徐々に過更錢による代役が増加していたとは考えられるが、昭帝期以降には更卒の役が全面的に錢納化されると考えられる。これによって労働編成から更卒はなくなり、労働力は減少する。この労働力の減少はおそらく納入された錢による雇用労働で賄われたものと推測される。

より大局的な見取り図を示すならば、労役刑徒や吏・兵士といった県に属する人々を中心とした労働力調達は、軍事的な合理性に重点のある戦国秦以来の制度の延長線上にあるといえる。漢文帝以降には、財政的な合理性に重点のある、一般民からの均等な徴収という制度へと段階的に転換してゆくと考えよう。

第三節 後世の制度への影響と中国労役の基本構造

秦漢時代の労役制度を後世の制度と比較した研究はそれほど多くないが、幾つかの指摘がある。濱口重國 1932 は漢代の更卒の役は唐代の雜徭—地方的徭役に比すべきものであるとする。また、濱口重國 1934 では、秦漢時代に更卒の義務の外には、庸の役に該当する労働奉仕の中央的なものはなかったことを論じている。近年では、楊振紅 2010-1 が「冗」と「更」という労役に従事する方式が唐代の「長上」と「番上」にあたりと指摘している。

本論文で個々の労役制度の性質を検討した結果、濱口氏の見解については見直しが必要であるといえる。濱口氏は更卒の役を唐の雜徭に比すべきものと考えたが、更卒の役は民の徭という位置付けではなく、制度上は下級の役職であり唐の雜任に比すべきものであることが明らかになった。秦漢の「冗」と「更」が唐の「長上」と「番上」に類似することを指摘した楊氏の見解はこの意味で適切である。

労役刑徒、戍卒、更卒などは県のスタッフとして県で使役されていた。臨時的な労働力需要で労働力が不足する場合でも、一般民の「徭」を興すことはなるべく避け、労役刑徒、戍卒、更卒など県で役目を持つ者を様々な労役に転用し、労働力需要を満たすように定められていた。更卒は一種の兵役であり、「更」は三国呉簡にみられる「給吏」、さらには差科・職役へと連なる系統であることが推測される。更卒は新出史料によって 3 交代を上限とし 12 交代を下限に 1 ヶ月単位で上番する制度だということが明らかになった。これは西魏・北周・隋の丁兵制と類似するものである。

雜徭と性質が近いのは更卒ではなく「徭」のうち「県請」で行われるものであり、庸・歳役に性質が近いのは「徭」のうち「御中発」であるといえる。渡邊 1989 は秦漢期の財政には「地方郡県において収奪された農民的余剰が第一に各郡県において備蓄され、委積として貯蓄」される構造があったことが指摘されている。秦漢期の「徭」が、唐の歳役と雑役のように中央と地方(県)に分離されておらず、中央の財政として県に蓄積された一部を県が使役する「徭」の「御中発」と「県請」という形態をとるのは、渡邊氏の指摘するような秦漢

財政の構造と関係があるだろう。

岩井茂樹 1994-1~3 は清から現代中国までの長い視点で中国の徭役の基本構造を探ろうとした意欲的な研究である。岩井氏は「付加的・追加的負担をともなう財政を、時代を超えて存在するひとつの普遍的、一般的なシステムとして考えてみたい。」とするが、このような「付加的・追加的負担」と共通する性質を秦・前漢期の「徭」以外の労役に見ることができるだろう。県のスタッフとして扱われる常勤あるいは上番の軍役・吏役および刑徒労働によって恒常的な労働力需要が満たされ、大工事や輸送など臨時に大量の人員が必要な場合にこれが足りなくなれば、これ以外の一般民が徴発された。受益者負担労役として徴発の正当化ができる労役は「徭」に算入せず労役制度外で使役するという基本的な構造が形や名称を変えながら中国王朝において受け継がれている様が見て取れるであろう。

本論文を通して描き出したかったのは、国家が身分や役目を付与して運営される労働が大幅に減り、一般民からの広く均一な労働力徴発が主役となってゆく経緯である。本論文全体の検討を総合すれば、岩井氏の言うこうした基本構造はすでに秦において原型が出来上がっていたと言える。しかし、秦・漢初においては「付加的・追加的負担」たる役目労働のほうが、一般民の徴発よりも重要な労働力であった点が大きく異なる。秦・漢初においては、依然として吏・卒などの役目を持つ者および労役刑徒などの隷属身分にある者による労働が国家および地方行政の核となる労働力である段階にあったが、漢代に一般民からの徴発が中心となる段階へと変化してゆくといえる。中国古代国家の性質はこれによって大きく変革されたと考えるべきであろう。

研究業績

【論文】

- ・「秦漢時代の徭」（『東洋文化研究』第99号、2019年）
- ・「漢代更卒輪番労役の各県における不均一と均一化」（『秦漢史研究』第18号、2017。中国語訳が呉明浩訳「漢代更卒輪番労役在各縣の不均與均一化」『法律史訳評』第7巻に再録）
- ・「収の原理と淵源」（東洋文庫古代地域史研究編『張家山漢簡『二年律令』の研究』、2014。中国語訳が汪益訳「“收”の原理與淵源」『法律史譯評』第五巻に再録）
- ・「長沙呉簡名籍考一書式と出土状況を中心に」（『中国出土資料研究』第14号、2010）
（「里耶秦簡にみる秦の強制労働」『古代文化』に再投稿準備中）

【史料講読】

- ・「里耶秦簡 8-317 簡積読覚書」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note34\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note34(Ishihara).html)（2020年7月）
- ・「8-1719+8-2003 および 9-1624 の積読に関する覚書」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note33\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note33(Ishihara).html)（2020年7月）
- ・「里耶秦簡 8-1156 簡積読覚書」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note32\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note32(Ishihara).html)（2020年7月）
- ・「里耶秦簡 8-660 簡積読覚書」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note31\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note31(Ishihara).html)（2020年7月）
- ・「里耶秦簡 8-369+8-726 簡積読覚書」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note30\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note30(Ishihara).html)（2020年7月）
- ・「里耶秦簡 8-2134 簡と 8-2102 簡の綴合に関する覚書」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note29\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note29(Ishihara).html)（2020年6月）
- ・「里耶秦簡 9-2298+9-1781 簡と 8-1861 簡の綴合に関する覚書」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note28\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note28(Ishihara).html)（2020年5月）
- ・「里耶秦簡 8-192+8-685+8-462 簡釋讀・綴合メモ」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note19\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note19(Ishihara).html)（2016年10月）

- ・「里耶秦簡貳春郷作徒簿綴合メモ」AA 研共同利用・共同研究課題中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note18\(Ishihara\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note18(Ishihara).html) (2016年10月)

参考文献

日本語(五十音順)

- 明石茂生 (2011) 「古代帝国における国家と市場の制度的補完性について(2): 漢帝国」『成城大学経済研究』193
- 青木敦 (1995) 「ポスト・ワルラスからのアプローチ—要素賦存・労働力配分・時代区分論」宋代史研究会研究報告第5集『宋代の規範と習俗』汲古書院
- 青木俊介 (2005) 「里耶秦簡に見える県の部局組織について」『中国出土資料研究』9
- 青木俊介 (2014) 「里耶秦簡の「統食文書」について」『明大アジア史論集』18
- 阿部幸信 (2018) 「漢朝の「統治階級」について—前漢期における変遷を中心に」『中央大学文学部紀要』271
- 飯尾秀幸 (1985) 「中国古代における国家と共同体」『歴史学研究』547
- (1992) 「中国古代の家族研究をめぐる諸問題」歴史科学協議会議編『歴史における家族と共同体』青木書店
- (2007) 「秦・前漢初期における里の内と外」『中国前近代史論集』汲古書院
- 飯島和俊 (2008) 「夫の犯罪と妻子の没入—出土史料による検討」『国学院大学紀要』46
- 池田雄一 (2008) 『中国古代の律令と社会』汲古書院
- 石岡浩 (2004) 「戦国秦の「徭」と軍政—睡虎地秦簡 秦律十八種「徭律」訳注—」『法史学研究会会報』9
- (2005) 「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端」『歴史学研究』第八五
- (2012-1) 「秦の冗隷妾と更隷妾—生活形態からみた労役刑徒」『法史学研究会会報』16
- 石岡浩 (2012-2) 「秦漢代の徒隷と司寇—官署に隷属する有職刑徒」『史学雑誌』121(1)
- 伊藤徳男 (1959) 「漢代の徭役制度について—董仲舒の上言と「漢旧儀」との解釈をめぐって」『古代学』8(2)
- 岩井茂樹 (1994-1) 「徭役と財政のあいだ—中国税—役制度の歴史的的理解にむけて-1-」『経済経営論叢』28(4)
- (1994-2) 「徭役と財政のあいだ—中国税—役制度の歴史的的理解にむけて-2-」『経済経営論叢』29(1)
- (1994-3) 「徭役と財政のあいだ—中国税—役制度の歴史的的理解にむけて-3-」『経済経営論叢』29(2)

- 内田銀蔵 (1927) 『内田銀蔵遺稿全集第1輯・日本経済史の研究(下)』
- 宇都宮清吉(1955) 『漢代社会経済史研究』 弘文堂
- 大櫛敦弘 (1988) 「秦漢国家の陸運組織に関する一考察 - 居延漢簡の事例の検討から」 『東洋文化』 68
- (1992) 「漢代三輔制度の成立」 池田温編 『中国礼法と日本律令制』、東方書店
- (2014) 「近年の内史研究から見る秦漢統一国家体制の刑制」 『中国史学』 24
- (2015) 「漢代三輔制度の形成再論」 『人文科学研究(高知大学)』 21
- 太田幸男 (1984) 「睡虎地秦墓竹簡にみえる「室」「戸」「同居」をめぐって」 『西嶋定生博士還暦記念東アジア史における国家と農民』 山川出版社
- 大庭脩 (1953) 「材官考-漢代の兵制一斑について」 『竜谷史壇』 36
- (1954) 「漢代官吏の勤務規定-休暇を中心として」 『聖心女子大学論叢』
- (1955) 「漢の畜夫」 (『東洋史研究』 14(1-2))
- 越智重明 (1976) 「前漢時代の徭役について」 『法制史研究』 25
- 柿沼陽平 (2011) 『中国古代貨幣経済史研究』 汲古書院
- 加藤繁 (1918) 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」 (上) 『東洋学報』 8(2)
- (1919-1) 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並びに帝室財政一斑」 (中) 『東洋学報』 9(1)
- (1919-2) 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」 (下) 『東洋学報』 9(2)
- (1942) 『史記平準書・漢書食貨志』 岩波書店
- 紙屋正和 (2009) 『漢時代における郡県制の展開』、朋友書店
- 木村正雄 (1965) 『中国古代帝国の形成』 不昧堂書店(新訂版が2003年に比較文化研究所から刊行されており、こちらを参照した)
- 楠山修作 (1968) 「更賦と軍賦」 『和歌山県立海南高等学校研究紀要』 2 (同氏『中国古代国家論集』 私家版1991所収)
- (1982) 「漢代の算錢について」 『東方学』 六四 (同氏『中国古代国家論集』 私家版1991所収)
- (1996) 「漢代女子力役不課論」 『追手門学院大東洋文化学科年報』 11
- (2000) 「算と賦との研究」 『アジア文化学科年報』 3
- 小嶋茂稔 (2014) 「国家による労働力編成と在地社会-戦国秦～前漢初期力役徴発関係出土史料筋記」 (東洋文庫古代地域史研究『張家山漢簡『二年律令』の研究』)
- 佐々木研太(2001) 「出土秦律の書写形態の異同をめぐって」 『中国出土資料研究』 第五号
- 佐竹靖彦 (1980) 「秦国の家族と商鞅の分異令」 『史林』 63(1)
- (2006) 『中国古代の田制と邑制』 岩波書店
- 椎名一雄 (2013) 「秦漢時代の告と劾について」 『三康文化研究所年報』 第四十四号

- 重近啓樹 (1986) 「秦漢の兵制について - 地方軍を中心とし」『人文論集 (静岡大学)』 36
(1990) 「秦漢における徭役の諸形態」『東洋史研究』 49(3)
- 陶安あんど(2000) 「法典編纂史再考—漢篇：再び文献史料を中心に据えて」『東京大学東洋文化研究所紀要』 140
(2009) 『秦漢刑罰体系の研究』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
(2016) 「「何計付」の句読に関する覚書」(中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note13\(Hafner\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note13(Hafner).html)、2016年6月22日)
- 鈴木直美 (1998) 「戦国秦の連坐」『明大アジア史論集』 3
(2008) 「里耶秦簡にみる秦の戸口把握—同居・室人再考」(『東洋学報』 89(4)
(2011) 「「収帑諸相坐律令」撤廃考—文帝の即位事情と賜爵を中心に」『東方学』 121
(2013) 『中国古代家族史研究』 刀水書房
- 角谷常子 (2006) 「秦漢時代における家族の連坐について」富谷至編『江陵張家山二四七号漢墓出土漢律令の研究』論考編、朋友書店
(2013) 「里耶秦簡における単独簡について」『奈良史学』 30
- 角谷常子、張替俊夫 (2010年) 「『九章算術』訳注稿(7)」(『大坂産業大学論集 人文・社会科学編』 8
- 瀬川敬也 (1998) 「秦代刑罰の再検討—いわゆる「労役刑」を中心に—」『鷹陵史学』 24
- 石洋 (2012) 「兩漢傭賃変遷考証」『東洋史研究』 71(2)
- 専修大学『二年律令』研究会(2007) 「張家山漢簡『二年律令』訳注(八)」(『専修史学』 42
- 鷹取祐司 (1997) 「漢代戍卒の徴発と就役地への移動」『古代文化』 49(10)
(2008) 「秦漢時代の刑罰と爵制的身分序列」(『立命館文学』 608号
(2013) 「里耶秦簡に見える秦人の存在形態」(『史料学の方法を探る』 12
- 多田麻希子(2009) 「秦・前漢初期における「室」「戸」「同居」をめぐる諸問題と家族」『専修史学』 47
- 土口史記 (2012) 「戦国秦代の県 - 県廷と「官」の関係をめぐると一考察」『史林』 95(1)
- 鶴間和幸 (2013) 『秦帝国の形成と地域』 汲古書院
- 富谷至 (1983) 「秦漢の労役刑」『東方学報』 55
(1985) 「連坐制とその周辺」林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所
(1998) 『秦漢刑罰制度の研究』 第三編「連坐制の諸問題」 同朋舎
(2006) 『江陵張家山二四七号漢墓出土漢律令の研究』 訳注編、朋友書店
(2010) 『文書行政の漢帝国 - 木簡・竹簡の時代』 名古屋、名古屋大学出版会
- 西田太一郎(1950) 「漢の正卒について」『東洋の文化と社会』 1
(1955) 「漢の正卒に関する諸問題」『東方学』 10
- 西村元佑 (1953) 「漢代の徭役制度」『東洋史研究』 12(5)

- 浜口重国 (1931) 「踐更と過更-如淳説の批判」『東洋学報』19(3)
(1932) 「踐更と過更-如淳説の批判(補遺)」『東洋学報』20(2)
(1934) 「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」『市村博士古稀記念東洋史論叢』
(1935) 「漢の徴兵適齢に就いて」『史学雑誌』46(7)
- 東晋次 (1992) 「漢代の孤児をめぐる二・三の問題」『三重大学教育学部研究紀要 人文・社会科学』43
- 平中荅次 (1955) 「漢代の官吏の家族の税役免除と『軍賦』の負担」『立命館文学』127、(後に同氏『中国古代の田制と税法』東洋史研究会、1967に「漢代の官吏の家族の復除と『軍賦』の負担」として再録)
(1967) 「漢書食貨志に見える『更賦』について」『立命館文学』二六
- 廣瀬薫雄 (2005) 「張家山漢簡所謂史律中有関踐更之規定的探討」馮天瑜主編『人文論叢』2004年巻、武漢大学出版社
(2006) 「更徭弁」(2006年11月中国社会科学院簡帛学国際論壇研討会論文)
(2009) 「論松柏一号墓出土的記更数的木牘」出土文献与伝世典籍——紀念譚樸森先生逝世兩周年學術研討会(復旦大学出土文献与古文字研究中心、2009年6月開催)における配布論文後に復旦大学古文字研究中心ホームページ(<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/931>)2009/10/7 發布
(2010-1) 「論松柏1号墓出土的記更数的木牘」復旦大学出土文献与古文字研究中心編『出土文献与伝世典籍的詮釈』
(2010-2) 『秦漢律令研究』汲古書院
- 藤田勝久 (1984) 「前漢の徭役労働とその運営形態」『中国史研究』8
(2016) 『中国古代国家と情報伝達—秦漢簡牘の研究—』汲古書院
- 堀敏一 (1989) 「中国古代の家と戸」(『明治大学人文科学研究所紀要』27(『中国古代の家と集落』汲古書院一九九六年所収))
(1997) 『中国古代の身分制 - 良と賤 - 』汲古書院
- 梶田昌三 (1982) 「秦漢時代の労役に関する一考察 - 『史記』孝景本紀「男子二十而得傅」の検討を中心として」『立命館史学』3
- 水間大輔 (2007) 『秦漢刑法研究』知泉書館
- 水間大輔 (2013) 「里耶秦簡所見的“牢監”与“牢人”」(『出土文献与法律史研究』2)
- 宮宅潔 (2006) 「有期労役刑体系の形成-「二年律令」に見える漢初の労役刑を手がかりにして」『東方学報』78、(後に同氏『中国古代刑制史の研究』汲古書院、2011に収録)
(2011) 『中国古代刑制史の研究』汲古書院
(2016) 「秦代遷陵県志初稿 一里耶秦簡より見た秦の占領支配と駐屯軍」『東洋史研究』75(1)
(2018) 「出粟与出貸—里耶秦簡所見戍卒的糧食發放制度食料支給」『簡帛』17

- (2019-1)「秦代の「徭」と「戍」—その字義をめぐって—」京都大学人文社会研究所共同研究班 秦代出土文字史料の研究ホームページ http://www.shindai.zinbun.kyoto-u.ac.jp/sakki_pdf/youjyu_miyake.pdf (2019年4月1日 受理)
- (2019-2)「秦代徭役・兵役制度の再検討」東方学報 94
- 宮崎市定 (1976)『アジア史論考』中巻、朝日出版社
- 榑山明 (1928)「秦の隸臣身分とその起源」『史林』65(6)
- 榑山明・佐藤信共編(2014)『文献と遺物の境界 中国出土簡牘史料の生態的研究Ⅱ—中国出土簡牘史料の生態的研究—』東京、六一書房
- 山田勝芳 (1974)「漢代財政制度変革の経済的要因について」『集刊東洋学』31
- (1978)「漢代の算と役」、山田勝芳「漢代の算と役」東北大学教養部紀要(通号28)
- (1986)「後漢時代の徭役と兵役」『歴史』66、(後に同氏『秦漢財政史の研究』汲古書院、1993に収録)
- (1993)『秦漢財政収入の研究』汲古書院
- (2004)『中国のユートピアと「均の理念」』汲古書院
- (2007)「前漢武帝代の地域社会と女性徭役—安徽省天長市安樂鎮十九号漢墓木牘から考える」『集刊東洋学』97
- 山田勝美 (1973)『塩鉄論』明德出版社
- 吉田虎男 (1935)「漢の徭役と人頭税」『東亜経済研究』19(4)(後に同氏『兩漢租税の研究』大阪屋号書店、1942に収録)
- (1942)『支那税制史第1巻、兩漢租税の研究』大坂屋号書店
- 吉田涼作 (2011)「前漢中期以降における二十等爵制の機能—民爵による徭役負担の平均化—(小特集 中国古代史) 専修史学 51
- 好並隆司 (1971)「前漢帝国の二重構造と時代規定」(『歴史学研究』1971年8月号、同氏『秦漢帝国史研究』未来社1978、所収)
- 米田賢次郎(1957)「漢代徭役日数に関する一試論—特に『三十倍於古』について」『東方学報』京都、27
- 若江賢三 (2013)「秦律及び初期漢律における「刑城旦舂」について」『愛媛大学法文学部論集、人文学科編』35
- 劉欣寧 (2011)「秦漢律における同居の連坐」(『東洋史研究』70(1))
- 鷺尾祐子 (2005)「更卒について—漢代徭役制度試論」『中国古代史論叢』続集(立命館東洋史学会刊、立命館東洋史学会叢書4、
- (2006)「「為正」考—漢代における戸と国家負担」『中国古代史論叢』三集
- (2007)「秦の「戸」「同居」「室人」について」『中国古代史論叢』四集
- 渡部武 (1978)「秦漢時代の謫戍と謫民について」『東洋史研究』36(4)

- 渡辺信一郎(1992)「漢代の更卒制度の再検討 - 服虔浜口説批判」『東洋史研究』51、(後に、同氏『中国古代の財政と国家』2010収録、および補論追加)
- (2001)「漢代国家の社会的労働編成」(殷周秦漢時代史の基本問題編集委員会編『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、2001年)
- (2008)「唐代前期賦役制度の再検討」『唐代史研究』11、後に『中国古代の財政と国家』(汲古書院、2010年)第12章に収録
- 渡辺英幸 (2013)「「槎田歳更」小考」(中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note02\(Watanabe\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note02(Watanabe).html)、2013年09月18日)

中国語 (ピンインのアルファベット順に配列)

- 陳明光 (1987)「秦朝傳籍標準蠡測」『中国社会經濟史研究』1987-1
- (2003)『漢唐財政史論』岳麓書社
- (2013)『中国古代的納稅与応役』中国古代生活叢書、商務印書館
- 陳乃華 (1985)「秦漢族刑考」(『山東師範大學學報』1985-4)
- 陳松長 (2014-1)「秦漢時期的繇与繇使」『湖南大學學報(社会科学版)』2014-4
- (2014-2)「岳麓秦簡中的「徭律」例說」『出土文獻研究』11、中西書局
- 陳偉 (2010)「簡牘史料所見西漢前期的“卒更”」『中国史研究』2010-3
- (2014)「岳麓書院秦簡《徭律》的幾個問題」『文物』2014-9
- 陳中竜 (2008)「秦漢收律初探」『止善』5
- 方勇 (2015)「詵里耶秦簡札記六則」(簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2353、2015年11月13日公開)
- 高恒 (1980)「秦律中的徭・戍問題-詵睡虎地秦簡札記」『考古』1980-6
- 高敏 (1985)「秦漢徭役制度辨析(上)」『鄭州大學學報』1985-3
- (1986)「秦漢徭役制度辨析(下)」『鄭州大學學報』1986-4
- (1987)「秦漢的徭役制度」『中国經濟史研究』1987-1
- 高一致 (2013年)「《里耶秦簡(壹)》校釈四則」『簡帛』第八輯
- 高震寰 (2013)「從《里耶秦簡》(壹)“作徒簿”管窺秦代刑徒制度」中国文化遺產研究院編『出土文獻研究』12、中西書局
- 耿虎・楊際平(2007)「如淳“更三品”說駁議」(『厦門大學學報(哲学社会科学版)』2007-3)
- 韓連琪 (1956)「漢代的田租口賦和徭役」『文史哲』1956-7
- 何坦野 (1995)「秦朝徭役制度的若干獻疑」『浙江經專學報』1995-4
- 何有祖 (2003)「「二年律令」零釈(二)」簡帛研究網 <http://www.bamboosilk.org/admin3/html/heyouzhu02.htm>、2003年4月14日發布
- (2006)「安徽天長西漢墓所見西漢木牘管窺」簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=488、2006年12月19日發布

- (2012-1)「里耶秦簡牘綴合(七則)」http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1679、2012年5月1日發布
- (2012-2)「里耶秦簡牘綴合(二)」、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1695、2012年5月14日發布
- (2012-3)「里耶秦簡牘綴合(六)」簡帛網 2012-06-04 (http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1708)
- (2013)「里耶秦簡牘綴合(八則)」簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1852、2013-05-17 發布
- (2014)「枳里耶秦簡牘“炭”字」簡帛網, 2014年9月16日
- (2015-1)「誥里耶秦簡札記(一)」http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=226、2015-06-17 發布
- (2015-2)「誥里耶秦簡札記(三)」簡帛網、2015年7月1日(「里耶秦簡牘枳誥札記(二則)(修訂稿)」簡帛網、2015年11月13日)
- (2015-3)「誥里耶秦簡札記(五)」簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2273、2015年7月15日發布
- (2015-4)「從里耶秦簡徒作簿“(牢)司寇守囚”看秦刑徒刑期間問題」(簡帛網, 2015年9月7日)
- (2015-5)「誥里耶秦簡札記(七)」http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2330、2015年10月27日
- (2015-6)「誥里耶秦簡札記(四)」(簡帛網, 2015年7月8日)
- 賀昌群 (1964)「東漢更役戍役制度廢止」『漢唐間封建土地所有制形式研究』上海人民出版社
- 湖北省文物考古研究所編(2012)『江陵鳳凰山西漢簡牘』中華書局
- 胡大貴、馮一下(1987)「試論秦代徭戍制度」『四川師範大學學報』1987-6
- 胡平生 (2012-1)「誥《里耶秦簡(老)》筆記」、劉少剛主編『出土文獻研究』11、中西書局
- 胡平生 (2012-2)「誥《里耶秦簡(老)》筆記(四)」簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1683、2012年5月4日發布
- 黃今言 (1982-1)「秦代租賦徭役制度研究」『江西師院學報』1982-3(後、同氏『秦漢賦役制度研究』江西教育出版社1988に収録)
- (1982-2)「西漢徭役制度簡論」
- (1987)「秦漢兵徭服役期限問題商兌」『江西師範大學學報(哲學社會科學版)』1987-2
- 賈麗英 (2014)「里耶秦簡牘所見“徒隸”身分及監管官署」『簡帛研究』二〇一三、桂林
- (2018)「早期帝國土地賦役的制度史考察—評臧知非《秦漢土地賦役制度研究》」石家莊學院學報2018年02期

- 荊州博物館(2008)「湖北荊州紀南松柏漢墓發掘簡報」『文物』2008-4
- 勞榦 (1948)「漢代兵制及漢簡中的兵制」1948 初出(『勞榦學術論文集』甲編上、芸文印書館、1975 所收)
- 李洪財 (2016)「秦簡牘“徙人”考」『文物』2016-12
- 李恒全 (2012)『戰國秦漢經濟問題考論』江蘇人民出版社
- 李均明 (2002)「張家山漢簡「收律」与家族連坐」『文物』2002-9(中國社會科學院簡帛研究中心編『張家山漢簡「二年律令」研究文集』廣西師範大學出版社、2007 および李均明『簡牘与法制論考』廣西師範大學出版社、2011、所收)
- 李蘭芳 (2019)「試論裡耶秦簡中的“獻”」『中國農史』
- 李力 (2007)『「隸臣妾」身分再研究』中國法制史出版社
- 李勉·俞方潔(2017)「里耶秦簡“徒簿”類文書的分類解析」『重慶師範大學學報(哲學社會科學版)』2017-4
- 李學勤 (1990)「銀雀山「田法」講疏」『當代學者自選文庫·李學勤卷』安徽教育出版社
- 梁煒傑 (2013)「讀《里耶秦簡(老)》札記-“作徒簿”類型反映的秦“取”意義(簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1949、2013 年 11 月 09 日公開)
- 劉麗琴 (2006)「居延漢簡所見秋射制度」『和田師範專科學校學報(漢文綜合版)』26-2
- 劉自穩 (2018)「里耶秦簡牘所見“作徒簿”呈送方式考察」『中國人民大學學報』2018-3
- (2019)「讀里耶秦簡札記」簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3375、2019 年 5 月 28 日發布
- 魯家亮 (2007)「試論張家山漢簡《收律》及其相關的幾個問題」古籍整理研究學刊
- 呂利 (2009)「內孫考弁」『濟寧學院學報』2009-5
- 羅慶康 (1985)「試論西漢徭役制度的特点」『中國史研究』1985-2
- 羅鎮岳 (1984)「試析西漢男子「屯戍一歲」与「戍三日」」『中國史研究』1984-1
- 彭浩 (2009)「讀松柏出土的西漢木牘(四)」(武漢大學簡帛 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1019、2009-04-12 發布)
- 彭年 (1986)「秦漢族刑、收孥、相坐諸法淵源考」『四川師範大學學報(社會科學版)』1986-2
- (1987)「對於西漢收孥法研究中的兩個問題的商榷」『社會科學研究』1987-1
- 齊繼偉 (2019)「秦漢賦役制度叢考」湖南大學博士論文、2019
- 錢劍夫 (1982)「試論秦漢的正卒徭役」『中國史研究』1982-3
- 裘錫圭 (1974)「湖北江陵鳳凰山十號漢墓出土簡牘考」『文物』1974-7
- 屈建軍 (1994)「秦國兵役徭役制度試探」『鹹陽師專學報(綜合版)』1994-1
- 沈剛 (2006)「秦簡中的“吏僕”与“吏養”」『人文雜誌』2006-1
- (2015)「《里耶秦簡》(老)所見作徒管理問題探討」『史學月刊』2015 年第 2 期、鄭州

- (2019)「徭使与秦帝国統治:以簡牘史料為中心的探討」社会科学 2019 年 05 期
- 宋傑 (1985)『九章算術』記載的漢代徭役制度『北京師範學報』社科版、1985-2
(2011)「秦漢國家統治機構中的「司空」」『歷史研究』2011-4
- 孫英民 (1986)「從雲夢秦簡看秦律「連坐」法」『中原文物』1986-2
- 孫聞博 (2015-1)「秦漢“軍興”、《興律》考弁」『南都學壇』2015-2
(2015-2)「秦及漢初的司寇与徒隸」『中國史研究』2015-3
(2015-3)「秦及漢初“徭”的內涵与組織管理—兼論“月為更卒”的性質」『中國經濟史研究』2015-5
- 孫言誠 (1988)「秦漢的戍卒」、『文史哲』1988-5
- 田沢浜 (1984)「漢代的「更賦」、「貨算」与「戶賦」」『東北師大學報(哲學社会科学版)』1984-6
- 王偉 (2015)「里耶秦簡“付計”文書義解」(魯東大學學報(哲學社会科学版)32(5))
- 王彥輝 (2014)「秦漢徭戍制度補論—兼与楊振紅、広瀬薫雄熏雄先生商榷」『十四屆秦漢史年會論文集編』
(2015)「論秦漢時期的正卒与材官騎士」『歷史研究』2015-4
(2016)『秦漢戶籍管理与賦役制度研究』中華書局
- 王彥輝·陳大志(2015)「秦漢時期徭戍制度研究述評」『中國史研究動態』2015-3
- 王雲 (1985)「秦漢的謫戍和過更」『寧師範大學學報(社科版)』1985-6
- 王毓銓 (1982)『漢書』食貨志「一歲力役」為句非是『文史』13
- 万荣 (2014)「西漢初年徭役制度—由張家山漢簡《奏讞書》“毋憂案”說起」『江西師範大學學報(哲學社会科学版)』2014-1
- 魏瑩 (2011)『中国古代賦稅徭役』吉林出版集團有限責任公司
- 吳昌廉 (1985)「秋射—兼論秋射与都試之異同」『簡牘學報』11
- 吳雪飛 (2016)「從岳麓簡看里耶秦簡中的一條秦令」簡帛網 2016-12-09 發布
- 謝宗陶 (1956)「關於漢代的踐更、卒更和過更」『歷史教學』1956-12
- 謝坤 (2015)「讀《里耶秦簡(壹)》札記(一)」簡帛網, 2015 年 6 月 29 日
(2017)「里耶秦簡綴合七則」『出土文獻』10
(2017-2)「里耶秦簡中的“宮”」簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2922 2017 年 10 月 15 日發布
(2018)「讀岳麓秦簡《內史倉曹令》札記」簡帛網、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3002、2018 年 3 月 10 日發布
- 刑義田 (2003)「張家山漢簡「二年律令」讀記」『燕京學報』新 15
(2011)「漢代簡牘的體積、重量和使用—以中研院史語所藏居延漢簡為例」『地不愛寶:漢代的簡牘』中華書局
- 熊鉄基 (1978)「秦代賦稅徭役制度初探」『華中師院學報(哲學社会科学版)』1978-1
- 徐東昇 (2011)『賦役制度史話』社会科学文獻出版社

- 薛英群 (1988) 「居延漢簡中的「秋射」与「署」」『史林』1
- 楊際平 (2009) 「鳳凰山十号漢墓拋“算”派役文書研究」『歷史研究』2009-6 (『楊際平中國社會經濟史論集：出土文書研究卷』廈門大學出版社、2016年に収録)
- 楊濤 (2004) 『中國封建賦役制度研究』雲南大學出版社
- 楊先雲 (2018) 「秦簡所見“癘”及“癘舍”初探」(簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3102、2018年5月16日公開)
- 楊作童 (1985) 「秦漢兵役及漢代更賦制度考弁」『洛陽師專學報』綜合版、1985-2
- 楊振紅 (2010-1) 「徭、戍為秦漢正卒基本義務說」『中華文史論叢』2010-1
(2010-2) 「松柏西漢墓簿籍牘考釈」『南都學壇(人文社會科學學報)』30(5)
(2010-3) 「松柏西漢墓簿籍牘考釈」『中國古中世史研究』24
- 姚磊 (2015) 「讀《里耶秦簡(壹)》札記(一)」(簡帛網、2015年8月19日)
- 游逸飛 (2015) 「里耶秦簡所見的洞庭郡」http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2316、2015年9月29日
- 嚴耕望 (1979) 『中國地方行政制度史(上編)』中央研究院歷史語言研究所
- 袁延勝 (2009) 「荊州松柏木牘及相關問題」『江漢考古』2009-3
- 閔曉君 (2012) 『秦漢法律研究』法律出版社
- 尹在碩 (1995) 「睡虎地秦簡『日書』所見「室」的研究」(『中國史研究』、一九九五年三期)
- 于豪亮 (1982) 「西漢適齡男子戍邊三日說疑」『考古』1982-4
- 于琨奇 (1988) 「更三品新探」『中國社會經濟史研究』1988-2
(1999) 「秦漢粟價与更賦考」『揚州教育學院學報』1999-3
- 于振波 (1998) 「收努法的變遷」『簡帛研究』第三輯、廣西教育出版社
(2005) 「漢代的都官与離官」『簡帛研究』(二〇〇二、二〇〇三)
(2010) 「秦律中的甲盾比價及相關問題」(『史學集刊』2010-5)
- 臧知非 (1983) 「「事末利及怠而貧舉以為收努」試析」『徐州師範學院學報(哲學社會科學)』1983-3
(1987) 「漢代更賦弁誤」『徐州師範學院學報(哲學社會科學)』1987-2
(2004) 「從張家山漢簡看「月為更卒」的理解問題」『蘇州大學學報』
(2012) 『秦漢賦役与社会控制』三秦出版社
(2017) 「“算賦”生成与漢代徭役貨幣化」『歷史研究』2017-4
- 張伯元 (2005) 「秦漢律中的「收律」考述」『出土法律文獻研究』商務印書館
- 張春童 (2009) 「里耶秦簡中戶籍和人口管理記錄」『里耶古城·秦簡与秦文化研究』科學出版社
(2010) 「里耶秦簡中遷陵縣之刑徒」『古文字与古代史』3
(2019) 「里耶秦簡講述秦朝“小城故事”」『人民日報』(2019年8月10日)
- 張今 (2016) 「里耶秦簡中的榻」(簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=260、2016年8月21日)

- 張金光 (1983) 「秦自商鞅变法後的租賦徭役制度」『文史哲』1983-1
 (2004) 「論秦徭役制中的幾個法定概念」『山東大學學報』2004-3
 (2011) 「說秦漢徭役制度中的「更」—漢牘「南郡卒編更簿」小記」『魯東大學學報(哲學社會科學版)』2011-2
- 張榮強 (2005) 「「二年律令」与漢代課役身分」『中國史研究』2005-2、(同氏『漢唐籍帳制度研究』商務印書館、2010 所収)
- 張守軍 (1998) 『中國古代的賦稅与勞役』商務印書館
- 趙岩 (2013) 「里耶秦簡劄記(十二則)」簡帛網 (http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1952)、2013 年 11 月 19 日發布
- 朱德貴 (2016) 「岳麓秦簡所見“徭”制問題分析—兼論“奴徭”和“吏徭”」『江西師範大學學報(哲學社會科學版)』2016-4
- 朱德貴 (2017) 「岳麓秦簡所見《戍律》初探」『社會科學』2017-10
- 朱紅林 (2004) 「從張家山漢律看漢初國家授田制度的幾個特点」『江漢考古』2004-3
 (2014) 「岳麓書院藏秦簡《徭律》補脫」『出土文獻与法律史研究』3
- 朱江松 (2009) 「罕見的松柏漢代木牘」荊州博物館編著『荊州重要考古發現』文物出版社
- 朱紹侯 (2002) 「呂后二年賜田宅制度試探」『史學月刊』2002-12
- 朱聖明 (2014) 「秦至漢初“戶賦”詳考—以秦漢簡牘為中心」『中國經濟史研究』2014-1

韓国語 (發音のアルファベット順に配列)

- 李明和(리명화) (2011) 「秦漢女性刑罰의 減刑과 勞役」『中國古中世史研究』25
- 李成珪(이성규) (2009-1) 「帳簿上의 帝國과 帝國의 現實—前漢前期南郡의 編戶齊民支配와 그 限界—湖北荊州紀南松柏漢墓出土簿冊類簡牘의 分析」『中國古中世史研究』22
 (2009-2) 「前漢更卒의 徵集과 服役方式—松柏木牘 47 호의 분석을 중심으로」『東洋史學研究』109
- (2011) 「計數化된 人間: 古代中國의 稅役의 基礎와 基準」『中國古中世史研究』24
- (2014) 「岳麓書院秦簡「徭律」的幾個問題」『文物』2014-9
- (2010) 「漢代閏年의 財政收支와 兵·徭役의 調整」『진단학보 (震檀學報)』109
- 金垆吾(김동오) (2016) 「秦帝國 郡의 徒隸 운용 = 秦代郡의 徒隸運用和其特点 - 以《里耶秦簡》‘作徒簿’為中心的探討」『중국고중세사연구(中國古中世史研究)』40

英語

Maxim Korolkov(2015)” Convict labor in the Qin empire: A preliminary study of the “Registers of convict laborers” 復旦大學歷史學系、復旦大學出土文獻與古文字研究中心編『簡帛文獻與古代史—第二屆出土文獻青年學者國際論壇論文集』中西書局

史料・發掘報告

[里耶秦簡]

湖南省文物考古研究所『里耶發掘報告』岳麓書社、2007年

湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡』壹、文物出版社、2012年

湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡』貳、文物出版社、2017年

里耶秦簡博物館編『里耶秦簡博物館藏秦簡』中西書局、2016年

陳偉主編，何有祖、魯家亮、凡國棟撰『里耶秦簡牘校釋(第一卷)』武漢大學出版社、2012年

陳偉主編，何有祖、魯家亮、凡國棟撰『里耶秦簡牘校釋(第二卷)』武漢大學出版社、2018年

[睡虎地秦簡]

睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、1990年

陳偉主編『秦簡牘合集』壹(全三冊)、武漢大學出版社、2014年

陳偉主編『秦簡牘合集 釋文注釋修訂本』武漢大學出版社、2016年

[岳麓秦簡]

朱漢民·陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(壹)』上海辭書出版社2010年

朱漢民·陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(貳)』上海辭書出版社2011年

朱漢民·陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(參)』上海辭書出版社2013年

陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(壹—參) 釋文修訂本』上海辭書出版社、2017年

陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(肆)』上海辭書出版社、2015年

陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(伍)』上海辭書出版社、2017年

陳松長主編『岳麓書院藏秦簡(陸)』上海辭書出版社、2020年

[張家山漢簡]

張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡 二四七號墓』文物出版社、2001年

陳偉·工藤元男主編『二年律令與奏讞書』

[居延漢簡]

簡牘整理小組編『居延漢簡』壹、中央研究院歷史語言研究所、2014年

中國社會科學院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』中華書局、1980年

甘肅省文物考古研究所等編『居延新簡—甲渠侯官』中華書局、1994年

[肩水金關漢簡]

甘肅簡牘博物館、甘肅省文物考古研究所、甘肅省博物館、中國文化遺產研究院古文獻研究室、中國社會科學院『肩水金關漢簡』壹(全三冊)中西書局、2011年

[敦煌漢簡]

甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』(全二冊)中華書局、1991年

[天長漢簡]

天長市文物管理所・天長市博物館編「安徽天長西漢墓發掘簡報」『文物』2006年第11期

[松柏漢簡]

荊州博物館編「湖北荊州紀南松柏漢墓發掘簡報」『文物』2008年04期

[長沙五一廣場漢簡]

長沙市文物考古研究所・精華大學出土文獻研究與保護中心・中國文化遺產研究院・湖南大學岳麓書院編『長沙五一廣場東漢簡牘』卷、中西書局、2018年

[草場漢簡]

荊州博物館「湖北荊州胡家草場西漢墓 M12 發掘簡報」『考古』2020年第2期

李志芳・蔣魯敬「湖北荊州胡家草場西漢墓 M12 出土簡牘概述」『考古』2020年第2期

李志芳、蔣魯敬「湖北荊州胡家草場西漢墓出土大批簡牘」中國社會科學院考古所中國考古網
2019年2月7日發布

李志芳「十大考古候選專案：湖北荊州胡家草場西漢墓地發現大量秦漢簡牘」文博中國網
2020年1月13日發布

[漢紀]

荀悅撰、張烈點校『兩漢紀 上冊漢紀』中華書局、2002